

令和 5 年

# 塩竈市議会会議録

(第184巻)

第1回臨時会	3月24日	開 会
	3月24日	閉 会
第2回臨時会	5月15日	開 会
	5月15日	閉 会
第2回定例会	6月16日	開 会
	6月28日	閉 会

塩竈市議会事務局

## 令和5年3月臨時会日程表

会期1日間（3月24日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
3. 24	金	本会議	会期の決定、議案第35号及び第36号	1

## 令和5年5月臨時会日程表

会期1日間（5月15日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
5 . 15	月	本会議	会期の決定、議案第37号	1

# 令和5年6月定例会日程表

会期13日間（6月16日～6月28日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
6. 16	金	本会議	会期の決定、諸般の報告、総務教育常任委員会所管事務調査報告、議案第38号ないし第48号	1
17	土	休 会		2
18	日	”		3
19	月	”		4
20	火	”	総務教育常任委員会 10：00～	5
21	水	”	民生常任委員会 10：00～	6
22	木	”	産業建設常任委員会 10：00～	7
23	金	本会議	一般質問 13：00～ ①阿部 眞喜 議員 ②辻畑めぐみ 議員 ③小野 幸男 議員 ④志子田吉晃 議員	8
24	土	休 会		9
25	日	”		10
26	月	本会議	一般質問 13：00～ ⑤伊藤 博章 議員 ⑥小高 洋 議員 ⑦西村 勝男 議員 ⑧今野 恭一 議員	11
27	火	休 会	議会運営委員会 13：00～	12
28	水	本会議	委員長報告 13：00～	13



塩竈市議会令和5年3月臨時会会議録  
塩竈市議会令和5年5月臨時会会議録 目 次  
塩竈市議会令和5年6月定例会会議録

(3月臨時会)

第1日目 令和5年3月24日(金曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第35号及び第36号	3
提案理由の説明	3
質 疑	9
伊 勢 由 典 議員	9
山 本 進 議員	17
土 見 大 介 議員	23
伊 藤 博 章 議員	31
志 賀 勝 利 議員	37
採 決	42
閉 会	42

(5月臨時会)

第1日目 令和5年5月15日(月曜日)

開 会	45
議事日程第1号	45
開 議	47
会議録署名議員の指名	47
会期の決定	47
議案第37号	47
提案理由の説明	48
質 疑	50
伊 勢 由 典 議員	50
志 賀 勝 利 議員	57
土 見 大 介 議員	60
小 高 洋 議員	67
採 決	71
閉 会	71

## (6月定例会)

### 第1日目 令和5年6月16日(金曜日)

開 会	73
議事日程第1号	73
開 議	75
会議録署名議員の指名	76
会期の決定	76
諸般の報告	76
質 疑	77
鎌 田 礼 二 議員	77
伊 勢 由 典 議員	82
志 賀 勝 利 議員	90
総務教育常任委員会所管事務調査報告	93
議案第38号ないし第48号	98
提案理由説明	98
総括質疑	104
伊 勢 由 典 議員	104
志 賀 勝 利 議員	107
散 会	111

### 第2日目 令和5年6月23日(金曜日)

議事日程第2号	113
開 議	115
会議録署名議員の指名	115
一般質問	115
阿 部 眞 喜 議員(一問一答方式)	
(1) 塩竈市の水産・水産加工について	115
①塩竈市の水産・水産加工業について	
②育てる漁業への考え方は	
③海業についての考え方は	
④ブルーカーボンについての考え方は	



(2) 女性の社会進出支援について .....	126
①女性の幸福度は	
②塩竈市の女性支援は	
③女性の社会進出に対する支援策について	
(3) 港湾について .....	129
①塩竈市としての港湾の考え方は	
②現在県で行われている次期港湾計画策定への関わり方は	
③港湾に対する具体策は	
(4) 浦戸諸島について .....	134
①浦戸諸島に必要なこととは	
②新たな産業の創出について	
辻 畑 めぐみ 議員 (一問一答方式)	
(1) しおナビ・NEWしおナビ100円バスの運行 .....	136
①現状について	
②地域公共交通会議を踏まえた市の考え方は	
(2) 各世帯のごみに関わる問題について .....	142
①集積所の状況について	
②集積所まで運ぶのが困難な市民に対して	
③家庭用生ごみ処理機購入助成の利用状況について	
(3) 補聴器購入費支援について .....	145
①現状は	
②今後の取り組みについて	
(4) おむつ支援事業費について .....	147
①利用状況について	
②対象の条件などについて	
小 野 幸 男 議員 (一問一答方式)	
(1) 行政手続 .....	150
①窓口サービスの質向上について	
(2) 教育行政 .....	154
①部活動の地域移行について	
②GIGAスクール構想1人1台の端末の利用促進について	

(3) 住宅行政	163
①市営住宅の環境改善について	
志子田 吉 晃 議員 (一問一答方式)	
(1) ガス体育館改修事業について	168
①塩竈市スポーツ施設整備事業費1,683万円の事業概要について	
②ガス体育館屋上の展望施設開放について	
③ガス体育館と周辺環境の整備について	
(2) 道路等土木インフラの拡充について	177
①権現堂～栄町(玉川中学校南側)市道の新設について	
②伊保石137番・伊保石沢川の護岸改修について	
③私道の整備貸付金制度創設について	
(3) 防犯カメラ設置助成制度について	180
①防犯カメラ設置助成制度(委託料250万円・助成金60万円)の事業概要について	
②家庭用小型防犯カメラの補助制度新設について	
(4) 生活福祉資金貸付について	183
①一時生活支援費・生活再建費・災害援護資金について	
②時効援用・自己破産・任意整理・個人再生への援助について	
(5) 教育ローンの支援策について	185
①人口減少対策としての教育ローン支援について	
(6) ごみリサイクル率の向上について	186
①産業廃棄物・大型店の資源物のリサイクル率カウントについて	
(7) 固定資産税・都市計画税の納期について	187
①納付率と納付回数について	
(8) 市職員の人件費について	188
①職員報酬の25年間の推移について	
散 会	190

### 第3日目 令和5年6月26日(月曜日)

議事日程第3号	191
開 議	193
会議録署名議員の指名	193

一般質問	193
伊藤博章議員（一問一答方式）	
（1）市立病院について	194
①開設者として、市立病院のあり方をどのように考えるか	
（2）高齢者福祉事業及び介護保険事業計画について	200
①次期計画の策定に向けた取り組みに関して	
（3）行財政改革について	202
①第5次塩竈市行財政改革推進計画について	
小高洋議員（一問一答方式）	
（1）4年間の市政の総括と現状の課題について	211
①現市政4年間の市政運営の総括と現状の課題について	
（2）教育等の分野における児童生徒・保護者に対する支援について	216
①学校給食費について	
②学校空調設備の導入状況について	
③不登校対策、支援について	
④塩竈市独自の奨学金制度について	
（3）医療費助成制度について	225
①子ども医療費助成制度について	
②障がい者・母子父子医療費の各種助成について	
（4）地域の環境整備について	229
①歩道の急こう配の解消、私道整備等について	
西村勝男議員（一問一答方式）	
（1）安全安心なまちづくりについて	233
①避難道の整備について	
・市内の危険な避難道路個所について	
・北浜地区から第二小学校への道について	
②北浜緑地・護岸整備工事について	
・原因究明と完成時期につて	
・遅れによる塩竈市の損失について	
③路側帯のカラー化について	
・学校周辺の状況について	

(2) ごみ処理事業について .....	242
①事業主体について	
②ごみ処理方式の考え方について	
③仙台市のごみ処理との違いについて	
(3) 市職員の人事管理について .....	244
①職員採用・退職者の状況について	
(4) 高齢者への支援について .....	247
①高齢者のスマホ購入補助金について	
②町内会へのデジタル化支援について	
(5) 駐車場の利活用について .....	249
①本町くるくる広場・宮町裏坂公用車駐車場について	
今野 恭一 議員 (一問一答方式)	
(1) 安心して産み育てられるまちづくり .....	252
①少子化対策について	
②保育所の待機児童について	
③給食費の無償化について	
(2) この4年間を振り返って .....	258
①市長としてお感じになったこと	
②今後の抱負について	
散 会 .....	260

## 第4日目 令和5年6月28日 (水曜日)

議事日程第4号 .....	261
開 議 .....	263
会議録署名議員の指名 .....	263
産業建設常任委員会所管事務調査報告 .....	263
議案第38号ないし第48号	
(総務教育常任委員会委員長議案審査報告) .....	266
(民生常任委員会委員長議案審査報告) .....	267
(産業建設常任委員会委員長議案審査報告) .....	269
討 論 .....	270

伊勢由典議員 .....	270
今野恭一議員 .....	271
採決 .....	273
閉会 .....	273

令和5年3月臨時会	3月24日	開会
	3月24日	閉会
令和5年5月臨時会	5月15日	開会
	5月15日	閉会
令和5年6月定例会	6月16日	開会
	6月28日	閉会

議案審議一覽表  
議員提出議案

## 塩竈市議会 3 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議案第35号	修繕代金の未払に係る和解について	原案可決	5.3.24
	議案第36号	令和4年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	5.3.24

## 塩竈市議会 5 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
	議案第37号	令和5年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	5.5.15



## 塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第38号	塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	5.6.28
	議案第43号	令和5年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	5.6.28
	議案第44号	工事請負契約の締結について	原案可決	5.6.28
	議案第45号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	5.6.28
	議案第46号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	5.6.28
	議案第47号	町の区域を変更することについて	原案可決	5.6.28
	議案第48号	町の区域を変更することについて	原案可決	5.6.28
民 生	議案第39号	塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決	5.6.28
	議案第40号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	5.6.28
	議案第41号	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	5.6.28
	議案第42号	塩竈市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	5.6.28
	議案第43号	令和5年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	5.6.28
産業建設	議案第43号	令和5年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	5.6.28



令和5年3月臨時会 3月24日 開会  
3月24日 閉会

## 塩竈市議会会議録

令和5年3月24日（金曜日）

塩竈市議会3月臨時会会議録

（第1日目）

## 議事日程 第1号

令和5年3月24日（金曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 議案第35号及び第36号
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第3

---

### 出席議員（17名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 阿部眞喜議員  | 2番  | 西村勝男議員  |
| 3番  | 阿部かほる議員 | 4番  | 小野幸男議員  |
| 5番  | 菅原善幸議員  | 6番  | 浅野敏江議員  |
| 7番  | 今野恭一議員  | 8番  | 山本進議員   |
| 9番  | 伊藤博章議員  | 11番 | 志子田吉晃議員 |
| 12番 | 鎌田礼二議員  | 13番 | 伊勢由典議員  |
| 14番 | 小高洋議員   | 15番 | 辻畑めぐみ議員 |
| 16番 | 曾我ミヨ議員  | 17番 | 土見大介議員  |
| 18番 | 志賀勝利議員  |     |         |
- 

### 欠席議員（1名）

- 10番 香取嗣雄議員
- 

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	総務部長	佐藤俊幸
総務部次長兼 総務人事課長	鈴木康弘	総務部 財政課長	高橋数馬
総務部 管財契約課長	千葉貴幸	総務部 総務人事課総務係長	阿部俊弘

教育委員会  
教育長 吉木 修

教育委員会教育部  
次長兼教育総務課長 小倉 知美

教育委員会教育部  
生涯学習課長兼  
文化スポーツ課長 武田 光由

監査事務局長 山本 哲也

教育委員会  
教育部長 鈴木 康則

教育委員会教育部  
学校教育課長 松崎 和佳子

監査委員 福田 文弘

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 相澤 和広

議事調査係主査 工藤 聡美

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 梅森 佑介

午後 1 時 開議

○議長（阿部かほる） 去る 3 月 17 日、告示招集になりました令和 5 年第 1 回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の会議に欠席の議員は、10 番香取嗣雄議員の 1 名であります。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の会議におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にも、マスクを外していただく必要はございません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 1 号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、マスクの着用にご協力をお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1 番阿部眞喜議員、2 番西村勝男議員を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（阿部かほる） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、1 日間と決定いたしました。



日程第 3 議案第 35 号及び第 36 号

○議長（阿部かほる） 日程第 3、議案第 35 号及び第 36 号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました議案第 35 号及び第 36 号につきまして、提案理由

のご説明を申し上げます。

まず、議案第35号「修繕代金の未払に係る和解について」でございますが、平成31年3月から令和3年7月までの期間において、相手方であります市内業者の方に依頼した学校施設の修繕に関し、必要な事務手続を行わず、かつ、修繕代金を支払っていないことが判明いたしました。

相手方から提出されました関係書類を基に事実関係を調査した結果、21件の修繕の事実を確認いたしますとともに、相手方が主張される未払い金332万185円のうち、本市に280万5,363円の支払い義務があることを確認いたしましたことから、和解契約を締結の上、解決金をお支払いするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第36号は「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」であります。

学校施設の修繕に関し、和解契約により解決金をお支払いするための予算を計上し、歳入歳出予算にそれぞれ280万6,000円を追加いたしまして、総額を260億3,547万5,000円とするものであります。

歳出予算といたしましては、和解契約による解決金として280万6,000円を計上しております。

歳出予算の補正に伴う歳入予算につきましては、財政調整基金繰入金として280万6,000円を計上しております。

以上、各号議案についてご説明申し上げましたが、なお、担当部長から補足説明いただきますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 私から、ただいまの議案につきまして補足説明をさせていただきます。

資料No.4、臨時会議案資料をご用意いただきたいと思います。資料No.4でございます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、改めて、今回の議案の提案に至りました経緯をご説明させていただきたいと思います。2番の経緯をご覧いただきたいと思います。

令和3年7月末でございます。当時学校施設の修繕業務を担当いたしました職員が人事異



動することに伴い、これ8月1日付の人事異動でございます。同職員及び学校施設の修繕業務を引き継ぐことになった職員に対しまして、相手方から「過去に行った学校施設の修繕に関する書類」が提出され、24件分の修繕代金の支払いが求められたものでございます。担当職員につきましては、後任の職員に引継ぎを行っております。

8月以降でございます。後任の職員は、相手方に、「修繕時期」や「修繕の事実」、「正確な修繕代金」が分かる書類の提出を求めましたけれども、体調不良を理由に未提出が続いております。

年が明けまして令和4年の6月でございます。相手方が来庁いたしまして、「関係書類を提出していなかったこと」に対する謝罪及び改めて修繕代金の支払いを求められたものでございます。その後、相手方に対しまして、関係書類の提出を求めたものでございます。

10月下旬に、相手方から「支払い済みであったため取り下げるなどした3件分を除きます21件分の関係書類」が提出されたところでございます。10月下旬から11月末にかけて提出されましたこの本件修繕が「平成31年3月から令和3年7月までにかけて依頼したものであること」がここで分かったものでございます。

12月上旬に、この書類を基に「修繕の事実」を確認しております。

12月17日でございます。「学校施設の修繕・工事に係る不適切な事務処理について」、文書で各議員にご送付してご説明させていただいた次第でございます。

12月19日に臨時記者会見を開催し、発表したものでございます。

12月の下旬からでございます。請求額の合理性に関する確認調査を行いまして、修繕代金の支払いに向けた協議を事業者と行っております。

年が明けまして、令和5年3月13日、過日、市議会の全員協議会を開催していただき、ご報告させていただいた次第でございます。

次の2ページでございます。

調査結果についてのご報告でございます。

修繕の事実確認調査でございます。

令和4年の12月上旬でございます。教育総務課の職員が対象となる10校を巡回いたしまして確認を行いました。その結果、全ての学校で「修繕の事実」を確認しております。その一方で、本件修繕に関します記録や事務手続に関する書類の存在は、残念ながら確認することはできませんでした。下段の表は、21件の年度別の件数でございますので、ご参照いただ

ればと思います。

2番目の請求額の合理性に関する確認でございます。

私どもで、この修繕日時点におけます「労務・資材設計単価表」及び「公共建築工事積算単価」併せて「メーカー公表価格」に基づきまして、改めて予定価格を作成いたしました。請求額が予定価格より安価である場合、「請求額に合理性がある」と判断しております。請求額が予定価格より高価である場合は、「予定価格に合理性がある」と判断いたしております。これはちょっと説明させていただきます。

4ページのA3の表をご覧くださいければと思います。4ページの表でございます。

ここに21件の修繕の内訳が記載してございます。真ん中の請求額の欄をご覧くださいければと思います。ここに21件ございまして、トータル小計で332万185円とございます。これが相手方事業者から出された請求額でございます。その隣の予定価格でございます。これが私どもが新たに積算をした予定価格でございます。21件のトータルが365万3,640円となっているものでございます。

この中で、例えば、1番でございます。二小の理科室ほか換気扇修繕の欄でございますけれども、相手方の請求額96万6,130円となっております。私どもの予定価格につきましては、112万8,600円となっておりますので、この相手方の請求額の方を合理的な額として採用しているものでございます。

次に、3番目でございます。同じく二小の駐車場照明灯回路修繕でございます。相手方の請求額が4万6,420円でございます。私どもの予定価格が2万2,000円になっておりまして、これにつきましては、2万2,000円の方を合理的な額として採用しております。この網かけがかかっているところが採用している額でございます。相手方の請求額が15件、私どもの積算しました予定価格が6件でございます。支払い額の欄をご覧くださいますと、この網かけの部分を持ってきまして、トータル311万7,070円が今回合理性があると確認した金額でございます。

2ページにお戻りいただければと思います。

こういった作業をいたしまして、相手方から請求された332万185円に対しまして、311万7,070円に合理性があるということを確認しているものでございます。

4番目でございます。相手方との協議でございます。

まずは、事業者には、地方自治法の中で「会計年度独立の原則」があり、通常の支払いで

修繕料として支払うことはできませんということをご説明しておりました。このことを踏まえまして、相手方と「和解契約を締結をして解決金として支払うこと」、「解決金の額につきましては、ただいま説明しました市が合理性があると判断した額を基に定めること」を前提に協議を重ねてまいりました。

2番目の解決金の額の確定でございます。この協議の中で、相手方から「修繕に着手する前に見積書兼承諾書を提出しなかったこと」や「関係書類の提出が遅れたこと」、「調査や事務手続など市に手間をかけさせたこと」を理由に「解決金を減額していただいても構わない」旨のご発言がありました。本市顧問弁護士と相談いたしまして、本件に係る相手方の責任割合は1割程度でないかということをご相談させていただきまして、この「1割を減額を前提に相手方と協議をすることが適当である」という旨の回答がございました。このことを踏まえまして、相手方と協議を進め、先ほどの市が合理性があると認めた311万7,070円の1割、31万1,707円を減額するという合意が得られまして、今回解決金の額を280万5,363円とすることになったものでございます。

次の3ページをお開きいただきたいと思っております。

相手方との協議の経過でございます。昨年12月23日、このことを、「和解契約を締結をして、解決金として支払うこと」の合意を得ております。あわせまして、このときに「市が合理性があると判断した額を基に」ということを合意を得ているものでございます。

年が明けまして1月12日でございます。和解条項についての協議を行っております。改めてここで、「市が合理性があると認めた額」、この解決金の額を相手方にお示しいたしました。このとき、相手方から「解決金を減額していただいても構わない」というご発言があったものでございます。

1月16日に本市顧問弁護士にそのことをご相談させていただいたという状況でございます。

1月23日でございます。この「解決金の減額」について意思確認を行いまして、合意を得たものでございます。

2月27日、「解決金の支払い期限」につきまして、意思確認を行い、合意を得たものでございます。

3月14日、「和解条項全て」について、最終的な意思確認を行い、合意を得たものでございます。

次に、5番目の事業費及び財源内訳でございます。今回事業費280万6,000円、財源内訳は

全て一般財源ということで用意しております。

6番、今後の予定でございます。今回、議決いただきましたら、速やかに相手方と和解契約を締結いたしまして、解決金を支払いたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次に、議案の内容をご説明いたします。

資料No.1の議案の1ページをお開きいただければと思います。資料No.1の1ページでございます。

議案第35号「修繕代金の未払に係る和解について」でございます。

学校施設の修繕代金の未払に係る和解につきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を今回求めるものでございます。

まず、1番の当事者でございます。

相手方、甲でございます。この相手方につきましては、議案の別紙1-2の1ページに記載してございますので、ご参照いただければと思います。乙が塩竈市でございます。

2の概要につきましては、ただいまご説明した内容でございますので、省略させていただきます。

3番、和解条項でございます。

まず第1条、乙は、甲に対し、別紙学校施設の修繕代金の未払に係る解決金として、甲が主張する金332万185円のうち、金280万5,363円の支払い義務があることを認め、これを令和5年4月30日に限り、甲の指定する次の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、乙の負担とするものでございます。

第2条でございます。甲は、乙及び学校施設の修繕に関わった職員に対し、本件に関して民事・刑事、裁判上・裁判外を問わず、いかなる請求又は申立て等を行わないことを約するというものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第3条でございます。甲及び乙は本件に関し、上記各条項に定めるほか、互いに債権債務のないことを確認するというものでございます。

これが今回の和解の条項でございます。よろしくお願いいたします。

最後に、補正予算についてご説明いたします。

資料No.3、補正予算説明書をご覧いただきたいと思います。

補正予算説明書の5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。5ページ、6ペ

ージでございます。

まず、歳出をご説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費第21節補償補填及び賠償金に280万6,000円を今回の和解契約の解決金として計上いたしております。

これに対する歳入でございます。

3ページ、4ページ、前のページにお戻りいただければと思います。

歳入につきましては、第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金第1節財政調整基金繰入金から280万6,000円を計上しているものでございます。

以上で議案についての補足説明を終わらせていただきます。本当に、年度末のお忙しい中、議会を開催いただきましてありがとうございます。申し訳ございませんでした。本当によろしくご審議をお願いいたします。

○議長（阿部かほる） これより質疑を行います。

なお、発言の際には、特定の業者名や個人名の取扱いについてご留意願いたいと思います。

13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） ただいまの議案第35号並びに議案第36号について、一定の報告がございました。今般の議案、2つあって、第35号は和解契約の締結ということで、議案として示されているということになります。第36号は全体の予算ということになります。そこで、改めて確認の意味でお聞きしたいのは、地元の新聞報道によれば、修繕工事の記録や事務手続に関する書類は見つかっていないと報じられたとなっております。そこで、正確を期するために、今回和解あるいは補正予算の対象になっている21件に関して、これまで3年間ですか、過去3年間の当時の教育委員会の職員に対する聞き取り調査の対応と結果について、まず、ご説明願いたいとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 聞き取り調査についてのご質疑でございます。当時、修繕を担当していた職員に対して、どのように発注していたのかということで、聞き取り調査を行っておりますが、その担当職員につきましては、全ての修繕に関して「発注した覚えがない。ただし、第二小学校の照明灯回路修繕に関する見積書の提出を依頼した覚えはある」というような発言をしております、どのように発注したかということの確認は取れていないところです。以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、文書としても残っていないというような形で理解してよろしいんですか。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 文書ですとか、記録、書類、そういったものについて確認は取れておりません。以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そこで、改めて、21件の修繕が正式な文書が残っていないということですが、どんなふうな発注の仕方をしたのか、聞き取りの中で、どういう形で発注をしたのか、21件等について、その関係についてお聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 担当した職員の聞き取りで、発注をした記憶がない、その修繕についての記憶がないということですので、どのように発注したかということに関しては、申し訳ないんですけれども、確認が取れていないという状況です。以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、そこで確認をしなきゃいけないんですが、発注をした記憶がないということですが、しかし、實際上、学校関係で10校かな、332万円ということで、私たちには一定の説明があったわけですね、21件でね。文書上も残っていないということですが、そうすると、その相手方に対して、どういう形で修繕を依頼したのか、そこだけお聞きしたい。そこだけお聞きしたい。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） そのところが私も本人から聞き取りしたんですけれども、そこがもう不明確でございまして、本人は発注をした覚えはないということですので、どういった形で発注したのかというのが、今、残念ながら分からない状況でございます。ただ、学校現場を確認しましたら、確かにその修繕は実績ございますので、修繕を実施したものは間違いないと。相手方からも、事業者からも、そのときの書類とか写真等は提出いただいておりますので、その事実については間違いはないという判断で、21件の今回の提案になっているものでございます。以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると学校側は、修繕をお願いした。教育委員会がね、当時の担当に、それはそのとおりでよろしいわけね。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 学校のそういった記録もございませんので、誰が発注したかということについては、分からないという状況でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、言ってみれば学校側にも発注の覚えがないということでしょうか。学校側のそういった修繕等について、発注がないということで確認してよろしいのかな。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） そのとおりでございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、事業としては、先ほど言った332万円というのは、どういう形でやったんですか。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大変重要なところでございますので、私から発言させていただいたほうがいいだろうと思います。当然、こういった工事を発注するにおきましても、双方向があると思います。AさんとBさんがいたとすれば、Aさんは認めておりません。Bさんは、はっきりと、Aさんから発注をされて工事をしたということをおっしゃっていらっしゃいます。ただ、市役所として、これ以上の追求とか、形については、なかなか難しいと。私ども捜査機関じゃありませんので、ご本人が発注していない、もう一方はこの人から発注された、これが今の現実でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） なかなか難しい問題ですね。少なくとも、金額としては、受けた事業者は、それを受けていましたということだけれども、しかし、一方で、発注を要請した側の関係でいうと、認められていないという形での今の市長のご発言だったと思うんですね。

そこで、ちょっとこの問題については、確かに非常に微妙な問題ではあるんですが、これいつまでも堂々巡りになっちゃうと、議論が、ここでなっちゃうので、じゃ次の点について

だけちょっと確認させてもらいたいと思います。役所というのは、言ってみれば全ての発注についても、文書で始まって文書で終わるといような形になるわけですね。全てはそれで完結すると思います。私たちが前段説明受けた中で、10万円の以下の修繕ですと、例えば、学校から教育委員会教育総務課へと連絡が来て、現場確認と業者依頼と見積りかな、見積書兼承諾書受領、そして支出負担行為の起票と修繕完了、それから履行確認調書受領、支出命令起票と、こういう形になっているようですね。流れとしてはね、事務的なもの。一方、10万円以上は学校からの教育委員会の教育総務課へ現場確認、起工伺い、積算書作成・決定、見積徴収執行伺い、予定価格決定、見積徴収執行、入札ですね、それから、落札者決定・契約締結、支出負担行為起票、修繕完了、履行確認調書受領、支出命令起票で支払いということで、一つはこの問題で考えた場合に、少なくともこの事務手続は経なければならない規則にはなっていると思うんですね。その辺のくだりはどうだったのか、これが遵守されたのか、遵守されていないのか、そこを確認したいと思います。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 必要な事務手続遵守されていたのか、取られていたのかということに関しましてです。本件の修繕業務以外の修繕に関しまして、必要な契約事務手続、取られております。また、聞き取り調査の中で、その職員から「10万円を超える修繕が発生した場合は、契約事務手続が必要であることは理解している」という発言がありました。また、勤続年数などを鑑みれば、事務の流れは認識、理解されていたものということは考えております。以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、ご本人の関係でいうと、事務手続については承知をしていたということですね。今の答弁からいいますと。そうすると摩訶不思議な話で、こういう事務手続が全部頭の中にちゃんとあって、しかし、なおさら記憶が残っていないということになると、本来のそういったその10万円以下、10万円以上の、こうしたその事務手続は、どこでやったのかなど。どなたがしたんですかということなんですよ、この議論でいくと。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 一部ちょっと訂正的なものになるかもしれませんが、今議員からご質疑がありました、今回、ご提案をさせていただいている内容についての書類手続というのは、先ほど説明にもございましたが、一切なされていないという状態です。ですので、今回



和解をさせていただき、金額を確定させて、解決金を支払うという流れになります。一般論として先ほど担当課長から申し上げましたのは、一般的な話として、この職員が、経験年数等から照らし合わせれば、どのような処理をしなければならなかったかということは承知はしているはずであると。しかし、今回、ご提案をさせていただいている内容につきましては、その手続というのは記録含め一切なされていないというのが実情でございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 私的には、ちょっとなかなか理解しがたい案件ですね。今日、本会議でするので、そういうふうには言わざるを得ないんですが。

じゃ、次に、次の論に移りたいと思うんですが、そうすると、ここ市役所全般と言っているのかどうか分かりませんが、やっぱり市役所のコンプライアンスという、よく言われる、法律、規則、社会規範を認識、遵守していくということが基本の基本だと思うんですね、事務手続の上で。先ほど認識はしていたということのようですから、これはまず確認をしたいわけですが、そうすると、もう一回お聞きしたいのは、当時の教育総務課ですね、2019年度かな、機構改革をやっているいろいろあったようですけども、当時の教育総務課の職員が何人いて、本来、総務係として入札や発注は誰が行ったのか。その辺について、ちょっと事実確認だけさせてください。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 当時の職員、教育総務課の職員につきましては、2019年度のことになりますと、8名職員がおりました。課長も合わせまして8名ということになります。そして、総務係につきましては、4名の職員がおります。以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、4名で、その入札を実際に担当していた職員というのは何人いらっしゃるんですか。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 総務係の職員、業務の調整をしながら、全員で調整しながら、入札ですとか、そういった執行に当たっております。ただ、修繕業務、そういったことに関しましては、その当時は、今担当していたという職員1名が入

札、執行、そういったことを担当していたという話を聞いております。以上です。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 今のところですが、今、最後のところの答弁でございますが、今回関わった職員が入札、執行していたという表現をしておりますが、あくまでもこの分担としましては、修繕をする、どういう例えば修繕が必要か、そういう例えば設計ですとか、そういったものは、まず今回の担当職員が行います。行っていたということになると思います。それに必要な事前の見積り等々、現地の調査、こういったものも関わっていたかと思えます。しかし、通常の流れから申し上げれば、今度は入札をする段階になれば、それを総務係の本来の今ご質疑にあった入札の担当職員にバトンタッチをしなければならないという流れになるかと思えます。ですが、ここの部分で、先ほども申し述べましたように、一切の記録等、その書類が残っていない、また、そのバトンタッチをするに必要な、いわゆる起案と言われる、こういう修繕をしたいです、こういう工事をしたいです、よろしいでしょうかという決裁を受けた文書等も、これは残っていないということになっておりますので、今ご質疑いただきました入札の担当職員と、それから、そもそもの修繕等を確認して起票する、起工する担当職員、これは別の職員だということをまずご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そういうふうなことで、つまりは、教育総務課かな、教育委員会教育総務課8名、総務係が4名、全員で調整していくというような形のようなようです。修繕業務については、総務係かな、総務係で担当職員が1名、違うのかな。修繕について、どうこうとは言えませんけれども、担当職員がいて、1名いて、設計と見積りをして、最終的に入札等については総務係にバトンタッチしていくと。ただ、ここで、文書が残っていないと。起案した文書がないということですよ。記録、起案がないと。そうすると、修繕を請け負った、受け持った方が、言ってみれば、設計と見積りをやったものの、結局その正式な文書は見当たらないままというようなことで、私ども今の答弁を聞くと理解するところですが、そこでお聞きしたいのは、そうすると、そうした流れでやってきたことで、今もって文書が見当たらないと事実確認を本会議の中で確認してよろしいんですか。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） そのとおりでございます、全く当時の見積書兼承諾書

でありますとか一連の書類が全くない状況でございます。それでさらに事実確認ができないという状況でございますので、その修繕の事実を確認するために、相手方の業者からそういった書類を出していただいて今回のことを確認したという状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 結局、何というんでしょうね、実際に事業を請け負った事業者の方から書類を言ってみれば見させてもらいながら、そこで一つ一つ事案が分かったと。発注金額、あるいはその事業の内容、こういうことでよろしいのかな。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） そのとおりでございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） かなりいろいろと、面倒くさいというかな、やっぱり困った事案だなとは思いますがね。議会側としては、少なくとも公金を預かって、少なくとも、先ほど言ったような様々な事務手続の規則に沿った発注かな、あるいは最終的な支払いと。会計を必ずくぐすわけですからね。そうすると、そうしたものも含めて、今後こういうふうなことが起きないような、コンプライアンスというのは確立すべきではないかと。そのために、何だろうね、3つの提案というのか、そういうものを示されているんだと思いますが、そこで、こうした事態を生んでいる背景の中に、やっぱり職員が、教育委員会の、そこだけに絞りますよ。教育委員会の教育総務課かな。あるいは総務係かな。あるいはその他の部署で、やっぱり職員の担当の方が少ないのかなと思うんですよ。例えば、2019年の教育委員会の組織図を見ますと、69人。教育総務課が先ほど言ったように8人、総務係が4人、その他、保健食育係かな、3人ということで、今2022年でいうと、教育委員会全体ね、66名かな、66名のようです。ただ、前回、その前の組織の関係でいうと、マイナス3人ですので、大変業務量が増えていく中で、なかなか厳しい仕事をしているのかなと思うんですよ。学校施設もある、あと社会教育施設もある、その他もろもろですね、管理すべきところがいっぱいあるんだろうと思うんです。あと、新たに今年度、新しい年度でつくった2022年度版の組織の関係でいうと、教育総務課の中に施設係3名、事務項目として5項目あって、ただよくよく見ると1名会計年度任用職員かな、再任用か。ですよね。そうすると正職員が実際には、施設係として2人の、実際上の仕事をやっているということになるんです。やっぱり全体として、学校

や、そのほか各小中学校や社会教育施設等々の管理で、こういう事案が起きないという最大の保障は私は人的な保障でないのかと思うんですが、その辺のくだりの考え方、見解なり、お聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） まさに議員おっしゃるとおりでございます、人の手当てにつきましては、私どもも再三再四当局側にはお願いしてございます。今年度施設係が新設されたことに伴いまして、建築職、今までは建設部と兼務発令だったんですけども、今年度からは教育委員会の専属の建築職になっております。そういったことで、少しパワーアップはしている状況でございます。3人体制で行っているということが。今回のことを踏まえまして、建築職がやるべきことと、事務方がやることをきちんと整理をして、全て建築職に負担にならないようにということで、業務の整理もしております。そういったことも含めて今後対応していきたいと。あと、今年度の今回の人事異動に伴いまして、新年度につきましては、新たに建築職の者が施設係に配置されるということになりましたので、今年度よりもさらに少し充実していくかなと思っておりますので、こういったことが起きないように、今後人的体制についても整えてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 一つ一つ確認をしたつもりです。

そこで、改めて、全体聞いたので、市長から、この事案について、今回、和解かな、和解等々補正予算が示されてきているわけですが、そこも含めて、市長として、これをどういふうに今後の市政運営の諸課題にしていくのか、その辺のくだりだけお聞きして私の質疑を終わらせてもらいます。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） いろいろな事情があったにせよ、事務分掌の形骸化に伴う組織的なチェック機能の欠如、事務処理の常態化は、行政組織として決して許されるものではなく、市政に対する信頼を大きく損なった事実を現実として受け止めているところでございます。ただ、やっぱり基本的に人が足りないとか、それはある意味では言い訳でしかないと思っています。人が足りないときに、どういう形で、市役所全体として、そのフォローをするのか。そういった横ぐしなり縦ぐしがしっかりできていないんだらうということが、間違いなく足りないところなんだらうというのと同時に、根本的な問題は何か考えれば、誰かが発注して

いるにもかかわらず、発注していないと。業者は発注されなきゃ、当然その学校学校に行つて修繕をするわけありませんので、どなたかがうそをついているんだらうと。この事実だけは否めないと思います。そこに根本的な問題があるんだらうと言わざるを得ないと思っております。誰も発注してないんであれば工事なんて行われるわけありませんので、そこが私どもが猛省しなければいけない現実なんだらうと。誰がどうこうよりも、組織として、これは組織全体として猛省をし、二度とこのような現実が起こらないようなチェック体制、これを真剣に体制構築していかなくちゃいけないと強く思っておりますので、こういった形で、年度末に際して皆様方にこのような機会の中で議論をしていただくこと自体、大変恥ずかしい、申し訳ない気持ちでいっぱいでございますので、二度とこのような不祥事が起きないように、しっかりと体制強化を図っていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（阿部かほる） そのほかございませんか。8番山本 進議員。

○8番（山本 進） 私からも、若干、質疑をさせていただきます。

今、伊勢議員から各般にわたつての質疑ありましたけれども、私も一応行政経験ありますが、こういう事案は、見たことも、聞いたことも、もちろん経験したこともございません。そういう意味では、私は前代未聞の事案かなと。まして、地方自治法第96条に基づく和解というものが議案として上がった記憶も私はございません。まず、事実から確認させていただきますけれども、今回の学校備品購入、修繕請負契約等に関する一連の事務的な遺漏を原因とする今回の問題、いわゆるミス、事故、作業事故だと理解しています。事故の原因として、一般的には4つのMと言われておりまして、その中の一つがいわゆる人、人的ミスによる事故ということがあつたわけですが、今回は、そういったようなミスの主因、主な原因は人的ミスというふうな形で教育委員会は捉えていますか、どうなんですか。ミスの原因。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 今回の本当に事案につきましては、様々な状況が重なつて起きたのかなと思つておりました。まず、当時、本当に、本来だったら修繕業務を担当する教育総務課の総務係の職員が病休に入つたりとかという状況もありまして、それで急遽、当時の担当部長、課長から、この職員に対して業務を手伝ってほしいというお願いがあつて、その中で始まつたことありまして、本来の業務プラスアルファこういった業務をやつていたということもあつて非常に繁忙であつたという状況がございますので、そういったことも含めて今回のようなことにつながつたと。そういったことも含めて、人の手当てを含めて組

織全体として本当に対応すべきものであったことが大きな原因であるのかなと思っています。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 山本議員。

○8番（山本 進） まず、今回の事務ミスの主因は何ですかと聞いた場合に、まず一義的には人。部長述べたとおりですけれども、先ほど市長答弁ありましたように、組織ですよ、やっぱり。教育委員会における組織、要は組織マネジメントがどうだったのか。組織統制がどうだったのか。ガバナンスですね。これが一番大きな問題ではないかなと。先ほど伊勢議員も紹介しましたように、本来、行政行為としては、こういったような物品供給契約とか工事請負契約の場合は、まずは学校現場立会いの下に、その現場を確認作業し、そして支出負担行為伺い、ここからまず始まります。そして、仕様書を提示、そして見積り合わせ、そして契約、そして履行を確認し、請求書を受理して代金支払い。これが一連の行政行為です。今回の場合は、行政行為ではないです。適正かつ適切な行政行為ではない。やはり一般法である民法レベルの総務契約に基づく内容です。だから、これ和解なんです。これは行政行為じゃないんです。行政行為以前の問題。それは何かといえ、やはり先ほど言ったように組織ガバナンス。組織として、今、市内何々小学校のどの部分が今故障している。早急にここがしなきゃいけない。そのために教育委員会としてこれを確認し、そしてしかるべき、当時建設部から兼務している職員を派遣し、現場を確認し、そうやって見積りを作成し、そして業者に発注という一連の行為が本来取られるべきであったにもかかわらず、その辺の事務的なものが全く欠落しておったというようなことで、要するに、世間一般の売った買ったのレベルの次元の話だと言わざるを得ない。そういう意味で、これまでの、今伊勢議員も確認しましたけれども、人的ミスの場合でも、最終的には組織の問題があるわけですので、その中で今回特に建設部の職員の兼務という事態があった。ところが、当該職員については、G I G Aスクールとか、そういった新たな教育環境を整備のために忙殺されておったために、当時の部長が係の違う職員に依頼して、受ける職員も受ける職員だと思うんですけれども、それを発注した。21件のうちの1件しか知らないと言っていますけれども、やったということですよね。そういったことからするならば、やはり全体的な教育委員会としての事務量測定というものを、また、兼務でそれが十分足りるのかどうなのか。令和4年4月1日からは、今、正式な、新たに教育総務課施設係ができて建築士もきちんと配置されたということですから、そういうふうな再発防止のまずあれはやったと。その辺ところも、やっぱり事務局内

での意識確認、意思統一ですか、それは当時どうだったのか、改めて確認します。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 当時、建設部、建築職は本当に建設部との兼務発令でございましたので、どちらを主に行っているかという、なかなかそこまで私も今の段階で把握できないんですけれども、やっぱり建築職がもともと少ないということで、この兼務発令の建築職員が当時西日本豪雨で倉敷市に派遣されていたという事実もございます。それで教育委員会に長く勤めていた職員、建築職の職員が倉敷市に派遣されて、その代替りの職員が、また新たに兼務で来たんですけれども、その職員、なかなかまだ教育委員会のことができていなくて、建設部も様々な仕事があったということで、そちらにも主に関わっていたということで、実質、その当時につきましては、建築職が不在だったというような実態もあるようございますので、そういったことも含めて、やはり建築職、今、市でも建築職の採用についてかじを切っておりますので、そういったことも含めて、今後、本当に私どもも含めて全体的に建築職が不足している状況は間違いございませんので、そういったことを含めて対応していければと。本来は私どもの施設管理は非常に幅広く、学校だけじゃなくて社会教育施設も含めて管理とかせておりますので、建築職は本当に、非常に足りない状況でございます。施設も老朽化しておりますので、様々な修繕が毎日学校から、今日もいろいろ来ていますので、そういったことに対応するにはやはり建築職の職員が今後さらに必要ではないかと、そういったことも含めて市長部局と相談させていただいて、そういったことも対応できればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 山本議員。

○8番（山本 進） 建築士については、後ほど改めて質疑させていただきますけれども、当時の部長がどういう意図で、この当該職員に、業務命令、指示したんですかね。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 建築職が実際いないということで、業務ができないということで、当時の教育部長、教育総務課長が、経験のある職員に対して手伝ってくれというようなニュアンスでお願いをしたと。ただ、その受けた職員については、正式な業務命令だという意識の中で受けておりますので、そこは断れないような状況の中で、この業務を行っていたというのが当時の経緯のようでございます。

○議長（阿部かほる） 山本議員。

○8番(山本 進) たしか聞くとところによると、当該職員は、個人的に建築士のライセンスを保有していると。だから、本来行政は、役所の場合は、行政職としての身分ですよ。確かに今言ったように、東日本大震災後の復旧関連、これは派遣する、派遣される、いろいろな状況あったにしても、そうであるならば、臨時的に発令するとか、まず手続を踏んでから、その職員を活用するとかという行為も私は必要だったのではないかなど。彼が資格持っているから頼めというレベルでは、私はないと思う。あくまでも、先ほど伊勢議員言ったように、コンプライアンスが今は、その遵守が問われている時代でありますので、なおさらそういうのは、これでもか、これでもかということでの適法手続というものを本来は進めるべきだと私は思います。

私思うに、再発防止ということで、今回、質疑通告をさせていただきましたけれども、これまで平成30年6月から始まった公共下水道の賦課徴収漏れ事故、それから、平成25年から始まった東日本大震災復興支援事業としての進出企業に対する税の優遇税制の解釈の誤り、そういったことが頻発し、今回は3度目と理解をしておるわけですがけれども、まず総務部サイドとして、今後の、先ほど言った賦課徴収漏れの問題、それから税法の解釈の誤り等々を踏まえ、今回のその事案も踏まえて、再発防止策を、一応出ていますけれども、さらに今後どのような形で行っていくのか、その基本的考えだけ、まずお聞きします。

○議長(阿部かほる) 佐藤総務部長。

○総務部長(佐藤俊幸) お答えをさせていただきます。

本当に今ご指摘いただきましたように、時期等は様々であれども、議会に対して3回このようなご報告、ご協議をさせていただくということを本当に大変申し訳なく思っております。深く反省をいたすところでございます。

今ご質疑を頂戴しました今後の再発防止策の基本的なところということでございますが、全庁的に適正に業務を執行できる体制の整備を図るということで、いわゆる内部統制制度というものの導入を考えてまいりたいと、導入してまいりたいと考えてございます。具体的には、財政課を内部統制の推進部署といたしまして、導入に向けた担当職員配置、ほかの自治体の事例等も参考にしながら取り組んでまいりたいとまず考えてございます。さらには、人材育成のための研修ということで、文書、会計、契約、この3つを重点項目としまして、職員の受講を義務化するなど、こういったところを強化しまして、公務員に求められます基本的な責務、こういったところを常に意識づけすることを徹底してまいりたいと考えていると



ころでございます。以上でございます。

○議長（阿部かほる） 山本議員。

○8番（山本 進） これが私冒頭申し上げた、いわゆる組織ガバナンスなんです。組織統制なんです。だから、それを担うのが、やはり市長部局の総務部全体がそういうふうにならなきゃいけない。先ほどの税法改正の誤った解釈であれば、例えば、総務部総務人事課の総務係に文書法令についての審査及び指導に関することという事務分掌規定がございます。本来これに基づいてやれば、当然稟議書も回ってくるわけですから、それは指摘できたはずなのに、できなかったということが前回の税法解釈の誤りと。今回も、教育委員会に話戻しますけれども、平成31年3月に公共施設再配置計画を策定しました。これは30年間にわたる総額1,090億円です、維持管理経費が。特に学校教育系施設については、小中学校の12施設、大きいカードが78.10%。1次評価、2次評価では、それぞれ一部解体、あるいは譲渡が提案されておるといことで、今回の場合、維持管理、当然新たな施設係ができてありますけれども、今後、教育委員会として、学校、今長寿命化策としていろいろやっていますけれども、学校施設の維持管理に対する基本的な考え方、これを一つのきっかけとして何か新たにこうすべきだ、ああすべきだといった組織的な新たなミッションというのは考えられましたか。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 学校施設の長寿命化計画を立てて何年に何をするかという大きな計画をつくっておりました。ただ、現実を見ていきますと、本当に今、教育委員会の中で、学校の再編に向けての議論を進めておりますので、その抜本的な議論をまず進めさせていただいて、今後学校をどうしていくかということの方向性を固めまして、そういった施設の修繕も含めてトータルで考えていきたいと考えております。

○議長（阿部かほる） 山本議員。

○8番（山本 進） 大きい問題は、大きいものはいいんですけれども、私言ったのは、こう言ったのは、今回、議案として上がっているような、本当に小さな身の回りの備品とか、そういう電気系統関係についても、やっぱり気を配りながらやっていく。また、令和4年度の教育委員会の教育の中にも、安全・安心で快適な学校環境の整備ということで、学校施設の整備、維持管理をうたっていますよね。やっぱり児童生徒のための安全管理でも、維持管理ということのあれがあるわけですよ。ですから、そういったような意味で、責任を持って対応していただければなと考えるわけです。

それで、総務部にお伺いしますけれども、先ほど伊勢議員の質疑に対して市長答弁されていますけれども、現在、令和3年度現在での建設部の技術職員数が20名、総職員数、事務職とかあと再任用も含めて448名。率にして4.4%の比率。それは、技術職員は4.4%、建築士、土木士、電気技師は1人しかいません。多くは土木ですけれども、恐らくこれは、20名の平均年齢、恐らく40代前半じゃないかなと私は推測していますけれども、平成3年度の国土交通省のガイドラインによりますと、全国1,700自治体調査したところ、70%に当たる自治体1,200で、将来技術職員は配置できないという結果が出されています。そうした場合、まず、この現実を本市に当てはめた場合に、どのような問題として把握されているか、それから今後どういった形でそれを対応されていくかお尋ねします。

○議長（阿部かほる） 鈴木総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（鈴木康弘） 山本議員にお答えさせていただきます。

まず、技術系の職員、任期付きの職員の方を除きますと、平均年齢今46歳になります。その中で、私のちょっと調べの中では、平成18年のときに技術系の職員、正職員で51名おりました。今現在令和4年4月1日時点ですと、任期付きの方を除きますとその数が26名ということで、約半分になっているという状況でございます。そのような中で、今後施設の老朽化、再配置計画も含めまして、やはり維持管理というのは技術が、物すごく技術力が必要な業務になってくる中では、この技術職というのは、しっかりと確保していかなくちゃいけないというのが人事サイドの考えでございます。以上でございます。

○議長（阿部かほる） 山本議員。

○8番（山本 進） 今回も、いわゆる建設部が兼務されている担当が他の業務で忙しくてできなかった。だから、個人的なライセンスを持っている職員に頼んだということですね。ですから、それがいわゆる恒常的に、やっぱり建築技師の少なくなってくるというのは、これは全国の自治体の共通した課題と取らざるを得ないのかなと。だから、国土交通省も提案しているのは、都道府県で人材を派遣する。あるいは包括な外部委託する。アウトソーシングする。あるいは、他の自治体と連携をすると。そして、人事の交流をするというものも、もう検討されているんですよね。確かに今、県で公表している建築単価表とかありますから、それを見ればいいです。ただ、それを見て、それを実際の発注事業に該当させるためには、やっぱり専門的な知識がなきゃできないわけですから、そういった意味で今後大きな課題になるのかなと思いますので、決して教育委員会における前代未聞の、全く例にないようなも

のだと片づけるのではなくて、これは市長部局においても、そういったような問題がはらんでいてということは十分認識しながら対応していただければなと思います。

それから、これまでの説明の中でも、当時兼務している担当が多忙だとかいうことを言っていますけれども、多忙は、これは全く禁句であります。多忙であるがゆえに、それは免責されるものではないと思います。

そして、特定の人を責めるのではなくて、やはりもう一回原点に戻って、地方自治体は常に関係法令に準拠し、公平かつ適正に執行して、市民生活の安定、増進に努めるべき責務があるんだということを認識されて、今後業務に、さらに邁進していただきたいと思います。

以上で私の質疑終わります。

○議長（阿部かほる） 17番土見大介議員。

○17番（土見大介） それでは、私からも何点か質疑させていただきます。

ちょっと、冒頭各議員からの質疑とそれに対するご答弁聞いていると、結構根の深い問題なんだなと感じております。特に何が今問題なのかというと、1人のこの職員Aという方の話に結構フォーカスされることもあるんですけども、この事件全体を見ていったときに、組織としての関与が全然見えてこないところがあって、要するに管理というものが全くできていない。市長がおっしゃっていたように、組織としてのサポートが全くなされていない。人的にも、リソース的にもですけども、なされていないというところに、ちょっと非常に言い方厳しくて申し訳ないんですけども、この塩竈市という組織の未熟さというか、未成熟さが出てきているのかなと。組織としてのですよ、未成熟さというのが出てきているのかなと思っております。その中で、ちょっと分からないところ何点かあったので伺いたいんですが、資料としてはNo.4ですね。No.4の4ページを使っていきたいと思います。

まず、解決金の額について伺いたいと思います。

今回解決金の額は請求額と、あと予定価格、この2つを見比べたときに低いほうの値を支払い額の算定根拠として使っているとご説明いただきました。その算定根拠自体は、理解はするものです。ただ、そこで予定価格の算出は、どのような基準で行ったのかというところは、下のほうにも書いてあったので分かるんですけども、この予定価格というものを支払い額の根拠にする妥当性について伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） ご質疑にお答えいたします。

まず、公金を支出するに当たっては、支出する理由はもちろんのこと、支出する金額について合理性が求められます。今回、修繕の事実を確認することで、支出する理由は確認できましたけれども、支出する金額の合理性まで確認できなかったということが言えるかと思えますので、これを踏まえまして、本市顧問弁護士と相談をしまして、宮城県土木部で作成した労務・資材設計単価表ですとか、メーカー公表価格を基に改めて予定価格を算出しまして、合理性を確認したということになります。

また、和解に向けた協議を行った際に、市が合理性があると判断した価格を基に、協議を、和解の協議をする、解決金とすることを相手方にお伝えしまして合意をいただいているというところがございます。以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。その合理性があるという話なんですけれども、なぜ合理性があるのかというところまで説明いただければと思ったんですけれども、ちょっと内容について伺う前に、今回21件あって、先ほど伊勢議員のほうでも10万円以下と10万円以上という話があって、10万円以上の場合には入札の案件になると思いますが、この21件のうち、どれが入札に係るものになるのか、そこだけ教えていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 資料No.4の4ページ、ご覧いただければと思います。10万円以上ということになりますので、そういたしますと、10万円以上のものが1番、それから4番、5番、6番、8番。以上になります。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。最後は9番ですね。ありがとうございます。そうすると、先ほど、この予定価格を積算して、これに対して合理性があるというお話をされたわけなんですけど、この案件、時系列に流れを確認すると、書類的には確認は取れなかったものの、何らかの形で、市の担当職員と、この業者の間で契約がなされたというわけですよ、口頭も含めて。何らかの形で契約がなされ、そして工事が行われ、成果物が納品されました。その後になって、いや、これはうちが考えていた価格より高いから下げてくれというのが、この予定価格のことになると思います。この考え方というものが社会通念上、通用するものなのかどうか。そこをどう考えているのか。要するに、後から、もう成果物を納められた後に、いや高い、やめてくれという形に訂正しているわけですよ。それが社会通念

上、理解されるものなのかどうか、その点をちょっと伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 今回の業者からの請求につきましても、改めて今回出てきたもので、当時発注するとき、発注したのか分らないですが、その金額を確認したものが無いというのがまず大前提でございます。で、今回出てきたものを、それが本当にいいのかどうかを確認するために、私どもで改めて当時の単価を基に、今私どもが約束する積算をして、予定価格というとなんかあれなんです、改めて金額の設定をして、それを予定価格という言い方をしております。その中で、そこを、例えば考え方として、相手方の請求額をそのまま和解案に持っていくという考え方もありますし、私どもの予定価格を和解案に持ってくるという案もあったんですけども、そういったことも含めて議論する中で、専門の弁護士に相談した結果、この合理性の考え方というのが最も合うんじゃないかということをおっしゃっていただきましたということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。弁護士さんに相談という話だったんですけども、弁護士さんには具体的なこの金額がこうなりますと、要するに請求額としてこの額が上がってきた上で、その後に自分たちとして予定価格を積算して、それを照らし合わせると。そのときのこの金額まで伝えた上で、弁護士さんに相談を受け、そしてご意見を仰いでいるということよろしいですか。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） この一覧表をお送りして、こういった考え方でいきたいということで、ご相談をさせていただいているものでございます。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。弁護士さん、法律の専門家でございますから、何かしらの法的な根拠をもってそういうご発言をされていたと思うんですけども、どういう根拠の下に、そういうようなご発言をされているのでしょうか。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） そこまではちょっと私ども確認していないところでございます。申し訳ございません。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。今回の案件見ていきますと、業者側としても、見積書とか承諾書とか、いろいろ書類的な不備があったら申し訳ないというお話もされていたということもあって、あちら側も申し訳ないなという態度で来ていらっしゃるということなんですけれども、先ほど確認したように、少なくとも入札案件が6件あると。こちらがまともに手続を踏んでいけば、相手から高い価格で工事が行われることはなかったわけなんですよね。ということは、こちらとしてのミスはそこに多分あるんだろうなど。同じように、もう片方の10万円以下に関しても、入札という過程は踏みませんけれども、あっちから見積りもらってきた段階で、もし、こちらの予定する価格より高かった場合は、高いという形で突き放すというか、差し戻すことになるのか。このフローを見ると、10万円以下の場合には特に価格のチェックというのは見受けられなかったんですけれども、その部分伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） それは、本来の形ではそうだと思います。今回は、そういった形ではなくて、あくまでも和解に向けての金額の確定でございますので、お互いが合意することを前提に、こういった金額を策定していると。これで私どもと事業者で折り合っているということですので、その辺をご理解いただければと思います。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。今回、これで和解が、合意ができてということなので、それ以上詮索はしませんけれども、後出しの価格というのを提示してこちらの価格でお願いしますというのは、自治体というか行政として、本来取るべき対応としてはありなのかなというところには疑問を持ってしまいます。そこだけお伝えしておきたいと思います。

次に、このような事件が起きた背景のところを少し伺いたいと思います。

まず、前段、全員協議会で頂いた文書の中で見ていきますと、業務量に見合った職員数が配置されなかったことによる組織的な問題が一因であるのご説明をいただいております。

そこで伺いたいんですけれども、平成30年以降この問題があるわけなんですけれども、そのとき、対象になっている職員Aのそれぞれの年の年間残業数は何時間になりますか。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 年間での時間外勤務数ということでは

が、ちょっと算出してきたものが月平均ということになりますので、月平均でお示しさせていただきますいたきたいんですけれども、平成30年度が月平均で約59時間、令和元年度が84時間、令和2年度が約115時間となっております。以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。平均される場所、ちょっとにくいなというところはあるんですけれども、労働基準法に照らし合わせると大分アウトな時間数だと思います。これで平均してこの数値ですから、大きいところは優に100時間を超えているんでしょうというところがあります。これだけ要するに非常にこの方は残業が多く活動されていたと、お忙しくされていた、兼務されているからさらにお忙しかったんだと思うんですけれども、その兼務する原因となったのが、当時の総務係が結局忙しくて技術職員の方もこっちに手が回らないということなんですけれども、総務係の方々のこの同じときの残業時間は何時間ですか。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 同じ係というか教育総務課で、総務係ですけれども、係の職員で、平成30年度は、職員の方で月平均29時間、時間外をしている方がいらっしゃいます。あと、令和元年度につきましては、多い方だと46時間、令和2年度ですと月85時間、時間外をしているという方がいます。以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員に申し上げます。質疑は発言通告書に従ってお願いいたします。土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。発言通告書の今2番目の業務管理体制の適正化というところをやらせていただいております。

先ほど、こういう残業時間の人もいますというところで、こっちとして全体の評価が難しいわけなんですけれども、そこで、先ほどの職員Aの話で、非常に残業が多かった。これに対して、当時の管理者である課長なり部長なりという方々はどのような対応を取ったのか。まず、把握をしていたのか、そしてどのような対応を取ったのかを伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 当時の管理職の対応ということで、この職員に業務が集中していたということは把握しておりました。理解しておりました。そして、その負担を軽減するために、予算の執行管理ですとか、修繕業務の進行管理をサポート

していたほか、建築職の職員の専属配置の要望もしていたところです。以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。そうすると、その職員が何をしていたのかというところは把握した上で、この業務に当たっていたということなんですけれども、今回のこの21件は見えていなかったという認識でよかったんですね。それは把握していたと言えるのでしょうか。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 当時の課長からも私お話を聞かせていただきました。当時その課長とその担当職員は常に予算管理とかを含めて一緒にやっていたという話を聞きました。当時そういったことが、一緒に進行管理していたので、この話が出てきたときに、課長はそんなことがあるわけないというのが第一印象だったということでございます。まず、そういったことで、本人としては、その当時の課長としては、こういった事案は当然想定していなかったとお答えしておりました。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。そうすると、この職員Aという方がやっていた作業が把握できていなかったということですよ。本来、管理職の方々がやるべきことというのは、その課に与えられた仕事のボリュームを把握した上で、それぞれの職員に割り当てて、何かしら問題があったらそこを対応すると、上の方々につないだりして対応するというのが役割なわけなんですけれども、職員としての管理が全然できて、管理職としての行動ができていなかったというところが今回の問題なのかなと思っています。

そこで、再発防止策に移りたいと思います。

山本議員からも再発防止策、あったので、私からも手短かにですけれども、お伝えさせていただきたいわけなんですけれども、市議会全員協議会の資料で、4つの再発防止策が提案されておりました。その中の多くのものが、どちらかというと個人の意識に働きかけるものなんですけれども、私冒頭お話ししたように、個人の意識に働きかけるのは、もちろんスタートとしてはありなんですけれども、その個人が何かしらルールから外れた行為を取ったときに、組織としてどう対応するかというところが、本来組織として、組織の管理になるわけでありまして。組織のリスクマネジメントになるわけでありまして。それが全然できていないというのが今回の問題であります。今、教育部長からもお答えいただいたように、実は組織



の中で、その職員が何をしているのかというところが把握し切れていなかったという現状があります。この部分に関して、教育委員会としてはどのような対応を取られるおつもりか、伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 今回、記録の徹底ですとか、進行管理の徹底チェック体制、そういったものが甘かったということがあるかと思います。ですので、修繕要望等ございましたら、各学校に対して、教育総務課で定めた様式により依頼していただきまして、そのことについて修繕要望等チェックシートを作成しまして、部内で情報共有を図りながら進行管理していきたいと考えております。以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。管理チェックシートというところは、一つ、いいのかなど。この解決策のところ、徹底徹底とあったんですけれども、できていなかったもので、徹底という言葉が適切なのかどうなのかはちょっと難しいところなんですけれども、そのように管理していただければと。一つはありなのかなど。

あとは、進捗管理の徹底というところもあったんですが、進捗管理の徹底はどのように行う予定なのか。最初のチェックシートだけでは分からないですね。そこの部分も伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） チェックシートには、修繕要望の内容ですとか、対応をどのようにするか、そしてそれを定例的に課内ですとか係内で会議等を持ちまして、その対応策がされているのかどうか、進んでいるのか、あとは業者に対応をお願いしましたら、どこまで進んでいて、支払いなどそういった必要な事務が取られているのか、そこまで進行管理を係内、課内でしたいと考えております。以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。それは、そのチェックシートというのにどんどん書き加えていくというか、進捗をどんどん更新していくという形なのでしょうか、確認です。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 書き込みますし、それから定期的に、

つづっておきますので、そういったものを定期的に確認しまして、ここが滞っている、進んでいるということの確認をしたいと思います。以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。非常に細かく書類をまずは残していくというところなのかなと思うんですけども、そこで伺いたいんですが、書類だけ、細かく書類を残す、もしくは管理者の方、管理職の方がチェックをするということをする、それだけ作業量が増えると思います。これだけの人が足りないと言っているようなときに、作業量を増やした場合、どうしても同じようなミスが発生しやすくなると思うんですけども、それに対する対応はどのように取られるおつもりでしょうか。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） そうですね、作業量が増えることでさらに漏れてしまうということも考えられます。そういったところで、国の動向ですとか、あとは先進地、そういったところの業務の進め方、やり方などを調査研究しながら、効率的な事務の進め方を検討していきたいとは考えております。以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。そうですねというところはあるんですけども、今、市役所の中でも、デジタル推進係なんかがあって、DX化というところに力を入れていらっしゃると思いますので、まず1つ、こちらの教育委員会としても、そのような形で作業量の省力化というところは図るべきなのかなと。そうすれば、ほかのところに余った皆さんの力を注ぐことができると思いますので、まず第一にやらないといけないのは、ちゃんと確認のフレームワークのづくり、ちゃんと構造化したチェック体制をつくることと、それをいかに省力化してやるかというところだと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、1点伺いたいと思います。

今回、技術職員の方が足りないということで、このような問題が、一つのある一定の方々に負担が集中したところが起因になって起こった問題だと思いますが、それを全く組織としてカバーできていない、できなかったというのが、結果としてはこれだけ事を大きくしてしまった原因だと思いますので、その部分、ちゃんとチェック体制はつくりつつ、ただ作業負担の量は増えないように、組織の体制の見直しというのも図っていただきたいなど。特に、組織図見させていただくと、結構兼務が多かったりもするんですよね。とすると、課長補佐

と係の兼務とかは一つありなのかとは思いますが、それ以外のところで係をまたいで兼務とかが多くなると、管理者の責任の所在も分かりづらくなるし、全体の作業量の把握もしづらくなるしということで、あまりいい傾向ではないなと思いますので、まず組織の見通しをよくすることと、あとはそれぞれの管理が、まず管理者がちゃんとそれぞれの職員がどれだけのボリュームを持って仕事をしていてというところをちゃんと把握して、問題があれば、しっかりと本庁なりしかるべきところにちゃんと伝えていくということをやっていたらいいかなと。あとは、やはりDX化。これはもう本庁にもお願いしたいんですけども、係としてだけじゃなくて、もう少し増強した上で、全庁的に作業の省力化というのを図れる、それだけ押していけるような強い係をつくって、省力化を図っていただきたいと思います。以上です。

○議長（阿部かほる） そのほかございませんか。9番伊藤博章議員。

○9番（伊藤博章） それでは、通告いたしましたので、議案第35号につきまして質疑を行いたいと思います。

資料に沿って質疑を行いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

この問題の解決策等については、ただいま同会派の同僚議員の土見議員から今後についてはご指摘があったかと思っておりますので、その辺はやっていただけたらと思います。

私の質疑につきましては、資料No.4の1ページ、それから、この協議経過までの経過について、まずお伺いをしたいと思います。

1つお伺いしたいのは、どうも今までの質疑を聞いていますと、この資料にある、3ページにあるように、3月14日に今回対象となった事業者と、こういう金額でいかがですかということで、和解条項の最終確認ができたということで、今日の臨時会という設定が市長の下で招集がされて開会されているわけですが、ただ一方、なぜこうなったかということについては、誰がやったかについても、市長のさっきのご答弁でいえば、誰かがうそをついているというぐらいの範疇の話であるということだと思います。

それで、なぜこの4月末日の支払いを目指した和解契約を、ここまで時間がかかっていて、今急いで、原因が分からないのに、原因は分かっていますよね。何だか分かんないけれども、仕事していた。仕事した確認できたからお金払うんだという話だと思うんですけども、さんざん皆さんご質疑なさっていますが、誰がそれを発注したんですかということについては全く分からないという状況で、支払いだけ、要は業者間との関係だけの体裁を整えるという

のを急いだ理由は何ですか、教えてください。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） おっしゃるとおり、まだその発注が誰だという特定云々はできておりません。ただ、修繕の事実は間違いなくある、あったということで、この事業者からも、請求、支払いをしてほしいというお話もあります。こういった事業者については、300万円前後の金額というのは非常に大きなものかなと思いますので、その修繕の事実をもって、いつまでも延ばすわけにもいきませんので、できるだけ速やかにお支払いしたいということで、今回の議案の提案になっております。よろしくをお願いします。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） ということであれば、それをまず説明なさりながら、もう一方で、行政側としての課題というのがありますよね。まだ解決していない部分がありますよね。これはどうするんだということが全くこの資料にも何にも出ていません。それはなぜですか。どうするんですか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） ご質疑ありました行政としての対応ということであれば、平たく言えば職員に対する処分等ということになるかと存じますが、今、ただいま資料等でご説明をさせていただいている職員の聞き取り、こういった部分につきましては、まず教育部としての事実確認のための聞き取りを行っているところでございます。今回、和解の議案等を提案させていただきました理由につきましては、ただいま教育部長から答弁申し上げましたとおり、相手方の対応等も含めまして、早急にまずはここを解決すべきことということで承知してございます。一方、私どもとしての行政内部としての責任という部分につきましては、今後はあと総務部としましても、再度、それぞれの関係職員等の聞き取り、そういったものを行いながら適切な部分での処分を必要であれば対応していくという考え方をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 私の基本姿勢は推定無罪なんです。推定無罪である以上、やっぱりその立証をしていかなきゃいけないですよ。担当職員だったからあなたが悪いという話ではないと思うんです、僕。だから、そこのところは、別にまだ処罰をどうのこうのという話を聞いているわけではないんですよ。今後、そういうことをしっかりと、なぜ、誰がしたのかを

含めて調べるための組織としての対応をどうするんですかと聞いているだけの話なんです。  
あんたがやったんだらうという推測の下で私は何も聞いていません。だから、そのところは  
はどうするんですか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 言葉が行き過ぎていたらおわび申し上げますが、私今申し上げたのは、総務として、総務部門として、職員の部分については関わる部分でございますので、そういうところを我々総務部門で、再度それぞれの聞き取りはさせていただき、先ほども申しましたが、必要があるとすれば、そういった処分等も対応させていただくということでお答えさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） それで、改めて確認をしたいんですが、資料No.4の1ページにあります令和3年8月1日付の人事異動ということになっていますが、この8月1日付の人事異動というのは実際何人やりましたか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 何人という……、何人。はい。令和3年8月1日付の人事異動の人数ということですが、異動対象につきましては、職員数は、市長部局、教育委員会事務局合わせて6名ということになります。その理由としましては、令和3年の7月末に退職する職員がいたということで、それを補うための人事異動でございました。以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 退職者がいるということで、人事異動6人、ちょっと多いような気もするんですけども、その人事異動に伴って、資料を見ますと、当該職員Aが求めたのかどうか分かりませんが、事業者側が今まで修繕した工事費、工事一覧というものを持ってきたということになっていきますよね、その異動する職員Aに対して。これは、どっち側から働きかけたんでしょう。異動するという話が業者にも伝わらないことには、業者側も率先して持ってくるということもないでしょうし、その辺の経過はいかがなっていますか。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 聞き取り調査の中で、当時修繕を担当していた職員から「後任の職員に引き継ぐため相手方に作成させた」という発言がございました。

た。以上です。「後任の職員に引き継ぐために、相手方に作成をお願いした」という発言があります。以上です。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） そうすると、今までの答弁聞くと、職員Aは全く知らない人なわけですよ、一部除いて。でも引き継ぐために作成を依頼したということは、そこに何か背景があったんですか。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 職員の話によりますと、以前から何度か頼んだけれども、請求書が出てこない部分があったということなので、そういったものを引き継ぐために、そういったものを出してもらおうようお願いしたという状況でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） さっきも、本人は、何件かは覚えがあると。だから、それを出してもらおうと思ったということですね、じゃ。そういうことですね。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） それがその21件に入っているかどうかはちょっと私どもも分からないところでございます。ただ、未払い分があるということ本人が分かっていたようで、その分をまとめて出してもらおうということで出したようでございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） その本人が、出してもらおうのはもらっていなかった部分。発注したとしてやってもらった部分。完了含めて、支払い請求書が出ていなかったという部分。これは手続としては、行政側が取るべき手続をちゃんと取った発注行為だったんですか。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） ちょっとそこにつきましても、まだ分かっていないといえますか、分からない状況でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） そういうことなんです。だから、その辺がね、申し訳ないけれども、幾ら相手方、お金払わなきゃ大変だろうといっても、相手方も、仕事をしておきながら、請求すらしなかったということですよ。1つ確認したいのは、これたしか今請求が上がっているのが平成31年からとなっていますよね。取引があった部分となっていますよね。それ以前、

この当該事業者というのは、教育委員会からのそういう修繕というのは、仕事を受けていたんですか。平成31年から初めてですか。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） この事業者は、かなり前から、もっと前から教育委員会、学校関係の修繕を請け負っている業者でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） そうすると、手続の仕方は分かんないわけではないということですよ。だから、お互い、申し訳ないけれども、請求するほうも請求しないで、ある程度、そこあうんの呼吸があったのかどうか分かりませんが、そういう部分で立ったときに、和解金で、弁護士から1割ぐらい引いた形でお互いさまで相殺したらという話もいかなものかと思うんです。もうそういったところは根拠が、今話聞いただけでも、その根拠すらも怪しくなるんです、正直なこと言うと。だから、みんな困るんですよ、これ出されて、正直言うよね。だから、そこだけは、ある程度、私のみ込まなきゃいけないんだと思いますから、のみ込もうと思って発言しているんですが、そこでお伺いいたしますが、教育委員会には会議規則があって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて教育委員会という委員会が組織をされていて、そこである、教育長をトップに、行政事務の方は別ですよ、職員の方は別にして、教育委員会というのは設置されているんですが、そこでは学校の維持管理補修、それからあと、先に言いますが、市長が補正予算を議会で提案しようとした場合は、それについても意見を聴取するとありますが、その辺のところの議事録を確認いたしましたが、全くそういうものがヒットしません。人事についてもそのとおりです。秘密会というのは1回あったようですけれども、ただそれが、その当該の、今回の当該職員を示したのかどうか分かりませんが、教育委員会としてはどういう対応をこの間すべきだったと思うか、お話を伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） お答えします。

教育委員会の会議を開催して教育委員の意見を聞くことが原則ではございますが、本件回答が緊急に処理する必要がある事務であるため、また教育委員会の会議を招集するいとまがないということで、塩竈市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項の規定に基づきまして、教育長が専決処分をいたしまして、専決処分したことについて、同条第2項の規定に基

づきまして令和5年3月29日に教育委員会を開催しますが、その会議の中で報告をする予定となっております。以上です。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） それは今日の事なんです。多分、それはできるんでしょう、専決をしてやるということは。私が説明しているのは、そういう事務方の内部で、そういう訳の分からない困った問題が起きましたよと。これは、令和3年から続いているわけですよ。令和3年からの議事録ずっと見させてもらいましたが、全くそういう表記はありません。この部分がなぜ行われなかったのかということが私不思議でしょうがないんです。何のために教育委員を選任しているのか、同意をしているのか分からなくなってくるので、その辺のお考えを聞きたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 正式な議案としてではなくて、12月21日に開催した定例の教育委員会の中で、報告事項という形で、議会の皆さんに配布した形のやつと記者会見をした内容を含めて教育委員の皆様には概要を報告してご理解をいただいているところでございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 私が言っているのは、こういう事案が発生したときに、なぜこういう事案があるんだということを情報共有して、塩竈市の教育の在り方について教育委員の中で議論をしないのかというのが、これね、よく法人なんかで、理事会とか法人なんかで、常任の事務局長にだけお任せしちゃって、理事の方々が無責任になっているといろんな問題が起きたという事例もあるんだけど、教育委員会も同じことですよ。やっぱり委員という方々は、少なくとも教育長を中心にして、塩竈市の教育行政の在り方をしっかり責任持ってやんなきゃいけないんです。これ法に定まっている、選任されているわけですから。この辺のところの手続を取らないということ自体が、教育委員会として本気でこの問題を解決する気あるのかなと僕思うんですよ、正直。だから、どうなんですかとお伺いしているんです。教育長、いかがですか。

○議長（阿部かほる） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 議員おっしゃるとおりでございます。今教育部長が答弁したように、12月に記者会見した後の12月21日に定例の教育委員会開いております。その中の



後半部分の協議会の中で、この案件に関してご説明して、ときの中身ですね、説明して委員さん方からいろいろご意見いただいて、その中では、やはり不適切な、いろいろ工事案件とかということに関しては、そこはしっかりやるべきだろうというご意見はいただいております。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） ぜひ教育委員会という機能をしっかり働かせて、これはもうこういうことでもやっぱ機動性を持ってしっかり議論する癖をつけておかないと、子供たちのいろんなトラブル含めて起きた場合に機能しなくなりますよ。やっぱり身内のことからまず自分たちできっちりできるようにしないと、これは猛省していただきたいと僕思っているんです。あの議事録見させていただいて。教育委員の皆様にもそういう自覚を持っていただけますように、もう一度この会議規則というのを自覚して、これ市議会の会議規則とほぼ同じですからね、中身的には。ただ、公選をされているかそうじゃないかの違いだけですから、だから、こここのところは十分理解をしていただきたいなと思うんです。

質疑ですから、私の感想だけ申し上げて終わりますけれども、取りあえず2つの事案があって、原因は分からない。だけれども、出てきた金額については、確認したら、ほぼ確認ができて、現場確認ができて、間違いなく工事がされていたということで、弁護士と相談しながら、お互い事業者と塩竈市との間で和解をするということの議案。先ほど質疑をさせていただきましたが、一方で、その原因については、今度は総務部で、基本的に推定無罪という僕の考えがありますけれども、しっかりとそこの積み上げをしていただいて、しかるべき結果が出されるだろうと。今後の再発防止については、教育委員会としての、まず組織としての、委員会としてのしっかりした責任を持った今後の対応、そして各議員が申し上げたように、様々な課題を解決するための今後の在り方、こういったものを十分理解をしていただいて、やっていただけるんだろうという期待を持って質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 暫時休憩いたします。

北側委員会室において議会運営委員会を開催いたします。あ、ごめんなさい。どうぞ。すみません。志賀議員。

○18番（志賀勝利） 勝手にやめないでくださいよ。（「すみません」の声あり）

ちょっと質疑事項とずれる、通告とずれるんですが、提案理由説明要旨に「地方自治法第

96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものである」と、ここに書いてあるんですが、これはどういうことか、ちょっと確認、書いてあるのか、確認させてください。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） お答えさせていただきます。

地方自治法の第96条、こちらは地方議会が議決すべき事項を列記してある部分でございます。この第12号におきまして、今回提案をさせていただいている和解という部分が明確に示されておりますため、この条項に基づきまして提案を、議決を求めるという内容となっております。よろしくお願いたします。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） それじゃ、この12号には和解金のことが書いてあるわけですね。

それと、基本的に、ちょっと考え方を聞きたいんですが、例えば予算で、審議します。そうすると、予算項目ごとに全部出てきます。それで、それ予算で決まったこと以外の支出に関しては、こういう臨時会なり、補正なりで、新たなその予算承認を議会に得るという、必ずそうなのか。それとも、そういうことをしないで専決という手もあるんでしょうけれども、そういうことなのか。議会に全く知らせることなく、予算をほかに使うということがあるのか、ないのか。ちょっとそれ、許されているのか、許されていないのか、あるのかないのかじゃないですね。許されているのか、許されていないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） まず、今回の提案についてということでもまずお答えさせていただきますが、今回、先ほど申しましたように、和解をすることについては、明確に議会の議決が必要ということになります。それに伴いまして、今回の補正予算、こちらにつきましては、その所要額を増額補正させていただくということになりますと、いわゆるセットのような形になりますので、我々としては、他の既決予算の中からの流用等はふさわしくないと考えてございます。あとは、今、この以外の部分で使える可能性があるかどうか、こういったものにつきましては、予算の流用が認められる範囲というのがございます。ですから、こういったところで、財政課等の協議等によりまして、ふさわしいものかどうか、やはり補正予算等を提案させていただいて認めていただいたほうが望ましいか、これは、その都度、市長を含めまして、財政当局と協議をしながらご相談させていただくという内容になります。以上でござ

ございます。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） かつて、重点分野雇用促進事業で、800、308万円か。議会に諮ることなく、お金を塩竈市が出しているんで、それで、そういうことが許されるのか、許されないのかなと思ってちょっと今お聞きしたわけですけども、それで、今まで、るる、その説明をいただいたわけですけども、まず担当者Aが教育委員会に、この職に就いた時期というのはいつからなんですか。

○議長（阿部かほる） 鈴木総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（鈴木康弘） 担当職員Aが教育総務課に行ったのは平成28年度と捉えてございます。以上でございます。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ベテラン、同じセクションにいたわけですね。それで、結局、今回こういうことが発覚した。だけれども、それ以前から同じようなことが行われていて、たまたまそのときは年度内で処理してこういう問題が出てこなかったという、多分ことだろうと思いますね。急に平成31年からこういうことやったんじゃないかとね。ですから、そういう仕組みを防ぐためには、やっぱり教育委員会の中で、先ほど小倉教育総務課長おっしゃったけれども、チェックシートをつくるとか何とかというようなお話もありましたけれども、今までは、例えば学校から教育委員会に対して、これを修繕してほしいという依頼は、全て電話なのか、書面でやっているのかだけ教えてください。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 書面でいただいているものもでございます。全てが書面ということではないですけども、本当に緊急を要する場合に電話で対応ということもありますが、基本的には、学校に書面でいただきたいということのお願いはしております、そのようにこれまでもしていたところです。以上です。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ということは、緊急を要する場合ということ、ここにこれだけの件数があるって、緊急を要する場合がこれだけあったということですかね。ないということ、書面はないんでしょう、実際この該当する案件については。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） すみません。今回の件がありました平成30年度から令和2年、令和3年度まで、そのところについての記録はないものですから、ちょっとこちらではどのようにしていたかということは把握はしかねますが、一部書類などは残っておりますので、記録をいただいていると、報告をいただいている、書面でいただいているということは考えられます。以上です。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 4年間で22件ですから、年間5件ですか。トータル、総件数からしたら、多いか少ないか分かりませんが、そういったものはないものが起きていると。けれども、緊急を要するといっても、どここの種類、依頼と書くことが、1分かからないですよ。そういうことをやっぱりおろ抜いていることが、こういうことを招くのではないのかな。こんなんでいいや、電話でしちゃえというところがね。だから、やっぱりそういうところをきちんとやっていかないといけないし、それとあと発注ミスというのもありますよね。これ人間ですから間違いもあります。そういうところを誰がどうチェックしていくかということの仕組みをしっかりとしていかないと、同じ間違いがまた出てくるのかな。

それで、担当者が記憶がないというようなお話聞いていてね、私は東日本大震災の調査特別委員会のことを思い出しました。百条委員会で、証人喚問で呼んだときに、証人の方が、年齢なんで2年前のことはあまり記憶がないんで、お答えできないから宣誓の署名拒否しますと、そんなことがあって、こういうときにこういうのを使うんだと今ふと思ったわけですが、やっぱり先ほど伊藤議員がおっしゃったように、それはやっぱり職員の処分なりなんなりということ、こういったきちんとした上で物事を進めていかないと、同じことがまた起きてしまうのかな。ただ、本人がやったと言わない限り、なかなかできかねるところもあるんでしょうけれども、ただ、本当、やっぱり突き詰めていけば、もうちょっとちゃんと事実関係がはっきりしてくるのかなとも思うわけです。ですから、やっぱりルーズにしていることが結果として職員の処分というところにつながってしまうわけですから、そうならないような仕組みづくりを役所の中でやっていかないと、結局かわいそうなのは職員なんです、やっている。忙しくてやっていて、ついついそうなっちゃったということもあるかもしれませんし、あえてそうしたのかもしれない。その辺は分かりませんが、ただ、そういうことが起きないように環境づくりをやっぱりしていくことが一番大事であって、それが職員を守ることにともなうてくると思いますので、それをルールを無視してやった方

は、やった結果何か起きたときは、その職員がちゃんと責任を取るという体制をしっかりと構築していただくことが大事なのかなと。やっぱり同じことは繰り返してほしくないです。業者のことは多分反省していると思いますよ。たまたま健康冒している人、動けなかったんだというようなことみたいですが、それで物事通るわけでもありませんし、やっぱり商売やっているんですから、そんなことで請求書を出さないということ自体もナンセンスな話だと思います。ですから、そのところをしっかりと、依頼するに当たっても、業者に言って、これ出てこなかったら請求払わないからねというところでやっていただくと。ただ、金額的に5万円以下の仕事なんていうのは、見積書書いたって、一々出していたら商売にならないわけですね。ですから、そういうものも勘案した上で、その発注方法は何がベターなのかと。こちらの都合だけじゃなくて受ける側の都合も考えてもらって、契約の中身をしっかりとしていくということが非常に大事だろうと思います。ですから、職員の皆さん、頭いいわけですから、知恵を出し合って、しっかりとそういうことが起きないように事務の流れの構築をお願いしたいと思います。

そこで、先ほどチェックシートというお話がありましたけれども、それに代わるものもちょっと考えてみてはいかがですかね。やっぱり役所の中だと役所の中しか見えません。民間でどういうことをやっているのかということをお見聞きして考えていくということも私は大事だろうと思いますので、ぜひそういうことに取り組んでいただければと思います。答えはもういいですから、今言ったことを頭に入れておいて今後の対策を立てていただければと思います。以上です。終わります。

○議長（阿部かほる） 暫時休憩いたします。

北側委員会室において議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員及びオブザーバーの出席をお願いいたします。

午後2時57分 休憩

---

午後2時59分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号及び第36号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、議案第35号及び第36号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は一括して行います。議案第35号及び第36号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。よって、議案第35号及び第36号については、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月24日

塩竈市議会議長 阿部 かほる

塩竈市議会議員 阿部 眞 喜

塩竈市議会議員 西村 勝 男





令和5年5月臨時会      5月15日      開 会  
   5月15日      閉 会

## 塩竈市議会会議録

令和5年5月15日（月曜日）

塩竈市議会5月臨時会会議録

（第1日目）

## 議事日程 第1号

令和5年5月15日（月曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第37号

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第3

---

#### 出席議員（17名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 阿部眞喜議員  | 2番  | 西村勝男議員  |
| 3番  | 阿部かほる議員 | 4番  | 小野幸男議員  |
| 5番  | 菅原善幸議員  | 6番  | 浅野敏江議員  |
| 7番  | 今野恭一議員  | 8番  | 山本進議員   |
| 9番  | 伊藤博章議員  | 11番 | 志子田吉晃議員 |
| 12番 | 鎌田礼二議員  | 13番 | 伊勢由典議員  |
| 14番 | 小高洋議員   | 15番 | 辻畑めぐみ議員 |
| 16番 | 曾我ミヨ議員  | 17番 | 土見大介議員  |
| 18番 | 志賀勝利議員  |     |         |

---

#### 欠席議員（1名）

- 10番 香取嗣雄議員
- 

#### 説明のため出席した者の職氏名

- |          |       |                |       |
|----------|-------|----------------|-------|
| 市長       | 佐藤光樹  | 副市長            | 千葉幸太郎 |
| 技監       | 鈴木昌寿  | 総務部長           | 本多裕之  |
| 市民生活部長   | 高橋五智美 | 福祉子ども未来部長      | 長峯清文  |
| 産業建設部長   | 草野弘一  | 上下水道部長         | 鈴木良夫  |
| 市立病院事務部長 | 鈴木康弘  | 総務部<br>政策調整管理監 | 末永量太  |

福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	並 木 新 司	総務部次長兼 総務人事課長	高 橋 数 馬
総 務 部 政 策 課 長	木 皿 重 之	総 務 部 財 政 課 長	佐 藤 渉
福祉子ども未来部 子ども未来課長	鈴 木 和 賀 子	産 業 建 設 部 商 工 観 光 課 長	横 田 陽 子
総 務 部 総務人事課総務係長	石 川 宏	教 育 委 員 会 教 育 長	吉 木 修
教 育 委 員 会 教 育 部 長 兼市民交流センター館長	星 和 彦	監 査 委 員	福 田 文 弘
監 査 事 務 局 長	伊 東 英 二		

**事務局出席職員氏名**

事 務 局 長	相 澤 和 広	議 事 調 査 係 長	石 垣 聡
議 事 調 査 係 主 査	工 藤 聡 美	議 事 調 査 係 主 査	梅 森 佑 介

午後 1 時 開議

○議長（阿部かほる） 去る 5 月 8 日、告示招集になりました令和 5 年第 2 回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の会議に欠席の議員は、10 番香取嗣雄議員の 1 名であります。

なお、18 番志賀勝利議員より、遅参する旨の通告がありましたので、ご報告申し上げます。

本会議への出席者は、市長、教育委員会教育長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。

なお、発言の際にマスクを外していただくかなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持ち込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 1 号」記載のとおりであります。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4 番小野幸男議員、5 番菅原善幸議員を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（阿部かほる） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、本定例会の会期は、1 日間と決定いたしました。



日程第 3 議案第 37 号

○議長（阿部かほる） 日程第 3、議案第 37 号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 申し訳ございません。緊急でお願いをいたします。

今、事務局のほうから、議案の1つの案件について、手続上の問題点が分かりましたので、一旦休憩していただくことが可能かどうか。報告があつて今分かったものですから、お諮りいただければと思います。

○議長（阿部かほる） 暫時休憩いたします。

午後1時03分 休憩

---

午後1時34分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長から、議案に関係する内容について報告事項があるとのことでありましてので、急遽、議会運営委員会を開催いたしました。

内容につきましては、議決前に事務手続が一部進んでしまったとのことであります。

詳細につきましては、提案理由の説明後に、改めて市長から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました議案第37号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第37号は、「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」であります。

国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等を活用し、物価高騰の影響を受ける低所得世帯と低所得の子育て世帯に給付金を支給するための事業費や、市内での消費喚起と事業者支援を目的とした10割増商品券を発行するための事業費を計上し、歳入歳出予算にそれぞれ3億9,802万4,000円を追加いたしまして、総額を233億9,831万3,000円とするものであります。

歳出予算といたしましては、住民税均等割の非課税世帯等へ3万円を支給する、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業として

2億1,424万7,000円

ひとり親世帯や低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として

6,752万,7000円

市内経済において消費を喚起するための割増商品券事業として

1億1,625万円

を計上しております。

歳出予算の補正に伴う歳入予算につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業及び割増商品券事業に係る国庫支出金として

3億3,049万7,000円

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る国庫支出金として

6,752万7,000円

を計上いたしております。

各事業の実施につきましては、議決をいただいた後に、対象者への速やかな給付金支給や商品券申込み用紙の発送等を行ってまいりたいと考えております。

議案第37号について、以上であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大切な本会議の時間、このような形でお時間をつくっていただきました議会の皆様方に、まずは心からおわびと感謝を申し上げます。

今回、私ども、今、提案理由でご説明させていただきました議案第37号のうち、ひとり親世帯や低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として6,752万7,000円を提案させていただいております。

先ほど、臨時会が始まる直前に事務局から連絡があり、私どもとしても速やかに、議会の議決を得たならば、すぐに、対象の方々約700件いらっしゃいますが、皆様方にその申込み用紙を発送したいと。そのための準備として、5月11日、先週の11日に、塩釜郵便局様とお話をさせていただいて、議決後に速やかにご連絡をさせていただくので、それまで準備を進めてくださいということでお話をさせていただいておりました。そうしましたところ、本日のお昼近くの午前中に、申請書を持った方が、早速、窓口を訪れたという情報が、直前に分かりました。そのことを、今、郵便局と、どのような案件でそういうふうになってしまったのか、お互いが調べている最中ではございますけれども、大切な議案を審議いただく前にこのような事態になってしまったこと、これは、塩竈市として、また市長としても皆様方にま

ずはおわびを申し上げますとともに、私の勉強不足から、議会のこういった事例が起きたときに、どのような形で議長はじめ議会の皆様方に今の状況を、止める形でお伝えすべきかどうか、分からなかったところがありましたものですから、皆様方には大変な、何があったんだろうということ、不信を抱かすようなことになってしまいました。この件につきまして心からおわびを申し上げますとともに、この案件について、皆様方の真摯な議論をいただきますように心からお願いを申し上げます。おわびに代えさせていただければと思います。今般は大変ご迷惑をおかけしました。

○議長（阿部かほる） これより質疑を行います。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 私のほうから、何点か通告をしていますので、質疑をさせていただきます。

今回の補正予算は、国においても予備費というものを使って、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、ざっと国としては1兆2,000億円と言われております。内訳的には低所得者支援枠で5,000億円、それから推奨メニューというものがあるようで、7,000億円というものになっております。また、今般の関係でいうと、子育て世帯生活支援特別給付金事業、これは国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を使っている給付金と捉えております。

そこで議案資料として既に私たちの手元に配られておりますので、一つは議案資料3の9ページのところから確認させていただきたいと思います。そこにエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業についてということが言われております。これは令和5年度分の住民税均等割の非課税6,500世帯と、併せて家計急変世帯、今般の様々な物価高騰に伴う家計急変ということで100世帯を見込んで6,600世帯、3万円を給付するというものでございます。この同様の要件は、昨年9月定例会で当時5万円を給付したとお聞きしております。当時よりももっと諸物価の高騰は深刻ではないかと考えております。

そこで、申請が必要な家計急変世帯の申請期限を10月までとしております。申請先は生活福祉課となっております。

そこでお尋ねしたいのは、一つは昨年9月定例会の家計急変世帯の申請件数についての確認と、どのぐらいの申請件数があり、実績だったのか。まず最初にその点を確認したいと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。



○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

ただいま令和4年度に実施しております非課税世帯に対する5万円を給付しております電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で対象になっております家計急変世帯でございましたが、こちらに関しましては、ご申請いただいた方が64件ということで、申請された方全てに支給を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 大体同じぐらいなのかなと。当時よりも今回増えるかもしれないですね。その辺は十分に速やかな周知をお願いしたいと思います。

この資料を見ますと、下のほうに今後の予定として、6月の段階で広報紙等による周知ということを示されております。

そこでお聞きしたいのは、10月までの広報紙での言わば周知なのかと思うんですが、引き続き広報を行うことなども含めて、周知の徹底についてどういうふうにお考えなのか。また、例えば、塩竈市の公式LINE、SNSの様々な情報発信のルートもあるようですし、地元のラジオ局、あるいは、これがいいかどうか分かりませんが、例えば町内会の回覧等で、こういった様々、家計急変で急を要するという世帯の方々に対する速やかな周知の方法についてどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいまご質疑ありました、まず住民税の均等割の非課税の世帯の方に関しましては、こちらプッシュ型で行うということで、こちらに関しましては、それぞれの該当する方に通知を差し上げるということでございます。

ただ、問題は、こちらの家計急変となった世帯でございます。こちらの方々に関しましては、今後、広報紙でも複数回掲載を予定してございます。あわせて、こちら令和5年1月以降から家計急変ということで、急に生活にかなり困窮されているという状況があった場合、まず皆さんに状況を分かっていたくためにも、ホームページのほか、あるいはSNS、そのほかにも各コミュニティFMだとかケーブルテレビ、こういったあらゆるメディアを使用しながら、こういった方に対する周知を継続して行っていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ひとつ速やかな情報発信、周知をよろしく願いをしたいと思います。

隣の10ページに移っていただければと思います。10ページのところでも子育て世帯生活支援特別給付金給付事業ということで示されております。これを見ますと、独り親世帯の児童数1人当たり5万円。483世帯、750人としております。

そこで質疑として確認をしておきたいのは、独り親世帯でも公的年金の受給を受けていて児童扶養手当を受けていない方と、児童手当を受けていないが、食費等の物価高騰で家計急変の世帯と、こういうふうになんかちょっとややこしいのですが、そういうふうな表現に基づいて、この規定に基づいて様々給付金事業をやっていくことになろうかと思いますが、これについて改めて確認をしたいと思います。これは収入が児童扶養手当受給と同様の事情があると認める方は申請が必要となっていると。これは児童手当のパンフレットを担当から頂いたのですが、手当を受けることができない場合ということで、事例として、対象児童の父または母の配偶者、内縁関係も含むということで養育されているときということで、こういう規定があるようです。児童手当といっても、一律全部受けられるわけではないということが、私たちも改めて確認させられました。それで、そういうことも含めて、これの申請が必要で、来年2月までということのようですが、そこで一つは、よく分からないのは、独り親世帯でも公的年金を受けているのは何世帯、あるいはどういう年金で受けていらっしゃるのか、その内訳的なものをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらの子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に関しましては、まず2つに大きく分かれてございまして、独り親世帯の方あるいは独り親世帯以外の方ということで、それぞれ要件が分かれてございます。独り親世帯の方の場合だとすると、先ほど議員からお話あったように、令和5年3月に児童扶養手当の支給を受けている方に関しましては、こちらからのプッシュ型の通知で支給を行うということでございましたが、そのほか②、③の項にございます公的年金を受給されている方、こちらに関しましては、もともと遺族年金だとか障害年金、あるいは老齢年金、こうした年金等を受けている方に関しましては、児童扶養手当と重複で支給を受けられないところでございます。こういった方に関しましては対象にして支給を行おうという制度でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 内訳として、件数はどのぐらいあるのか。これまでの実績というものがあれば教えてください。

○議長（阿部かほる） 鈴木子ども未来課長。

○福祉子ども未来部子ども未来課長（鈴木和賀子） ご質疑ありました公的年金を受給している方の実績についてご説明させていただきます。

こちらについて、今年度については、I、ひとり親世帯の②、③については、申請に基づくものですので、対象者は現在は把握しておりませんが、昨年も同様の給付金がございます。昨年の実績ですと1世帯1名の方が受給されております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、1世帯1名ということで捉えてよろしいのね。分かりました。いろいろ対象の方々がいらっしゃるんでしょうけれども、これの論は避けます。

いずれにしても申請方法について、周知等について、前段述べたようにSNSだとか、地元ラジオ局だとか、塩竈市のSNS、公式LINE、そういうものの活用などもひとつ、皆さんのところで考えていらっしゃるのかどうか、確認させてください。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらの独り親の対象の方々に関しましては、基本的に、お若い方、子育て中の方がほとんどというところがございますので、なるべくそちら分かりやすい、その方が情報として取り入れるそういった広報手段、こういったところでこちらの事業を知っていただくというところ、力を入れていきたいと考えてございます。先ほどのホームページとかSNS、こういったところだけでなく、先ほど議員からもご指摘ありました町内会に対するパンフレット、リーフレット、こういったところなんかも配布等をしながら周知を進めていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） ただいまのIIのところ、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯というものもあるようです。これを見ますと全部で230世帯、505人を対象にして、①は不要ですと、プッシュ型でやっていくんですという意味合いだと思います。②のほうになると申請が必要

ということですが、これまでの丁寧な対応等について、どのように図っていくのか、お知らせください。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらのⅡ、ひとり親世帯以外の世帯に関するところでございましたが、こちらの①に関しましては、令和4年度の子育て世帯の支援特別給付金の支給対象世帯の方なので、プッシュ型の取扱いで支給までの流れになる状況でございます。

ただ、こちらの②に関しましては、こちらは家計急変の対応になってくる状況でございます。こちらに関しましては、①とは状況は違いますが、こちらに関しましては、住民税均等割非課税の対象の方ということで、こちらは先ほどご説明いたしました3万円の支給あるいはひとり親の方の支給と同じように、制度を知っていただくことが一番重要なことだと考えてございますので、こちらにも漏れがないように丁寧に説明、周知させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） よろしくお願いをしたいと思います。

次に、隣のページの11ページのところで、割増商品券事業（第6弾）というのが示されております。これは大変市民の中でも、事業者の皆様との関係でも、好評といたしますか、このご時世の中でタイムリーな事業ではないのかなあと考えております。

そこで、改めて、この割増商品券事業（第6弾）の政策を判断したに至った市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、私から、市としての基本的な考え方をお話し申し上げます。

割増商品券事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大以降、これまで5回実施、あとそれに生活応援券の事業というのも1回ほど、議会の皆様のご理解をいただきまして実施してきているところでございます。

昨今の社会情勢に目を向けたところ、新型コロナウイルス感染症の拡大長期化、それに、エネルギー価格・物価高騰などが追い打ちをかけている状況となっておりますので、市いたしましては、市民の皆様、それに事業者の皆様にとりまして、例外なく大変厳しい状況が

続いているものと認識しておるところでございます。

こういった状況を踏まえまして、幅広い市民の皆様の生活支援と市全域での消費拡大を図る意味から、第6弾となります10割増商品券事業、こちらを実施するに至ったものでございます。

その狙いあるいは意図について、もう少し詳しくご説明申し上げますと、割増率を10割と高くすることで、高いお得感をお感じいただきまして、一人でも多くの方に商品券を買い求めの上、地域経済の活性化に寄与していただきたいという思いでございます。加えまして、国から参りました交付金の使い道につきましては、できるだけ公平・平等に市民の皆様に分配いたしまして、確実に地元で還元できる取組といった形で選択したというものになります。

市といたしましては、今回第6弾の実施によりまして、期間内での消費拡大のみならず、市民の皆様が地元商店に親しむ機会を確実に増やすことによりまして、中長期的な観点からも事業者の顧客確保につながると考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

最終的に、私も、市長の最終的な今回の補正の提案の気持ちというか、その辺だけ確認させていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 割増商品券事業ということでよろしゅうございますか。

今、草野部長から説明あったとおりでございますが、国からの新型コロナに関する交付金というのは、突然やってきたというのが最初の記憶でございます。それと、時期が、いつ来るか分からないというのも、実は、私どもからも、うわさが入ってきて、それが確実になるまで1か月、2か月あったのかなというのが正直なところでございます。ですから、何月に来る予定だというのは一切事前の話としてございませんで、そういった中であって、新型コロナがいつ終息するか分からない手探りの状況の中で、そしてまた新型コロナの交付金も、簡単に言うといつ来るか分からない、そういった中であっても議会の皆様方のご協力をいただきながら、何とか、資金需要が大変な状況のとき、特に、お盆だったり、年末だったり、年度初めだったり、たまたまそういうような状況に合わせてこういった形の割増商品券事業をさせていただき、そして議会の皆様方の議決を受けて提案をさせていただいたというのが

結果論としてございます。多くの市民の皆様方や、実は商店を経営する方々からも、これについては感謝のお言葉をいただいております。私としては、やはり現金で渡すという考え方もあろうかと思えますけれども、そうだと塩竈市以外で使われる可能性のほうが物すごく高い。そうであれば、地元で還元をしていただく工夫をしなければいけない。単純作業として、割増商品券、割増商品券ばらまきだと一部でご批判をいただくことは甘んじて謙虚に受け止めますけれども、塩竈市としては、新型コロナの交付金で頂いた、もしくは物価高騰で頂いた国からのお金については、このような考え方の下で、広く市民の方に平等に分配できる仕組みを中心に考えさせていただいて事業展開をさせていただいたというのは、結果論として言えることだろうと思っております。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 大筋分かりました。

そこで1点だけ、簡潔にお聞きしたいんですが、ある業者さんからも商品券で売れるというのはラッキーだという話と、もう一つは換金です。やっぱり資金繰りが出てくるわけですし、第4回は、地元の業界の皆さんの関係であったのかな。あと、5回目が委託となったんですよね。それで今回6回目も委託という方法なんですけど、一番やはり書き入れどきといいですか、お盆前後の関係でいうと、商品をそろえなければならぬ。商品券で売っても、やっぱり資金繰りが必要というこういうことが出るので、そこら辺も含めて、今回の第6弾の関係で、どういった形で換金がされていくのか、よく分からないところがあるので、換金の仕組みと、あるいは換金がスムーズに進むような方式なのかどうか、その辺も含めて、せっかく議会で、このクレームが出されていますので、お知らせ願えればありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） これについては、1回目から4回目まで、塩釜商工会議所の皆様方にその事務手続を行っていただきました。結果論になりますけれども、大変厳しい。それぞれのお店、換金する数が多いものですから、会議所の皆様方にも大変ご迷惑をおかけいたしました。大体換金できるまで1か月かかったという結果論で言わせていただきます。そして、5回目のときに、入札をかけさせていただいて、入札を受注していただいた日専連さん、こちらのほうは、実はそういった経験も踏まえて、私どもから少しでもその期間を短くできないかというご提案を、受注した後、仕様書の中は調べないと分かりませんが、お話を

させていただきましたところ、20日間で、それも郵便で送っていただいて換金をしていただくというような対応をしていただきました。これも、私が言われたのは、二、三人から言われましたが、月50万円から100万円を立て替えたままというのはきついんだと、これを何とかしてほしいという声をいただいたものですから、そのような対応をしていただけたものと思っております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 18番志賀勝利議員。

○18番（志賀勝利） 私のほうからも二、三質疑させていただきます。

まず、地方創生臨時交付金について。子育てです。すみません。資料No.3の10ページです。ここの中で確認したいことは、非課税世帯とあります。非課税世帯が、年収幾らまでの方が非課税世帯となるのか、教えていただければと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらの非課税世帯でございましたが、こちらは住民税の均等割の非課税世帯ということでございまして、単身世帯の場合ですと年間の収入99万5,000円未満、1か月の収入としては約8万2,900円が目安になってくるかと。2人世帯の場合であると148万円、3人世帯だと193万5,999円が、非課税世帯に対する収入の目安ということでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） そういった方々が今回該当は483世帯あるわけですね。そういった方がこういったことに該当すると。

それから今度、同じ資料の9ページに、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業というところで、6,600世帯の方が該当していくということでここに書いてあるわけですが、6,600世帯というのは塩竈市の3軒に1軒が該当するというところで、こんなに所得の低い方がいらっしゃるのかという感じに私は取ったわけです。そうすると、これを出すことは、これはこれでやぶさかではないとは思いますが、こういう世帯の対象者の方の内訳として、年金世帯がこのくらいあって、独り親の世帯がどのくらいあってとかという内訳というのは、市では調査されていらっしゃいますか。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 申し訳ありません。実は、課税の申告を受けると、何の収入があつてどういうものというのは内容が把握できるんですけども、非課税ということになると、そこが実際に詳しくはつかめていないというのが状況でございます。申し訳ございません。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 結局、年金世帯の場合は、所得を増やすということはまず不可能で、国が年金増やさない限り、これは無理なことだと思います。そもそもバブルの頃、年金が物価にスライドして上がっていったと。それで今度は景気が悪くなって物価が下がってきたときに、年金がだんだんだんだん下がってきたと。何回かもう下がっていますね。ですから、実際、もう1割以上年金は減っているのかなと、最高から比べたらね。だけど、こうやって物価が上がってきたときに、本来だったら物価スライドで年金を上げなければいけないのですよ。にもかかわらず、国はまた下げようとしているということがあるわけですね、現実には。そうすると国民をだましている形になるし、やっぱり、私どもも、地方議会がそういうことをきちんと国に訴えていく必要もあるのではないかと感じているわけです。ただここに座って賛成、反対やっているだけでなく、やっぱり国に地方の状況というものをきちっと訴えていくと。そして、ちゃんとした政策を立ててもらおうということも、私は必要でなからうかと思えます。この点は地方自治体ではいかんともし難い問題でありますので、そういうところで声を上げていかないと、国は黙って耳を塞いでほっかむりしていますから、そこはやっぱり声を上げて突き破っていくという行動が、私は今一番求められているのではなからうかと思えます。

それで、実際にこの年金世帯、それから独り親の世帯で、今、百四十何万という金額も出ましたけれども、普通に働いていけば、今、それ以上の収入はあるはずなんですよね。ですから、そういった世帯の方々の実態をしっかりと把握して、そして、今労働力不足ということが言われているわけです。そういったことを緩和する意味でも、こういった働いている、補助金をもらっているだけで生活しているのではなくて、自らが自立する、生活を自立させる手だてを援助していく、助言していくという構造も、自治体として必要なことではないのかと、この数字を見て私は感じたわけですが、その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） まさに、おっしゃるとおりなんだろうと認識しております。市としてで



きることには限界がありますけれども、例えば大変なご生活をされて生活保護を受けざるを得ないと。ただ、そういうことの制度は制度として使っていただくことはもう当たり前に必要なことだと思います。ただ、その次の段階として、今ご指摘いただいたような、こういう仕事があります、こういう仕事はどうですかということをサジェスチョンするのも、市としての次の段階としての役割になってくるのかなと思います。段階段階がありますし、その人によって全然、周辺環境というか、背景の状況が違いますので、一概には言えませんが、市が寄り添うということは絶対に必要なことだと思います。限界がありますけれども、そういった状況になれるように、市としても努力し続ける、これが大変重要なのではないかと、今お聞きしていて、つくづく痛感をさせられました。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） そういう点で、しっかりと行政が支えられるようにすることによって、一人一人の方の生活状態が向上していくかと思っておりますので、やはり補助金に頼って生活していると、そこから抜け出せない。そういう親の背中を見て育った子供さんも、結局は同じような道をたどりかねないわけですから、ましてや少子化の時代、少しでも、少ない子供さんがしっかりと社会に出て仕事を、社会を支えるような仕事をしっかりとさせていただくという観点からも、できるだけ自立できるような支援を考えていただければなと思います。

それと次に、割増商品券事業、先ほども伊勢議員から質疑ありましたけれども、今まで5回ですか。私の記憶では、前回の商品券事業が、最初余ったような、販売が芳しくなくて、ちょっと残したような記憶があるんですが、その点はどうでしょうか。確認させてください。

○議長（阿部かほる） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） これまでの割増商品券事業につきまして、お答えいたします。

これまで5回実施してまいりましたが、最初のほうは2万冊の発行でありました。それで、広報紙に引換券を入れ込むという形での引換えでしたので、若干残部が出た部分もございましたので、世帯数以上の販売数でしたので、そちらは再販売を実施するという方法を行いました。また、2回目、3回目につきましても、2回目が1万冊、3回目が2万冊ということで、こちらも若干残部出ましたが、再販売という形で販売しております。

以降、そのような教訓を踏まえまして、各世帯にご案内を配布しまして、第4弾からは各世帯1冊の希望に応じた販売という形に変えさせていただいております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 割増商品券事業、確かに市民の皆さんにとってはありがたい事業であると思います。私も産業建設常任委員会、8年間やりました。各地に視察に行きました。ただ、私から見ると、この割増商品券事業というのは、株でいうタコ足配当と同じようなものなのかなと。タコ足配当というのは、タコというのは自分の足を食いながら命を長らえていくと。国民が税金というものを払って、自分の税金をまた食べて長らえていくと。そうではなくて、国民が税金を払ってどんどんいろんなことを盛り立てていくような社会を目指すべきではないのかなと思いますので、効果はいろいろあるかと思います。評価方法はね。ただ、ここにばかり頼っていないで、こういう制度がなくても商売が成り立つようなまちづくりをまず考えるべきであろうと私は考えております。その辺について、この議会でも何度もお話しさせていただきましたけれども、職員の皆さんも、常日頃から、どうやったら塩竈市の商店街がよくなるか、商売やっている方が仕事よくなるかということのを頭に置いて、いろんな情報を頭に取り入れて、そしてこういうほうがいいのではないかというような政策をどんどん出せるような役所を目指していただければと思いますので、これは、今ここでどうこうではありませんので、そういう希望を申し上げて、その割増商品券事業は頑張っていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（阿部かほる） 17番土見大介議員。

○17番（土見大介） それでは、私からも何点か質疑させていただきます。

質疑の内容は、割増商品券事業です。資料3の11ページ、こちらの一本でございます。

まず、伺いたいのは、今回、割増商品券、塩竈において第6弾ということです。それから、以前にもプレミアム付商品券などの事業が全国的にも行われた経緯もあって、このような割増商品券事業の効果というものは大分検証が進んでいるかと思います。その中で伺いたいですけれども、今回はまだやっていないので分かりませんが、今回の割増商品券事業、どの程度の経済効果を見込んでいるのかから伺いたいと思います。そのときに、割増商品券事業、やはり過去の事例を見ていくと、先食いといいますか、要するに、商品券の有効期限が切れる前にその先の分の生活必需品まで購入してしまうために、商品券の有効期限が終わった後、消費が落ち込むというような現象が確認されているということもあります。そのよ

うなことから、長い目で見てこの経済効果というのがどの程度あるかというのを見定めなければいけないかと思うのですけれども、割増商品券事業、今回どの程度の経済効果を見込んでの実施となりますか。そこを伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 割増商品券事業の経済効果につきましてお答えいたします。

まず、直接的な効果ということになりますが、令和4年度は第4弾、第5弾の2回の割増商品券事業を実施いたしました。利用者アンケートの結果ですが、第4弾では86%の方が商品券に加えて現金を追加したと回答しております。平均的な追加額は3,357円、発行額の約33%となっております。商品券の換金額1億6,692万円に平均追加額33%を加算しますと、発行期間内の経済効果を約2.2億円と試算いたしております。第5弾では、同じく86%の方が現金を追加したと回答し、平均追加額は2,501円で、発行額の25%でした。第5弾の換金額1億7,814万6,000円に平均追加額分約25%を加算しますと、こちらも2.2億円となり、合計4.4億円が割増商品券事業の直接的な経済効果となります。いわゆる消費押し上げ効果と言われる追加的な部分が3割程度であったと考えております。

なお、議員がおっしゃるとおり、割増商品券事業ですが、直接的な効果だけだとそういった形になるのですけれども、割増商品券事業の目標としましては、一定期間における消費マインドの向上と市内での消費促進を狙いとしておりますので、なかなか直接的な効果等だけを測定するのはなじまないのかなと認識しております。

割増商品券事業の実施によりまして、新規顧客の確保にもつながると考えておりますので、間接的な効果も期待できると考えております。金額的にはお示しするのは難しいのですけれども、実際に利用者のアンケートから、商品券を購入した理由としまして、「余裕が生まれ、ふだん買わないものも購買意欲につながる」ですとか、「ちょっと豪華な食事ができる」「地元商店街を応援したい」「子供たちにも地元の味を教えられる」等の前向きな回答が多数聞かれておりまして、商品券を楽しみにされている、実際に楽しんでいただいているという感触を得ております。実際54.6%の方が「これまでに行ったことのないお店、サービスを利用した」と回答しておりまして、また70.3%の方が「地元小売店を利用する機会が増えた」との回答をいただいております。

また、長くなりましてすみません、取扱店アンケートにおきましても、76.1%が「新規顧

客が来店した」と回答しております。また、そのうち2割で「新規顧客が定着した」との回答もいただいております。

これらのことは、単に消費される見込みの資金が置き換わったのではなくて、市民が地元の魅力を見直し、市内での消費喚起、さらに、継続的な消費に長い目で見てもつながるということを意味していると考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。この事業、どうしても評価難しいですね。難しいとは思いますが、今、様々アンケートの結果を含めて定性的なお話をいただきました。実際それがどれほど、言ってしまうと、商店の方々の売上げ増に貢献しているのかというところは、要するに定量的な部分での経済効果というのはどう見積もっているのか。先ほど七十何%の方が高評価でしたという話があるのですけれども、まず、アンケートの母数も分かりませんし、それが果たしてどの程度の量なのかというところが分からなかったもので、その点伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） お答えいたします。

まず、アンケートにつきましては、利用者側のアンケートが1,303件でございました。そのうちの先ほどの数字でございます。また、取扱店アンケートのほうは95件の皆様に回答をいただいております。

今年も商品券の効果についてという部分について、いろいろ研究などないかということで調べたりもしたのですけれども、やはり中長期的に実際の金額を出すというのがなかなか根拠が難しい部分でして、こういったアンケートをよりどころとして期待する部分も実際のところでございます。

ただ、金融系のコンサルタント会社で自治体が発行する商品券の経済効果について研究したレポートによりますと、やはり消費押し上げ効果、先ほど申し上げました商品券本体に加えて出した部分というのが、やはり3割程度にとどまるのではないかというレポートです。ただ、こういった商品券の意義はどういったところにあるかといいますと、やはり地域の魅力が再発見され、継続的な消費増加につながるかどうかというところが最大のポイントだということでございます。

塩竈市の場合は、狭い面積の中にお店が多数ございまして、ほかの自治体よりも大変商品券の利用価値も高いと考えております。こういった中で、地元のお店、少しでもいいところを知っていただくということが、この事業の目的の一つではないかと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。経済効果についても、研究結果などを見ながら検討されているということで、ありがとうございます。

もう少しだけそのところを伺いたかったのですが、第4弾が発行額の33%増しですよ。現金を出して購入されたということ、それから、第5弾のほうは25%ということ。ちなみに、それぞれの第4弾、第5弾、市として出した金額に対して消費者の方々が追加で出した額、要するに、消費者が追加で出した額を分子に取って、市で出した額を分母に取ったときに、何%分増加したかというところを見積もっていたり、もし計算されていたら教えていただきたいです。というのは、以前の全国的に行われたプレミアム商品券の件だと、そのあたりを一つの効果として数値として出して評価をしていたところがあったので、今回、同様の評価基準に照らし合わせるとどの程度になるのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 今回の商品券の自治体が出した分としましては5,000円ほどとなっておりますので、それに加えて、追加された現金の部分が2,500円から3,000円程度ということになろうかと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。横田課長もプレミアムつき商品券の事業は、多分参考にされたと思うのですが、過去の事例を見ていくと、新規消費額と言われたもの、商品券の額に新しく出した、市民の方々が新しく身銭を出した額を支出した国費で割った額というところが、大体、プレミアム率によって変わるので、おおよそ0.46から2.64という形で、最も効率がいいところだと2倍以上、2.5倍以上の効果を得ているという結果があります。それを踏まえて、今回の25%や33%というのはあまり高くもないように見えるのですが、第6弾をやる際には、より効果的なものがあると思うのですが、多くの消費行動を喚起するためにどのような施策をこの第6弾には追加しているのか、そこ

を伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 第6弾につきましては、基本的に第5弾と同じような方法で実施したいと考えております。消費者側にとりましては、やはり5,000円分のプレミアム分を、いかに新しいお店に行ってみたり、ふだん行けないお店に行ってみたりという部分を楽しみにされているということで、実際に毎回、購入していただける冊数が伸びているということは言えますので、確実にまた消費していただけますように、ご案内なども抜かりなくやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

続いての質疑の通告させていただいておりますので、次の質疑に移りたいんですけども、今回、商品券発行されます。第5弾までの話で結構なのですが、小規模の店舗さんたち、新型コロナも含めて、昨今の物価高だったり、エネルギー高騰だったりというところ、小さな事業者さんほど多分大きなあおりを受けているなと感じるわけなのですが、例えば第5弾のとき、小規模の店舗で使用される額というのは、全体の何割程度であって、実質の量としては何円程度なのか、そこをお教え願いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 小規模店での利用額について、お答えいたします。

第5弾では、商品券10枚のうち8枚が小規模店専用券、2枚が大規模店共通券でございました。全体の換金額1億7,814万6,000円のうち、小規模店の利用額は1億5,450万3,000円の87%でございましたので、実際に80%以上の数字となっております、大規模店共通券も小規模店のほうで使われたということが分かります。

小規模店での利用内訳でございますが、食料品小売店が全体の22%、飲食店が14%、コンビニエンスストアが12%、大型商業施設内での専門店が10%、水産物仲卸市場が9%、マリゲート塩釜が3%、その他の小売店やガソリンスタンド等合わせて17%となっております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

ここまで事業者側としてのところの質疑させていただいたんですけれども、この事業は消費者の支援という顔も持っていると思いますので、その点について伺います。

今回1万9,000冊を発行されるということで、前回の実績が1万八千何がしだったから今回1万9,000冊ということだったと思います。塩竈市の世帯数、ホームページを見せていただいたら、令和5年3月現在で2万4,058世帯と記録が載っていました。考えると1万9,000冊、単純に計算すると大体8割弱です。そうすると4分の3ちょっとの世帯の方々しか購入をされていないということで、この残りの4分の1弱の方々というのはなぜ購入しないのか。要らないよという方はいいと思うのですけれども、購入したいのにできなかったという方がいた場合は、この支援としては、本当に必要なところに届いていないとなるかと思います。ということで、残りの購入されなかった方々、過去にも再販でやっとなり完売ということもあったと思いますが、購入されていない世帯というのは、なぜ購入されていないと想定されますか。

○議長（阿部かほる） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 第5弾割増商品券事業の結果から申し上げますと、市内の世帯数約2万4,000世帯ということで、75%の世帯にご利用いただけたことになっておりまして、議員おっしゃるとおり、約25%、約6,000世帯が購入しなかったということになります。理由につきましては、これは調査しておりませんので推測にはなりますけれども、大型店でのお買物に依存している方もいらっしゃるかと思いますし、金銭的に余裕があつて割増しに魅力を感じない方というのもいるのではないかと考えております。また、申込みや受取りの手續に負担を感じる方もいらっしゃると思います。また、入院ですとか施設の入所によって利用する機会が得られない方という方も一応考えてはおります。

そういった方の中で、買いたいけれども、特別な理由によって商品券の購入手続を行うことができないという方につきましては、個別に救済措置でしたりご相談に応じるということをさせていただきまして、さらなる購入促進に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

様々質疑させていただいたのですけれども、まとめの質疑になります。今回この割増商品券事業をやられています。一時的にキャッシュフローの問題、もしかしたら店舗の方に発生するかもしれないので、そこは大変なのかと思うのですけれども、やはり町なかにお金が巡

るというか、そういう意味に関してはいいのかなと思う反面、エネルギーの話であり物価の話であり、新型コロナはそうなのか分かりませんが、この事業が終了する11月以降、いきなり好転するということはなかなか見込めないというのは分かると思います。そのときに、このプレミアムで少し皆さんの懐が潤ったと。でも、その先また非常に厳しい状況が続いていくだろうということは推測されるわけなのですけれども、そのようなことに対応する事業として、国の新型コロナ交付金の活用事例などを見ていくと、こういうお金を使って、各事業者の経営力の強化だったり、もしくはそのデジタル化の対応だったり、あとは競争力の強化というところを、こういう割増商品券事業などと併せて行っていくというような自治体が見受けられるわけなのですけれども、塩竈市として、この割増商品券事業と併せて事業者さんたちの競争力だったりその経営力の強化というところを図っていかなければいけないと思うのですが、その点はどのようにお考えなのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） これまで割増商品券事業を実施した理由としましては、やはり大変厳しい状態がずっと続いてきていたということで、まずは何とか生活を成り立たせていただきたいという部分があったかと思うのですけれども、議員おっしゃるとおり、投資的な部分ですとか、競争力の強化といった部分も、確かに必要な施策かと考えております。

ただ、こういった部分、今回、国からの交付金が、その活用策として、自治体によって考え方が違う部分あるかと思っておりますけれども、例えば県や国の制度という部分もありますし、あとこれからの経済の回復ですとか、また新たなフェーズによって考えていかなければならない部分もあるかと思っておりますので、またこういった機会があった場合には、組織として考えながらやっていければと考えております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

急なというか、非常に今せっぱ詰まった状況という話はあるのですけれども、先ほど経済効果を伺うと、2.2億円という規模ですよ。塩竈市の経済の規模からこの2.2億円というのがどれだけ大きいのかということを考えると、これだけで事業者さんとか民間、消費者の方がこれで安心だと潤うような額では正直ないのです。そう考えたら、事業者の方々が、先ほ



ど志賀議員もおっしゃっていましたが、自分たちでどんどんどんどん経済を回していきけるような、そういう先を見た施策というのをしていかないと、じり貧になってしまうよねというところがあります。行政というのはその先まで見て話をしていけないといけないと思いますので。

その中で一つ事例の紹介をさせていただきます。同僚の伊藤議員から教えていただいた話なのですが、同じ商品券事業だとしても、神戸市の事例だと、こちらでは、商店街等需要喚起事業支援補助金という形で、商店街などが実施するプレミアム付の電子商品券となっていますけれども、電子商品券とかポイントシール、そのようなものに対して補助をしますよというような施策を取られています。そうすることで、各事業者さんたちが、もちろんその商品券事業に自分たちのアイデアも乗っけて、自分たちの競争力を高めていくということ意識しながらやらざるを得ないような、やっていけるような事業の組立てになっているのかなと思います。

塩竈市としても、自治体が主導権を握ってというか、主導となってこういう事業、商品券をやるのではなくて、もう少し民間の方々に活動をしてもらう、そのための後押しをするというような施策を、今回はもうこの事業第6弾が出るという話ではありますけれども、今後は意識して支援を続けていただきたいと思います、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（阿部かほる） 14番小高 洋議員。

○14番（小高 洋） それでは、私も通告に従いまして何点かお伺いいたします。

今回、事業でいうと3つの事業、補正額約3億9,800万円というところで、その内容については説明等様々いただきまして、一定理解をしたところであります。

それで、今回こういった事業を提案されたその前段といたしまして、まず冒頭お伺いをしたいのは、先ほどおっしゃられたような物価高騰あるいはコロナ禍の長期化と様々要因はあるかと思いますが、まず本市塩竈市を取り巻く情勢についてどのような捉え方をされておられたのか、まず冒頭お伺いをいたします。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） この件につきましては、先ほど伊勢議員にもご紹介をさせていただいておりますが、やはりこの3年間くらい、新型コロナというところで、市内の事業者様あるいは市民の皆様、非常に打撃を受けていると。それに加えてのこの物価高騰という背景は全国共通であります、本市においてもそのような状況が出ています。やはり事業者、市民

の皆様が非常に苦しい状況、例外なく苦しい状況にあるというような認識をまずいたしているところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。そういった中で今回この3点についてご提案をいただいたということなのかなと思います。

それで、せっかく資料の3番の8ページのところで、今回それぞれの事業とその財源というところについて一定ご説明をいただいておりますので、その関係を踏まえてお聞きをしたいなと思います。

今回の事業の財源といたしましては、大きく電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金と、もう1点が新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金ということでご説明をいただいております。

それで、私も整理をするのにあれだったんですが、一つは、事業ごとには、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者世帯支援事業、この中身について見ると、住民税均等割非課税世帯分については、この重点支援地方交付金のいわゆる支援枠分の活用であると。これについて残高の不足している分については、世帯数が確定してから後ほど交付をされるということでありました。それで同じ支援事業の家庭急変世帯分につきましては、この低所得者世帯への支援枠分ではなくて、地方交付金の推奨事業メニューの中に一部含まれるものなのかなと受け止めております。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業については、このセーフティネット強化交付金の活用ということになっております。割増商品券事業はこの推奨事業メニューの活用ということで整理をしたところです。

このうち、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業の非課税世帯分、もう1個が子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、この2件については、言うなれば今回示されている交付金の中で、一定使途が定められているといいますか、このメニューはこれですよということでの解釈などでよいのかどうか、お伺いいたします。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 議員おっしゃるとおりで、今の2件につきましては使途が示されているものであります。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。

もう一方、特に低所得者世帯支援事業の家計急変世帯分については、これは推奨事業メニュー分ということで、言うなればその自治体判断としてやるかやらないかそういったところにかかってくる事業なのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） この部分に関しては、国のほうの用途から外れておりまして、市の独自の判断としてやらせていただいている事業でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。

それで今回、その重点支援地方交付金の推奨事業メニューというものも幾つか、国の資料も含めてこんな形のものを見させていただいておったのですが、そういった中で、今回、低所得世帯支援事業の家計急変の世帯分、あるいは今回の割増商品券事業（第6弾）というところでそのメニューの中から選ばれたというか、こういった形で事業実施ということをご提案されているのですが、この2つをこの中から選ばれた理由があれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今回、国が交付金の増額とか強化をしていただいたということで、市の内部でも検討しました。その中でもやはり緊急性を有する部分、特に低所得者でありますとか低所得の子育て世帯、あるいは先ほどの状況で苦しんでいる事業者や市民の皆様の下支えをするという意味で、この3点の事業をまず先行して提案させていただいたという事情でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。そういった理由といいますか情勢を踏まえて今回こういった提案をいただいたということでもあります。

今回についてはこういった提案であるということに加えて、資料8ページ、5月臨時会後について交付限度額残高というところを見ますと、この推奨事業メニュー分で約1億7,600万円ほど残高があるということでの表記になっておりますが、今後、この残高の活用についてどのような考え方をお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 1億7,600万円の使い方でございますが、まず、私どもとして、今、県においても様々な支援メニューについてご検討をいただいているというような情報を得ております。私どもといたしましては、その動向をしっかりと見定めながら支援に過不足がないような形で対応したいという意味で、今回提案を控えさせていただいたと。改めまして6月定例会にご提案をさせていただき準備を進めている状況でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。

様々その県の関係も出てくるんだということで、控えさせていただいた部分もあるというようにお話だったのですが、その財源の使途という点で最後関連してお伺いをしたいと思えます。具体のお話になるのですが、今年度から小中学校の給食費の値上げ分の支援がなくなってしまって、値上げということになりました。それで予算特別委員会でお伺いをした際は、この点について財源となる国からの交付金がまだ示されていないということも一つあったわけなのですが、今回こういった形で一定財源が示されて、なおかつ推奨事業のメニューの中にもしっかり入っている中身だなと見ておりました。そういった中で、今回こういった部分は入らなかったということになるのですが、お答えできるところまで結構ですので、その検討段階といいますか、今後どのようにしていくのかお伺いをしたいと思えます。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長兼市民交流センター館長（星 和彦） 小高議員にお答えさせていただきます。

先ほど伊勢議員のご案内にございましたように、食料品価格等の物価高騰に伴いまして小中学生の保護者の負担を軽減するという項目が推奨メニューということで国でも示されてございます。そういった部分で、現在、内部で検討させていただいているという内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 暫時休憩いたします。

午後2時44分 休憩

---

午後2時46分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、議案第37号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第37号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。よって、議案第37号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時48分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年5月15日

塩竈市議会議長 阿部 かほる

塩竈市議会議員 小野 幸男

塩竈市議会議員 菅原 善幸



令和5年6月定例会	6月16日	開会
	6月28日	閉会

## 塩竈市議会会議録

令和5年6月16日（金曜日）

塩竈市議会6月定例会会議録

（第1日目）



## 議事日程 第1号

令和5年6月16日（金曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 総務教育常任委員会所管事務調査報告
- 第 5 議案第38号ないし第48号

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

---

### 出席議員（17名）

1番	阿部眞喜議員	2番	西村勝男議員
3番	阿部かほる議員	4番	小野幸男議員
5番	菅原善幸議員	6番	浅野敏江議員
7番	今野恭一議員	8番	山本進議員
9番	伊藤博章議員	11番	志子田吉晃議員
12番	鎌田礼二議員	13番	伊勢由典議員
14番	小高洋議員	15番	辻畑めぐみ議員
16番	曾我ミヨ議員	17番	土見大介議員
18番	志賀勝利議員		

---

### 欠席議員（1名）

10番 香取嗣雄議員

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
病院事業管理者	福原賢治	技監	鈴木昌寿
総務部長	本多裕之	市民生活部長	高橋五智美

福祉子ども未来部長	長 峯 清 文	産業建設部長	草 野 弘 一
上下水道部長	鈴 木 良 夫	市立病院事務部長	鈴 木 康 弘
総務部 政策調整管理監	末 永 量 太	総務部 公民共創推進専門監 兼教育委員会教育部 生涯学習課長兼 生涯学習センター館長	櫻 下 真 子
福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	並 木 新 司	総務部次長兼 総務人事課長	高 橋 数 馬
産業建設部 次長兼水産振興課長	鈴 木 陸奥男	総務部 政策課長	木 皿 重 之
総務部 財政課長	佐 藤 涉	総務部 管財契約課長	千 葉 貴 幸
市民生活部 税務課長	志 野 英 朗	市民生活部 保険年金課長	布 施 由貴子
産業建設部 商工観光課長	横 田 陽 子	上下水道部 業務課長	渡 辺 敏 弘
上下水道部 下水道課長	佐 藤 寛 之	市立病院事務部 業務課長	平 塚 博 之
総務部 総務人事課総務係長	石 川 宏	教育委員会 教 育 長	吉 木 修
教育委員会 教 育 部 長	星 和 彦	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小 倉 知 美
選挙管理委員会 委 員 長	平 間 邦 子	選挙管理委員会 事 務 局 長	小 林 史 人
監 査 委 員	福 田 文 弘	監 査 事 務 局 長	伊 東 英 二

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局 長	相 澤 和 広	議事調査係長	石 垣 聡
議事調査係主査	工 藤 聡 美		

午後1時 開議

○議長（阿部かほる） 去る6月9日、告示招集になりました、令和5年第2回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の会議に欠席の議員は、10番香取嗣雄議員の1名であります。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の会議では、過日、策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際に、マスクを外していただくかなくても差し支えありません。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。さらに、本市議会では、塩竈市議会運営に関する申合せにより、5月の最初の会議から9月定例会終了までをクールビズの期間としております。ネクタイを外していただいで結構ですので、重ねてご案内申し上げます。

これより、第99回全国市議会議長会定期総会において、同会の表彰規定により贈呈されました表彰の伝達を行います。

相澤議会事務局長。

○議会事務局長（相澤和広） それでは、表彰伝達を行います。

議員在職40年以上表彰者へ伝達を行います。曾我ミヨ議員、演台にお進み願います。

○議長（阿部かほる） 表彰状。塩竈市曾我ミヨ殿。あなたは、市議会議員として40年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は、特に著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規定によって、特別表彰をいたします。令和5年6月14日 全国市議会議長会会長坊 恭寿。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（相澤和広） 次に、議員在職15年以上表彰者へ伝達を行います。志子田吉晃議員、演台にお進み願います。

○議長（阿部かほる） 表彰状。塩竈市志子田吉晃殿。あなたは、市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は、著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規定によって、表彰いたします。令和5年6月14日 全国市議会議長会会長坊 恭寿。

おめでとうございます。(拍手)

○**議会事務局長(相澤和広)** 次に、感謝状の伝達を行います。阿部かほる議長、演台にお進み願います。

○**副議長(山本 進)** 感謝状。塩竈市阿部かほる殿。あなたは、全国市議会議長会社会文教委員会副委員長として、会議運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は、誠に顕著なものがありますので、第99回定期総会に当たり、深甚なる感謝の意を表します。令和5年6月14日 全国市議会議長会会長坊 恭寿。

おめでとうございます。(拍手)

○**議会事務局長(相澤和広)** 以上で、伝達式を終了いたします。

○**議長(阿部かほる)** 本日の議事日程は、「日程第1号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

---

◇

日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長(阿部かほる)** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6番浅野敏江議員、7番今野恭一議員を指名いたします。

---

◇

日程第2 会期の決定

○**議長(阿部かほる)** 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、13日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長(阿部かほる)** 異議なしと認め、本定例会の会期は、13日間と決定いたしました。

---

◇

日程第3 諸般の報告

○**議長(阿部かほる)** 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第180条第1項の規定により、市長に指定しておりました専決処分の報告であります。

専決第2号「車両接触事故による和解及び損害賠償の額の決定について」

専決第3号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」

専決第4号「令和4年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」

専決第5号「令和4年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」

専決第6号「令和4年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」

専決第7号「令和4年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」

専決第8号「令和4年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」

専決第9号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」

専決第10号「塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例」

専決第11号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

以上10件については、専決第2号については令和5年3月27日、専決第3号ないし第11号については令和5年3月31日にそれぞれ専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により令和5年6月9日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

次に、報告第1号「一般会計繰越計算書について」は、地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定により、報告第2号「下水道事業会計繰越計算書について」は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告第3号「水道事業会計繰越計算書について」は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ令和5年6月9日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査の結果報告7件であります。

これより質疑に入ります。

12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二） まず、専決第2号について質疑をさせていただきます。これは、車両の接触事故による和解及び損害賠償額の決定についてであります。

この事故は、12月、昨年12月2日金曜日に起きたものであって、この日をちょっと振り返ってみますと、12月定例会の告示日に当たります。この内容を、私、見させていただいて、ちょっと疑問に思ったところは、そのまま曲がって、駐車場から出て、メイン道路に出て、左折して、すぐぶつかったのもちょっとおかしいなというよね。そういうことってあり得るのかなという思いでおりました。

まずは、この事故の概要についてお聞きをしたいんですが、その中で、多分、あの駐車場から出る場合に、メイン道路に出る場合、左右確認はすると思うんですよ。そのときの交通状態がどうだったのか。そして、例えば、車が通過するのを多分待って出たと私は思うんです

よ、察するところね。右側から来た車を待って、通過したのを待って、それから左折してメイン道路に入ったと。そのときにぶつかったのではないかと思うわけですが、その状況について、まずはお聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） それでは、私から、専決第2号につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料No.1の2の定例会専決報告、別紙つづりの1ページをご覧くださいと思います。参考といたしまして、事故発生場所の見取図をご覧くださいながら、ご説明申し上げます。

まず、事故の状況でございますが、先ほど議員おっしゃっていただいたとおり、令和4年12月2日午前11時45分頃、ふれあいエスプ塩竈付近の県道泉塩釜線で発生した事故でございます。

ふれあいエスプ塩竈の県道、県道側駐車場を左折し出発した本市公用車が、交差点で信号待ちのために停車中の相手方車両の後方部に追突いたしました。同乗者に負傷を負わせるとともに、同じ資料の2ページにありますように、車両の一部を破損させてしまったものでございます。被害者の方、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、深くおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 私は、これを見て、運転者もちよっと気の毒だなと思ったんですね。というのはどういうことかということ、先ほどの続きになりますけれども、メイン道路に出る際に、右側から車が来ていると。それを通過するのを待って、通過した後すぐに回ったら、その前に通過した車が、もう信号機が赤に変わって、もうぼんと止まってしまったという。そこにぼんと入ってしまったのかなという具合に考えています。

そのときに、僕は思うんですが、同乗者がいれば、危ないよとか、左詰まっているよとか、そういう発言もできたと思うんですが、これ1人で運転していたのか、同乗者がいたのか、その辺を。

もう一つついでに、この時間帯が11時45分なんですね。もうお昼近くだということなんですが、これお昼を食べに行ったのかななんて考えたりもしたわけですが、どうしてこの時間帯、

この45分、お昼が近いのに出ていくことになったのか。

その2点について、分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） まず、同乗者がいたかについてのご質疑でございますが、市公用車には運転者が1人で乗車しておりまして、同乗者はおりませんでした。

11時45分に外出した理由でございますが、午前中のうちに文書の発送手続を済ませるため、同職員につきましては、本庁に向かおうとしていた状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

1人ということですが、私は、考えるにも、今までのこの事故関係ですって言うてきているわけですが、運転に携わる場合は、本人の安全確認はもちろんのことなんです、やっぱり同乗者がいると大分助かると思うんですよ。こういった点で前にもそうだし、それから後方にバックする場合ももちろんそうです。降りて確認していただくという、そういう作業がありますし。

この辺、何ですか、今の話ですと書類を届けに行ったのかなという具合なんです、そういった場合でも、本来だと私は2人で行くべきではないのかなと考えるんですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。1人で行くのがベター、ベターというか普通なのか、行っているのか、それとも、2で行ったほうがいいのかね。その辺についての考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） できるだけ2人で乗車したほうがよろしいのかなということは私も考えてはおるんですが、どうしても業務の都合上、1人で運転するという場面もございますので、ご理解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） それから、昨年の告示日のこの事故ですけれども、その後の1週間後に、初日に、やはり車両事故について、私、質疑させていただいています。そのときもそうですが、今年の2月定例会でも質疑させていただきました。その際に申し上げて、総務部長から回答があったのが、やっぱり本人の責任もある程度負うべきではないのという話をして、検

討するというか、そういう方向で進んでいるということを知った覚えがあるんですが、その辺の本人に対するいわゆる責任といいますか、その辺の内容については、もう検討されて進んでいるのでしょうか。それとも、もう決定して実行されているのでしょうか。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 前回の定例会でも、議員からご質疑がございました。職員の本人の負担といいますか、責任の部分の考え方でございます。

賠償額とかを負担させるかという考え方もあるとは思いますが、基本的には、まず、保険で賄われるという点が1つまずあります。あと、これはあまりにそこに注目してしまいますと、やっぱり公用車を運転するということに対して、それを控える職員も出てくるかというような、そういった一方での課題もあります。

ただ、やはり、今回はちょっと、今回もですけれども、やっぱり今後、重大な事故でありますとか、重大な過失があるようなケース、そういった場合におきましては、懲戒というか、処分という形での対応も視野に入れながら、今、検討を進めているという形になります。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 現在、検討しているということでありましてけれども、早急に決めていただいて、やはり職員にも徹底していただきたいなと思います。

次に、監査についてお聞きをしたいと思います。監第11号、それから第12号の定期監査について、お聞きをしたいと思います。

この監査結果について、それぞれの項目でいろいろ書いてあるわけですが、第11号に関しては、随意契約については前年度172件、うち1者見積り75件から、今年度108件、括弧して、うち1者見積りが60件と減ったとなっております。この理由として、契約件数が減となった原因は、令和4年4月1日の組織再編により、環境課と下水道課が除かれたためであると書いてあります。

それから、監第12号については、これの絡みですね。随意契約については前年度21件、うち1者見積り17件から、今年度80件、うち1者見積り41件と増となったと、増えたと書いてありますね。契約件数が減となった要因は、令和4年4月1日の組織再編により下水道課が加わったためであると書いてあるわけです。

これを見て、本当にこの組織再編が理由なのかなと、ちょっと疑問を持ったわけです。この数値を繰り返してみますと、第11号については172件から108件で、1者見積りが75件から60



件と。件数としては、マイナス63件なんですね。それで、1者見積りがマイナス15件なんですね。これが本当に、環境課と下水道課が除かれたためなのかなという。この数値は、そう思えば思えるし、思わなければ思えないという数値だなと。

前年の件数が172件に対して108件、やっぱり半分までは行かないですけども、4割ぐらい減っているわけですね。1者見積りについては75件から60件で、15件しか減っていないという。この割合的にもちょっと合わないんじゃないのという、そういう状況が見えてきます。

下水道については、先ほど言ったように、若干は、もう21件から80件に増えていて、プラス59件になります。かなりの増になるわけですが。1者見積りについても17件から41件と、プラス24件と。

この第11号と第12号の増減を見てみますと、相関はありそうな気もするけれども、本当かいなという、そういうふうに見える数値なんですけど、これ本当にこういった理由なのかなと思うんですが、これは監査の意見ですから、お聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） まず結論から言いますと、課の数が増減したことが主な要因です。

それで、本当に減ったのか、増えたのかということにつきましては、あまり変わっていないという実態があります。監査としましては、契約行為は競争が基本でございますので、できるだけ、随意契約なり、なおかつ1者見積りによる随意契約は少なくするようということをお願いはしてございます。

ただ、今回、この第12号、上下水道部につきましては、若干、1者見積りを減らす努力をしてもらっております。こういう動きを監査としては大事に、あるいは、そういう動きを全庁的にやっていただければと思っております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） そうすると、組織の編成というか、再編が主な要因だということですね。ここでは、主という字がなかったの、これしかないという書き方のように取りました。

それから、もう一つ気になったのは、監第12号なんですけど、この結果の最後に、「今後も事業の性質・内容等から一般・競争入札に付することが可能なものは、積極的に導入を進めていただき、契約の公平性、価格の経済性、手続の透明性を追求してほしい」と書いてあるんですね。この中で、手続の透明性という言葉が出てきたので、これはどこから、何が基でと

どうか、この透明性という言葉が出てきたのかなと、ふと疑問に思ったものですから、質疑させていただきます。どういったことで、この透明性という言葉がここに載ってきたのか。その経緯やら何やらが分かりましたら、お願いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） 契約の透明性、特に、国からの指導もありますけれども、まず基準を明確化しなさい。あと、誰にも分からないような状況で行われるようなことがないように、手続もきちんと、なるべく分かるような形で契約行為を行う。それから、結果について。結果についても、こういう結果でしたということでオープンにする。こういう透明性をできるだけ確保するというか、広げるような努力をしてもらいたいというのが、我々、監査の基本的な考え方でございます。

それで、この透明性なりの確保につきましては、今回の病院等だけじゃなくて、全庁的に、我々としては、全ての部課についてお願いをしているような状況でございます。ただし、今回わざわざここに明記させていただいたのは、実は、上下水道部と病院、これは企業会計でございますので、独自で契約する部分がございますので、たまたま明記させていただいたということでございます。当然のように、ほかの全ての課につきましても、こういう表現で取組をお願いしてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、分かりました。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

この後、あと総務教育常任委員会の所管事務の調査報告がありますので、これも若干絡みがあるかなと思います。

どうもありがとうございました。以上です。

○議長（阿部かほる） 13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） じゃあ、私からも、専決処分ですね。鎌田議員がおっしゃったところで、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

書類を読みますと、駐車場ということからかなと思うんですね。そうすると、エспの駐車場から出てきて、相手が停車していた車にすぐぶつかってしまったと捉えていいのかどうか、確認させてください。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） ただいまのご質疑にお答えいたします。

エスピの駐車場を出まして、約10メートルほど先に進みまして、相手方の車に追突したという形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、相手方の車というのは、赤信号で止まっていた車両で、そこに我が公用車がぶつかったということなんですか。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） おっしゃるとおりでございます。塩釜駅前の交差点の信号が赤信号のために相手方の車が停車中の車に、本市公用車が追突した形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。10メートルほどの間隔といたしますか、公用車と相手方の距離がそのぐらいだと。そうしますと、10メートルですから、感じとしては、二、三秒ぐらいかな、もうちょっとあるかもしれないね。スピードによっては、すぐぶつかったという感じですね。分かりました。

そこで、別な視点で考えますと、先ほど本庁に書類を持っていくということで、エスピを出て、本当にそういう形で11時45分頃にぶつかってしまったということのようですが、そうしますと、当時の職員の1人で運転をしているということも1つの衝突の要因かなと思います。職員の、教育委員会所管の関係で業務量が多くなって、言わば、車両の運転についての集中力の少し欠如があったのかどうか。あるいは、事故に至る経過と検証というのは、どのように捉えていっているのか。その辺だけお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） 当時の職員の業務量と検証について、ご質疑いただきました。

当該職員の当時11月の勤務状況といたしますか、時間外勤務につきましては、約3時間未満ということでございますので、車の運転に支障を来すような状況ではなかったのかなと認識しております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。そうすると、支障はないというものの、事故は、やっぱり相手方に対して、頸椎損傷かな、頸椎挫創というのかな、挫折と言っているんですかね、人身事故も伴っておりますので、非常に重いんだろうと思うんですね。一般の追突だけじゃなくて、やっぱり人的な事故もありますので。

そうすると、こういったことについて、今後、検証をし、そして、それを、事故がないのが一番いいわけですからね、そのために、どのように検証して生かしていくのか。その辺のくだけりだけ、お考えを聞いておきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今後の事故の再発防止も含めた対策ということでございますので、私から答弁をさせていただきます。

これまでもそうなんです、当然、事故を起こした職員に関しましては、定期的に行っております安全運転研修会、これは外部から講師を招いて行っておりますが、その中で、しっかり今後の反省も含めて確認をしていただくという作業をしていただきます。そのほかに、特に対象者として管理職と、あとは入ったばかりの3年目ぐらいまでの若手の職員等を重点的に、今回、研修の対象として、啓発を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） ひとつどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

次に、専決処分で、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

一般会計ですね。専決処分の第3号なのかな、第3号ということになりますが、資料でいきますと、資料No.2かな、2のところになるのかなと思うんですが。そこで、資料No.2のところ、2ページをお開きください。

そうしますと、そのページのところ、歳入が載っております。市税の関係で、1億何がし増えたという感じで、1億1,563万円の増額ということになっているようですが、この増額になった理由や要因について、ちょっと確認させてください。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） お答えさせていただきます。市民税の、失礼いたしました、市税1億1,563万円の増額補正についてのご審議でございます。

こちらの増額の主な理由といたしましては、まず、市民税につきまして、新型コロナの影響による減収を見込んでおりましたが、影響が想定より限定的であったこととございます。また、市たばこ税について、売渡し本数の増加と、昨年10月に加熱式たばこが値上げされたことなどによる増収がございました。

これらの理由により、市税収入全体の欠損見込みが現予算を上回るため、増額補正とさせていただきます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。そうすると、当初見込んでいた新型コロナの影響での減収よりも、やや、何ていいますか、増になったということですね。はい、分かりました。財源確保の点では非常によかったのではないかと思います。

次に、地方交付税ですね。同じ資料のところ、地方交付税が示されております。No.2の2ページのところの下段ね。地方交付税がざっと2億5,000万円ぐらいですか、増えているようですが、いろいろ内訳的なものもあるかと思いますけれども、その辺の増の要因について、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤財務課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） では、地方交付税の増額についてですが、今回の補正予算は、地方交付税のうち特別交付税と震災復興特別交付税について、総額で2億5,961万6,000円の増額補正とするものでございます。その内訳といたしましては、特別交付税では、地域おこし協力隊や除融雪、離島航路に要する経費などの増により7,848万6,000円、震災復興特別交付税では、東日本大震災に係る災害公営住宅家賃低廉化事業、特別家賃低減対策費補助の地方負担分や、復興特区による減収分などの増により1億8,113万円を、それぞれ増額するものとなっております。

いずれも、令和5年3月22日付の交付決定により、令和4年度交付総額が確定したことから、当初予算からの増額分を今回の補正予算に計上するものでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。依存財源とはいっても、大事な財源であることは間違いありませんので、こういった財源をひとつ有効に生かしていただく施策を、ぜひ十分展開していただければと思います。細かいことは触れませんので、そういうことでの対処でよろしく

お願いしたいと思います。

次に、資料No.3のところでもっと確認をさせていただきたいと思います。

一般会計の教育の関係で触れておきたいと思います。予算説明書のところがあります。そのうち、資料No.3のところ、私もよく分からないので教えていただきたいというか、確認をしたいんですが、資料No.3の13ページ、歳入がございまして。県支出金で第6款かな、の県補助金なんですかね。教育費県補助金で、その中で社会教育費補助金という区分があって、額は69万2,000円が減という格好になっているようですが、この宮城県学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金と。初めて、私も、どういう内容なのか、ちょっと不勉強で大変申し訳ないんですが、その中身、性格、歳入で減に至った理由等について、まず最初、お聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） 宮城県学校・家庭・地域連携協力推進事業につきまして、お答えさせていただきます。

この事業につきましては、学校・家庭・地域が連携し、学校を核として、地域づくり、人づくりの環境を創出し、地域の教育力の向上を図ることを目的とした事業でございます。

具体的に申し上げますと、学校と地域をつなぐ地域学校協働推進本部を設置しまして、地域コーディネーターと学校の連携、情報交換の場等をつくってございます。また、子供たちの放課後の居場所づくりと学習環境の提供のための放課後子供教室の実施でございます。

減額の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に起因いたします活動の縮小に伴いまして、地域コーディネーターへの謝金等の必要経費が減少したため、県補助金が減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。そういう地域づくりといいますか、地域の協力のアップということにつながっていく事業だと捉えさせていただきました。理由は分かりました。新型コロナの影響で謝金等が支払えないという分を減額したというのは理解しました。

そこで、35ページのところで、35ページ、同じ資料の35ページに、言ってみれば、教育費第10款あります。この中の関係で、例えば、どのように、前段述べた宮城県学校・家庭・地域連携協力推進補助金ですか、というのは、この歳出においてはどこに計上されていたのか。

その辺のことがよく分からないので、これだけ見てもちょっとよく分かりませんので、この歳出の部分についてお聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） それでは、資料の35ページ、第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費をご覧いただければと思います。こちら歳出の合計が5,829万円となっております。その右隣、県支出金、マイナス138万7,000円と記載ございます。こちらの部分につきまして、先ほど申し上げた金額が、一部減額として充当されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） すると、このところの減額で歳入のところが減ったということですね。分かりました。

そうすると、先ほど言ったように、同じような、そういった子供さんたちの教育のいろいろな事業のアップというかな、そういうものでやってきたよということでもよろしいんでしょうか。歳出上、歳出の上で。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） 先ほど歳出で申し上げましたように、歳出そのものにつきましては、子供たちのそういった活動に使わせていただいた内容でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ごめんなさいね。ちょっと手間取らせて申し訳ないね。

次に、繰越しについて、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

繰越しについては、資料No.4のところかな。4のところいろいろ触れられておりますが、一般会計の予算の関係で、資料No.4の繰越し計算書がございます。それで、ここには、2ページのところで一般的な繰越明許費等々ずっと触れられておりますが、そのうち、同じ4ページのところで確認をさせていただきたいと思いますが。

令和4年度の宮城県塩竈市事故繰越し計算書というものがあって、事故繰越しですから、これ以上の繰越しはできないよと、こういうふうに捉えてよろしいのかなと思うんですね。何らかの事情で2か年にまたがった繰越しをしたんだと、こういうふうに捉えてよろしいのかな

と思うんですが、問題はその3億7,000万円という多額の繰越しですので、改めてその理由、あるいは繰越しせざるを得なかった理由と、それから、年度内完了ね、年度内完了なり、見通しなり、その辺について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） ただいま、事故繰越に係ります繰越しの理由について、ご質疑いただきました。

今回、記載ございますように、教育部といたしましては、4つの事業につきまして事故繰越となっております。いずれの案件につきましても、昨今の世界情勢の変動に伴いますが、半導体及び石油製品などを含めます建築資材の納入に不測の時間を要したため、年度内に完了しなかったものでございます。

事業完了の見通しについてのご質疑いただきました。

中学校施設維持管理費に関しましては8月に、中学校長寿命化改良事業に関しましては令和6年2月に、公民館管理費に関しましては9月の竣工予定となっております。また、市民交流センター管理運営費に関しましては、既に5月17日に納品が完了してございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。見通しが大体立っているのかなと思いますので、分かりました。おおよそ分かりました。

次に、同じ資料の下水道事業が6ページ、ないし8ページが水道の事業の繰越しということになっておるわけですが、そこら辺も含めて、この事業の完了の見通しなり、理由は説明のところがございますので、大体これを見れば、大体そうかなと思うんですが、改めて、年度内あるいは事業完了の見通しについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木良夫） それでは、お答えいたします。

まず、下水道会計でございますが、今回、繰越、事故繰越合わせまして4件の計算書を提出させていただいてございます。

内容といたしましては、主なものをお伝えいたしますけれども、令和3、4年に発生いたしました福島県沖地震、これで被災した箇所の災害復旧工事という部分と、あとは、老朽化に伴います遠隔監視装置、電子機器になりますけれども、こちらの更新費用ということになり



ます。

完了の見通しでございますが、いずれの事業、工事につきましても、年内の完了を見込んでおるとい状況でございます。

続きまして、上水道につきましてもご質疑頂戴いたしました。

上水道につきましては、1件繰越しということでお願いをさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、国が国道45号線沿いで、今、電柱の地下化工事、無電柱化工事に着手をしております。これに伴いますところの市の水道管を移設するという工事でございます。

こちらにつきましては、実際、工事につきましては、若干、舗装を手直しするということがあったわけでございますが、国で定めております工事の抑止期間に当たったということで、やむを得ず年度をまたぐ形で工事を行っております、4月中旬にはもう現場は終わっているという状況でございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ひとつ、様々な要因はあって、ほぼ年内完了ということで考えていきたい、捉えていきました。

最後の質疑になりますが、資料No.1に戻っていただいて、専決の関係でいうと専決第11号ということで、確認をさせていただきたいと思います。

これは、地方税法の改正に伴う国民健康保険税の引上げ、限度額の引上げだね。そしてあと、医療、介護、後期、102万円から104万円ということですが、その辺の影響の見込み、あるいは、国民健康保険税の低所得者の5割、2割の負担軽減の世帯の見込みだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） お答えさせていただきます。

限度額が102万円から104万円となった影響ということでございますが、本年度の国民健康保険税の課税額がまだ確定しておりませんことから、参考として昨年度の課税情報を基に試算を行いますと、昨年度までの課税限度額を超え負担増となる世帯は、67世帯となっております。以上でございます。

失礼いたしました。次の、あと低所得者の5割、2割負担軽減の世帯の見込みに関しまして

は、こちら、令和5年度、2割軽減世帯は約900世帯、5割軽減世帯は約1,200世帯を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。（「分かりました。終わります」の声あり）よろしいですか。

（「はい」の声あり）はい。

18番志賀勝利議員。

○18番（志賀勝利） 私からは、通告に従いまして質疑させていただきます。

まず、先ほども鎌田議員から質疑がありましたが、報告案件の監第11号と第12号ですね。ここをちょっと質疑させていただきます。

それで、1者見積りの推移なんです、状況なんですけれども、この建設部と水道部の両方の数字を足しますと、前年度と今年度の、そうすると、前年度は、建設部と水道部で、建設部が172件、水道部が21件で、トータル193件。それで、1者見積りが、建設部が75件、水道部が17件ということで、92件ですね。それで、本年度は、建設部が、部の組替えがあつて減つて108件の随意契約、それから、水道部80件の随意契約。それで、建設部の中で60件が1者見積り、それで、水道部では、上下水道部では、41件が1者見積りということで、前年よりも1者見積りが、前年92件に対して101件と、この2つを足しますとね。ちょっと増えているということになりますので、監査では、その辺、十分注意して、各担当部署に指示はされているかと思いますが、こういうふうにしてなかなか減らないというところが、その職員一人一人のこういうことに対する危機感がないのではないのかなと。もう市長が替わって4年になろうとしていますが、こういう現状では、やはり好ましくない。監査で幾らそういう情報発信しても、個々の職員が、それに、その危機感を持たずに、依然として同じような感覚でその業務に取り組んでいるのではないかなと私は感じるんですが、その辺、監査としてはどのような感覚をお持ちでしょう。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） まず、随意契約あるいは1者見積り等につきまして、議員おっしゃるように、我々としては、できるだけ件数を少なくしてもらいたいというのが基本的な考え方でございます。

そうはいいましても、言い訳みたいになるかもしれませんが、前年は、例の福島県沖の地震のために、急遽、災害復旧で1者見積りで対応せざるを得なかった件数が結構ありま

した。しかし、その割には増えなかったのが、できるだけ複数者から見積りを取るような動きをやってもらった課がございます。そういう動きを、私としては、全庁的なものにして、できるだけ、今までと同じような、漫然と同じような取扱いをするんじゃなく、できるだけ競争関係に持っていけるような動きをしてもらいたいということで、今後もそういう指導をしていきたいと考えてございます。

私から以上です。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 私は、ずっとこの契約についてのことで議会で触れているわけです。結局、そういう減らそうという意識を個々の職員が持っていただくということが一番大事なことであって、監査の方、監査も替わられて、その辺に注目されていろいろご指導されているんでしょうけれども、結局、なかなかその感覚になじめないでいるような感じもいたしますので、ぜひその辺、一人一人の職員、意識を変えて取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、監査の感想として、例えば、監第11号では、初歩的なミスの内容と対策、初歩的なミスがあったというコメントが、監第11号、それから第13号、第16号、第17号というところに書いてあるわけですね。この初歩的なミスというものの内容がそれぞれの部署で違っているものなのか、それとも、そこでばらばらなのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） この初歩的なミス、単純ミスにつきましては、押印漏れ、印鑑の押し忘れ、それから記入誤り、それから記入漏れ、このようなケースがいろいろなところで、この課では押印漏れ、この課では記入漏れとかという形で、ちょこちょこっと見られるということで、こういうふうに書かせていただいております。単純ミスはどうしても起こりがちでございますけれども、実は、仙台市で、不適切な事務処理の原因を調べたところ、不注意とか、それから失念、忘れていた、それから勘違い、こういう単純な原因が60%、原因としては60%近くあったということでございますので、私としましても、単純ミスそのままにしておくのは好ましくないということで、そんなに多くはないんですけれども、できるだけ少なく、ゼロ件になるような取扱い、取組をしてもらいたいと考えてございます。

そのためには、職員の意識改革はもちろん、それからチェック体制、こころを充実させて、単純ミスを少なくするような努力をしてもらいたいということで、小まめに記入させていた

だいております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 監査の希望としては分かりました。

それで、例えば、各セクションの部長、この監査の意見に対してどのようなアクションを起こされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。まず、産業建設部ですか。今後の初歩的なミスの方策。

○議長（阿部かほる） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

当部といたしましても、監査の指摘につきましては重く受け止めておりまして、議員お尋ねのケアレスミスについては、必ず複数の目を入れるようにして、複数人でチェックするということを心がけているところです。

以上です。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ケアレスミスについては複数の目でと。そうすると、それは、業務の知識がないがために欠けていくものなのか、単純に本人の認識不足で欠けていくものなのか、どちらですか。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） 監査でこういう報告させていただくに当たりまして、じゃあ担当課でどういう努力をしているんだということで、監査としても確認し、こういうことについては進めてもらいたいということで、いろいろ確認させていただいております。

そうしましたところ、まず、会計事務なり、それから行政事務の基本的な部分についての研修会を結構小まめにやっていただいております。それから、マネジメント講座とかも、そこからさらに進んで、ミスを少なくする、あるいは理解を深めていく、そういう研修会も頻繁にやっていただいておりますので、このミスを少なくする意識みたいなものは、ある程度、浸透してきているかなと、監査としても感じております。

私から以上です。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 人間ですから、これはもう、ミスというのは必ず付き物なんですね。その

ミスをいかにして外部に出さないようにするかということだと思います。ですから、そのやり方は、それぞれ部署によって、やり方は違ってくるかと思いますが。私も、東日本大震災の調査特別委員会の委員長という形でやらせていただいて、役所の中の資料、いろいろな資料を見させていただきました。結局、非常にずさんな作成、日付がなかったり、入れるべきものが入っていなかったり、それと、必要であるべき書類がなかったり。それで、後からどンドン追加されたりということを経験しているの、やはりそういうところになれ親しんでいる感覚が、ずっと引きずっている可能性もあるのではないかなと感じておりますので、やはりこれは役所全体で、各部課長でしっかりと、部長、課長がそういう意識を持ってチェックをして、外に出ないように努めていただければと思いますので、これが私のこの監査報告に対して最後の質疑でね。毎年、監査について質疑させてもらっていますけれども、そういうことを役所全体としてやっていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（阿部かほる） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。



#### 日程第4 総務教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（阿部かほる） 日程第4、総務教育常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務教育常任委員会が行った所管事務調査について、総務教育常任委員長から報告を求めます。12番鎌田礼二議員。

○総務教育常任委員長（鎌田礼二） ただいま議題に供されました総務教育常任委員会所管事務調査における調査の経過の概要と結果につきまして、お手元にご配付の所管事務調査報告書を読み上げますことで、ご報告に代えさせていただきます。

1、調査事件名。契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理についてのうち「契約事務について」。

2、調査期間。令和3年9月30日木曜日から令和5年5月23日火曜日まで。

3、委員会開催状況は計12回であり、日付につきましては、記載のとおりであります。

4、調査の目的及び方法ですが、地方自治法第2条第14項において、「地方公共団体は、そ

の事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定められている。

これを達成するため、地方自治体の契約行為は、不特定多数の参加者を募る調達方式である「一般競争入札」が原則とされているが、この原則を貫くと調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得ることから、「指名競争入札」や「随意契約」による調達が例外的な取扱いとして認められているところである。

しかしながら、議会において、一部契約行為が競争性や透明性、経済性の担保が不十分ではないかとの指摘がなされているところであり、令和元年の総務教育常任委員会の閉会中審査報告においても、地方自治法に定める随意契約に係る要件を厳格かつ限定的に解釈し事務の執行に当たられることや、随意契約に係るガイドライン等の職員への周知徹底を図られることなど、適正な事務執行を求めているところであるが、本委員会では当局に出席を求め、実際の契約事例を含めながら、改めて調査検討を行った。

#### 5、調査で分かったこと。

##### (1) 入札参加者を増やす観点の取組について。

①入札不調や入札参加者が1者しかない事例が多く見受けられるが、入札参加に当たっては、入札が行われるというお知らせ、いわゆる「入札公告」の情報を事業者は得る必要がある。例えば、小中学校の空調設備設置においては、入札公告のホームページへの掲載が、他の工事と異なって教育委員会のホームページに掲載されたため、多くの事業者が入札公告の情報を得られなかった可能性が高い。なお、本件については当局でも改善を行い、入札公告情報は特定の定められたページに掲載するよう改善されたと伺っている。

②入札金額や入札参加のための検討期間を十分に事業者に確保いただくことによって、入札に参加しやすい環境を整えることは、より競争性が高まることにもつながる。他市事例を調査したところ、独自に入札公告期間を長くする取組を行っている市もある。なお、市当局にこの点について確認したところ、入札に関する見積り期間については、「塩竈市契約規則」や「建設業法」「プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」等の関係法令等に基づいて定めているが、より競争性が担保できるよう十分な見積り期間を設けているとのことであった。

③過去の入札状況は、事業者が入札参加を検討するに当たって有用な情報であり、入札参加

者を増やす一因と考えられる。過去の入札状況を市ホームページにまとめて掲載することが求められると考える。なお、市当局では「塩竈市入札結果等公表要綱」に基づき、建設工事については直近2年間の入札情報を掲載しているが、今後、他自治体の状況を踏まえながら検討していくとのことであった。

## (2) 指名委員会について。

指名競争入札を行うに当たっては、どの業者を入札に参加させるかを決定するに当たり、市が設置する指名委員会において審議される。委員からは、指名委員会の実効性について疑問が出され、特に一部案件については、実際に会議を開かず、文書回覧にて指名委員会の承認を得たとのことについては、指名委員会の間での討論が発生せず、指名委員会が単なる追認機関となることが懸念される。市当局に対し、指名委員会についての説明を求めたところ、指名委員会においては、副市長を委員長とし、各委員からの意見を踏まえ、適切に審議しており、指名委員会の文書回議については、例外規定とされているところであった。

## (3) 公募型プロポーザル方式による業者選定について。

地方自治体の契約は一般競争入札によることを原則としているが、公募型プロポーザル方式による業者選定は、価格だけではなく、当該業務を履行する上で、企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて契約の相手方の事業者を選定する必要があるような競争入札が適さない業務を対象に行われる選定方法であり、選定された事業者とは地方自治法第234条第1項にいう随意契約を締結することとなる。

①公募型プロポーザル方式による事業者選定においても、参加を増やすためには、事業者が十分に業務内容を検討する期間が必要であると考えられる。なお、市のガイドラインでは、公募型プロポーザル実施の周知開始から事業者の書類提出までの期間は、おおむね47日間以上とされている。

②公募型プロポーザル方式による事業者選定は、事業者から提出された書類の審査や、参加事業者へのヒアリング、参加事業者のプレゼンテーションを基に、市が設置した選定委員会において選定することとなるが、選定が恣意的なものにならないよう、選定過程の公開や、選定委員会への第三者の参加を求める意見があった。この点について、市当局に対し説明を求めたところ、外部有識者を評価者に加えることや、プレゼンテーションの公開の有無については、発注案件ごとの事情もあることから、各選定委員会で決定するとのことであり、今後、プロポーザルガイドラインの改訂に合わせて検討していくとのことであり、なお、一部

の選定においては、外部委員の登用を行っているところであった。

③これまで市で採用されていなかった機器やシステムを導入しようとする際には、この機器等が他自治体において当初の狙いどおりの効果が十分に発揮できているかを確認することにより、本市に導入された際に期待された効果が得られないといった問題を回避することができると考える。新規システム導入においてプロポーザル方式での評価の際には、同一システムを導入している先進地自治体等の評価を確認することを求める意見があった。それに対する当局の回答は、これまで市で採用されていなかった機器等の導入において、プロポーザル方式を採用する際には、先進自治体の評価基準を確認しながら、今後、進めていくとのことであった。

(4) 随意契約を選択する理由について。

一般競争入札や指名競争入札によらず、任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法として随意契約が位置づけられているが、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号に該当する場合に限り利用が認められている契約方法である。委員からは、安易に随意契約を選択しないような仕組みが必要であり、随意契約を選択する理由を確認する統一的なチェックリストを作成し、実施する必要があるのではとの意見があった。これに対する市当局からの説明は、各発注担当課において、安易に随意契約を選択しないよう「随意契約ガイドライン」に基づき、適切な発注となるよう指導していくとのことであった。

(5) 地元業者の育成について。

公平公正な契約を行う必要性は言うまでもないが、災害時などに活躍いただける地元業者を入札に参画しやすくさせ、育成していく必要がある。既に本市において、総合評価落札方式において地元への貢献を評価しているところであるが、他市の事例を確認したところ、本市にはない評価項目を採用するなどしており、さらなる工夫の余地があると考えられる。この点について、当局に対し説明を求めたところ、地元事業者の育成を図るため、評価項目の見直しについては、他自治体の状況及び競争性の確保とのバランスを考慮しながら、検討していくとのことであった。

(6) 下請事業者の権利保護について。

下請事業者は元請事業者に比べて置かれている立場が弱いことから、元請に下請事業者の権利を明示することによって、行政としての権利保護に努める必要があるとの意見があった。この点に関して、当局は、下請に関する事項については、契約約款第7条（下請負人の承



認)に規定されており、契約図書である共通仕様書において、「建設工事元請・下請関係適正化要綱」を遵守するよう規定し、同要綱に基づき適切な指導を行っているとのことであった。

次からは委員会の要望になります。

#### 6、委員会の意見。

行政が行う契約については、常に競争性が働くか、特定の業者を利することがないかを念頭に行う必要があると。市当局はその実現のために、特に以下の点について行われたい。

1. 入札、公募型プロポーザルへの事業者への参加促進の観点から、十分な公告期間の確保や情報提供を行われたい。情報提供の具体的な内容としては、市ホームページへの掲載の分かりやすさや、過去の入札情報の掲載が考えられる。

1. 指名競争入札の指名業者の選定に当たっては、恣意的になることがない仕組みで行われたい。具体的には、指名委員会が単なる追認機関となることのないよう、指名委員会において活発な委員間討議が行われる環境を構築し、会議を開催されたい。

1. 公募型プロポーザル方式による事業者選定に当たっては、その選定過程の透明性の確保に努められたい。具体的には、選定委員会への市職員ではない外部委員の登用や、選定過程の公開を積極的に行われたい。また、外部委員を登用する際は、選定対象となる事業者に関係する者を登用することによって公平性に疑念を抱かせることのないよう留意されたい。

1. これまで市で採用されていなかった機器やシステムを導入するに当たっては、先行自治体の導入後の状況を十分に調査することによって、仮に本市に導入された場合に目的とした効果が得られるかを検討されたい。

1. 地元事業者の育成は入札参加者を増やすことにもなり、また、災害発生時の復旧作業の大きな担い手であることから、公平公正な契約を行うことは当然留意しながら、地元事業者の育成を考慮した契約事務を行われたい。

1. 契約全般において、事務取扱ミスの防止や恣意的な取扱いの防止の観点から、マニュアル及びチェックシートを作成した上で、契約を取り扱う職員への研修指導を徹底されたい。

以上、各委員より出された6点の要望や意見などについて、市当局におかれましてはその意を十分に体し、今後の事業執行に当たられることを強く要望する。

また、各議員が契約事務をチェックするための一助として、「塩竈市議会議員のための契約事務ガイドブック」を作成した。これには、契約事務の基礎知識や、契約事務の流れ、委員から出された意見や当局の回答をまとめている。今後の契約事務に対し、議会のチェック機

能が十分に発揮されるようお願いし、本委員会の報告といたします。

総務教育常任委員長 鎌田礼二

以上です。

○議長（阿部かほる） 以上で委員長報告は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

北側委員会室において議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員及びオブザーバーの出席をお願いいたします。

午後2時19分 休憩

---

午後2時24分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって総務教育常任委員会所管事務調査報告は終了いたしました。



日程第5 議案第38号ないし第48号

○議長（阿部かほる） 日程第5、議案第38号ないし第48号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました議案第38号から議案第48号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第38号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」であります。生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が導入されることに伴い、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務で個人番号を利用できるようにするため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第39号「塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例」であります。電子署名等に係

る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機における印鑑登録証明書の交付について、スマートフォンを利用した申請を可能とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第40号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」であります。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

主な改正内容といたしましては、令和6年度から森林環境税が新たに導入されることに伴い、個人の市民税及び県民税に併せて森林環境税を賦課、徴収する規定を整備するものであります。また、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化や、特定小型原動機付自転車の税率区分の移行などについても規定の新設等を行うものであります。

次に、議案第41号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」であります。福島第一原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等により本市に転入された被災者の国民健康保険税の減免措置を1年間延長し、令和5年度分の税額についても対象とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第42号「塩竈市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」であります。宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例で引用する条項にずれが生じたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」であります。国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、高圧電力を契約している市内事業者へ支援金を支給するための事業費や、小中学校に対して給食の食材購入費を補助するための事業費などを計上しております。

また、コミュニティ助成事業の採択に伴う予算や新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予算などを計上し、歳入歳出予算にそれぞれ9,712万2,000円を追加いたしまして、総額を234億9,543万5,000円とするものであります。

主な歳出予算であります。物価高騰対策事業では、

光熱費等、運営費が増加している私立保育所等に対し、補助金を交付する保育所等物価高騰対策補助事業として

353万9,000円

水産業・水産加工業事業者の売上向上や販路拡大につながるイベント等に対し、補助金を交付する水産業・水産加工業元気アップ支援事業として

200万円

小売電気事業者から高圧電力の供給を受けて電気料金を負担している事業者に対し、支援金を支給する高圧電力契約者事業継続支援金として

5,140万円

誘客促進と観光消費拡大を図るため、宿泊客等を対象として市内参加店舗で利用できるクーポン券を配布する塩竈によってけさいん観光プロモーション事業（第4弾）として

1,100万円

食材費に不足が見込まれる学校給食費を据え置くための学校給食食材購入支援事業として

560万円

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業では、

医療機関に対して個別接種奨励金を交付する実施主体が都道府県から市町村に移行したことに伴う、新型コロナウイルスワクチン接種事業として

890万円

次に、東日本大震災関連事業では、

東日本大震災により被害を受けた世帯に対する災害援護資金貸付事業として

170万円

通常事業では、

令和5年度事業として採択を受けたコミュニティ助成事業として

950万円

送迎用バスへの安全装置の設置を行う認定こども園に対する補助金として

17万5,000円

令和5年10月の生活保護基準の見直し等に対応するための、生活保護システムの改修経費として

165万円

マリンゲート塩釜の排水設備やスプリンクラー配管について改修を行う、旅客ターミナル施設改修事業として

145万8,000円

障がい者の生涯学習を支援する体制の整備等を図るための経費として

20万円

などを計上してございます。

これらの財源につきましては、

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や生活保護事務費、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫支出金として

8,326万4,000円

送迎用バス安全装置設置補助事業などに係る県支出金として

37万5,000円

災害援護資金貸付金に係る市債として

170万円

などを計上しております。

続きまして、議案第44号「工事請負契約の締結について」であります。

これは清掃工場耐震補強工事でありまして、清掃工場の耐震補強工事及び外壁損傷部等の改修工事を実施するものであります。去る4月17日に一般競争入札の公告を行ったところ、2者から参加申込みがあり、5月12日に入札を執行した結果、庄磁工業株式会社が1億5,950万円で落札し、5月23日に仮契約を締結したものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

次に、議案第45号及び議案第46号「あらたに生じた土地の確認について」であります。宮城県及び国が施工していた貞山通一丁目地先の公有水面埋立が竣功いたしましたので、新たに生じた土地を確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号及び議案第48号「町の区域を変更することについて」であります。議案第45号及び第46号で確認を行おうとする本市の区域内に新たに生じた土地を貞山通一丁目編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、各号議案についてご説明申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 私からは、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」の概要

をご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料No.8の20ページをお開き願いたいと思います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回の補正額であります。一般会計で9,712万2,000円とするものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、合計欄にありますとおり362億73万5,000円となりまして、補正前に比べますと0.3%の増ということになります。

次に、一般会計の補正の内容につきまして、歳出からご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、23ページ、24ページをお開き願いたいと思います。

ここでは、歳出予算を目的別に計上させていただいております。

23ページの補正額の欄で、費目2総務費680万円ですが、市民活動推進費として、令和5年度事業として採択を受けたコミュニティ助成事業を計上しております。

費目3民生費706万4,000円ですが、生活保護基準見直し等に基づくシステム改修費の生活保護事務費のほか、東日本大震災に係る災害援護資金貸付事業であります災害救助費や、保育所等物価高騰対策補助事業、送迎用バス安全装置補助事業を計上させていただいております。

費目4衛生費890万円ですが、市内医療機関に個別接種奨励金を交付する事業費として、新型コロナウイルスワクチン接種事業を計上させていただいております。

費目6農林水産業費200万円ですが、売上向上や販路拡大につながるイベント等の補助事業費としまして、水産業・水産加工業元気アップ支援事業を計上させていただいております。

費目7商工費6,240万円ですが、高压電力の供給を受けて電力を負担している事業者を支援する高压電力契約者事業継続支援金や、誘客促進と観光消費拡大を図るためのクーポン券を配布する観光プロモーション事業を計上しております。

費目8土木費145万8,000円ですが、マリゲート塩釜の設備改修を行うための旅客ターミナル施設改修事業費を計上しております。

費目9消防費270万円ですが、令和5年度事業として採択を受けたコミュニティ助成事業といたしまして、消防団運営事業及び防災対策事業費を計上しております。

費目10教育費580万円ですが、市内小中学校の給食費に対する物価高騰対策事業として学校給食食材購入支援事業や、障がい者の生涯学習推進のための社会教育活動費を計上させていただいております。

次に、歳入の補正内容についてご説明いたしますので、21ページ、22ページをお開き願いた

いと思います。

費目15国庫支出金8,326万4,000円ですが、物価高騰対策事業に活用するための地方創生臨時交付金や、生活保護事務費及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫補助金を計上するものでございます。

費目16県支出金37万5,000円ですが、送迎用バス安全装置設置補助事業や社会教育活動費に係る県補助金を計上するものでございます。

費目19繰入金228万3,000円ですが、今回の補正予算に係る所要一般財源としての財政調整基金の繰入れや、旅客ターミナル施設改修事業に係るミナト塩竈まちづくり基金繰入れを計上するものでございます。

費目21諸収入950万円ですが、市民活動推進費、消防団運営事業及び防災対策事業に係る一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を計上するものでございます。

費目22市債170万円ですが、災害援護資金貸付事業に係る地方債を計上するものでございます。

なお、資料25ページ、26ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表、また、27ページは、投資的経費の内訳書を掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 続きまして、議案第44号「工事請負契約の締結について」ご説明させていただきます。

資料No.5、定例会議案と、資料No.8、議案資料でご説明いたしますので、お手元にご用意をお願いいたします。

まず、資料No.5、定例会議案の10ページをお開き願います。

工事名につきましては、令5-依・単 清掃工場耐震補強工事でございます。

一般競争入札によりまして、契約金額1億5,950万円で、庄磁工業株式会社と契約を締結しようとするものでございます。

次に、資料No.8、議案資料の41ページをお開き願いたいと思います。

本工事は、清掃工場が昭和56年6月から施行された建設基準法に定める新耐震基準より前に建設された施設のため、耐震基準を満たしていないことから、耐震補強工事を行うものでございます。

41ページの下部に清掃工場の配置図がございます。その中で、朱色に着色している部分が工場棟でございます。

工場は、昭和49年度に建設され、48年が経過しております。建物は、鉄筋コンクリート造りで、地上3階地下1階建て、延べ面積1,441.2平方メートルでございます。

今回の工事の概要でございますが、躯体の耐震改修や内外装の改修、併せましてクレーンの改造工事を行うものでございます。

次の42ページをご覧ください。

今後の予定でございます。

議決をいただきましたら、速やかに工事に着工し、令和6年1月の工事完了を目指してまいります。

下段には工事概要を現状の写真にてお示ししておりますので、ご参照願いたいと思います。

次に、43ページにつきましては、工事契約台帳を掲載しておりますので、併せてご参照願います。

議案第44号の説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部かほる） これより議案第38号ないし第48号の総括質疑に入ります。

13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 総括質疑を行う、日本共産党市議団の伊勢由典でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、議案第38号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、並びに、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」の新型コロナウイルス感染対策事業について、2点お聞きをいたします。

議案第38号は、生活保護の医療費扶助において、令和6年の3月からマイナンバーのオンラインの開始に伴い、生活に困窮する外国人の生活保護処置の事務手続のため、本市における外国人の個人番号利用を可能とするため、条例の一部改正をするものとしております。

その上で、最近のマイナンバーの医療情報入力ミスや預金の入力ミスが、マイナンバーカードについては、次々と報じられております。

大手メディアの読売新聞5月18日付のオンライン版では、マイナンバー、国民の不安の配慮足りぬという社説を立て、マイナンバーカードのトラブル相次ぐ、安全性が国民の信頼が前提



で、氏名、生年月日の誤入力で、昨年11月、7,300件あったと。医療情報の別人の情報が行われたら重大な医療事故につながるということを述べております。医療保険、2024年、健康保険証原則廃止と、こういうものであります。マイナンバー保険証一本化、政府は一度立ち止まって考える必要があるということが報じられました。

6月に入りまして、その他大手メディア、朝日、毎日、産経、あるいは各種地方紙共々、マイナンバー保険証のトラブル、見直しが社説として報じられております。

私も、ある市民の方から、このマイナンバーについて信用できないという、こういう声も寄せられました。

そのことで、そのことを踏まえて、3点お聞きをいたします。

1つは、マイナンバーカードの保有、あるいは個人による任意の、マイナンバーカードの保有は、あくまで個人による任意のカード化ではないかと考えます。塩竈市の当局の考えをお聞きいたします。

2つ目は、マイナンバーの氏名、生年月日、医療データのひもづけ入力について、どういった方法で行っているのか、お聞きをいたします。

3つ目に、医療データの誤入力があった場合、医療データ漏えい事故の最終的責任は、国なのか、塩竈市なのか、それとも関係する医療機関なのか、お聞きをいたします。

議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、新型コロナウイルス感染対策事業についてお聞きをいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付限度額は2億9,557万9,000円でございますが、そのうち、5月15日に行われた第2回臨時議会で、エネルギー・食料品価格の物価高騰に伴う低所得者世帯への支援事業として、令和5年度住民税非課税世帯と家計急変世帯に3万円、低所得者の子育て世帯に対する世帯生活支援特別給付金事業として児童1人当たり5万円、そして、第6弾目の10割増し商品券補正予算として1億1,925万円が議決されております。

6月定例会において、この臨時交付金は7,353万9,000円が提案され、限度額、交付限度額は1億279万円となっております。

6月1日以降の電気代の高騰ですね。引上げということになります。多くの市民は、電気代のまさに大きな引上げや物価高騰で苦境に立たされて、悲鳴が私の耳にも聞こえております。改選後の9月定例会を待っているの予算化では、本来、市民生活を守るべき自治体の本旨を果

たすことが先送りになるのではないでしようかと考えるものであります。

そこで、それを踏まえて、塩竈市の今後の対応についてお聞きをしておきたいと思ひます。  
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 13番伊勢由典議員の総括質疑にお答ひを申し上げます。

1つ目でございます。「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」のうち、マイナンバーカードの保有に係る市の考へについてお答ひをいたします。

国は、デジタル社会に向けた重点計画の中で、国民に対する行政サービスのデジタル化として、マイナンバーカードの普及及び利用の推進を掲げてございます。マイナンバーカードの所有につきましては、本人の意思を尊重したものであると考えておりますが、マイナンバーカードは、各種手続における本人確認の手段に用いられるほか、健康保険証としての利用や、各種証明書のコンビニ交付サービスを利用できるなど、住民生活の利便性の向上に資するものでありますことから、できるだけ多くの市民の皆様保有にいたしたいと考えております。

マイナンバーに係る以降の質疑については、担当からご答ひを申し上げますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額残額と、今後の方針についてお答ひを申し上げます。

これまでも、交付金の活用につきましては、市民や事業者の皆様、公平に、平等に分配することを基本として、各種事業を実施してきております。

6月定例会での補正予算計上後の交付限度額残額は約1億円ですが、6月からの電気料金等の値上げなど、今後も、物価高騰等による市民生活などへの影響が継続するものと考えております。このようなことから、国や県の動向を注視しながら、市民や事業者に対し必要に応じた予算措置ができるように、交付金を確保するものであります。

私からは以上でございます。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） それでは、マイナンバーに係ります医療データ、こちらの入力の方法等についてのご質疑をいただいておりますので、ご答ひ申し上げたいと思ひます。

こちらの医療データと結びつきますマイナンバーについてでございましたが、通常、ご本人

が加入いたします健康保険の保険者であります健康保険組合あるいは協会けんぽなどで、被保険者とマイナンバーカードとの、マイナンバーとのひもづけを行っている状況でございます。

生活保護の医療扶助につきましては、マイナンバーと医療扶助の管理番号とのひもづけは市が行うこととなる状況でございます。基本的には、システム上の突合チェック、こちらを行った上で、複数の職員による個別確認を行うこととしている状況でございます。

また、医療データの漏えい事故が仮に起きた場合、こちらの最終責任はどちらにあるかというご質疑でございましたが、マイナンバーの誤登録、こちらによる生活保護受給者の情報漏えいが生じた場合に関しましては、そのひもづけ作業を行いました塩竈市に責任があるものと考えてございます。万が一そのような事態が生じないように、データのひもづけを行う際には、厳重なチェック体制で、誤った登録の防止に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） よろしいですか。そのほかございませんか。

18番志賀勝利議員。

○18番（志賀勝利） かいしんの志賀でございます。

私からは、「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」の高圧電力契約者事業継続支援金についてお伺いいたします。

今回の案としましては、市内の高圧電力の使用者、事業者、約三百七、八十件あるんですが、それに対して一律に15万円の支給という形になっておりますが、頂ける事業者としてはありがたいことだとは思いますが、やはり電力量の使用差が、かなり多いところと少ないところとあるかと思えます。そういったことを考えた場合に、一律の支給というものが、受け取る側からしたらクレームが来る可能性があるのではないのかなと考えもありますので、その辺について、当局としてはどのような調整をお考えなのか、お伺いしたいと思います。

それから、水産業・水産加工業元気アップ支援事業、それと、塩竈に寄ってけさいん観光プロモーション事業については、過去にも同じような事業がされておると思えます。また、その事業の実績とかその効果が、どのような形になって残っているのか。そして、今回の事業の目玉となる具体的な事業内容を、どのようなものと考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 18番志賀勝利議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

高圧電力契約者事業継続支援金につきまして、一律15万円に設定した根拠はとのお尋ねでございます。

まず、事業構築の経過について申し上げますと、昨今の電気料金の高騰は、例外なく全ての事業者に影響が及ぶものであり、金額的な負担につきましても、事業規模に比例し多大なものになると考えてございます。

このような状況から、1自治体の公的な支援によって事業者の皆様の負担増を緩和するには、相当の困難が伴うことが予想されるため、国からの交付金を活用した事業継続の一助として、現時点での市としての精いっぱいの姿勢を表す意味からも、支援金という位置づけで交付するに至ったところでございます。

一律15万円とした根拠につきましては、これまで実施してまいりましたが、がんばる塩竈事業者応援給付金などの事業継続を下支えする事業においては、法人事業者に10万円を支給しておりますので、今般の支援策につきましても、補助金や助成金ではなく、事業継続を応援する趣旨の支援金であること、対象が法人事業者と想定されることなどから、一律15万円程度が妥当であると考え、設定したものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（阿部かほる） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 私からは、質疑の後段にございました、水産業・水産加工業元気アップ支援事業及び塩竈に寄ってけさいん観光プロモーション事業のその事業の実績と、あとポイント、こちらお尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。

まず、水産業・水産加工業元気アップ事業につきましては、これまでも、新型コロナ交付金を活用しまして、連続して事業を実施しているところでございます。

昨年度につきましては、4つの団体から、6会場でイベントあるいは物販等を行っております、それぞれ実績が上がっておりますけれども、例えば、ご当地の仲卸市場では、新たな女性あるいは家族客をターゲットにした集客を行いまして、売上げが昨年よりも50%増と、海鮮丼のコーナーですね、新型コロナよりも上回ったという実績ございます。あと、そのほか、仙台市内で行いました商業施設においても、そのイベントをきっかけに常設して置いていただくようになったという実績、あと、あるいは、これはチャレンジだったんですが、今

まで商流が行き届いていなかった山陽地方あるいは九州のほうにイベント等を行いまして、こちらでも好評で、今、継続してやっていただけないかという引き合いが来ておりますので、今回の事業につきましても、そういった新たなチャレンジ。私どもとしては、お話ししました九州地方ですね。宮城県がこれまで連続してプロモーションして根づいたという実績もありますので、業界の皆さんと連携しながら、いわゆるブルーオーシャンである九州をちょっと狙ってみたいなど、担当としては考えています。

あともう一つは、塩竈に寄ってけさいん観光プロモーション事業ですけれども、こちらでも、コロナ禍で地域経済が冷え込んだという形で、松島あるいは秋保で、地酒、あるいはパンフレット、クーポンですね、お配りして、お帰りに塩竈に寄っていただくという事業でございました。

こちらにつきましても、クーポンの利用率が直近では大体26%でございますので、秋保や松島においでになった方の大体4分の1ぐらいがこちらに寄ってきていただいているという形です。

その中で、今年度のポイントなんですけれども、この事業の中の大きな課題が、そのクーポンをお宿さんにお客様に配っていただくという、どうしても宿屋さんの負担になります。今まで秋口の行楽シーズン等に行っておりましたので、その際は、例えばほかのクーポンとかキャンペーンが重なってしまって、宿屋さんが物すごく負担になるということですので、今回は、比較的閑散期であります冬の期間、こちらに行って、新たな観光需要というのを掘り起こしたいと考えてございますし、クーポンの発行枚数についても、前回よりも倍にしまして、より効果が現れるような形で改善したというのが内容でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ありがとうございます。

まず、支援金のほうですが、支援金ということなので、今までのいろいろな支援金の絡みで、一律に考えているというご回答でした。

ただ、先ほども、私、言いましたように、せっかくこういったものを出すに当たって、受け取る方は、支援金なのか補助金なのかというよりは、市から金もらえたというところの考えしかないと思うんですよ。そうすると、やはり、いっぱい電気料金を使っているところと使っていないところで同じ15万円なのかやというクレームが来たときに、その事業者の方に納

得していただけるような説明をちゃんとしていただきたいなど。せっかくいい制度なので、やっぱり評価されないと、私はいけないと思うんですね。だから、そのところをしっかりと対応していただきたいと思います。

それと、水産業・水産加工業元気アップ支援事業、仲卸の例を出していただいて、今回、かなり効果が上がっているというお話いただきました。結構なことだと思います。

過去にも、私の記憶しているのは、イベントに結構な金額を使って行って、行ったけれどもそれきりで、何も、あとなしのつぶすと、後につながっていないということが多くあったものですから、やはり、それでは、せっかくのお金が生きてこない。やっぱりちゃんと見返りがあるような、リピートがあって継続できる、商売の継続ができるようなものでないと、やっぱり駄目だろうと私は思います。皆さんもそういう思いでやっていらっしゃると思うんですけども、そのところを、今後も事業の検証をきちっとしていただいて、それで、目的が達せなかった場合は、何が足りなかったのか、どこをどういうふうに補足、補填していけばいいのかということもやっぱりやっていって、考えていただいて、次の事業に生かしていただきたいなと思います。

それと、あと、塩竈に寄ってけさいん観光プロモーション事業についても、これは、なかなか、不特定多数の人に券を配って、来てもらえるか来てもらえないかと。多分、1,000円のクーポンをもらうために、わざわざ塩竈に来るとい人はいないかと思います。ただ、情報としてそういうものもあるよということを、情報の発信をしていくということは、必要だと思います。ですから、やっぱり、今、ネットなんかでもクーポンの発行が結構ありますから、今はもう携帯でクーポンを取得して使えるというところまでやっていくことによって、もうちょっと利用価値が上がっていくのかなと。これは費用対効果の問題もありますけれども、そういうことも、今後、絡めて検討していただければ、より効果が上がっていくんだろうと思いますので、そのところをしっかりと、やりっ放しにするつもりはないと思いますけれども、結果としてそうならないように、頑張りたいと思います。

以上で終わります。

○議長（阿部かほる） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のと

おり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、17日から22日までを常任委員会開催のため休会とし、23日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、17日から22日までを常任委員会開催のため休会とし、23日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時04分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月16日

塩竈市議会議長 阿部 かほる

塩竈市議会議員 浅野 敏江

塩竈市議会議員 今野 恭一





令和 5 年 6 月 23 日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 2 日目）

## 議事日程 第2号

令和5年6月23日（金曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし第2

---

#### 出席議員（17名）

1番	阿部 眞喜 議員	2番	西村 勝男 議員
3番	阿部 かほる 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	今野 恭一 議員	8番	山本 進 議員
9番	伊藤 博章 議員	11番	志子田 吉晃 議員
12番	鎌田 礼二 議員	13番	伊勢 由典 議員
14番	小高 洋 議員	15番	辻 畑 めぐみ 議員
16番	曾我 ミヨ 議員	17番	土見 大介 議員
18番	志賀 勝利 議員		

---

#### 欠席議員（1名）

10番 香取 嗣雄 議員

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
病院事業管理者	福原 賢治	技監	鈴木 昌寿
総務部長	本多 裕之	市民生活部長	高橋 五智美
福祉子ども未来部長	長峯 清文	産業建設部長	草野 弘一

市立病院事務部長	鈴木康弘	上下水道部長	鈴木良夫
総務部 政策調整管理監	末永量太	福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	並木新司
総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬	産業建設部次長 兼水産振興課長	鈴木陸奥男
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星潤一	総務部 政策課長	木皿重之
総務部 財政課長	佐藤渉	市民生活部 市民課	中村成子
市民生活部 税務課長	志野英朗	市民生活部 環境課長	引地洋介
市民生活部 浦戸振興課長	菊池亮	福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山本多佳子
産業建設部 商工観光課長	横田陽子	産業建設部 土木課長	鈴木英仁
総務部 総務人事課総務係長	石川宏	教育委員会 教育長	吉木修
教育委員会 教育部長	星和彦	教育委員会教育部 学校教育課長	松崎和佳子
監査委員	福田文弘		

---

**事務局出席職員氏名**

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午後1時 開議

○議長（阿部かほる） ただいまから6月定例会2日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の議員は、10番香取嗣雄議員の1名であります。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。

なお、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。また、体調管理の観点から水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第2号」記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、9番伊藤博章議員、11番志子田吉晃議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（阿部かほる） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

1番阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜）（登壇） 令和5年6月定例会、一般質問をさせていただきます。オール塩竈の会、阿部眞喜でございます。よろしくお願いたします。

2期目の当選をさせていただいてから、早いもので4年がたとうとしています。

この4年間は新型コロナとの戦いでした。塩竈市役所職員の皆様なくしては、乗り切ることができなかったと思います。ワクチン接種から教育現場での子供たちの環境整備や経済対策など、多くの対策に尽力いただいたことに、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

また、佐藤光樹市長におかれましては、選挙に掲げた公約に向けて進むとともに、新型コロナ対策の調整など、大変な市政運営の4年間だったと思います。多くの情報を的確に得るとともに、その時々に対応した政策を進めてきたことに敬意を表します。

そして、伊藤前議長、曾我前副議長、阿部かほる議長、山本副議長においては、コロナ禍中の議会運営の先頭に立ち、市民のための議会運営に尽力されたことに感謝をするとともに、18名で4年間、議会運営ができたことは、私の誇りであります。6月定例会も塩竈の明るい未来に向けた定例会にしていきましょう。

さて、新型コロナが5類となり、経済が大きく動き出しました。海外観光客も市内を観光している姿が見られるようになりました。今後、塩竈市がコロナ禍から前進していくことを期待しているところでございます。

しかし、原材料の高騰や電気代の高騰など、多くの課題が山積しているのも事実であります。コロナ禍で大きな打撃を受けた水産・水産加工業において、電気代の高騰や原料の高騰は、大変厳しい状況にあると言えます。まずは、塩竈市の水産・水産加工業の現状についてを質問させていただきます。

その後に多くの提案をしまいたしますので、よろしくお願いたします。塩竈市の可能性を引き出せる提案をしまいたします。ぜひともよろしくお願いたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 1番阿部眞喜議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、身に余るお言葉をいただきましたことに感謝を申し上げます。

本市の水産業・水産加工業についてのご質問でございました。

本市魚市場の昨年度の水揚げ金額は約101億円となり、平成29年度以来、5年ぶりに100億円を超えたところでございます。

しかしながら、その要因は、円安の影響により輸入マグロの流通が品薄となり、代替えとなる国内産生鮮マグロの相場が高騰したことによるものと分析しておりまして、一時的なことで現状としては決して楽観視はできないものと考えております。

また、水揚げの数量につきましては、サバ・カツオなどの三陸沖での漁場形成が乏しかったことから、約9,000トンにとどまり、前年度から2,500トン減少しておるところでございます。このことは、海洋環境の変化によって好漁場である金華山沖を間近に控える本市魚市場の利点が失われつつあることを示唆しており、新たな魚種を視野に入れた漁船誘致や、養殖、冷凍業を含めた商材の確保を考える時期に来ているものと認識しております。

一方で、水産加工業につきましては、今年1月に、水産加工業者を対象に実施したアンケート調査結果によりますと、ほとんどの事業所でエネルギー価格や物価の高騰による影響が著し

く、今後の事業継続を危惧する声が寄せられておりまして、昨今の急速な円安と相まって、大変厳しい状況が続いているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

100億円を久々に超えたということで、その要因というところで、円安の影響による国内消費が伸びたということで、今、お話もありましたし、9,000トンだったのが2,500トン減少しているということで、なかなか試練が続くなという現状を今、教えていただいたのかなと思っております。

水産加工業においても、原料の高騰、新型コロナの前から続いている原料の高騰も含めまして、なかなか水産業に本当に厳しい状況下が続いているというところで、やはり塩竈市の今後の水産業を考えた際に、どんどん新たなチャレンジや、やはり背中を押すような政策が必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

(2)のほうで、育てる漁業への考え方という項目を挙げておりますが、市長も先日、育てる漁業、得る漁業から育てる漁業にしていかななくてはならないということをお話ししていたところも、耳に私もしましたけれども、ぜひちょっと教えていただきたいのが、今、塩竈市で行っている養殖、または、新たなチャレンジをした養殖等がここ数年であれば、まず教えていただけますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、具体的な内容でございますので、担当よりご答弁申し上げます。

まず、育てる漁業の取組状況というお尋ねです。

本市は、古くから松島湾内の浅海漁業が盛んということもございますので、主に浦戸諸島の取組をご紹介させていただければと思います。

まず、昨年度から地域おこし協力隊を卒隊した刺し網の漁業者、こちらの方が宮城県水産技術総合センターの支援をいただきながら、現在、寒風沢におきまして新たにダルスという海藻ですね、紫色してサラダに使われるんですけれども、そちらの養殖に今、試験的に取り組んでいるというのが一つございます。

あと、野々島におきましては、こちら先月、新たに入隊しました地域おこし協力隊の隊員

が、輸出用のシングルシードカキ、いわゆる殻つきの1粒カキですね。こちらの養殖にも着手したところでございます。

あとさらに、昨今は浦戸地区、こちらはナマコ養殖の適地であるということが明らかになりましたので、現在、県、県漁協、あと市が連携しまして、浦戸地区におけナマコの蓄養、こちらについて検討を始めたところでございます。

ですので、今後、具体的な取組につながることを期待されているというところでございます。以上です。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

野々島では、シングルシードのカキ、そして、浦戸地区では、ナマコの養殖と、そして、寒風沢ではダルスですか、紫色の海藻ということで、漁業者の皆様も何か新しいものに着手をして、どんどんやっていかななくてはいけないという、そういう認識がやはりあって、チャレンジをされてらっしゃるのではないかなと思います。

ちょっと教えていただきたいのが、その養殖を支援する制度というか、後押しをするような制度というものは、塩竈市内では何か行っているものがあるのか、どういう応援をされてらっしゃるのかというものが、分かる範囲でいいので教えていただければと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部次長兼水産振興課長（鈴木陸奥男） それでは、市が行う補助関係についてお答え申し上げます。

既存の補助事業といたしまして、浅海漁業振興協議会を対象にいたしました補助金の交付をさせていただいております、9単組、4つの組織ですね、そちらのほうから事業提案をいただきまして、今お話しいただきましたような養殖関係の、例えばアサリの漁場ですとか、整備ですとか、カキの養殖に関する部分とかについて、補助金を出させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

ぜひ、頑張っている皆様に応援するのが政治であって、行政なのではないかなと思いますので、引き続き、チャレンジができる制度をつくっていただければと思いますので、よろしく

お願いいたします。

私も前ですけれども、鳥取県では、1,000万円の養殖に対する補助金、釧路でもやっていると。塩竈市でもそのように養殖を応援する制度があつてはいいのではないかとということでお話をしておりましたので、ぜひともそういう皆様とお話をしていきながら、必要なものであれば、県がとかではなくて、塩竈市で行ってもいい制度ではないかなと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。そちらに関しては可能性があるか、教えていただけるとうれしいです。

○議長（阿部かほる） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部次長兼水産振興課長（鈴木陸奥男） それでは、可能性ということでお答え申し上げます。

先ほど産業建設部長からも答弁申し上げましたが、今現在まさに、浦戸の方々、新たなつくり育てる漁業について着手を始めたところでございます。ナマコもしかりでございますが、やはり具体的に今後、我々も後方支援、側面支援をさせていただきながら、どういう形で進めていくかという部分を、まず構築して、それに必要な事業費というものを打ち出しながら、必要な市の支援というものを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 補足をいたします。

塩竈市が、直接そういった養殖業者の方々とか、水産業の皆様方に支援をする前の段階が相当必要だろうと考えています。

それには、やはり気温が平均気温どのぐらいなのか、水温が平均水温どのぐらいなのか、簡単に言うともうかるカキとかノリとかワカメとかナマコとかというものが、塩竈の周辺で一番適しているのか。それに対して、塩竈市がまずは支援をするという部分は部分としてあつたとしても、県とかやっぱり県が持っている水産技術研究所とか、そういったところとしっかり連携した上で、やはり段階を経た上で、これなら塩竈市としてチャレンジしてもいいんじゃないかなというのが決まっていた後であればいいのかなと考えていまして、非常にデリケートなんですよね。ノリの養殖にしても、カキにしても、今まで何十年の歴史の中で、その時々気温の状況だったり、災害の状況だったり、ノリメ脱落だったり、付着が出たり、今も新たなカキの輸出するための施策も打っていただいている会社ありますけれども、卵巣肥大症ですかね、そういったことになってみたり、相当なある程度は知見をしっかりと求めた上で、どういう投資が必要か、冷静に塩竈市役所内でも関係業者の方々と話し合つて、段階を踏んで詰めて



いったほうがいい話かなと。

ただ、そのスパンをそんなに長くしても、タイミング逃すといいことありませんので、そういったことも加味しながらやらさせていただきたいと考えてございます。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） 市長、ありがとうございます。

本当に、シングルシードのカキ養殖のほうも、肥大症の影響が出ているというお話、私も聞いておまして、なかなかこちらも国での保険が追いついていないということで、せっかく作っても次になかなか進めていけないという壁に当たっているのかなと思っていますので、そのときそのときの何かをしていくためには、何かの影響が出てくるというところ、情報をしっかりと仕入れながら、ぜひチャレンジする皆様の後押しをしていただきたいと思いますというところがございます。

それに伴いまして、陸上養殖を私も何回も、ちょっとここで提案させてもらっていますが、陸上養殖も国で実は守る保険がないというところで、ギャンブルに近いというお話も勉強しているところでございます。

やはり海のところでは、99.9%ほどもう養殖場が埋まっているというお話も、前回の定例会でもいただいていますので、もしいろんな挑戦をしていく上で、海の中での養殖ということに限界が来れば、やはり陸に上げていくしかないんだと思うんですね。

そのためには、やはり陸上養殖というところの勉強を進めていかななくてはならないと思っているんですけれども、もし水産でそういう取組や考え方があるのであれば、情報が入っているのであれば教えていただけますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） では、続きまして、私から陸上養殖の検討状況についてお答えしたいと思います。

議員ご指摘のように、陸上養殖は天候にまず左右されませんので、安定的に生産できるということで注目を浴びておまして、新規の参入が大分進んでいると認識してございます。

一方、本市での取組をご紹介申し上げますと、魚市場の管理運営についての調査審議を担います地方卸売市場運営協議会、こちらが今年の3月に丸森町にございます陸上養殖施設を視察していただきまして、本市においても、やはり持続可能な水産業の在り方について検討すべきだというご提案をいただいているところでございます。

こういった動きなども踏まえまして、やはり海洋変化に起因した水揚げが著しいこともあり、あとさらに、議員おっしゃるように、湾内における新たな区画漁業権の設定、こちらが非常に困難だということもございますので、その安定的な水揚げ確保にはやっぱり大切な取組であると考えてございます。

ですので、市長も申し上げたとおり、関係機関と連携して、今後の陸上養殖の可能性について、本市としても研究を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただ、昔、ここにいらっしゃる議員の皆様方でご承知おきいただいている先生方もいらっしゃるかと思いますが、寒風沢でアワビの陸上養殖をやっておりました。伊藤さんという方が実験的にやっていただいた例があります。

ただ、やはり相当な手間暇、あとは経費がかかって、アワビですからちゃんと出荷できるようになるまでにたしか5年とか7年とか時間がやっぱりかかるということがあります。そのとき、ちょっといろいろお話を聞いていた経緯もあるものですから、よく覚えているんですけども、それぐらいそう簡単にいかない話であるということは、その当時から考えておりました。

ただ、このままですと、じり貧になっていくというのは、誰が見ても分かっていますから、新たなことにチャレンジをする、そういったことを現場の方とよくご相談をして、市としても必要なときにはやっぱりリスクをしょってでもやらなきゃいけないチャレンジになっていくのではないかと捉まえております。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） 今、市長から力強いお言葉もいただいたかなと思います。リスクを背負ってもということで、やはりチャレンジをしていく中では、リスクも伴いますので、そこをどれぐらい抑えていけるのか、不安を解消していけるのかというところを、民間と行政が一緒やっていくところの部分ではないかなと思いますので、ただ、塩竈にどの魚種が合って、どれが養殖に適していて、またそれが塩竈でなぜやらないのかというストーリーというものが組み合わさったものではないと絶対成功しないと、私は思っておりますので、まずはその研究からだと思えますし、その取り組むための考え方というところを、みんなで共有するところからかなと思いますので、明日からすぐやろうというものではなくて、トータルで見て今後数年、数十年という歴史を考えてチャレンジしていくものかなと思っておりますので、そのとき動き出す

第一歩をぜひ進めていけるように、背中を押せる行政であってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に（３）番、海業についてということなんですけれども、先日、我々、オール塩竈の会でも三浦市に伺ってまいりましたが、その数週間前には市長も三浦市に伺ったと聞いております。

あそこで、日本初の海業ということで進めていまして、水産庁も海業認定を進めておりますけれども、私も前回の定例会でもこちら登録に向けて進んだらいいんではないかというお話をしましたが、塩竈市として改めて海業認定についての考え方、あれば教えていただけますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） では、海業の活用についてご答弁申し上げます。

本件につきましては、昨年12月も一般質問でご提案をいただいたところでございます。

私どもとしても、この海業、新たな水産基本計画でありますとか、漁港漁場計画に盛り込まれた新しい考え方ということで注目をしているところでございます。

今、ご紹介ありましたとおり、海業を提唱されたのが三浦市ということもございます。まずは、本市としても、三浦市においては例えば海業公社を設立したり、プレジャーボートの受入れとかも行っているようですので、そういった取組をまず研究させていただきたいと思っておりますし、幸い同じ特三漁港ということで、市長協議会、あるいは担当課長会議等もございます。こちらを活用して情報交換、密に取っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

あちらもマグロの有名な三浦市でございますけれども、あちらは、我々も話を聞いたら、例えばホテルの誘致からあそこでいろいろと船が乗れてとか、レジャーを楽しめるようにするとか、あと漁師の専門学校、この4月1日からスタートさせているようでございます。そのように、後継者の育成も含めて、海と生きていくという制度がいろんなことを進めていらっしゃるんで、いいモデルになるのではないかなと思いますし、関係性があるのであれば、ぜひ三浦市とも情報交換をしながら、海業というところで広く、やはりこの湾内も含めて、塩竈市はやはり海をベースに港湾も含めてですけれども、観光・レジャー・体験・食を含めて、全てにおいて海が携わっているまちでございますので、ここを起点に海業という考え方を、市民の皆様

も伝えていくというところからスタートするのがいいのではないかと、私も思っているんですけども、三浦市とのこれからの情報交換も含めて、やはり深い関係をつくっていくべきかなと思うんですけども、市長、ぜひお考えがあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 特三漁港の、このたび吉田市長が会長になられます。それもあって、ぜひご挨拶をして。

というのは、これからやっぱり日本全体が、水産業・水産加工業に対する力の何ていうんでしょうかね、パワーバランスがものすごく相対的に落ちているんですね、僕らから見ていても。

そういった中であって、水産に関わる自治体がしっかり連携を組んで、国なり、それぞれの県なり、地域に力添えをしていかないと、大変なことになるという危機感がございました。

それもあって、次期になる予定だった吉田市長のところを訪問をし、これからはぜひマグロも含めて連携をさせていただきたいと考えてお邪魔をしたというところでございます。

そのときに、実は塩竈に関係があるマグロ屋さんのご親戚の方ともお会いして、あちらはご承知のとおり、冷凍マグロということもありますし、高度衛生管理型の魚市場でも冷凍を扱っていますので、ものすごくきれいで丁寧に商品を取り扱っているところも見せていただきました。超低温の冷凍庫も見せていただきましたし、これから、そのところで吉田市長とお話しさせていただいたのは、連携はもとよりなんですけれども、私どもは生鮮マグロを取り扱っています。三浦市は冷凍マグロ、ご承知のとおり。こういったコラボレーションあったっていいんだろうと。というのは、私どもが生鮮マグロを取り扱っているプライドは捨てるつもりありませんけれども、マグロの部位、例えば内臓とか、こういったものが冷凍真空であると。こういったものを消費者の方々がどのように食べていただけるかというのは、逆に消費者の方にとったら選択肢が広がるので、こういったこともできないかとか、いろいろちょっと率直に話しさせていただいていましたので、こういったことも含めて、海業の話は、この間、市長会で実はわざわざ来てくださってご挨拶をさせていただいたんですけども、またゆっくり出て来なさいという話もありましたので、お互い連携しながらいろいろやっついこうというお言葉も頂戴しましたので、しっかり話しながら、やれるものからまずはもう進めていくという考え方で取り組んでいきたいと考えています。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） 塩竈から関西圏に送るとやっぱり2日かかると。そういうところで、切り

身で送るのができないという話も聞いたことがありますし、ブロックだったら問題ないという話ですけれども、冷凍のよいところもしっかりと塩竈のほうにも取り入れてくると、またいろいろとビジネスが広がっていくのではないかなと思いますので、ぜひ、いい事例はしっかりとまねをさせていただきながら、連携をしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(4) 番、ブルーカーボンについての考え方ということでございますけれども、塩竈市としてもゼロカーボンシティ宣言をさせていただいて、その後、どのような取組があつて、どれぐらい進んできたのかというものがあれば、事例があれば教えていただけますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） ゼロカーボンシティ表明後の現在の進捗状況についてのご質問でございます。

令和5年1月に環境審議会を立ち上げまして、本市全域での温室効果ガス排出抑制の推進に向けた地域温暖化施策実行計画・区域施策編の策定を進めているところでございます。

これまで環境審議会を2回開催いたしまして、市民アンケートの結果や各種統計データなどにも基づきご議論をいただいているところであり、今後は、市全体の温室効果ガス排出量の推定や、目標値と排出抑制策を中心にご審議いただき、年度内に素案を取りまとめる予定としております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

塩竈市の数値、または目標数値というものは年度内ということですね。分かりました。ありがとうございます。

これをなかなか数値化していくと分かってくると思うんですけども、その後の市民の皆様へのどう理解度を上げていくかというところだと思うんですね。なので、例えばエアコンを少し切りましようとか、いろんなこともカーボンニュートラルにつながってくると思うんですけども、市民への理解度を上げていくための何か考え方があれば教えていただけますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） カーボンニュートラルに向けた市民への理解度の向上に向

けた取組でございますが、やはり議員おっしゃいますとおり、分かりやすく何をすれば何パーセント影響があるのかということ、分かりやすく伝えることが重要だと認識しております。

そのためにも、広報紙などを効果的に使いまして周知に努めていきたいと思っておりますほか、あと今、ちょうど環境月間でございますので、環境パネル展というものを今、開催しております。その中でも地球温暖化に特化したパネルを展示するなどしておりますので、そういった分かりやすい周知に今後も努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。ぜひ、県で、何かカーボンニュートラルのこうするところですよみたいな、たしか活動の取組があったと思うんですよ。ぜひ、そういうパネルもあれば、それを市民に伝えて、これをすればこう下がるとか、これがこうなって社会環境によくなるよという、たしかそういう活動報告書みたいな何か手引あったと思うので、ぜひちょっと県にも連絡を取っていただいて進めていただければなと思います。

その中でちょっと教えてほしいのが、目標数値が出てくると、塩竈市は一体どれぐらい吸収しているのということも大切になってくると思うんですけども、そういう数値というものの自体、まだこれからですかね。

はい、分かりました。ぜひ、そこを照らし合わせて、足りなければ例えば、今、行っているアマモのプロジェクトも含めてですけども、アマモ植えなきゃいけないねとか、例えばワカメの養殖をしているからこれぐらい吸収しているねというところで、足りなければまたワカメの養殖を増やしましょうという話になりますし、養殖現場が99%埋まっているのであれば、何かを陸に上げてワカメの養殖を増やそうということも含めて、実は皆様がやっている商売が、環境問題の改善にもなっていたんだよというところは、また、その業者さんたちの付加価値にもなってくると思いますので、そのデータ数値の取り方を、ただただ今あるからこういう数値だというのだけではなくて、その後どうすれば吸収率を塩竈市で上げていけるのかとなってくると、カーボンクレジット、カーボンオフセットのように、買い取ってもらって、また環境予算を増やしていくという形の取組につながっていくと思いますので、日頃から言っている稼げる自治体、稼ぐ自治体というところで、お金をどう生み出すかというところの一つになってくると思いますし、社会環境をよくしていくというところの一つであると思いますので、ぜひこちらに関しましては、ブルーカーボンを含めて、塩竈市のポテンシャルを生かす部分だと

思いますので、引き続き、よい結果が出るように進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2番目、女性の社会進出支援についてということで、移らせていただきます。

こちら(1)番、塩竈の幸福度はと、女性の幸福度はということでございますけれども、塩竈市全体では取っていないと思いますけれども、宮城県などで取っている数値があれば教えていただけますでしょうか。

○議長(阿部かほる) 高橋市民生活部長。

○市民生活部長(高橋五智美) 女性の社会進出支援についてということの中での、女性の幸福度についてということのご質問にお答えさせていただきます。

幸福度調査というところで、ブランド総合研究所が実施しております。こういったところで、あなたは幸せですかとか、そういった問いの中で回答がされているところがあります。

その中で、宮城県は、2021年は32位、2022年は25位という数字が示されているところでございます。

○議長(阿部かほる) 阿部議員。

○1番(阿部眞喜) ありがとうございます。徐々に上がってきているのかなと。

東北6県プラス北海道の数値が非常に順位が悪くて、令和2年ですかね、北海道の知事と東北6県の知事が、女性を応援しましょう宣言という形をした結果が、順位を上げてきているのではないかなあとと思います。

そこですけれども、塩竈市の女性に対する支援策等で行ってきたものがあれば、ちょっと実例のものがあればぜひ挙げていただきたいんですけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長(阿部かほる) 高橋市民生活部長。

○市民生活部長(高橋五智美) 本市の具体的な女性支援についてというところでお答えさせていただきます。

女性全般的な取組とまでは至っておりませんが、キャリアアップ等のための再就職セミナーですとか、子供を育てながら働くための環境整備としての保育所や放課後児童クラブの充実、配偶者やパートナーなど親密な関係にある方から振るわれたDV被害者支援などの制度を設け、働く女性や自立する女性への支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長(阿部かほる) 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

再就職のセミナー、または、環境の整備でしょうかね、それとDVを受けた方の支援ということで、塩竈市の女性の皆様を支援するという、いろいろ行っているんだなということで、改めて勉強させていただきましたけれども。

例えば、県を見ると、今年、「女性が輝く」みやぎの水産加工業創業事業の支援企業の募集というのをやっています、こちら今月までやっているということでございますし、ぜひこういうことにチャレンジされている水産業の方いるのかなというところですけども、何か情報が入っていれば教えていただきたいんですけども、よろしいですか。

○議長（阿部かほる） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部次長兼水産振興課長（鈴木陸奥男） それでは、県が取り組む女性社会進出の支援事業の内容になりますけれども、昨年になります、市内加工事業者で、女性社員の方を雇いまして、こういった制度を検討いただくということは、我々にも情報として入っております。以上でございます。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

中を見ると、女性が働きやすく、活躍できる体制の構築等を目指す企業に専門家を派遣して、そういう多分規約改正とか、制度改正をされていらっしゃるのかなと思いますので、こういうのを引き続き進めていただきたいと思うのと、（3）番、女性の社会進出に対する支援策についてというところで、一つ面白い事例があったので発表させていただきたいんですけども、日本一女性が働きやすいまちにするということで、山形県酒田市で進めているようでございます。

それが、女性テレワーク育成ということで、女性の方がご自宅にいてもお仕事ができる環境を整備しましょうということで、「サンロクIT女子」といって、女性の方たちにITの勉強をしてもらって講座等を日頃から行っているようでございます。こういうのも非常に面白い事例だなということで、発表を今させてもらいましたけれども、塩竈市は水産・水産加工業が中心のまちかなというところで、昔は日雇いで来て、期間で働いて、また戻ってというところが、どんどん人がいなくなってきた、外国人の皆様にも協力してもらいながら働いていらっしゃる所に、やはり女性の力というのを非常に必要なんではないかなと、私思っているんですけども、酒田市のように、こういうキャリアアップじゃないですけども、こういうような支援



策をするためには、塩竈市、宮城県一女性が働きやすいまちへというような宣言が必要なんではないかなと思うんですけども、もしよければ、そういうことは可能かどうか、教えていただけますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 今、ご紹介のございました酒田市は、日本一女性が働きやすいまちということで宣言をなさっているまちでございまして、その中で、先ほどご紹介がありました「サンロクIT女子」とか、そういった取組をしているというところで、本当に酒田市の取組は女性が働きやすく、それによって男性にとっても働きやすさが生まれるという趣旨で取り組まれており、行政だけでなく、町全体で後押しをする、すばらしい取組であると認識しております。

豊かなまちになることは、女性が働きやすいまちになることでもありますので、本市といたしましても、誰もが自分らしく、輝けるまちになるために、官民連携で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

ぜひ、背中を押すような何かがあると、女性の皆様にもこういうことを塩竈市、皆様の後押しができるように頑張っていますよということにもなるので、ぜひ宣言等ができるのであればやってみてもいいのではないかなと思っているのですが、今度はその働く環境に果たして女性の皆様が働きやすいのかということになってくると思うんですけども、いろいろな制度ないか調べていましたら、東京都で、チャイルドサポート制度整備奨励金というものがある、不妊治療をする際にやはりホルモンバランスが崩れて次の日に出勤しにくいとか、体のことになってきますので、そういうところを従業員の皆様、社員の皆様にちゃんとご理解いただくというところで、そういう専門家に年に1回講演をもらう、または、先ほどみたいに制度、会社の規約にそういうためのお休みをつけるというような規約改正をする際に最大40万円の補助を出すという制度がございます。今、国でも少子高齢化対策だと言っている中で、私はこういう企業側にできる支援というところが、また女性の応援になるのではないかなと思っております。塩竈市独自でやるというのは難しいとは思いますが、こういうような環境があつて初めて女性の皆様が働きやすい、またキャリアを辞めずに働ける環境になるのではないかなと思っておりますので、これは今、実例として挙げさせていただいただけですので、お答えは求めませ

んが、ぜひこういうのを勉強をしていただけたらなと思っております。

先ほども再就職のセミナーということでございましたが、こちらに関しても、ジョブリターン制度奨励金というものを東京都でやっております、規約の中に介護や子育てををするといったときに長期休暇が必要となった際に、一旦辞めてもまた戻ってこれるという規約を改正するためには最大20万円の補助を出すという制度もあるようでございますので、ぜひ女性の皆様の働く環境、男性にはなかなか理解を求めるのも大変なところなのかもしれませんが、こういうところから変えていかないと、多分女性が気持ちよく働ける環境に進んでいかないんじゃないかと思っておりますので、ぜひぜひこういう制度を取り入れられるような環境をつくっていくことが必要かなと思っておりますので、こういうところもぜひ勉強していってもらえたらと思いますので、これ実例としてお話しさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、3番、港湾についてに移らせていただきます。

塩竈市としての港湾の考え方はとしておりますが、ぜひお聞きしたいのが、市が考える港湾の役割というものをまず教えていただけますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、お答えします。

市としての港湾に対する考え方というお尋ねかと思います。

議員ご承知のとおり、仙台塩釜港塩釜港区、こちら島々に囲まれました天然の良港として、古くは多賀城国府の外港をルーツに、地域経済や文化の発展において大きな役割を担ってきているというところでございます。

現在におきましても、国際拠点港湾の指定を受けまして、例えば水産加工品原材料の輸送拠点でありますとか、あるいは東北のエネルギーの供給基地、こういった役目を今もなお担っていると認識してございます。

またあわせまして、災害などの緊急時には、自然の利を生かし仙台港区を補完する役割も併せ持つてございますので、港湾は本市にとって、やはり欠くことのできない象徴する重要な施設と認識しておるところでございます。

ただ、あとそれと同時に、昨今、船舶の大型化、あるいは物流の変化などで近年の時流の流れを踏まえながら、今後、生き残りをかけた新たな役割を議論し、それを模索していくといったような重要な時期に来ていると考えているところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

エネルギーの供給基地であり、やはり塩竈市に欠かせないものということと、そしてまた東日本大震災の際にやはりいろんなものがここから運ばれたというところを考えれば、災害に日本一強い港なんではないかなと考えるところでございます。

その中で、先ほどから話あった船の大型化に伴い、なかなか入って来れない船もありますし、何かこの間、話聞いたんですけれども、市漁協の前の湾のところも浅瀬がすごく、船が入って来れない、1.5メートルぐらいしかないときもあると。何かあそこにある島と島の間が長靴で渡れるぐらい浅瀬になっているということで、海面の高さも徐々に変わってきているのではないかなという話、これはデータを取らないとしっかり分かりませんが、そういう話もあって、なかなか海が生き物だなと感じているところでございます。

その中で、ちょっとこの間、塩釜商工会議所との意見交換会でも出たんですけれども、今現在、県で行われている港湾計画を、次期港湾計画をつくられているということの2年目に入っているところでございますが、現在まで県とはどのようにここの協議を重ねてきたのかということで、お話しできる内容のものがあれば、我々にもお伝えいただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 県との関わりというお尋ねです。

現在の港湾計画です。こちら平成25年に改定されたもので、以降おおむね大体10年から15年くらいの見通しの下、令和元年代にこれを完成させるという目標年次になってございます。

議員ご承知のとおり、港湾計画については、計画に計上されたからそのまま完成を見るというのではなくて、やはり要望といったプロセスが非常に必要になります。

ですので、宮城県が港湾管理者でありますので、そういった港湾計画の策定に向けて、「明日の仙台塩釜港を考える懇談会」というのを設置してございます。これは関係自治体でありますとか、経済界、運輸関係者が集まります。こちらで情報交換をしているというのが基本ですので、我々もそちらに参画して、県に意見・要望をするという流れになります。

こちら昨年度は、2回ほど開催されておまして、先ほどお話ありました、例えばカーボンニュートラルであるとか、あとは船舶の大型化、あるいは港湾の取り巻く状況、こういったものについて今、課題の抽出を行っているという形になります。

今後、市としましても、そういった懇談会を活用しながら、意見を上げていくという形になりますし、まず一義的に市としても、市独自に一定のビジョンを描きながら考え方をまとめて、それを県に上げていくという姿勢が大切だと思っていますので、市自らその先頭に立って、その計画に反映できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

その懇談会を通して、意見交換をしながら進めていらっしゃるのかなと思いますけれども、産業建設部長からもお話しあったとおりで、やはり市が先頭に立ってお話を聞いて進めていくというところのようでございますが、この中で、今、港湾関係者の皆様からはこれをやってほしいとか、これが必要なんじゃないかという声というのは、どのような中身のものが上がっているのかということ、ここで話しできる内容のものであればですけども、実例を踏まえてお話しいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（阿部かほる） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 私も関係者との会合に何度か参加させていただいておりますが、やはり一番大きいのは、やはり航路の浚渫ですね、声が多いです。

ただ、市といたしましても、仙台港というのは新たな機能ができているということも踏まえ、昔と変わらない考え方では、前進を見ないのではないかという考えも併せ持っていますので、むしろ、例えば、港湾としての付加価値を高めるような、まちのにぎわいづくりにつなげるとか、そういった取組についても協議の中でいろいろ話しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

これも本気度をしっかり見せていかなきゃならないところかなと思っております。市なので、港湾は県だからで我々もないなと思っております。なぜなら、この間まで商工港湾課だった中で、今、商工観光課港湾係ということですね。やはり港湾というものは、市の中にももちろんある大きな産業の一つだなど、市を支える産業の一つであるというところでは、本来であれば、この係の名前を変えるところと言わなきゃいけない立場だなど、今、反省しているところなんですけれども、やはり港湾をしっかり考えていかないといけない時期なのではないかと思

っております。

ですので、もちろん担当課の皆様が一生懸命頑張られて、市民の皆様から声を集めているということは今お聞きして、しっかりと伝えてらっしゃるんだろうとは思っているところですが、やはり港湾に関しては、議会とも一緒になって進めていく必要があるのではないかと考えております。

ですので、何か塩竈の港湾の未来を考える会のような形で、港湾関係者、行政、そして市議会からも代表者が出向して、一緒に考えて、本気で思って県にぶつけていかななくてはいけない内容であると、私は考えているんですけども、そういうお考えは、市としてどう考えるか教えていただけますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） これにも歴史がありますので、一概に理想論を語るのか、その歴史を踏まえた、今までの進め方を踏まえた形で申し上げるのかというのは難しいところがございます。

というのも、僕が直接感じているのは、行政に対して陳情する場合には、行政が主体的に動くべきだろうというのが基本的にあります。ただ、僕が就任したときには、港の考える会は塩釜商工会議所に移行されていたところがあるんです。僕はその現実しか知りませんけれども、そういった事情もあり、そういったことを歴史的な背景とか動きをしっかり受け止めなきゃいけない。その上で、市でどういう形がいいのかということについて、一方的に行政側がやるのはやはり問題があります。

ですから、そういったたたき台を市がつくって、それを広くまた市民の皆様方からご意見をいただいてということがやっぱり必要なんだろうと思っておりますが、全般的に見て港湾の在り方については、もう昔の塩釜港、塩釜港区の位置づけはありません。今は仙台塩釜港の中でも塩釜港区、それも仙台港区のほうに物すごい力を入れる県があつて、国があつて、それをどう補完していくかというほうが、かえってこれからの港湾にとって分かりやすい考え方なんだろうと。

そういうふうには思わないと、逆に言うとあまりにも塩竈市のことだけを言ったんでは、受け入れていただけないんです、考え方。これは国、県、市、どういう形で我々が望むような港湾もしくは港にお力添えをいただけるかということは、動かないとどうしようもありませんが、ただ、国とか県とかの考え方を理解した上で市が動いていかなきゃいけない部分と、市が主体的にこれをぜひお願いしたいと、今後の将来のためにこういう港をつくりたいという部分は、

またいろんな流れの中で分けていかなきゃいけないだろうと考えております。

そういった中であって、簡単に申し上げれば、今後は仙台港区をいざというときの補完をする塩釜港区のほうが、相手に訴えやすいと。国に対しても、県に対しても、そういった部分、もしくは海上保安がありますので、海上保安庁の皆さんとよく連携をしながらの港、または、今後はやっぱり観光なんだろうと。観光だと理解をしたときに、どのような位置づけを県、国に対して求めていくか、それと市民の皆様方がどう考えるか、その辺のバランスをうまく取ったほうがいいんだろうなと思います。

現実を直視すると、最後にいたしますけれども、もう既に大きい運送会社は仙台港にシフトしています。だんだんだんだん関係者は、塩竈から離れています。と同時に、塩竈で会社があるということ、正社員を募集しても塩竈には見向きもしてくれない。仙台に行かないと駄目なんだということも、この間、直接聞かされました。

ですから、その現実を受け止めた上で、これからの港について、やはり総合的に考える、そういった過渡期に来ているんだろうとは思っておりますので、阿部議員おっしゃるとおりで進めていく必要性を感じているところでございます。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

市立病院の際も、あそこの周りの病院環境を調べて、市立病院がどこの立ち位置にあるのかと、セカンドオピニオンとして引き受けるというような形で、今、ベッド数を埋めていこうという話と似ているのかなと感じます。

なので、仙台港の中で仙台港の役割、そして塩釜港の役割と、その役割を見出した中でやはり浚渫、年に1回ではなくて、もう少し掘ってほしいとか、マイナス9メートルというのが、そのとき本当にその役割に対して必要であれば、やはりしっかりそれは訴えていかなきゃいけないところなのかなと。その役割という部分というものを、ますます私まだまだ勉強不足ですけども、仙台塩釜港の中でどれだけの役割という部分、じゃあこれやるには、これをやらしてもらわないと困りますよという部分も出てくると思うんですね。

ですので、その進め方というところはいろいろな進め方があると思うんですけども、行政がしっかりとまずは描いて、それに対して民間の意見を取り入れてという中で、ぜひ我々議員の側にもぜひ何かそれを学べる機会とか、やっぱり示していただく部分がないと、後からこれを陳情書出しましたと、こういうふうに進めていますではなくて、ぜひ我々のほうにも港湾の

勉強する機会をぜひいただきたいと。

そういうところで、ここがみんなで一緒に熱を持ってやるからこそ、県にも、国にも、塩竈市が本気度を持って港湾を考えていると伝えていけるのではないかと思いますので、市長のリーダーシップの下はもちろんです、ぜひ我々にもしっかり情報を落としていただいて、一緒に進めていただきたいと、そう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げさせていただきます。

ちょっとこの間の話合いでも、何か日本丸を誘致したいと、そういう目標があるということが出来るんじゃないかという話もありましたが、もちろん目標も必要ですけれども、やはり役割と目標というバランスを取って、しっかりと塩竈の港をどう生かしていくのかというところを、ここからしっかりと考えていかないと、この港湾計画できてしまつては、また10年これで進めますと言われたら、何を陳情しても物事進んでいかないとしますので、大切な時期に来ていると思います。ぜひ我々にもしっかり情報を落としていただいて、みんなで港湾を考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

これで丸3番まで行ってしまいました。ですので、4番の浦戸諸島についてに移らせていただきます。

(1) 番、浦戸諸島に必要なこととはということでございますが、今、行政として、今後、浦戸諸島に必要なことという考え方があれば、まず一旦教えていただけますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 浦戸諸島に求めるもの、必要なことということでございます。

まずは、我々として、真っ先に考えることは、島民の皆様の安全で安心な生活、あとは生業、これをしっかり行政として守っていくことというのが最重要な課題であります。

その上でということになります、島外の皆様に対して、やはり浦戸諸島の持つ豊かな自然をはじめとする歴史、そういったものを広く理解いただくと。その取組をもうさらに進めていく必要があると。

そのようなことから、今、国とか県のアドバイスをいただきながら、浦戸再生プロジェクトを進めているという状況でございます。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。

浦戸の歴史・文化を市内の皆様にも改めて伝えていくと、子供たちの教育の部分になってく

るかなと思いますけれども、また島民の皆様の安全安心な生活を届けるということかなということでお返事をいただいたかなと思います。

今後の発展のところは、浦戸再生プロジェクトを活用しながら、しっかりと島民の皆様の意見を聞いて進めていくということになってくるんだと思っております。

先ほども一番最初で聞きましたけれども、浦戸で新たな養殖をどんどん進めていくということだったり、例えば女性の活躍社会、浦戸の女性の母ちゃん弁当をよく議会で土見議員が取って来てくれて食べていますけれども、やはり女性の皆さんの活躍現場というの、また浦戸諸島にもつながってくるのかなと思っておりますし、港湾というところではまた浦戸の島々の部分を、やはり航路の問題ということで、なので今回、浦戸諸島の話 最後に持ってきたわけですが、その中で、阿部かほる議長が以前お話ししていた、提案していたということで、提案できないので私がということで、こちらを提案させていただくんですけども、島にあるマサカキをぜひ、仙台市場に卸して、マサカキを島の女性の皆様に生業として進めていただければ、新たな収入源になるのではないかと提案を、以前されたということでございますが、島の中ではもちろん外来種や新たなものを植えるということではできないということは分かっていますけれども、マサカキにおいては、島に実際なっているものでございますので、こちらを神社などに卸していくということができるとは思えないかなと思うんですけども、こちらのマサカキを生かすという考え方はどう思うか、一旦お返事いただけますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 島の生業という部分で、女性の活躍も含めまして、そういった新たな取組をするということに関しましては、非常にいい取組だと考えています。

その上で、島のほうには、マサカキと同品種のヒサカキというものも自生しております。植生的には、このマサカキについても対応できるのかなと認識をしております。あと、島内にそういったことに興味を持たれている方もいるというお話も伺っておりますので、まずはその方とよく相談をしながら、何が行政としてできるのか、そういったことについて確認をしていきたいと思っております。

○議長（阿部かほる） 阿部議員。

○1番（阿部眞喜） 海では新たないろんな養殖の挑戦をしながら、島の陸地ではマサカキ、植物のところをしっかりと生かしていくというところでは、本当に本来なかなかこんなに豊かな場所ってないんだと、改めて感じさせていただくところかなと思います。



マサカキとヒサカキ、ちょっと違いを私も分かりませんが、まず鹽竈神社、志波彦神社にこちらを入れるところからスタートをするのかなと思うんですけども、仙台市場の青果市場に持っていけば、今どうやら、マサカキはほぼ中国産じゃないかというところでは、天然の国産のものがあれば、やはりすばらしくそちらを取り入れてもらえるのではないかなという一つの提案になるかなと思いますので、やはり神々の皆様に守られているこの塩竈でございますので、こういう塩竈の地の利を生かした新たなブランドになるのではないかと思いますので、ぜひ島民の皆様とご相談をさせていただいて、すばらしい事業展開ができるように後押しをしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、私の一般質問となります。すばらしいお答えをいただきまして、本当にありがとうございました。これが1つでも実現できることをご祈念させていただいて、ぜひ市役所の皆様の応援を私もしていきたいと思っておりますし、しっかりと塩竈市で働く皆様の活躍の場が、よりよい環境になっていくことがいいのかなと思っておりますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。すばらしい答えをいただきましてありがとうございました。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 以上で、阿部眞喜議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時5分といたします。

午後1時56分 休憩

---

午後2時05分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。15番辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ）（登壇） 日本共産党塩竈市議団、辻畑めぐみです。一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、しおナビ・NEWしおナビ100円バスの運行について伺います。

過去5年間の乗員数など、現状を伺います。

この後からは自席で行わせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 15番辻畑めぐみ議員の一般質問にお答えを申し上げます。

しおナビ・NEWしおナビ100円バスの運行についてのご質問のうち、現状についてでござ

いますが、令和4年度における年間乗車人員は、しおナビ100円バスが約25万9,000人、NEWしおナビ100円バスが約8万人でございます。

過去の最高乗車人数と比較いたしますと、しおナビ100円バスにつきましては、平成24年度の年間乗車人数が36万人であったことから、令和4年度は約30%の減少となり、NEWしおナビ100円バスについては、平成30年度が9万人でしたので、約15%の減少となっております。

また、コロナ禍前の令和元年度と比較いたしますと、しおナビ100円バスは約17%、NEWしおナビ100円バスは約13%減少しており、徐々に回復はしてきているものの、コロナ禍前の水準には戻っていないのが現状でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。

次に、地域公共交通会議を踏まえた市の考えをお聞きします。

4月19日に第1回が開催され、市からは、100円バスの現状報告があり、参加者の意見が出されました。

5月29日に開かれました第2回の会議では、しおナビバス・NEWしおナビ100円バスの運行維持に向けた対策案として、料金の引上げをした場合の収入額のシミュレーションが示されました。

また、6月には市民に対するアンケートを行って、7月の第3回の会議で方針の決定という説明でした。

この市の進め方として、運行経費が増加をし、新型コロナの影響で外出を控えなければならぬ利用客が減少、なので値上げという流れでしょうか。そもそも100円バスは、市民の足を守り、生活を支えるために始まった事業です。市民からは、逆回り、増便、土日の運行などの要望が出されています。

このような市民の要望に対し、採算を優先するのでしょうか。まず、市長の考えをお聞きします。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 私からちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、これまで2回の会議を開催させていただきまして、検討した中身につきましては議員おっしゃるとおりの中身です。

その中で、委員の皆様から出された意見を、ちょっとご紹介させていただきますが、やはり

運賃の値上げという前に、まず乗降客を増やせないか、乗車数を増やせないかというような意見も確かに出されています。その中の具体的な中身として、例えばですが、今、免許返納者に対して1年間無料という形を取っていますが、それを2年目以降もできないかであるとか、あるいは市内だけではなかなか乗車数を増やせないのので、例えば外の観光と結びつけた乗車数を増やす取組をできないかというお話なんかも出ていたところです。

ただ、運賃に関しましては、やはり運行を維持するためには、やはり値上げはやむを得ないのではないかという意見もしっかり出されていまして、ただ、それにつきましても、市民の皆様のご意見をしっかり聞いた上で調整すべきであるという意見が出されていたところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

私もこの地域公共交通会議に第1回と2回を傍聴させていただきました。この会議に、各町内会からの参加がありました。この1回目の後に、傍聴する身なので、終わってから会議に参加された方にお聞きすると、いや実は乗ったことがないので意見を求められても困ったんだ正直とか、乗ってはいるけど年に4回くらいかなという声をお聞きしました。

これで市民の意見は十分反映されるのかと、本当驚きました。

地域公共交通会議設置要綱の6条5に、会長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聞き、また資料の提出を求めることができるとあります。バスを利用されている市民も参加して、十分話し合う場にしないでとは考えますがいかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今回の地域公共交通会議のメンバーであります、もちろん今、議員おっしゃったとおり、町内会の代表の方々のほかに、市内のやはり交通公共機関を担っております、例えばバスの運行事業者、あるいはタクシー関係の事業者様、あるいは国、あるいは県といったような幅広い方々からのご意見をまず伺っているということでございます。また、市民の方々の意見ということに関しましては、特に乗車をしている方、していない方を含めまして、2回目の会議の中でも出されたんですが、不十分な部分も若干あるということで、今回、アンケートという形で乗られている方、あるいは乗られていない方も含めて、アンケートを今、取っている最中でございますので、それらを今後の会議の中に反映をさせていきたいと考えて

おります。

以上です。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 市民アンケートですが、これは今月の10日から開始しました。今月の末までこのアンケート調査が行われます。まだ途中ではありますが、どんな質問の内容があつて、それぞれの項目の回答、また、何か意見・要望はあつたか、今のところ、何人ぐらいの回答が寄せられているか教えてください。

○議長（阿部かほる） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） では、地域公共交通会議での塩竈市路線バスに関するアンケートについて、私からお答えさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃったとおり、こちらのアンケート期限6月30日までというところになっております。

現在の件数でございますけれども、失礼しました。6月22日現在でございますけれども、500件弱、今のところ来ているという状況でございます。

質問の項目につきましては、13項目ございまして、主に自動車の免許の保有状況とか、100円バスの利用状況、または100円バスを利用しない理由とか、あとは乗車料金、もし値上げするとした場合は幾らまでなら妥当なのかという項目を記載しております。

以上でございます。

失礼いたしました。そのアンケートの中身についてですけれども、ちょっとまだ6月30日までというところでございますので、内容を現在、精査中でございますので、分かり次第皆様にはご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

500人のアンケートということで、分かりました。

それで、この地域公共交通会議についてですが、塩釜警察署よりも参加がありますが、交通事故は加害、被害ともに高齢者が一番多い、近所の店がなくなり、車が離せない高齢者もいらっしゃる、事故を防ぐためにもバスの利用が増えることが大切という発言がありました。

担当の現場の方は、実際バスに乗って、利用者の意見を聞くということでありましたが、ど

のような意見がありましたか。また、バス停の現場などを調査しているのか教えてください。

○議長（阿部かほる） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） すみません、ちょっと聞こえなかった部分もあったものですか  
ら、すみません、失礼ですが、もう一回よろしく申し上げます。すみません。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 聞こえなかったりしたら、どうぞ聞いてください。

担当の方は、実際バスに乗って、利用者の意見を聞いてみますということを前にお聞きしま  
した。その結果、また、バス停の現場、バス停の様子とか、そういうことを調査していますで  
しょうか。

○議長（阿部かほる） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） 失礼いたしました。

今、議員がおっしゃったように、バスの担当を100円バスに乗らせていただいて、アンケー  
トを書いていただくという形でやらせていただいている状況でございます。

その中で、一応どういったことの意味があったかというところでございますが、基本的には  
このバスの運行は、高齢の方がバスに乗っている方そのとき多かったようだったので、バスの  
運行をもう少しというか、ずっと続けていただきたいというお話などです。あとは、バス停の  
待合用の椅子、もしそういったもの、休める休憩場所があれば置いていただきたいなみたい  
な話もちよっと出てきたというお話でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。

バスに乗って乗車の方の意見、アンケートをお願いしたということですが、直にもう少し意  
見、1回だけだったのでしょうか。やっぱり乗っている方の声というのはとても貴重なので、  
何回くらいそういうアンケートを取ったか、あと、私、バス停のことを言いましたが、前のと  
きもバス停のそばの椅子がぼろぼろだったりとか、そういうことをお話ししたことがありま  
すが、担当の方はそれをご覧になつていますか。

○議長（阿部かほる） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） お答えいたします。

バス停の椅子に関しましては、ちょっとすみません、まだ見ていない状況でございます。こ

ちらに関して、辻畑議員から以前ご質問あったというところがございますので、バス停の状況をもう一度確認させていただきまして、土地の所有の問題もがございますので、設置に向けた検討を考えさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。

そもそも市民のために始まった事業です。足が確保できれば、買物をしたり、友人と交流できたり、元気に過ごせる機会を持てます。高齢になれば、月に何か所も通院される方もいます。私も全部乗ってみました。いろんな方とお話をしました。近くに店がなくなったから、バスに乗って買物に行くんだ。あちこちの病院にかかっているの、タクシー代では大変。毎月役所に行く用事がある。職場に行く。また、運動するところに通っているという五、六人の女性の利用者がいらして、皆さんとても楽しそうでした。バスがなければ出費がかさみ、出かけられないという方もいました。また、ここでも土日の要望もありました。短期間の500人ということではありましたが、この市民の声として、これは十分反映されるのか。中にアンケートの項目で、幾らになったらいいかという質問がありますが、このままでという質問はなかったので、ちょっとそれも入れたほうがいいのではと思いましたが。

これまでの地域公共交通会議で、市民や各方面の意見が十分生かされるのか。7月予定の3回目の会議で方針を決める、これではあまりにも勇み足ではないでしょうか。どうお考えですか。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今回、いろいろとご意見、議会からもいただいております。基本的には、私どもとしては、やはり方針の決定というのを先延ばしすることが正しいことかということもでございます。

それで、ある程度の意見の集約が図られ、ある程度市としての方針が示された段階で、その方針をお示しして、その上でいろいろ議論をしていただくという形で、今後取り組んでいきたいと思っております。意見の集約は、できれば早めにさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 先延ばしというか、4月からこの会議が始まって、7月にはということ

ではやっぱり先ほども言いましたが、本当に短期間で決めていいのかと、とても心配になります。

この物価高騰の中だからこそ、市民の足を守り、健康と生活を守って、車がなくても安心して出かけることができる、外に出かける市民を増やす、こういうことを優先すべきではないでしょうか。

お客が増えれば、地域経済の活性化にもつながるはずですが、赤字だから上げるしかないのではなくて、市が提案された広告などの収入増加対策の検討も十分行いながら、また、利用者増加につながる対策も考えて、どうぞ慌てずにバス料金100円の継続を強く強く求めますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 議員の意見としては、しっかり受け止めさせていただきたいと思いますが、やはり我々としては、バスをなくすとか、そういうような視点では議論は行っておりません。やはり貴重な公共交通の一つと、重要な位置づけであることは変わりありません。ただ、それをやっぱり長くどうやって維持していけるのかということも、一方では真剣に考えていかなければならないということで、今回の議論をさせていただいているわけですので、その辺、我々もしっかり皆様の意見を踏まえた上で、案を提案させていただいた上で、議論させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 再三言いましたけれども、この足を守るということは、商売ではありません。やはり市民の足を守る、本当に大事な事業ですので、どうぞ市民の声を十分に聞いて、喜ばれるバス運行となるように検討をお願いしたいと思います。

では次に、ごみ問題について伺います。

これまでも集積所について取り上げてまいりましたが、網の劣化、カラスによる散乱、委託業者の負担など、最近の集積所の状況・状態はどうでしょうか。

令和4年に行われた町内会とコミュニティー強化支援事業に対しては、2割の町内会でごみの集積所の整備用具・修繕が行われたと聞きました。まず、今の状況、集積所の状況を教えてください。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 今現在のごみの集積所に関してのご質問でございますので、お答えさせていただきます。

まず、ごみ集積所のカラス被害等、そういったところの対応についてに関しましては、カラスの被害により集積所のごみが散乱している場合は、まず、委託先の収集作業員が清掃を行い、集積所の周辺を含め、清潔の保持に努めております。また、早急な対応が必要な場合につきましては、環境課職員が現場を確認した上で、清掃を実施させていただいております。

さらに、頻繁に被害に遭っている集積所に関しましては、町内会等から要望があった際は、ごみはネット内にきちんとしまってお出しくださいなどの適正排出を促すためのポスターを作成し、注意喚起を行っているところでございます。

先ほど議員からご紹介ありました、昨年10万円のコミュニティー助成の補助ということで、10万円をお出ししたときには、多くの町内会でこの集積所の整備にお使いいただいたということを確認しているところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

やっぱり町内会、防犯灯もそうですけれども、町内会でやるというのはなかなか厳しいというところもあるので、そういう支援についてもぜひ考えていただきたいと思います。

次に、最近特に高齢化によって集積所まで運ぶのが困難な人が増えています。市内には、エレベーターのない市営住宅が少なからずあります。また、この塩竈市、本当に坂道が多く、集積所まで運ぶのが困難な世帯より、何とかならないかとたくさんの方が声を寄せられます。室内にごみをためてしまう世帯もあると聞きます。

地域包括支援センターやケアマネジャーに伺いますと、同様の意見がありました。要介護者にはヘルパーを利用してごみ出しを依頼している方がいますが、なかなか朝何時までという限定がありますので、そして、希望者が多いために、全てに対応できない現状があるということでした。

また、介護認定を受けていない高齢者の希望も多く、支援が必要との意見を、ケアマネジャーや、センターから聞きました。

普通に歩ける高齢者の方も、ごみを持って歩くとなるとバランスを崩し転倒する危険性があります。シルバー人材センターに現状を話して相談したところ、以前にも相談はあったけれど



も、利用者からは、近所のシルバー人材センターの人だとごみの状態を知られるのは嫌だな、また、遠方へ訪問するシルバー人材センターの方は、車の経費がかかるということで応えられなかったというお話でした。

環境省環境再生資源循環局廃棄物適正処理推進課の資料を見ました。全国で様々な方法で、このごみを出すのが大変だという方に対しての対応をしている自治体がたくさん紹介されていました。3つに分かれますが、1つは、運営主体が自治体直営、2つ目には、自治体による委託業者、3つ目としては、自治体に登録された支援団体が支援となって、自治体が援助しているという、大きく3つに分類されました。

坂道の負担に対応しているまち、高齢福祉課や居宅支援事業所、ケアマネジャーと連携をして利用者の顔が見える関係づくりに取り組み、安否確認を行う市、また、プライバシー重視に配慮している自治体もありました。自治体が支援団体に奨励金を交付して支援する取組をしている自治体もありました。

本市として、この高齢者に関わっているケアマネジャーなどの事業者からの意見、要望に対して、また、ごみ出しが困難になっている高齢者に対するごみ出し支援、どうお考えでしょうか。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 今、議員からご指摘がありましたとおり、今後、高齢化が進んでいくに当たり、ふだんのごみ出しも困難となる方が増えることが見込まれているということは考えてございます。

先ほど議員からご紹介がありましたごみ出し支援の制度のタイプ、3つほどご紹介いただきました。本市といたしましては、現在まだごみを運ぶのが困難な方に対しての支援というものは行っておりませんが、まず、こういった他自治体の先進事例について、調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。

本当に今、坂道が多くて大変です。困っている市民に寄り添い、他の自治体の取組なども今おっしゃったように研究をして、ぜひきれいなまちづくりのために検討をお願いしたいと思います。

家庭用ごみ処理機の利用状況について伺います。

これは始まって間もない事業ですが、今、利用状況はいかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 生ごみ処理機購入助成の利用状況ということでご質問いただきました。

令和4年度の助成実績は、17件でございました。今年度に関しましては、今のところ4件の申請をいただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） どの家庭でも毎日出される生ごみです。燃やせるごみの2割を占めます。

ごみの減量化に向けて、家の中でも使える処理機の普及はとても大切と考えます。利用が増加するように、積極的に知らせることが必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 議員おっしゃるとおり、やはりこういったことの広報等も広く行っていきたいと考えております。広報紙でありますとか、LINE等、いろいろな広報媒体を使いまして、住民の皆様こういった制度があるということを広く周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

では、次にまいります。

高齢者の補聴器購入への助成について伺います。

これまで何度か定例会で取り上げてきました。現状はどうでしょうか。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） これまでも高齢者の方々に対する補聴器の購入助成、こちらに関しましては、内部でも検討させていただいております。今現在でしたが、全国的にも徐々にこういった支援の制度を入れている自治体が増えてきているということで聞いてございます。

ただ、まだ全国的にもまだ一般的なポピュラーになっている制度ではございませんので、今後とも実情を踏まえた格好で、こういった中程度の加齢性の難聴の方に対する支援の制度の在

り方、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 全国では2021年7月の35市町村から、2022年末の123市町村へと、僅か1年半で3.5倍に急増しています。片耳で15万円と高額ではありますが、この購入費の助成、高齢者、ご家族にとっては切実な願いです。ポピュラーになっているような気もいたしますが、今後の取組について伺います。

近隣では、富谷市に続き東松島市も今年4月から始まりました。助成限度額が3万円、この2か月半で30人からの申請があり、13人か14人くらいの助成が決定したということでした。本人よりご家族の方から、コミュニケーションが取りづらくなった、介護度が上がってしまった、認知症が進んできたなどの理由で申請があったそうです。この助成は本当に助かったと、皆さんから喜ばれているとのことでした。

先に始めた富谷市では、令和4年5月から開始となりましたが、令和4年度では59人の申請があり、全員助成され、今年度は9人の申請があるということでした。

当市でも、この事業、富谷市、東松島市に続いていかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらの今後の購入支援に対する助成でございましたが、加齢性難聴に対する対応、こちら令和4年度から富谷市、令和5年度から東松島市が同様の事業を実施しているということでは、本市でも状況として伺ってございました。

ただ、こちら今現在、6月1日現在でございますが、全国で152自治体がこういった同様の支援の制度を行っているという把握してございます。ただ、内容が単純に加齢性の難聴だけではなくて、例えば今現在本市だと、聴覚障害の持っている児童、18歳未満の方に対する支援の制度がございまして、18歳以上のそういった方に対する支援を行っている自治体もそのうちで31自治体ほどある状況でございます。また、助成の限度額、こういったものに関しましても、先ほど大体15万円ぐらいという話ありましたが、補聴器のものによっても大分値段の格差がございまして、一般的には大体四、五万円ぐらいの補聴器に対する約半分ぐらいの支援ということで、大体2万円から3万円ぐらいの自治体の支援のところが多いかなということでございます。

こちらの支援制度に関しましても、その条件、そういったものが例えば所得の制限があったり、あるいは、回数の制限があったり、様々な状況でございましたので、こういったほかの先

進の自治体、こういった事例のほうを踏まえながら、今後も検討を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 今お話があつたように、自治体によって確かに対応がいろんな金額とか違ひますが、それでも皆さん希望されています。この助成、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

では最後に、おむつ支援事業費について伺ひます。

ここ3年間の利用状況はどうなつていますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） おむつの支給事業費、こちらに対する事業の3年間の状況でございましたが、令和2年度が344件、令和3年度が358件、令和4年度については341件の利用がございました。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

対象の条件などについて伺ひます。

この事業は、任意事業のために自治体で判断ができる事業と聞きました。調べてみますと、自治体によって様々な条件、対応がありました。

塩竈市での対象者は、65歳以上です。要介護3以上、介護する方へ支給、おむつ券を支給となっています。この状況について、市内のケアマネジャーに聞きますと、介護度2以下の方でも常時失禁のある方もいます。要介護3以上と限定することは適切ではないと思ひます。介護度に関係なく、常時失禁を対象にしている自治体もありました。また、独り暮らしでも常時失禁の方がいるそうです。

この介護者へ支給ではなく、本人への支給とはならないのでしょうか。これについても、介護者に支給と規定していない自治体もありました。

おむつ券の支給ではなくて、配達できないでしょうか。買物が困難な方も少なからずいらっしゃると思います。七ヶ浜町や多賀城市のように業者による配達に変更はできないのでしょうか。

以上、要介護3以上、介護する方への支給、おむつ券を支給、この3つ、市の考え方を伺ひます。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらは、今現在の支給の条件でございましたが、65歳以上の方、かつ、要介護3以上の方を介護するご家族の方に対する支給ということで、今現在、助成対象を求めています。

こちらに関しましては、以前は要介護4以上の方に対して支給を行うということで、行ってございましたが、平成24年以降から要介護3に拡大しながら対応を行っているという状況でございます。

また、そのほかに業者に配達をしていただけないのかというご質問でございましたが、現在、チケット制で支給の受けるチケット、券を配布を行ってございましたが、結局、現在協力いただいている市内の業者、こちらによってはその対応ができない業者なんかも出てくる可能性があるというところで、おむつ券で対応を行っている。なおのこと、そのおむつをお買い求めのついでに購入したい商品、こちらのほうを選べるという、そういったメリットなんかもあるのかなと考えてございます。

そのほか、例えば購入の対象の拡大ということで、例えば今現在は、大人用紙おむつと尿取りパッドなどの商品、こちらに対してお出しをしている状況でございましたが、ほかの例えば消臭スプレーだとか、使い捨てのディスポグローブとか、あるいはお尻ふき、こういったものなんかに関しましては、一般のほかの状況でも使用可能ということで、ちょっとこちらまでは対象としていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 介護度、前は4から3になったんだと伺いましたが、先ほども述べたように、介護度ではないと思うんです。常時失禁、これが一番の条件だと思います。

あと、おむつ券、いろいろ選ぶことができるのか、対応できない業者もあるということでしたが、ほかの七ヶ浜町や多賀城市、実際配達されているわけです。高齢者の世帯も多くいるわけです。そういう方に対しての思いをよく聞いていただきたいと思うんですね。自分で買いに行くからいいよという方も中にはいらっしゃると思いますが、ただ、やっぱり介護の合間に買物に行って、車もないよというご家庭も少なからずいらっしゃると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、先ほどちょっと私聞き漏らしたかもしれませんが、支給対象者、介護者へ支給であり

ますが、これを本人への支給と変更はできないものでしょうか。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらのこれまでの支給条件でございましたが、在宅介護者へのご家族の方への支給ということで、こちら現在のところ行ってございます。

ただこちら、任意事業ということで、議員からもご指摘ありましたが、こちらの国の制度、助成制度を活用しながら事業を行っている状況でございましたが、こちらの事業が令和5年度、今年度で国県の支援が終了してしまうということで、今後の実施に向けた検討、こちらを進めていく必要があるのかなということで、今現在、策定作業を行っております高齢者福祉計画、あるいは介護保険の計画の中での見直しを進めていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。

今年度いっぱいというのも、私も調べながら分かったものですがけれども、ただ、ケアマネジャー、専門家によってはそういう介護度を関係なくという専門的な意見もありますので、どうぞこの点を含めて、またおむつ、何度も言いますが、配達してほしいという方もいらっしゃると思うんです。そういうことを皆さん、対応者の介護する方の声を十分にお聞きいただいて、介護が大変な中でもその介護者の気持ちに寄り添って、この事業を検討していただきたいと思っています。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（阿部かほる） 以上で、辻畑めぐみ議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時5分といたします。

午後2時46分 休憩

---

午後3時05分 再開

○副議長（山本 進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男）（登壇） 令和5年6月定例会におきまして、公明党を代表して質問をさせていただきます。小野幸男でございます。

私の質問は、行政手続、教育行政、住宅行政についての大綱3点についてお伺いをいたしま

す。

佐藤市長はじめ、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、行政手続として、窓口サービスの質向上についてお伺いをいたします。

コロナ禍がきっかけとなり、DXの遅れや必要性など強く意識され、急速なデジタル社会の進行となっております。国土交通省の国民意識調査によると、デジタル化に期待することを尋ねたところ、多様な働き方、出産・育児・介護等への理解、支援促進が32.0%と最も高く、2番目に高いのが各種手続の効率化・迅速化29.7%など、生活に係るサービスへの高度化への期待などが高くなっています。

国では、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るために、デジタル手続法を施行し、デジタル化の基本原則として、一つ、デジタルファースト、個々の手続サービスが一貫してデジタルで完結する。二つ、ワンスオンリー、一度提出した情報は、二度提出することを不用とする。三つに、コネクテッドワンストップ、民間サービスを含め、複数の手続サービスをワンストップで実現の3点が示されております。

本市でも、DX推進ビジョンが策定され、自治体DXの推進が加速されると思っております。

そこで、今、自治体の窓口で申請書を記入せず簡単に手続ができる、書かない窓口が全国へと広がりを見せております。書かない窓口とは、来庁者が住民票や印鑑証明書などの交付を受けるときに、申請書を手書きで記入することなく、受付を済ませることができるワンストップ窓口のことです。

全国に先駆け導入した自治体では、北海道北見市が知られており、来庁者の時間の短縮や職員の負担軽減、窓口業務の効率化も図られているとお話をお聞きしております。書かない窓口は、来庁者の手続の負担軽減と業務の効率化につながり、住民サービスの向上になることから、本市でも書かない窓口の導入をと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

以降の質問は、自席にて行いますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 4番小野幸男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

行政手続についてのご質問のうち、窓口サービスの質の向上についてお答えをいたします。

書かない窓口の導入についてでございますが、これは窓口の業務改革とシステム導入を進めることで、各種手続を効率的に完結させる窓口サービスのことでありまして、先進地でありま

す北海道北見市をはじめとして、県内では岩沼市などで運用されております。

書かない窓口を導入することで、申請書類の記入の手間を最小限に減らし、ガイドンスに沿った効率的な受付業務が可能となるため、住民には書かない、待たないといったメリットがあるだけでなく、職員にも業務効率化、サービスの平準化が期待できます。

今後、さらなる市民サービスの向上のため、DXによる書かない窓口について、先進自治体などの状況を学ばせていただきながら、導入に向けて検討してまいります。

○副議長（山本 進） 4番小野議員。

○4番（小野幸男） 答弁ありがとうございました。

それで、私も塩竈市のDX推進ビジョン、見させていただきまして、中身見たときに何か市役所に行かなくてもよい、行かなくてもよい手続、市役所を来なくてもいいというオンライン窓口という、こういう視点の取組は分かったんですけども、来庁者によるそういった負担軽減の部分で、こういったことがあまり見受けられなかったものですから、今、書かない窓口が全国的に展開される中で、本市についてもちょっとこの点も力を入れてほしいということで言っておこうと思ひまして、今回、質問をさせていただきました。

この書かない窓口、これはDXというか、デジタルそういったシステムを導入して進めていくということですけども、導入しなくてもというか、関係なく、この書かない窓口というのは、その課、部署にもよりますけれども、市民課で例えたならば、市民課に行くとき記載台があって、そこには複数の申請書の紙があって、書いて出すと身分証明書の確認があってということがあんですけども、申請書を書かなくても身分証明書で職員の方が確認作業はあるとは思いますが、こういったことも、今からでもできるのではないかと思う点もあるわけですけども、各部署、各課、各部署で違うと思ひますが、こういったことを私は考えるわけですけども、そういったところどうお考えでしょうか、お答えください。

○副議長（山本 進） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今、書かない窓口の件が出されました。やはり岩沼市の事例を見ると、今までの待ち時間40分が20分になったという事例があると新聞とかで拝見をしています。

あと、免許証とかを読み込むことによって住所を書かなくていいとか、そういったサービスの手間が省けるといったこともありますので、やはり今、議員からもおっしゃられましたが、やはり我々としては、DX推進の中で今後、このようなものについても真剣に検討していければと考えております。



以上です。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

それで、今、国でも、現在、デジタル庁でこういった書かない窓口のシステム導入に向けて取り組まれていると。間もなく、仕様というか、そういったところも明確になってきて、来年度というか、今年度末か来年度にはそういった導入の部分などもできてくると思うんですけども、こういったときにやっぱり本市においても、導入業務の見極め等が必要となってくるかとは思いますが、こういった負担軽減に向けて、また時間短縮、業務の効率化ということで、しっかりその辺、素早く導入をしていただきたいと思います。この点お伺いをします。

○副議長（山本 進） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） お答えいたします。

今のおっしゃった内容につきましては、令和7年度の共通システムの件に向けて、併せてこういった書かない窓口等々、住民に負担のかからない、また職員に負担のかからないシステムを導入してはという内容かと考えております。

我々としても、先ほど市長また総務部長のほうからお話しあったとおり、先進自治体の状況をまず学ばせていただきながら、こういったシステムについて導入していくことを検討できればと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

国でもシステムも出来上がっていますので、この点、早く導入をしていただければと思います。

それで、あとまたいろいろ手続というと、転入・転出届ということでいろいろあるわけですが、今、全国で引っ越しワンストップサービスということで始まっていて、転出については窓口には来なくてもよくて、オンラインで申請すると転入先に情報がもう全て行っているという、そういったことも全国的にやっているわけですが、これ確認ですけども、本市でもこういったこともうやっているということによろしいでしょうか。

○副議長（山本 進） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） お答えいたします。

本市でもオンライン手続をやってございます。こちらの令和5年2月からオンラインの転出届出及び転入、転居の事前申請可能になったというところでございます。また、今年の3月からは、子育て、介護関係26手続も申請可能となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

国で進めているやつはやっぱり早く取り入れられるんだなと思っております。

それで、もう1点は、お悔みコーナーということで、私も以前質問したんですが、亡くなられた後に遺族の方が手続をしていくという、この点も結構、手続が煩雑していて、もう大変だと。または、めったに行う手続でもないの、本当に分からなくて、面倒で、または窓口を回されてというような、そういった声を聞かれて、令和元年6月定例会で一般質問で遺族の皆様に必要なお亡くなりになった後の手続について、ワンストップで手続ができないかということと質問をいたしました。

検討課題とするという、そういった答弁でしたけれども、このお悔みコーナー窓口の設置について、その後、どういう検討、または、設置の部分で研究されてきたのか、その点をお伺ひしたいと思います。

○副議長（山本 進） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 小野議員には今、ご発言ありましたとおり、令和元年の6月定例会でこのお悔みコーナー窓口の設置についてはご提案をいただいたという経過がございます。

国でも、令和2年5月にお悔みコーナーの設置に関するガイドラインというものをつくり始めたということでございます。それをもとに、各自治体ではその普及を進めているわけですが、なかなか進まない理由が何点かございます。

その中の一つが、必要な手続の情報を集約する端末なんですけれども、それも各自治体ごとのカスタマイズが必要であるという点と、あとは、もう一つ大きい問題としては、1か所でやるわけなので、それを扱える知見のある職員の育成教育、その部分がかなりなかなか進んでなくて、導入が思うように進んでいないという現状があります。

当市においても、まだ検討の過程でありますので、今回の先ほどありましたとおり、窓口業務の改善というのは、我々の第5次行財政改革の中でも一つ大きいテーマに掲げておりますの

で、その中で先ほどのDXの推進と併せまして、さらに検討を深めさせていただきたいと考えています。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

DXが進めば、このお悔やみコーナー窓口というのも緩和されてくると思うんですけども、今、前向きに考えていく答弁だったと思いますけれども、これ予約制とかにして、きちっと前もって決めて、そこに職員の方々が、住民の方が回るんじゃなくて、職員の方がそこ1か所に来て、そこで手続を行っていくような、そういうような方向性もあるのではないかと思います。検討して進めるということですから、この点についてはどう思うか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○副議長（山本 進） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） その件につきましても、先ほど総務部長が申し上げた内閣のマニュアルにおいても、お悔やみコーナーの設置の課題というか、その活路としましてデジタルツールの活用の部分と、あと今、議員がおっしゃった予約制の導入によってワンストップ化、ないしはスムーズ化を進めることができますとありますので、そちら辺、そこをうまく両方活用しながら、ないしは一気にデジタルツールを活用しての導入もあると思うんですけども、そちらも検討過程の中で効率的な取組方を展開していければと考えております。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

今ですと、記載台で悩んでいると職員の方が寄ってきて、きちっと説明して、書き方を教えてくれるという、そういう親切な対応もしていらっやっています、その点は、感謝しているところでございます。

来庁者の負担軽減など業務の効率化、それによって市民サービスの向上ということで、デジタル化DXに関係なく、市民サービスの向上に向けて今後も取り組んでほしいということをお願いして、この質問は終わらせていただきます。

次に、教育行政として、部活動の地域移行について質問をいたします。

公立中学校の休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに委ねる、地域移行が今年度から段階的に進められております。政府の方針では、2025年度までの3年間を改革集中期間と位置づけ、移行を進め、将来は平日の指導も地域に委ねるとしてあります。

部活動の地域移行が求められる背景には、少子化に伴う部員の減少により、学校ごとの部活運営が困難になりつつあるという現状もあります。今回の地域移行は、部活動の在り方を大きく転換するものとなっております、学校や移行先だけではなくて、保護者や行政など関係者が連携を図り、丁寧に進める必要があると考えております。

そこで、本市の令和5年度からスタートを切った部活動の地域移行についての取組と今後の展開についてお伺いをいたします。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） それでは、教育行政についてお答えいたします。

部活動の地域移行に係る本市における取組についてですが、昨年4月から複数校の女子バスケットボール部が合同チームとして活動しており、バスケットボール協会の協力の下、地域の指導者が主体となり休日の活動を行っております。

また、市の体育協会が総合型地域スポーツクラブを立ち上げましたことから、受皿となっただけの団体の皆様と連携しながら、指導者の確保をはじめとする課題の解消に協力いただけるよう、今後、協議を重ねてまいります。

また、地域移行の課題についてですが、指導者への謝金、そして、運営費の確保、活動の受皿となる運営主体、活動場所への移動手段の確保などが課題であると認識しております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

それで、そうすると、本市では、まずバスケットボールをモデルとして今後進めていくという、それでいいのかなと思いましたがけれども、国では3年とは言っていますけれども、どのような展開というか、3年で進めるのか、5年間で充実させていくのか、その辺、本市ではどう考えているのでしょうか。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

達成時期については、実は示されておりませんで、地域の現状によってそれを計画するようということで国からは示されております。

塩竈市といたしましては、学校の現状を踏まえまして、関係の皆様と塩竈市にとって一番い

い方法、子供たちにとって一番いい方法を協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） ありがとうございます。

答弁でもありましたけれども、受皿となる適した民間団体と外部指導者の確保とか、あといろいろ課題になっているのはあるわけですが、そういったときは、またあと学校と地域の担い手との連絡調整の考え方についてはどういうふうになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

現在、協力いただいております民間団体の外部指導者ですが、現在は市の体育協会などに協力をいただいております。

また今後、こういった協議を進めるための準備会、協議会を設置いたしまして、話合いを持っていく予定としております。今年度の早い段階でそれを立ち上げまして、これにつきまして話合いを持っていく予定としております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

学校の先生の長時間労働という、そういった負担の軽減の考え方も持つてのこの地域移行ですけれども、先生方というのは一切関わらないわけですか、その辺をお伺いします。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 教員の中には、こういった地域での活動にぜひ参加して協力したいという教員もありますので、そういった希望する教員に関しましては、兼務という形でそちらの指導に当たるということも考えられます。

現在、1名そういったバスケットボールの女子の指導に1名の教員が関わって指導しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 長時間労働の負担軽減の部分については、先生方のそういった負担軽減に

つながらない部分というのがあるわけですか。それともこういったところに携わった人は、別なところで休暇なり、時間の調整なり、そういったことをやって、この長時間労働的なところを対策は行っていくということによろしいのでしょうか。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

教員の時間外勤務の解消のための一つの策であるということは、議員おっしゃるとおりでございます。地域の活動に指導者として参加したいという教員につきましても、大切なライフワークバランスを取っていくためにも、そういった配慮が必要かと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

それで、これ民間に委ねるとか、そういうことになってくると、今まで費用的な部分かかっていなかったところが、クラブ的になるとどうしてもお金がかかってくる可能性もあると。そういったときのやっぱり困窮者世帯であったり、いろんな問題が出てくると思うんですけども、その点の対策としてはどう考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

非常にここは苦しいところでございますが、基本的に受益者負担の考えとなります。しかしながら、今後これにつきましては検討していく必要があると考えております。

国や県で考えている施策に基づいて、市として何ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） この点は十分にちょっと配慮というか、そういったところを進めていただきたいと思っております。

また、地域の活動に参加を希望する不登校の生徒ということで、こういったことがあるのかどうか、ちょっと分かりませんが、こういったところ、全国的には部活動だけにという事例もございますけれども、こういったところの考え方というのは、どういうことがあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

地域での部活動に参加を希望する不登校の児童生徒への配慮ということでございますが、担任や顧問としっかりと連携しまして、お子さんと、また保護者と相談も交えて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

最後に、教育長に、今いろいろとこまいところもお話はしましたけれども、この地域移行については大変重要なことだと思っておりますが、塩竈市においては、この地域移行について具体的にどのように進めていって、きちとした形にしていくのかということで、その点、今の現在の答えられる範囲でいいと思っておりますので、答弁よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（山本 進） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 地域移行に関しまして、スポーツ庁で最初、ぼんと持ち出して、若干トーンダウンしたところがあって、ほかの市町村もかなり悩んでいる状況でございます。ただ、今回、昨年度から女子バスケが合同チームというか、結局部員数が少なくて合同チームからどうしようとなって、地域の指導者を土日入れてという形で、地域移行に変わったところあるんですけれども、やはり一つ一つの部を見て、やれるところから進めていくのが塩竈市の生徒数減ってきているところの現状かなというところで、今、野球とかサッカーも合同チーム、そして、顧問が交代で出ていくという形で進めていっておりますので、一つ一つ可能な部を議論していって地域移行に変えていく。そこに、塩竈市ですと体育協会とか、そういう民間の協力していただけたところとうまく連携してやっていければいいのかなと考えております。

あとは、指導者への謝金に関しても大きな課題です。国、県、そして市がどのような形でそれを補助していくかということも大きな課題になってくるのかなというところですが、いろいろやっぱり地域によって差があるところが現実でございます。そういうところを、県教育委員会とかスポーツ振興課とか、いろいろ協議しながら議論して、子供たちのためにどうあるべきかということを進めていきたいと考えております。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） よろしくお願ひします。

子供たちが安心して、本当地域での部活動に取り組めるように、丁寧に進めてほしいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、続きましてGIGAスクール構想、1人1台端末の利活用についてということについて質問をさせていただきます。

文部科学省では、GIGAスクール構想に基づき整備された1人1台端末の利活用について調査をいたしました。そこで、地域間、学校で格差が発生しており、さらなる利活用促進取組が求められているということでございます。

そこで、本市の現況と課題についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） GIGAスクール構想1人1台の端末の利用促進における本市の現況と課題についてでございますが、現状といたしましては、令和3年度に1人1台のタブレット端末を整備するとともに、学校の通信環境を整備したところです。

また、国の実証実験への参加を本市では令和4年度から一部教科でデジタル教科書を導入いたしました。また、同じく令和4年度からAI型ドリルを導入いたしました。こちらのAI型ドリルに関しましては、授業でも、また家庭でも積極的に活用してもらっているところがございます。

課題といたしましては、ICT支援員による学校訪問の回数が限られることや、ICTの活用に関する教職員の指導力強化などが挙げられます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

それで、こういったICTの活用について、ほぼ毎日使用している等、調査をしたみたいですが、1人1台の端末、授業で活用している学校ということで、ほぼ毎日ということですが、これ県のやつですね、県では54.22%と。家庭で利用できるようにしている学校ということで15.3%ということですが、ほぼ毎日授業で活用している、家庭で利用できるようにしている。この点、本市ではどうなんでしょうか。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 本市でのICT活用状況についてですが、昨年12月に市内の小・中学校を対象にアンケートを実施いたしました。その結果では、1人1台



の端末を授業で活用している、また、家庭で利用できるようにしているともに100%の回答でした。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

それで、ICT機器を使用している学校の割合で、いろんな項目で調べたみたいですが、自分で調べる場面、これ県で18.5%、教職員と生徒がやり取りする場面14.8%、自分の考えをまとめ発表する表現する場面7.2%、生徒同士がやり取りする場面でも6.8%と、県でいうとこれくらいの数字なんですけど、本市ではこのICTの活用状況というか、そういったところについて伺いをしたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

まず、自分で調べる場面、県は18.5%ということでした。塩竈市は42.9%になります。続きまして、教職員と生徒がやり取りする場面、県は14.8%、本市においては28.6%でございます。続きまして、自分の考えをまとめ発表・表現する場面、県では7.2%、本市といたしましては14.3%でございます。最後に、生徒同士がやり取りする場面、県は6.8%に対して、本市では14.3%ございました。

このアンケート調査をしてから、また、日にちがたっておりますので、この数値よりも高くなっていると考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

このGIGAスクール構想、このICTの学習ですけども、こういった点、今いろいろお話出ましたけれども、こういったところ、プログラミングとかいろんな学年層によって、いろんな取組の発展があると思うんですけども、こういったところでこういったところまでというか、こういったことを学年層に合わせて目指しているのか、その点分かったら教えてほしいんですけども。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

これは、1人1台の端末を使うことが目的とならないように、これを活用して情報収集能力であるとか、活用能力であるとか、そういった力を身につけるためにこの端末を活用しておりますので、各学年に応じて、そして、ICT支援員の指導の下、また研修によって教員が研修を積んで、それを子供たちに還元できるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

今、ICT支援員ということで出ましたけれども、本市では1人の配置となっていると思います。それで、国においては4校に1人の配置基準というのが示されておまして、本市でいうと2人ぐらいの支援員が妥当というか、いいのかなと思っているんですが、この辺の考え方について、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） ICT支援員の配置についてですが、タブレット端末の整備に伴いまして、令和4年度は増えまして2名の配置といたしました。今年度は、もう1名増員いたしまして、3名を配置しております。

ですので、国が目標とする水準は満たしているものの、学校からはもう少し訪問回数を増やしてほしいという要望が寄せられております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） じゃあ、現在3名ということで、それでは先生方のこのICTに対しての技術力というか、そういったものもアップしているということによろしいのでしょうか。その点ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 教員によって得意不得意はございますが、研修を重ねてスキルアップを目指しているところでございます。今年度もそういった研修を予定しておりますので、積極的に参加してもらいまして、レベルアップを図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

それじゃあ、不登校児童生徒への支援ということで、そういった活用というのは本市ではどのように行っていくんでしょうか。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 不登校児童生徒への支援の活用についてですが、学校行事のライブ視聴であるとか、オンラインでの授業参加のほか、A I型ドリルによる、先ほどもご説明させていただきましたが、家庭でもできるA I型ドリルによる自宅学習などで活用しております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

それで、リモートとか、いろんな学習の場面等あると思いますけれども、アカウント等、不登校の子供については、アカウントによって名前、または顔、そういったところの出したくない、名前を知られたくないという方もいるんですけれども、そういったところは一人一人にきちっと確認しながら進めているのか、もうこういったアカウント、本人、誰か分からないような、そういった取組等はやっておられるのか、その点だけお聞きをいたします。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

お子さんの希望がございますので、そのお子さんが自分の名前も顔も公表して、子供たち同士でつながりたいという、そういった希望があれば、公開をしてほかの児童生徒と同じように行いますし、それを控えたいというお子さんに対しては、公表できないようなことを行いまして、実際に授業に参加しているけれども、それはほかの児童生徒は分からないというようなやり方で、実際に授業を行っている生徒がおりますので、そのお子さんや保護者の希望に応じて学校で対応しております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

それはもう、どこの学校も同じスタイルでやっているということによろしいですね。はい、分かりました。

それで、この不登校のところでは最後ですけども、徳島県だと思いましたが、不登校児童生徒等への支援ということで、活用事例集みたいな、カリキュラム的な、心のサポートとか学びのサポートとか、具体的な取組とか、工夫・成果等とか、そういった事例集の取組で、きちんと心のサポートだったり、学びのサポートだったり、そういうことをしっかりと取り組んで、これはいい取組だなと思って、私もちょっと拝見したんですが、本市ではそういったカリキュラムだったり、そういったサポート事例集みたいな、そういったところで各学校で共通意識を持ったそういった取組などというのはどうなっているのでしょうか。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

徳島県のGIGAスクール構想活用事例集は、私も拝見させていただきました、非常に参考になるなと思いつつ拝見いたしましたが、一つ一つよく見てみますと、塩竈市で既に取り組んでいる事例がほとんどでございました。これを校長会、教頭会等でよい取組をどんどん紹介しまして、各学校での取組をまた紹介し合って、塩竈市としてよい取組を相乗効果を生ませながら、取り組んでいきたいと考えております。

こういった徳島県に限らず、ほかの全国のよい取組を、どんどん塩竈市でも取り入れて、参考にできるところからすぐに活用するなど、行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

さらなる学習活動の充実をお願いしますし、誰一人取り残さないこの教育という、そういったところで、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいということで、この質問を終わらせていただきます。

最後に、住宅行政について、市営住宅の環境改善についてお伺いをいたします。

本市の市営住宅の管理戸数は1,094戸、うち350戸については築年数が経過し、老朽化が進んでいると思います。市営住宅の入居を希望している声が多くありますが、ほとんどの方が利便性の高い住宅や築年数の新しい設備が整っている住宅を希望しています。

築年数が経過し老朽化が進む住宅については、入居希望も少なく、空き室も増加している状況からも、居住環境などの質の向上を図るべきと考えています。

そこで、本市でも、修繕や改善事業など、公営住宅等長寿命計画を策定し進められていると

思いますけれども、今後の市営住宅の在り方についてお伺いをいたします。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 今後の市営住宅の在り方についてのお尋ねでございます。

議員前段ご紹介ありましたとおり、本市の今、住宅が1,094戸ストック数ございます。

本市では、公共施設再配置計画を基に、市営住宅の長寿命化計画、これを令和3年3月に策定いたしまして、現在の1,094戸のうち、令和12年度までに玉川住宅の用途廃止をしておりますので、マイナス20戸という形になりますので、全体的には令和12年度までは20引きまして、1,074戸を維持していくという形になります。

また加えまして、これも議員からお話しありましたとおり、そういったいわゆる対処用法的な修繕ではなくて、長い計画期間内で見ても、適切な修繕、あるいは住環境機能の向上などを取り組みながら、快適な住宅を供給してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

ちょっと時間も短くなってきましたので、大きく質問を変えたいと思います。

それで、今の入居者の高齢化、単身の高齢者世帯も多いということで、今、市営住宅に対する要請も多くて、今、民間住宅等を見ても分かるのとおり、市営住宅の場合、ニーズにマッチしていないところが本当に多くなってきているということで、具体的にはバリアフリー化の状況はどうかとか、あとはトイレの洋式化についてはどう考えているのかと。

やっぱり高齢化、そういった入居者が多いところを考えていくなれば、きちっと修繕、改善して快適に住んでいただきたいという気持ちがございますが、この点をお伺いしたいと思います。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

議員ご指摘のように、やはり市営住宅にお住まいの方の高齢化というのが進んでおりまして、住宅全体では44%ぐらいの高齢化率になっているという形です。

お尋ねのありましたバリアフリー化につきましては、まずエレベーターについては、新しいものについては設置しているという形。あとそのほか、桜ヶ丘住宅等には手すりですね、こちらを設置してバリアフリー化を図っていますし、今後は計画的に清水沢、庚塚、東玉川といっ

たところに、玄関、トイレ、浴室に手すりを設置して、利便性向上に努めたいと考えてございます。

あともう一つございました、いわゆる設備の更新の件なんですけれども、それも確かに課題の一つとはなっておるんですが、まず私たちとしては、管理責任を果たす上で躯体をしっかりと、安全性を確保しようという考えが一つです。あともう一つは、市営住宅の場合は設備が利便性が向上しますと、その分、家賃が高くなるという仕組みになってくるんですね。ですので、修繕を手を入れると、家賃の上昇につながるというちょっと悲しい側面もありますので、市として望ましい更新の在り方ですか、こちらを引き続き考えるところではあるんですけれども、低廉な家賃はやっぱり維持するという一つ使命もございますので、そのバランスを考慮しながら今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 今の社会情勢に合わせたものにしていくと家賃に反映させると。それは重々分かっているんですけれども、そんなことばかり言っていられないんじゃないかと。今の古い住宅、古いて築年数が高い住宅で、まだ和式のところも多くあるし、また、中に手すりも設置になっていないところもあるし、そういったバリアフリーもまだ不十分ではないかと思っているわけです。

だから、金額が跳ね上がるとか、そういったところではなくて、こちらとしてはやっぱり相手の身になって、きちっとした形で住んでもらいたいという気持ちが先で、その料金云々というのはあと考えて、入居者に説明するなり何なりきちっとした形取っていけば、理解してもらえる点も出てくるのではないかと思うのですが、その点どう考えますか。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） ご指摘含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

じゃあ検討していただいて、また、お聞きをいたしますので、よろしくお願いをしたいと。近々聞きますので、よろしくお願います。

それで、もう一つは、やっぱり築年数が古い年数だと、風呂釜、浴槽が設置されていないん

ですね。それで、入居するときに、本当に負担になっているんですね、15万円から20万円ぐら  
いかかりますから。低廉な家賃で、やっぱり所得の制限もあって、そういった住宅に困窮して  
ということで、そんな蓄えがあつて市営住宅を望まれるという方は少ないのではないかと。

今、高齢化にもなつて、年金またはいろんな事情で所得が低いという方もいるんですけれど  
も、こういったところは全国でも改善されてきて、浴槽、風呂釜というのはきちつと設置して  
きているんですが、本市ではどういうふうに考えますか。

○副議長（山本 進） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） それでは、お答えいたします。

市営住宅のうち、浴槽、風呂釜のないお部屋について、入居された方、今現在お住まいにな  
っている方については、議員おっしゃるように、個人負担で設置していただいているところ  
でございます。

今後、新たな費用で設置いたしますと、現に自費で設置して入居されている方との公平性を  
欠くということから、今のところ、新たに公費で設置することについては、現在、予定してい  
ないということでございます。

それでなお、先ほど産業建設部長答弁したように、利便性向上すると家賃が上がってしまう  
というような現状でございますので、そういったバランスを今後、考えていかないけなかなと  
思っています。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 何回も言いますが、家賃云々のまず話じゃなくて、きちつと入居す  
る側に立って考えて進めていってほしいんです。いろいろ言いたいこといっぱいあるんですけ  
れども、今、検討ということで2つ出ましたので、それに伴って、今後詰めていきたいと思  
いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、この市営住宅の目的外使用ということで、ちょっと2点ほどちょっと聞いてみたい  
んですが、1点目の錦町東の市営住宅の問題、当局の方も重々聞いてらっしゃると思いき  
れども、この件はもう私も2年以上前、そのときの担当者とお話をしたら、これは預からせて  
ほしいという話だったんですけれども、東住宅に本来であればもう設置して建設するという、  
そういったものも見せられたこともありますし、だから設置するはずだったのに、なんで設置  
されていなかったのか。だから、こういったところを今、住民の方には空いている部屋を使わ

せてくれと、そういった声も出てきていますけれども、そういったところ、目的外使用で対応できるのか、できないのか、その点お伺いします。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

ご指摘ありました錦町東住宅の集会スペースの件ですね。こちらについても、かねてから自治体の皆さんからご要望されておりまして、現在、市では何とか設置できないかということで、今、復興庁の宮城復興局、あとそれと県と今協議を行っておりますので、そういった取組を積み重ねていきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） しっかり取り組んでほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

また、市内で火災が発生いたしました。そこで、市営住宅の一時使用についても、やっぱり制度としてきちっとした形をつくっておかなくてはいけないなということで、実感をいたしました。

そこで、そういった一時使用について、この制度化、京都市の制度がいいとは思いますが、この点、最後、質問を聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。答弁簡潔にお願いします。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

火災などの際に市営住宅を使うに当たって、目的外利用を検討してはどうかというお話です。本市におきましても、各所で火災対応等を検討してございまして、東部としては、やはり火災発生後に速やかに入居できるように二、三戸ぐらいはもう既に修繕して入れる状況にしておこうということは、今、用意しています。ただし、目的外利用でいくのか、あるいは特定入居でいくのかというのはちょっと課題がありまして、目的外で入れますと、やっぱり期限というのが出てきますし、要件を満たさないとまた引っ越しという形になります。ですので、そういったものをちょっと検討中ということと併せまして、民間借家、こちらを活用する仕組みというのでも検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 以上で、小野幸男議員の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は16時10分といたします。



午後4時02分 休憩

---

午後4時10分 再開

○副議長（山本 進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃）（登壇） オール塩竈の会、志子田吉晃です。

本日令和5年6月定例会におきまして、一般質問の機会をお与えいただき、関係者の皆様方に厚く感謝申し上げます。

2019年の選挙以来、今期4年間で10回目の一般質問となりました。議場での私の発言に対し、お付き合いいただき、また、政策に多少なりとも取り入れていただき感謝の念に堪えません。改めて御礼申し上げます。

本日の質問は、市民生活に直結する具体的な質問です。住みやすく、安心できるまちづくりの観点から、ガス体育館改修事業、道路等土木インフラの拡充、防犯カメラ設置助成制度、生活福祉資金貸付、教育ローンの支援策、ごみのリサイクル率の向上、固定資産税及び都市計画税の納期、市職員の人件費について、計8件お伺いいたします。

まず第1点目、ガス体育館改修事業についてお聞きします。

令和5年度の当初予算に塩竈市スポーツ施設整備事業費として1,683万円が計上されていますが、その事業概要についてお聞かせください。また、今年度のガス体育館の改修計画は、どのように展開されているか、計画の進捗状況をお示しください。そして、今後の体育館改修の範囲や事業展開の時期などをお示しできれば幸いです。

質問の2項目、屋上の展望施設開放についてなど、残りの質問は自席にて行います。

市長はじめ当局の皆様方に期待の持てる前向きな答弁をお願いいたします。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 11番志子田吉晃議員の一般質問にお答えを申し上げます。

塩釜ガス体育館改修事業についてのご質問のうち、塩竈市スポーツ施設整備事業費1,683万円の事業概要についてお答えをいたします。

本事業につきましては、温水プールの防災設備更新工事及び地下配管等の工事が主な事業内容となっております。

ご質問の塩釜ガス体育館の大規模改修に係る設計費につきましては、令和4年度に契約を行

い、本年度も引き続き繰越事業として実施しております。

残余の質問の答弁につきましては、担当のほうから答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（山本 進） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） それでは、私のほうから設計費はどこまで進んでいるのか、今後どのような改修をしていくのかについてご質問いただきましたので、ご答弁させていただきます。

まず、設計に関してでございますが、体育館でございますが、竣工から36年経過した建物でございますので、老朽化が進んでございます。このため、現場の確認等に時間を要しましたことから、本年7月ぐらいをめどに完了の予定でございますので、よろしくお願いいたします。

あと、今後の改修につきましてですが、先ほど申し上げましたように、老朽化が進んでいる建物でございますので、まずは外壁や天井、エレベーターの更新などを中心に改修してまいりたいと考えてございますが、市の全体予算の中で調整することが必要となりますことから、計画的に事業を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

私の質問で、ここに書いてある1,683万円ね、今年の体育館のかなと思いましたが、温水プールだと。そして、去年の予算が実行されて、そのときはたしか令和4年度は、施設整備費は1,109万円ということでございましたが、それが設計費として繰り越されている事業ということになるかと思えます。それが7月頃には、その設計費が完了すると。

ですから、いろいろ37年たちましたから、いろんなところが、いろんな意味で体育館内の施設の整備でございます。冷暖房施設の整備もしなくちゃならないだろうし、それから、いろんな構造的に直さなくてないということがあると思えます。その辺のところを具体的に、これからこういうふうになるよというところをお聞かせ願えればなと思うんですけども、まだ設計ですから、何も言いませんということだとどうなんだろうかなあということなので、ちょっと未来が明るく見えるような、こういうふうに、こういうところもみんな直りますよというところ、あくまでも7月終わらないと言えないんだっていうのかもしれませんが、少しその辺のところをご披露していただければと思うんですが、よろしくお願いいたします。

○副議長（山本 進） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） すみません、今、設計の段階でなかなか申し上げにくいところかなり多いということで、前置きさせていただければと思うんですけども、先ほどちょっとお話しさせていただきましたように、37年ぐらいたっているということで、かなり外壁とか、あと防水とか、あと躯体ですか、そういったものがかなり古くなっているということなので、まず現状変更、危険箇所をなくしていきたいというところがまず主なところかなと思っております。

あと、電気設備とか、機械設備なんかにつきましても、耐用年数結構超えているような部分もありますので、こういったものも計画的に更新していきながら、できるだけそういったものが故障したために使えなくなるということのを避けるような形で、そういったものも計画的に直していきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

37年たちましたね。私もその当時、ちょっとだけ工事に携わったことがありまして、その当時はたしか企業名言うとうまくないだろうから、H組とS工務店のJVでした。私はそのところの下請けの下請けの仕事を少しさせていただきましたので、体育館の屋上のほうまで登って、全面的に建物内へ回った経験がございます。37年前、私の年から37引くと、その頃はまだ髪の毛がふさふさと残っている、その状態でございましたことを思い出しました。

そこで、2問目でございます。

ガス体育館、屋上の施設開放についてお聞きします。

公共施設の一般市民への屋上開放は、弘前市役所で花見時期に活用されています。また、藤沢市役所では、屋上とそれ以外のテラス2つ、計3か所が常時開放されています。奈良県庁でも屋上が常時開放されております。塩釜ガス体育館は、以前にも質問させていただきましたが、高台にあるため四方八方が見渡せ、昔からハチボウガオカと言われた場所です。

かつては、先輩議員が展望タワーを造る構想がありました。散歩コースとして観光資源だと思えます。

まず、屋上開放の考え方について、当局のお考えをお聞きします。よろしく願いいたします。

○副議長（山本 進） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） ガス体育館の屋上の展望施設開放についてご質問いただきました。

体育館屋上からは、千賀ノ浦の海や仙台の町並み、また、蔵王山や泉ヶ岳なども一望できるすばらしい眺望がございまして、議員ご指摘のとおり、観光資産として価値が高いことは認識しているところでございます。

しかしながら、現在の体育館の屋上は、管理通路として整備されたものでございまして、現時点では一般の方々に屋上開放するということにつきましては、安全面で課題があるのかなど考えておるため、現状ではかなり困難であると認識してございます。

一方で、屋上展望につきましては、ガス体育館の魅力にもつながると考えますことから、建築家の専門的知見からアドバイスをいただくとか、実現の可能性につきまして研究していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

安全第一で考えなきゃいけないですから、役所で事故起きたのではうまくないですし、市民の安全第一です。分かりますけれども、やっぱりこれからの希望を持てるようなことも必要だと思えます。ブレーキとアクセル両方ないと、そこをハンドルでもって運転しないとうまく運転できないわけです。片方だけでは駄目でございますので、いろんなことで考えていただきたいと思えます。

それで、ほかのところの役所なんかも屋上開放しているところございます。それで、今の答弁ですと、安全面ということでございまして、設計、今回、昨年度の予算でいうと1,109万円の設計費の中では、屋上の開放について追加で設計し直してくださいという、どのくらいの追加予算になるのか、もしお分かりでしたらお願いします。

○副議長（山本 進） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） お答えいたします。

屋上の設計変更につきましてご質問いただきました。

大変申し訳ございません。その部分の設計費用幾らかかるかという部分については、今のところ持ち合わせてございませんので、よろしく願いいたします。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

設計費が高いから上のところは使えませんよというような、そういう考え方もあるかもしれませんが、やっぱりあそこを開放して、みんなに価値を認めてもらうという価値の金額は相当大きいと思います。

どのぐらいかかるかということですが、最初に37年前に建てたときの建築基準で合格しているということは、上がって大丈夫なはずなんです。その数値を基に設計し直せば、ただ数字を入れていだけで計算できるはず。構造計算というんですか、改正建築法20条の構造耐力、限界耐力計算、保有水平耐力計算、この3つを6条の1項5号で適合判定できるように数字だけ、今は実際にいろいろ測ってやるというよりも、コンピューター診断早いですから、こういうものにソフトに入るとぱっと出てくる。そして、人が乗った重力だけでは、ほとんどこの構造物に影響がございません。そういうことで、誤差の範囲という形になるかと思えます。

それと、開放してくださいというのは、周りの塀だけです。そこはもう柱の上ということですから、もしそこが駄目になるくらいの重力をかけるといったら、ちょっと計算できないほどの重さがかからない限り壊れることはない。それは普通に考えれば、そんな構造計算書がどうのこうのと、そういう問題ではないと思えますので、そういうことではないですね。どうやったら開放できるかという方向に進んでいただきたいと思えます。

それから、もし開放していただけるとすれば、外側に取付け階段が必要だと思えますが、それはもしつけるとすれば、今のところ、どのくらいの金額でつけられるか、予想が立ちましたらお願いしたいと思えます。

○副議長（山本 進） 星教育部長、部長、議員の新たな提案ですので、それを踏まえて答弁してください。

○教育委員会教育部長（星 和彦） それでは、お答えいたします。

外側の階段という部分につきましても、先ほど構造計算というお話いただいたかと思うんですが、まず、ちょっと我々建築の専門家ではないということ前置きさせていただきながら、計算が必要かどうかということも含めて確認したいとは思っております。

ただ、階段の部分につきましても、幾らかかるかということ、どこから登らせるかという部分もあるかと思えますので、その部分で費用も変わってくるかと思えますので、そういった部

分で今、持ち合わせてございませんので、申し訳ございませんがよろしくお願いたします。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 今ここで言うてくださいというわけでないので、そのように進めていただきたいと思います。

建物、コンクリートの建物だと人が乗っても大丈夫だと。普通の何ですか、ガレージなんかでも、宣伝に100人乗っても潰れません、壊れませんですか、大丈夫なんですからコンクリートの柱の上のあるところに、それをまだ構造計算やり直すということは、ちょっと普通では考えられないと思います。

あと、それに関連して、もしそういうことで構造計算がどうのこうのということでしたら、もうすぐ花火大会ございますね。魚市場、テラス開放していただいております。人をいっぱい乗せて、そういう場合なんかだと、やっぱり魚市場の場合は、人が乗っかるということで構造計算されていたのかどうか、関連してお聞きしますが、計算したんですか。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

詳細な手持ち資料ないんですけれども、あそこは津波が来たときに避難するデッキということになっていきますので、一定人数は荷重に耐えられるというんですか、避難できるように計算してあるというふうに記憶しています。

以上です。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

もうかかる重圧の単位が全然そういう人間の体重というのは、耐震構造を計算するときの計算の比ではございませんので、それはどこもいちいち人が見学するからって計算していないはずです。

その辺のところを考えると、前向きに進めてもらいたいと思います。そういうことを考えて、開放する方向で前向きにという、私はそういう要望ばかり一方的に言っているんですが、改めて市長にご見解をお願いいたします。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今、ちょっとお話を聞いていて、実はあその場所に体育館が建つ前に、市議会の大先輩があそこに例えば市役所を持ってきたらいいんじゃないかと、ホテルを持つ

てきたらいいんじゃないかという、何十年前のご提案を思い出しておりました。

海から浦戸のほうから船で帰ってくると、体育館の屋根が見えるんですね。ああいった心の癒やしになるような場所というものの再活用の仕方というのは、あってしかるべきだろうと思います。

ですから、体育館のみならず、今お話に出た魚市場のデッキ、あとはマリゲート塩釜の2階、3階部分、あれは僕ら子供のときからあれが、ザ塩竈の景色のような位置づけが僕の中にはあって、そういうものをどうやって次の世代に継承していくか、それは行って感じるものもあるだろうし、見て感じたものもあるだろうし、それをどうやって子供たちに知らせるかというのは、実は隠れた場所にたくさんそういう風景があると思っておりまして、体育館については、僕の記憶だと最初、そういう場所をつくるということで建築したというふうに聞いています。

ですから、そこからどのような形で、もともとそういう場所を予算上でもう削っちゃったのか、どっか途中まではそういう方向性で進んで、途中から変えたのかということ、ちょっと調べさせていただきたい。いろんな人から、いやつくるはずなんだって、つくるはずだということ聞いていたんだけど、つくんなかったんだよなということ言われましたので、そういったことも含めて、少しあの場所についてはものすごくいい場所ですから、体育館で使っていただく、それ以外の付加価値をどうつけていくかというのは非常に重要なご視点だと思っていますので、過去の経緯含めて、少しもう一回調べさせていただいた上で、先ほど申し上げたようなこともチェックしながら、研究というのか、調べ直させていただければと。責任を持って調べてみます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

せつかくの財産です。そういうものをうまく活用できればなと思って質問取り上げました。

こういう改修計画とかは、あるときでないとなかなかできないわけですから、普通の一般のときにそこだけ屋上に階段つけろって言ったって、これはなかなか通らない話だと、私は思います。

それで、今回の大改修に向けて、そのときにこそ、もうこのときに改修しなければ、あとは多分ないでしょう。ですから、ここでつけてほしいという思いがありますので、よろしくお願いいたします。

それで、関連して、今の屋上ですが、屋上の管理について、先ほどは管理通路としてだけ使っていますということでございましたけれども、今の現在の体育館の屋上は、体育協会の管理の範囲なのか、あるいはどこかの業者の管理範囲なのか、市独自の管理範囲なのか、お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。管理をしているかどうか。

○副議長（山本 進） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） お答えいたします。

管理といいますか、確認という作業をいろいろ、例えば雨漏りとかそういった部分については今、体育協会にお願いしている形になっております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 仕様書か何かで決まっていて、屋上は体育協会が管理するという事になっているんですか。それとも、どこかほかのメンテナンス関係は、別に業者が見てやるということなんですか、その辺のところをお聞かせください。

○副議長（山本 進） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） お答えいたします。

常に管理するという話ではなくて、管理通路と先ほど申し上げましたのは、例えば雨漏りとかそういった部分でどうしても確認しに行かなければならないと、そういった場合に通路として通ります、そこから屋根とか、あと壁面とかを確認する、そういったものとして先ほど管理通路と申し上げさせていただいた内容です。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

最近、管理の業務になったというのは、どのようなときに、いつ頃、どういうふうに屋上の管理をされたのでしょうか。

○副議長（山本 進） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） 先ほどちょっとお話しさせていただきました設計ですね、つくる際に我々の担当の職員と、あと設計事務所で現場を見させていただいているという形になっております。

以上でございます。



○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

しつこく聞いているのには理由があるんです。私の自宅は、体育館のすぐ隣でございますので、自宅の庭から体育館のほうを眺めると、屋上に木が生えているんですよ、木ですよ。1年、2年であのぐらいの大きさにはならないですね。ですから、相当体育協会に委託して以来、屋上には誰も登っていないんじゃないかと疑われるような形跡でございます。泥たまって木が、草が、そして木になる。木が育って大きくなる。そういうことですから、そういうところの管理をするにも、今のような階段の壁面をこうやって上るような階段では、管理行き届かないのは当然でございますので、そういう意味でも階段をちゃんとらせん階段なり、そういうものをつけていただきたいと要望をいたします。

それから、設問の3番目、ガス体育館と周辺環境の整備についてということも上げさせてもらっています。ついでにというと変ですけども、体育館だけじゃなくてその周りの整備も必要でないか。というのは、実は体育館の北側、市道のバス停のところ。そこと体育館を結ぶところに、3段ほどの階段がございまして、その階段が斜めになっております。そこで、昨年12月に近所の方が転んでけがをしたと。1人だけじゃないんだということでございます。

ですから、そういう危ないところ、階段だから体育館なのか、道路の建設部の責任なのかという境目でございますので、その辺のところ、階段は改修する予定があるのか、その辺お聞きします。

○副議長（山本 進） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） 今、ご質問ありました道路側からの階段ということでございます。

3段ほどあって、上部のほうが傾いているのを確認してございますので、どのような形で修繕するかというのを検討させていただきながら、修理のほう行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。よろしく願いします。

3人目が転ばないように、うまく早めにやっていただきたいと思います。

それから、その市道のところでございます。バス停の通りね。

ご存じだとは思いますが、37年たつて周りに植えた木も大きくなって、根っこが張って凸凹になっています。一度は何年か前に、工事し直して平らにさせていただいたんですが、また凸凹凸凹と。そして、今現在は、電話ボックスまでが少し引力に反抗するように傾いております。その状態ですから、相当なわけです。

だから、そこは全面的に、これは体育館の今回の改修事業ということですが、隣にある道路ですから、それも併せて改修をお願いしたいと思いますが、その改修の予定なんかは立っているでしょうか。お聞かせください。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

今、議員ご指摘の場所については、私も確認してございまして、やはり木が成長して根っこが張って、ゆがみが電話ボックスまで及んでいるというところは確認してございます。

私どもとしては、今、その木そのものをどう対応しようかという問題と、あと歩道の修復ですね、うまい具合にやるためにどういった形が望ましいのかというのを今検討しているまだ最中でございますので、早急に結論を得て、今後、修繕の在り方を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

今年の補正にでも上げて早く直していただくことを要望いたします。

質問変わります。次の大きな2番目の道路等土木インフラの拡充についてということでございますが、5月30日に火事がございます、権現堂で6棟が火事に遭いました。

それで、ここの権現堂というところは、町全体が袋小路になっていて、入り口1つ、出口1つでございます、必ずそこを通らないと入るも出るもできないということで、緊急時に通じる道路が1か所だけだと危険だと、私は考えています。もう1つ抜ける道路とかあればと思いますので、ここの権現堂、栄町の間市道の新設ができないかお聞きします。その考えを当局はどのように捉えているか、お聞かせください。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

今、質問にありました地区ですね、市道を通しますと、袋小路ということもありますので、権現堂側から県道側ですね、いわゆる塩釜吉岡線というんですかね、のほうに通すのがベスト

だとは考えておるんですが、あいにくあそこは、高低差がありまして、勾配がかなりきつうございます。ですので、道路を造ろうとしても、構造令に規定する勾配をとれない、満足できないということで、多分20%以上の勾配になるので、ちょっと難しいと我々は考えておるところです。

ですので、ただ一方で、やはり議員ご指摘の防災上の問題ございますので、別ルート of 整備も含めて、そういった検討が必要だと認識しているところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 補足をいたします。

火事の当日、朝になってからですけれども、現場にお邪魔したときにお住まいの方から、今、ご指摘いただいたお話を聞かせていただきました。もともと団地ができるときに、この道路は将来通るからと言われて買ったんだということをまず言われました。

でも今、草野部長からもありましたように、新設するということはもしかしてさきにあった話としても、やっぱり現実あそこの当日のお話をお伺いすると、消防が1台しか入れなかったということも聞いておりますし、それでいろいろ今もう実は協議をしておりますが、玉中のプールの横、あそこを緊急的に緊急の車両とか、もしいろいろ上であったときに住民の方々が避難できるような道路の接続については可能じゃないかと今、見ておりまして、ちょっと角度もあるものですから、少し勾配は必要になってきますけれども、通常的に通す道ではなくて、緊急車、もしくは緊急避難路、こういった角度で玉中との接道について、本格的と言うのもおかしいですね、真剣に検討させていただくように、今、学校側とも実はもう既に話しておりますので、そういう方向でのほうが現実的には対応可能なのかなあと考えているので、ご承知おきいただければと思います。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

緊急的に、私が質問したやつではなかなか難しいから、20%勾配だと。でも、20%勾配でもいろいろやり方、立体的なループのつなげるといって造り方も、やる気であればだよ。それから、いっぱい長く通って、土地をいっぱい確保すれば、その20%勾配は解消するわけです。

だから、ただそういうことだから、難しかったので今までできなかったと。だから、今すぐに、佐藤市長にすぐやってと言っても無理なのは分かっています。

だから、長期的にそういうことも考えて、やっぱり緊急的なところも必要ですけれども、最終的には栄町のほうに通すようなものを造らないと、便利なまちづくりにはならないんじゃないですかと。安心できるまちづくりにはならないんじゃないですかということは考えて、長期的な要望として要望してここの分は終わります。

次の道路とインフラの2項目め、伊保石137番・伊保石沢川の護岸改修について。

現在、コンクリートの擁壁や石垣に隙間が出ています。ここのところ、どのようにこれからされるか、護岸改修の計画があるかお聞きします。よろしくお願いします。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） では、お答えします。

ご質問にございました伊保石沢川のところです。私どもも現地確認しまして、一部で目地のずれや亀裂というものが生じているのは確認しているところでございます。

市といたしましては、ここの護岸が隣接するお宅の土留めにもなっているという現状もございまして、まず大規模な改修はちょっと難しいんじゃないかということを考えております。ですので、現時点では確認されている目地のずれ、あるいは亀裂等の補修、こういったものを今後対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

護岸全面改修を要求して、でもそれはできないけれども、修理するというところでございますから、20%ぐらいの回答率でしょうか。ゼロよりは進みまして、少しは安心になりましたので、早々と改修をお願いしたいと思っております。

3点目、聞きます。

私道の貸付金制度を創設、ここに創設というふうに、今ないので創設というふうに質問します。

それで、これは私道の整備なんですけれども、なかなか進まない。この現状については、隣の鎌田議員もしょっちゅう聞いています。なかなか進まないんですね。それで、なぜかというと、いろいろあって、最後はお金の問題だ。補助金の率もあるけれども、補助金の率が3分の2から4分の3にいただきましたけれども、それでも1件当たり10万円超すとなかなか難しいところがございます。

それで、下水道のときにやった水洗化貸付金のような制度を、この私道の整備のときにもそういう基金を創設してできないかということでございますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えいたします。

私道の整備貸付資金の創設というお尋ねです。

今、議員からのご質問にありましたとおり、私道の整備、なかなか進まないという現状もございます。これまで補助制度の見直し等も行ってきたはおるんですけども、私どもとしては、最大のハードルは、やはり地権者の皆さんの全員の承諾を得るとというのがやっぱり大きなハードルになっているということになりますので、まずは、そういったものに対して市として助言したり、専門家をご紹介したりというので、そちらをまず力を入れたいと考えております。

なお、後段にありました資金の貸付けですね。こちらについても、例えば民間の金融機関において、そういうフィットするような融資制度があるのかどうか。あと、あるいは先進地の事例ですね。こちらも併せて研究深めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

そういうことでございますけれども、権利者全員の承諾というか、皆さん承諾してでも進まないのがお金の問題でございますので、そういうときはぜひとも塩竈市でバックアップして進めていただきたいと思います。

次の大きな3番目、防犯カメラ設置助成について、委託料が250万円、助成金60万円という今年度の予算ですが、この事業概要についてお聞かせください。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 防犯カメラ設置助成制度についての概要ということでお答えさせていただきます。

地域社会における犯罪の防止に配慮したまちづくりを推進するため、町内会や地域において、自主的な防犯活動を行っている団体に対して、防犯カメラの設置に係る費用の一部を助成する制度となっております。

令和5年度におきましては、5月末の申請期限までに5つの町内から申請をいただいております。

ます。今後、決定いたしました町内会につきましては、助成金60万円の限度額の中で、大体予定として2町内会を予定してございますが、9月頃に塩釜警察署と市の立会いの下で設置を行っていただく予定でございます。

なお、委託料250万円につきましては、市が塩釜警察署と協議して整備する防犯カメラの設置事業費となっております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

委託料250万円というのは、警察署に対する委託料ということでよろしいでしょうか。もう一回お願いします。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） こちらの委託費250万円は、市が設置したカメラに対して業者に委託設置をお願いして、それを全て管理していただくという事業となっております。決して警察署に委託するものではございませんので、よろしくお願いたします。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 分かりました。

管理してくれるのは、結局モニターということですか。そのモニターの管理は業者だと。

それは1回だけで済むんですか。毎年取られるわけじゃなくて、1回でいいのね。

○副議長（山本 進） 中村市民課長。

○市民生活部市民課長（中村成子） お答えいたします。

ただいまの250万円の委託料につきましては、市の設置するカメラとなります。ただ、塩釜警察署と協議の上で、毎年つけていくということで、平成31年度から進めているものになります。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 中村市民課長。

○市民生活部市民課長（中村成子） お答えいたします。

こちらにつきましては、毎年、計画的に設置の計画をつくって予算化しているものでございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

2つあるみたいですか。

それぞれ今年度の新しい事業なんでございますけれども、防犯カメラ1台当たり大体どのぐらいと考えて、今回の予算つけたか、お聞かせください。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） カメラ1台当たりの上限額30万円と考えてございます。こちらは防犯カメラとして、長期継続使用ができる耐久性や夜間等も鮮明な映像を記録できる性能等を考慮した機器の仕様を定めた上で、各機器代や配線工事等の設置費の総額を積算し、基準となる設置費用を算定しております。その設置費用を基に、設置に要する費用の4分の3を助成、カメラ1台当たりの上限額30万円に設定しているところでございます。

県内では仙台市や岩沼市等が同じ上限額としておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

4分の3だから40万円と見ているんですね、1台。

それで、その条件で40万円のやつを30万円をつけて、その後、管理はどこの誰がすることになるんですか。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） こちらに関しましては、町内会で管理していただくようになってございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 町内会で管理するというんですけれども、町内会長宅で管理するんですか、班長がやるんですか、個人になるんですか。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 町内会で、管理責任者という方を定めていただきまして、管理をしていただくという状況になってございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

管理責任者になった人は大変だと思うんですね。ずっと責任、死ぬまで負いますから。

それで、現実には町内会でそう言われても、こんな高価なものを管理責任者おいてやるって言ったら、なかなか受けてくれないというのが現状だと思います。

それで、2番目の質問なんですけれども、家庭用小型防犯カメラの助成制度新設についてということでお聞きします。

一般的に家庭用だと3万円から6万円ぐらいで配線工事も不要だということで、そうすると、その安いものだと全般的にいっぱい数をつけられるから、そっちのほうが効果的ではないでしょうか。言ってみれば、防災ラジオをいっぱい安く申し込んでもらってやったように、同じように、防犯カメラも3万円ぐらいだとすれば、1件当たり2万円を上限にして、防犯カメラつける人に申し込んでくださいって言ったほうが、すぐにぱつとを普及すると思いますけれども、そのような考えはどのようにお考えかお願いします。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） カメラに関しまして、やはり長期間継続使用できる耐久性と夜間も鮮明な映像記録できる性能というところで、現在、性能面で不安のある家庭用小型防犯カメラについては、助成の対象としておりません。今後、設置する機器の性能基準等について、そういったところが向上した上で塩釜警察署とも協議を行っていくというところで助成の在り方については検討していきたいと考えております。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

いろいろな方法あるので、一応提言させていただきました。

次の4番目の生活福祉資金貸付について、全体的に一時生活支援費・生活再建費・災害援護資金などありますけれども、それぞれの制度の概要をお聞かせいただいて、現在、塩竈市ではどのような状況か、現況をお聞かせください。

○副議長（山本 進） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ご質問に関しましては、生活福祉資金貸付金に係る一時生活支援費、生活再建費、災害援護資金についてでございますが、こちら災害援護資金以外の貸付金に関しましては、生活福祉資金の総合支援資金として社会福祉協議会、こちらのほうが生活困窮者支援のための行っている事業となります。

生活支援費につきましては、再就職、あるいは生活再建までの間に必要な生活費として世帯



構成などに応じて貸し付けられる内容となっております。

一時生活再建費につきましては、生活を再建するために一時的に必要な費用に充てるものとして、60万円を上限に貸し付けられる内容となっております。

対しまして、災害援護資金につきましては、災害被災者支援のための制度でございまして、同一県内に災害救助法の適用された地域の被災者に対しまして、市町村が実施主体となって行うものとなります。被災の程度によって最大350万円の借り受けができる制度となっております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

それで、社会福祉協議会での生活福祉貸付金だからということでございますので、中身のほうは市のほうでは、分かっている範囲でいいんですけれども、どのような利用者がどのぐらいいて、どのぐらい借りていて、どのような返済状況かと、そういうことで借りているけれども返せないという人の割合とか分かりましたら、傾向性、塩竈市でなくてもいいんですけれども、国全体でもいいんですけれども、分かりましたらお聞かせください。

○副議長（山本 進） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちら生活福祉資金の貸付金の状況でございましたが、社会福祉協議会に確認したところ、令和4年度実績分としては貸付相談が145件、実際の貸付件数については4件という状況でございます。

こちらの返済の状況に関しましては、ちょっと情報がないので、ちょっとすみません、ちょっとお答えできない状況でございます。

また、この災害援護資金の貸付状況につきましては、こちら以前の協議会の中でもご報告申し上げているところでございましたが、全体の貸付実績として649件で9億3,617万9,000円の貸付けを行いまして、今現在、返済が3億6,768万2,000円の返済を受けているという状況で、39.27%の返済となっている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

災害援護資金は、返済率が32%ということでございますので、生きているうちに全部返せるかどうか分からないという状況になってきたんじゃないかと思います。

そういうために、そうすると心配で借金残ったままあの世に旅立つということになりかねませんので、その前にいろいろな援助をしていただきたいと思います。2番目の時効援用・自己破産・任意整理・個人再生についての援助ということを書きました。

生活困窮者や自立支援のための相談方法、市の相談窓口についての体制をお聞かせください。

○副議長（山本 進） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちら生活援護資金の返済の状況、こちらについてでございます。

もともと自己破産などの破産手続による免責決定、あるいは、個人再生手続による返済計画が完成された場合などに関しましては、債務整理が完了した後に、災害援護資金の返済額を免除する、できるというような制度になってございます。

ただ、任意整理なんかに関しましては、債務者と債権者の交渉による民事手続でございまして、必ず交渉に応じなければならないということではない状況でございまして、自己破産とは異なって未返済額が必ずしも免除とはならないという取扱いでございまして。

以上です。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 市民のため、応援していただきたいと思います。

時間があと5分しかないので急ぎます。

5番目の教育ローンの支援策についてお聞きします。

これは、教育ローンというのは、借金を背負って卒業して、そして40歳までローン地獄になるので結婚を諦める方が多いということが、結婚できなくて人口減少に結びついているんじゃないかと私は思っていて、人口減少対策としての教育ローン支援についてという項目を書きました。

教育ローンの考え方、市ではどのように捉まえておりますか、お願いします。

○副議長（山本 進） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 借りた本人が返済をするということで考えますと、教育ローンというのは一般的には本当は親のほうで借りてお支払いするケースが多いと思います。ただ、奨学金なんかと同じような制度だと思いますが、借りた本人がやはり返していくと、それが負担にな

っていくというような制度があります。

他の自治体の事例を見ますと、やはり一定の支援をすることによって、一定期間、その市、例えば塩竈市に定住していただくとか、就業していただくというような条件をつけて支援をしているという事例もございます。

なので、そういったものをちょっと調べさせていただいた上で、今後、調査させていただければと考えています。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） よろしく申し上げます。

その定住してもらおうとか、いろいろな条件つけて、そこが若者を塩竈市に引き留めて、そして、結婚できるような状態になって、人口増加に結びつけてもらいたいと思ってお聞きしました。ありがとうございます。そういう政策を進めてください。

それから、6番目、ごみリサイクル率の向上について、産業廃棄物・大型店の資源物のリサイクル率カウントについてということですが、資源物のまずリサイクル率、どのようになっているか。そして、近隣市町村とのリサイクルの比率はどのようになっているか、お聞かせください。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 他自治体のリサイクル率についてでお答えさせていただきます。

令和3年度の県内自治体の平均のリサイクル率は15.7%となっております。一方、本市のリサイクル率は11.8%であり、県内平均を3.9ポイント下回る状況となっております。

以上です。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） その原因を、大型店の資源物のリサイクル率のカウント、このところがあるんじゃないか。あるいは、産業廃棄物としてやっているの、塩竈市のリサイクル率にカウントできない制度になっているんじゃないか、市は。だから、その辺のところを聞いているんです。

それで、もしそういうことであれば、カウントするような方向に行動を取れるかどうかお聞きします。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） リサイクル率につきましては、国の一般廃棄物処理実態調査に

に基づき算定しているものでございます。この本調査におけるリサイクル率は、各自治体が実際に処理を行った資源物の量をもって算定することとされておりますことから、スーパーなどで回収して、本市を通さずに直接処理している資源物は含めることができないというのが現状でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） だから、そこは考え方の違いで、そこをちゃんと市としてはリサイクルしていますよということを報告上げれば、平均の15.7%まで行くんですよ。

だから、そのところは、ほかのところでしているんじゃないですかということなんです。あと、ご検討ください。

時間が少ないので、7番目の固定資産税・都市計画税の納期について。

現在、納付回数4回で、5月、7月、10月、12月になっておりますが、前の健康保険は今現在、12回まで回数増やしてもらいました。その前は6回払いでした。

ですから、そのように何か回数を、固定資産税も回数を増やせないかという質問ですが、いかがお考えでしょうか。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 回数を増やせないかということですが、地方税法では、固定資産税・都市計画税のそれぞれにつきまして、納期は4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においてはこれと異なる納期を定めることができるとされてございます。納付回数は4回と規定されてございます。

本市におきましては、この法のただし書の規定に基づきまして、条例において納期を5月、7月、9月、12月の4回と規定しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいいたします。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

だから、例外規定を援用して、塩竈市で回数を増やしてくださいという要望でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほうが納税率上がるんじゃないかということと、市民も納めやすいですから、ぜひとも検討お願ひしたいと思ひます。要望だけにしておきます。

では、お願ひします、お答えあれば。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） ただし書で書かれているのは、納期の期間だけですので、回数は4回と定められてございますので、地方税法ではそういった解釈になってございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

時間がないので、あとゆっくり考えて、また改めて質問させていただきますが、要望だけ6回とか12回払いにしてほしいなということでございますので、考えてお願いします。

最後の8番目、市職員の人件費について。

職員報酬の25年間の推移についてということでございますが、現状どのような推移、25年前こうだった、現在こうだという総人件費とか、1人当たりの金額、お分かりでしたらお知らせください。

○副議長（山本 進） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 職員の人件費についてお答えいたします。

人件費の推移ですが、まず、一般職員の平均給料についてお答えをいたします。

令和4年度における一般行政職員の平均給料月額は、30万2,738円となっております。

推移を見ますと、ちょっと確認できました22年前の平成13年度では、35万4,400円でした。

この間、職員の平均年齢が上がったことなどによりまして、平成18年度までは増加し、その後は、平均年齢が下がり続けたことによりまして、平均給料も下がり続けております。

また、人件費につきましては、令和3年度決算におけます普通会計の人件費は約37億5,600万円でございます。こちら20年前の平成14年度では、43億6,500万円となりまして、この間の推移を見ますと、決算全体に対する割合では、復興事業等で決算額全体が増減している年度はありますが、平成14年度では21%であったのに対しまして、令和3年度では14%となり減少傾向にあります。職員数の減等が主な理由であると考えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

私のちょっと見立てと大分違うので。

それで、そうすると今の総務人事課長のいうことを聞いていると、職員の1人当たりはみんな

な下がっているんだというふうにしか聞こえないんですよ、公務員が。平均が下がっているというふうに聞こえました、私には。

それで、1人当たりで何ぼ、25年前の時は平均で何ぼだよと、そして今は何ぼだよと言われると比較ができるので、それもし分かりましたらもう一回お願いします。

私の計算では、現在は年収が699万円です。25年前は幾らだったでしょうか。それから、市議会議員は641万円です。人件費としては699万円のほかに、共済費が127万円ありますので、足すと841万円ね。人件費は1人当たりの職員、今、615人の平均の塩竈市の職員の人件費は841万円です、平均。市議会議員は25年前から641万円です。

ですので、その前のやつを正確に1人当たりのところを言っていたかかないと、今、下がったように聞こえましたので、お願いします、もう一遍。

○副議長（山本 進） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） すみません、1人当たりの平均年収というのは、すみません、ちょっと今、持ち合わせてないんですけれども、人事院勧告によりまして、例えば初任給の状況を見ますと、平成13年度におきましては、約17万4,400円ございました。それが、大体平成19年度ぐらいまでは下がり続けております、人勧の影響で。その後、人勧の影響が、今度、プラスの人勧になりまして、現在、令和4年度では18万2,200円ということで、約1万円ぐらいに上がっている状況ですので、1人当たりで見ると上がっているという状況になるかと思えます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 10秒しかないので。

あと、最低賃金は、25年前は602円だったのが、今は883円です、宮城県ね。

だから、大体30%から40%上がっています。これが現況です。

以上、職員の人件費について、質問できましたので終わります。ありがとうございます。

○副議長（山本 進） 以上で、志子田吉晃議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、26日定刻再開したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 進） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、26日定刻再開することに

決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後5時09分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月23日

塩竈市議会議長 阿部 かほる

塩竈市議会副議長 山本 進

塩竈市議会議員 伊藤 博章

塩竈市議会議員 志子田 吉晃

令和 5 年 6 月 26 日（月曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）



### 議事日程 第3号

令和5年6月26日（月曜日）午後1時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

---

#### 出席議員（17名）

1番	阿部眞喜	議員	2番	西村勝男	議員
3番	阿部かほる	議員	4番	小野幸男	議員
5番	菅原善幸	議員	6番	浅野敏江	議員
7番	今野恭一	議員	8番	山本進	議員
9番	伊藤博章	議員	11番	志子田吉晃	議員
12番	鎌田礼二	議員	13番	伊勢由典	議員
14番	小高洋	議員	15番	辻畑めぐみ	議員
16番	曾我ミヨ	議員	17番	土見大介	議員
18番	志賀勝利	議員			

---

#### 欠席議員（1名）

10番 香取嗣雄 議員

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐藤光樹	副 市 長	千葉幸太郎
病院事業管理者	福原賢治	技 監	鈴木昌寿
総務部長	本多裕之	市民生活部長	高橋五智美
福祉子ども未来部長	長峯清文	産業建設部長	草野弘一

上下水道部長	鈴木良夫	市立病院事務部長	鈴木康弘
総務部 危機管理監	佐藤孝文	総務部 政策調整管理監	末永量太
総務部 行財政改革推進 専門監	佐藤一樹	総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星潤一	総務部 政策課長	木皿重之
総務部 財政課長	佐藤涉	総務部 管財契約課長	千葉貴幸
総務部 危機管理課長	目々澤恵一	市民生活部 環境課長	引地洋介
市民生活部 保険年金課長	布施由貴子	福祉子ども未来部 保育課長	佐藤聡志
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山本多佳子	産業建設部 商工観光課長	横田陽子
産業建設部 土木課長	鈴木英仁	市立病院事務部 業務課長	平塚博之
総務部 総務人事課総務係長	石川宏	教育委員会 教育長	吉木修
教育委員会 教育部長	星和彦	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小倉知美
教育委員会教育部 学校教育課長	松崎和佳子	監査委員	福田文弘

---

**事務局出席職員氏名**

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午後1時 開議

○議長（阿部かほる） ただいまから6月定例会3日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の議員は、10番香取嗣雄議員の1名であります。

本日の会議では、過日、策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づきまして、感染防止対策を行っております。なお、発言の際に、マスクを外していただかなくても差し支えありません。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第3号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いを申し上げます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、12番鎌田礼二議員、13番伊勢由典議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（阿部かほる） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

9番伊藤博章議員。

○9番（伊藤博章）（登壇） 創生会の伊藤でございます。ただいま、議長からはマスク外さなくてもいいと言われたんですが、せっかくですので外させていただきます、実はこういう顔をしていましたというのが、最近のどうもご挨拶の一番最初のようにございますので、通告に従いまして、創生会を代表して質問を、行政課題について質問をいたしたいと思っております。市長はじめご当局におかれましては、質問の趣旨をご理解いただきまして、ご回答賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、先週の金曜日には、阿部眞喜議員より、議長時代のことに触れていただきまして、当時ご協力いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

また、久しぶりに港湾の質問も聞かせていただきまして、平成13年に特定重要港湾に移行する際の本市議会での全員協議会で行われた議論を思い出したところでございます。県議会議員さんなんかと、今後、連携を取りながら、しっかりとそういう課題にも取り組んでいかなければいけないということを教えていただきましたことを、はなむけの言葉といたしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、質問に入りたいと思います。

まず、1問目は、市立病院についてでございます。この質問につきましては、開設者として市立病院の在り方をどのように市長がお考えか、お尋ねをしたいと思います。

市立病院は、塩竈市立病院の設置等に関する条例第1条、市民の健康保持に必要な医療及び介護保険事業を提供するため、病院事業を設置する。このことが開設者としての立場になります。一方、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律、公営企業に関わる部分の施行に関する取扱いで、病院事業は、原則として、医療法にいう病院の建設及び運営に関わる事業であるが、主として一般行政上の目的から経営しているものと規定しています。

そこで、お尋ねしたいのは、市長は、塩竈市立病院事業の設置等に関する条例第1条、市民の健康保持に必要な医療及び介護保険事業を提供するため、病院事業を設置する必要があるか、お伺いをいたします。

以降の質問につきましては、自席から行います。ご清聴誠にありがとうございます。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 9番伊藤博章議員の一般質問にお答えを申し上げます。

市立病院についてのご質問のうち、開設者として市立病院の在り方をどのように考えるのかについてお答えを申し上げます。

塩竈市立病院につきましては、市民の皆様安心して暮らしていただくことができるよう、これまでも様々な診療科を設置し、外来及び入院患者の受入れや在宅医療などの医療を提供してきたところでございます。また、保健衛生としては、人間ドックや健康診断に加え、新型コロナワクチン等の予防接種を実施してまいりましたほか、介護事業としては、訪問介護や訪問リハビリ等を提供するなど、市民の健康増進や介護サービス体制の充実に寄与してまいりました。

このような状況を踏まえまして、市立病院の在り方につきましては、まずは、現在実施して

いる診療などについて、引き続きご提供してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） それでは、続きまして、質問を続けたいと思います。

まず、市長から、今、病院については継続して必要だというお答えがあったので、そのように原稿を用意してあって大変助かったところでございますが。

そこで、それを踏まえまして質問したいと思いますが、市立病院が公営企業法の全部適用をしていることから、同法第7条、地方公営企業を経営する地方公共団体に地方公営企業の業務を遂行させるため、執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置くことあり、本市では、市立病院に福原事業管理者を置いています。

開設者と事業管理者は、病院の運営において密接に連携し、協力する必要があります。開設者は、病院の方向性や経営戦略を決定し、事業管理者は、それを実現するために、日々の運営を行います。開設者と事業管理者の間では、意思疎通や情報共有が重要となり、協働で病院の目標達成に向けて取り組むことが必要と考えているのですが、令和4年3月29日付で、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインを添付のとおり策定いたしましたので、本ガイドラインを踏まえ、公立病院の経営強化に取り組んでいただくようお願いします。各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨を周知していただくとともに、適切なお助言をお願いします」という総務省自治財政局長通知があり、本市でも、経営強化プラン策定のための審議会での議論を踏まえ、本年9月には、市長に答申されるようです。

この答申が、先ほども言いました、「開設者は、病院の方向性や経営戦略を決定し」に当たると思いますが、市長のお考えを伺いたい。

○議長（阿部かほる） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） 今、議員、ご指摘のとおり、市立病院で、経営強化プランを審議会で策定中でございます。

この審議会につきましては、市長の諮問機関ということで、市長の諮問を受けまして、最終的には答申を出すという形を取っておりますので、この審議会で議論しております経営強化プランが最終的な市長の判断ということになるかと、病院では考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） それでは、市立病院事業調査審議会が6月8日に開催され、経営強化プランの原案が議論されました。施設整備の方向性については、大規模改修での課題解決が困難と記されており、最後に、自由意見では、委員の方から、市内の病院で病院建設ができる余力があるのは、市立病院だけだ。なので、ぜひ建て替えてほしいという意見が、病院関係者から出ていました。また、事業管理者から、当該業務の執行に関し、病院の施設の老朽化などを理由に、建て替えなどの提案もあり得ると考えます。

病院事業は、主として一般行政上の目的から経営しているものと規定されているわけですから、開設者としての主張は、審議会での意見を踏まえ、持続可能な経営の在り方に対して、塩竈市重点課題検討会議で並行して議論されていることは理解しておりますが、病院の収支改善や塩竈市の財源対策など、開設者と事業管理者の間で意思疎通や情報共有が、現在、どのように行われているのか、ご回答いただければと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） これは、月に何回とか、週に何回とかというレベルで議論をしている話ではございません。その時々で必要があれば、まずは、病院部長がいらっしゃいますので、病院部長を通じて福原事業管理者に、もしくは、福原事業管理者に直接お話しをしなければいけないことについては、わざわざでございますが、おいでをいただいて話しをする。そういったことを総合的に対応させていただいているのが、今のやり方でございます。ですから、その時々の方針とか、答申の中身とか、そういったものは、謙虚にお互いに受け止めつつも、それぞれの立場を尊重しながら、身の丈に合った、もしくは、その時々合った議論のやり取りをさせていただきながら、塩竈市としての最終方向性を決めるというのが、私どもの今の現状でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） それで、お伺いしたいんですが、本市の身の丈に合った病院の在り方、これの部分が、何となく想像は私もつくんですが、ただ、正直言うと、具体的にはどうなんだろうというイメージを持ったときに、身の丈に合ったとなると、病院を全て市町村が持っているわけではありません。先ほども話したとおり、一般会計上の都合で設置しているわけですから、それが今の本市の財政状況を見たときに、どの程度が身の丈に合ったという表現に値するのか。やっぱり、その辺の見通しというのは、今、病院側に伝えているんでしょうか。

そういうコミュニケーションを取りながら、病院側もそこに向かって努力しているということ  
とで理解してよろしいでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） その点につきましては、私が市長に就任した4年前の状況の中では、市立  
病院は建て替えるという市の方向性の中で動かれていらっしゃいました。その当時、福原事  
業管理者もいらっしゃったわけでごさいます、そこから、私が就任をして、まず一旦、立  
ち止まりましょうと。今現在、ほかの事業も併せたことを考えますと、市立病院を優先して  
建て替えることが、果たしてプライオリティーとして高いのかどうかと。その判断が、就任  
した当時には全く読めなかった。それと同時に、いろいろなうわさもあったんですね。どこ  
に建てるとか。そういうようなことも、事実、うわさ話と実態がどうだったのかということ  
を照らし合わせなきゃいけない。それとまた、福原事業管理者とも随分ぶつかりましたけれ  
ども、福原事業管理者からすれば、様々な病院を経営するに当たっての応援していただい  
ている皆様方がいらっしゃる中で、建て替えを前提に進めていた話を、新たな市長になったか  
らとって、こういうような立ち止まるということになったときについての福原事業管理者  
の周辺でのハレーション。もしくは、今までの、その前の市長がお話しになられていた方々  
へのハレーション。また、僕が考える、市立病院をまずは立ち止まって、今後どうするか、  
真剣に議論したい。それは、市全体の様々な事業の中での位置づけ。そういったものを照ら  
し合わせながら、随分、けんけんがくがく議論をし、今なお、それが続いております。

ですから、その時々課題が出たときに、福原事業管理者とはそのようなお話をさせていただ  
きながら、時には、関係する外部の皆様方ともお話を確かめられたり、そういうことを経  
験しながら今に至っているということでございますので、この辺については、福原事業管理  
者とも、そういった状況が出たときに、話をさせていただいているということでございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） どうも今回のこの総務省が出した経営強化プラン策定の部分で、どうも今  
までとフェーズが若干違うなという思いしているんです、出てきた内容が。要は、新型コロ  
ナの感染症拡大による、これからのそういう新しい感染症に対応するような病院の在り方。  
それと、相当、国も、2025年以降の超高齢化社会に対応した、介護を含め、介護の分野での  
病院の在り方。こういったものがどうも中心になりつつあるのかなと思っているんです。そ  
こに急性期医療というのが入ってはくるんでしょうけれども。そうしたときに、今、そうい

うフェーズが変わった中で、病院の強化プランを、今、つくっています。

一方で、これは、日本病院協会、組合だか協会だかというのがあって、その2025年以降を見越した病院の在り方という答申が出されているんですが、その研究レポートを見ると、まず、これは審議会でも福原事業管理者が言っていました、医師の働き方改革によって、残念ながら、現状では、市立病院で夜間の救急の受入れというのは難しくなってくると発言もされていました。それが全国的に広がるんでしょう。

それから、もう1点は、やっぱり人口減少ということで、対象となる患者さんが減ってくる。これは奪い合いになるということかなと思って、僕は見ているんですが、そういう新しいフェーズに入っていったときに、審議委員である民間の先生からもご発言があったように、やっぱりそれぞれ民間も余力がない状況だと思って、僕は見ているんです。それで、そのときに、ふと、私、病院では、大変、このことについてはご指導いただいています日本海病院の栗谷理事長先生から言われたことを思い出したんですが、やっぱり病院も統廃合があるだろうと。実際、日本海病院は、県立と市立病院の統廃合、それから、民間を入れてやっていたわけですが。多分、ここでいくと、公立病院、市立病院と、民間の病院。それからあと、開業医の先生方でも、多分、年齢等のことがあったりして、継続して病院を続けることはできない。経営をしていくことはできない。されども、前の伊藤事業管理者がたまに市立病院に来てお手伝いしているように、ドクターの資格を持っていますと、一生ドクターでお仕事できるわけですから、そういう民間で開業なさっている先生方の力を、医者不足というのはどうしても起きるわけですから、そういうところに活用していただいて、多分、介護の分野に対応いただくということも一つの在り方なのかなと。と思っているんですが、そういうことをやっぱりイメージしながら、開設者は、日々、いろいろな方々とも話をしながら戦略を立てていって、それを事業管理者と話をしながら、実際の現場に落とししていくということが必要なんだと思いますが、その辺のところはどう、将来の話、近未来の話でございますが、市長としてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） もう、伊藤議員がおっしゃる、誠にそのとおりだと思います。ただ、私も考えているのは、やっぱり喫緊で対応しなきゃいけない案件と、やっぱり中長期で考えなきゃいけない案件があります。建物だけ言ったら、もう、一番古いところで昭和34年の建物でございますから、それをどうするかというのは、もう喫緊の課題である。もしくは、お医者さん



をどのように確保していくか。このことについても、東北大学病院、もしくは、新たに出てきた医科薬科病院。こういった、前の院長先生とかとも親しかったものですから、ご指導いただきながら、今の状況について、ご示唆もいただきながら、現在、運営をさせていただいているということがございます。

それと、やはり市立病院ができた当時と今では、人口も大幅に違ってきておりますし、税収も大幅に違ってきている。または、やはり大変厳しいと思っているのは、二市三町の中心地がもはや塩竈市ではないというその現実を、どう我々が受け止めるかということだと思います。二市三町から患者が来ていた市立病院ではもう既にないと、私は理解をしております。塩竈市は80%近く、多賀城市の市民の方々が20%近くおいでいただいています。こういった話を、やっぱり多賀城市に話をさせていただくと、ぜひ応援してやってくれないかなというお話ししても、まあまあ、そのお答えは大変厳しいものでございまして。そういったことを鑑みながら、どのような形に持っていくか、冷静に分析しなきゃいけないと思っております。

ただ、平成18年の病院特例債の活用を踏まえて、7年間で二十数億円だったと思えますけれども、返済をさせていただいて、現在は、単年度ですけれども黒字になった。こういった新型コロナの状況の中で黒字にさせていただいたという、福原事業管理者はじめ病院関係者の皆様方には敬意を表しておりますので、今後、今、伊藤議員がおっしゃられた、例えば、新型コロナを踏まえた感染症対策についても、公立病院として、どの程度そういったものを取り入れたら地域の方々にとって安心な材料になっていくのか。やはりフェーズの変わり方が、最近の速度がもう速過ぎるので、どの程度に合わせて、市ができ得ることで対応していくかということについては、まだまだ議論が必要だろうとは考えているところでございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） ありがとうございます。ぜひ、市長には、分かりやすく市長の考えを伝えてもらって、やっぱりそこは、市長がよくおっしゃる、膝突き合わせて、タブーを設けず議論するということを、お互い冷静に、今もされているんですが、これからもやっぱり議論を深めていただくと。それで、この公立病院をどう生かしながら、これからの、やっぱり、これは、今、世界中が経験したことない人口減少と高齢化、そこに少子化ということに突入していく日本ですから、その経験が、諸外国含めて大変参考になるようなことになるように、ぜひ塩竈市からもそういう発信ができるように、この公立病院の問題は考えていかなければいけないと思っておりますので、このところをお願いして、このことに関しては質問を終わらせていただきました。

と思いますので、福原事業管理者には、ぜひ引き続き頑張っていたきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、高齢者福祉事業及び介護保険事業計画についてお伺いをいたします。

令和5年度で現計画の高齢者福祉事業及び介護保険事業計画が終了することから、令和6年4月から高齢者福祉事業及び第9期介護保険事業計画のスタートに向けて、現在、策定作業だと認識しております。

令和3年4月、改正社会福祉法施行により、地域共生社会を実現するための具体的な方法が示され、市町村は重層的支援体制整備事業を行うことができる旨、規定されました。

具体的には、市町村地域福祉計画を策定するにおいて、盛り込むべき事項、必要的記載事項として、地域的支援体制の整備に関する事項が示されたわけですが、本市としては、次期高齢者福祉事業及び第9期介護保険事業計画の中で、どのように考えて進めようと考えられているのか、お聞かせをください。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 次期の高齢者福祉計画、介護保険計画に係る包括的な支援体制、こちらの考え方でございます。

こちらに関しまして、次期の計画におきまして、これまでの福祉各個別計画、例えば、高齢者、介護、障がい者、子供などのそれぞれの対象者ごとに、それぞれ個別の公的支援の制度設計、計画が策定をなされ、行いながら、事業を進めてきたという状況でございます。

しかしながら、現在でございましたが、課題が複雑化、複合化している状況でございます。属性や世代を超えた相談支援、社会とのつながり、支援、地域づくりの実施体制を構築する重層的支援体制整備事業が求められているということで、国で定められてございます。

本市におきましては、これらの相談の傾向として、様々な問題や課題が重複する複合型の相談が増えている状況。こちらが本市においても顕著となっております。こういった課題に対応していくために、地域福祉計画におきましては、各個別計画を総合的に運用していく必要があると考えてございます。

つきましては、次期の計画につきましては、地域福祉計画の下位計画に位置づけながら、複数あるセーフティーネットの一つとして位置づけながら、運用を行っていきたいと考えてございますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 今、ご説明いただいたとおりだと思います。

では、これは問題にしているわけじゃないんですが、令和4年4月1日現在で、市町村別地域福祉計画の策定状況、宮城県内では塩竈市のみ策定がされていないと。ほかは全部されていると。これは、別に問題にしているわけではないですよ。早い遅い関係ないから。これはとても難しい問題を抱えていまして、市役所全体として、それぞれの専門の担当課が相談受けたことを、市役所の後ろ側でしっかりその担当部署が連携を取りながら、よく教育の現場では、前、相対評価から絶対評価になって、教科担任制なんかできると、1人の子供を複数の教師が評価するという方向に変わっていったかと思うんですけども、それと同じようなことだと思って見ているんです。全ての役所の機能を使って、その相談を受けた方の背後にある問題を解決していかなければいけないというのがこの趣旨ですから、そこまでしないと、今、なかなか、悲しい事故、事件が後を絶ちませんが、そういうことが防止できないような状況になってきているんじゃないかということだとも思います。

そういった意味では、この高齢者福祉計画、それから第9期の介護保険事業計画、これ、今、策定中、これだけではないんですが、たしか、子ども・子育て支援法とか生活困窮者自立支援法に基づく支援になってまいりますので、ほかの全ての今まで福祉として関わってきた部分の制度を一括してやっていかなきゃいけないということになってきますので、ぜひ、今回、今、たしか1年遅れぐらいになるんですかね、この本市の社会福祉計画の策定期間というのは、ですから、せっかくですから、そういうことが一体的に、それとあと、それぞれ審議会を、今、運営しているかと思うんですが、そういう方々にもそのことを説明して、理解をしてもらって、出来上がったときには、塩竈市が一番進んでいるねということになるように頑張ってくださいと思うんですが、ご回答をいただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいま伊藤議員のご指摘があったとおりの状況でございます。今現在、地域福祉計画に関しましては、塩竈市、若干遅れているような状況でございます。ただ、その今後の包括的な支援体制、いわゆる重層的な支援体制の整備を行っていく上で、結局、今、伊藤議員おっしゃられたような、例えば、高齢者を取り巻くところだけではなくて、例えば、ほかの障がいを持つ方、あるいは、子ども・子育てに関する様々な諸施策、あるいは、今、お話あったような生活の困窮者、こういったところに対する支援、こういったものを一体

的に行っていかなければならないというところでございます。

今回のこの包括支援の体制の中でも、目玉としては、相談の体制だけじゃなくて、例えば、行政だけの対応がなかなかもう難しくなっている。それで、地域を巻き込んだ格好でのセーフティーネット、こういったものを何重にも重ねながら、そういった支援者に対する対応を行っていかなければならないということで、各地域ごと独自の取組みたいなものが求められているという状況でございます。

伊藤議員ご指摘のとおり、今、塩竈市を取り巻く、この地域に対して、今、何が必要なのかというところを、もう1回、再度検証を行いながら、そういった一番最適な体制、仕組みづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） ありがとうございます。大変心強い、福祉子ども未来部長のご答弁だったように思ひます。

要は、本市には、地域資源として市立病院がある。公立病院がある。また、一方で、課題として、離島である浦戸諸島があつて、その様な課題を抱えていて、それぞれの法律なり支援の運用では、なかなか応援できない部分があつたりもする。そういったことも含めて、こういった今回の件というのは、複合的に支援することができるんじゃないかと思ひますので、ぜひそういったことを踏まえながら進めていただければと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、第5次塩竈市行財政改革推進計画についてお尋ねをいたします。

まず、令和5年3月に第5次塩竈市行財政改革推進計画がまとめられ、5月に行われた各常任委員会協議会で説明を受けたわけですが、同計画の基本方針について、ご説明をいただきたいと思ひます。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 第5次塩竈市行財政改革推進の中で、3つの基本方針を掲げさせていただいております。

まず、1つ目の効率的で効果的な行政サービスにつきましては、限りある行政資源の最大限の活用、事務事業の見直しや業務改善、あとは、特にデジタル化の推進に取り組んでいくというものでございます。

2つ目の健全、持続的な財政運営につきましては、積極的にまず財源を確保するという中で、限りある財源や人材の適正な配分、配置、あるいは、事務事業の効率的な実施により経費を削減するというものでございます。

3点目の人材の育成と職員の意識改革につきましては、多様化、専門化する行政需要がそういう状況にある中で、社会情勢の変化に対応できる組織の見直し、あるいは、人材の育成をしながら、職員の意識改革を進めるというものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 続きまして、関連して質問させていただきますが、市の広報6月号で、「公民共創」による“人づくり・まちづくり”と題して、本市では、若手職員が民間事業者の方々と協力することを通して、職員の人材育成とまちづくりに取り組んでまいりますと掲載されているのですが、本市では、過去にも、よしこの塩竈やみなと祭をはじめとして、当時の部課長が庁内横断で仲間を集めて、民間事業者の方々と協力しながら自ら取り組んでいたのを見てきているわけですが、広報に掲載された公民共創の取組の人づくり・まちづくりの特徴について教えてください。

○議長（阿部かほる） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 公民共創の取組の人づくり・まちづくりの特徴についてお答えいたします。

公民共創による人づくり・まちづくりは、民間事業者の方々とつながりを構築し、協力してまちづくりができる人材を育成しようとするものでございます。

本研修は、入庁3年目の職員が、まちづくりについてのテーマに基づきまして、民間事業者の方々のご協力をいただきまして、課題解決に向けた一連のプロセスを実地で学ぶことが特徴となっております。特に、民間事業者の方の生の声を聞くことは、多様な人材とのコミュニケーション能力の向上、新たな視点の習得及び問題解決能力の向上につながっていると感じてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 続けて、関連してお伺いします。

先ほどご説明いただいた基本方針の中にもありますが、定員管理とあるわけですね。そこで、

本市の入庁1年目から3年目の職員の離職率を教えてください。

○議長（阿部かほる） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 離職率につきましてでございます。

入庁して3年目までの離職率につきまして、直近で、令和2年度から4年度まで、それぞれ1人ずつとなっております。

各年度の離職者に占める割合は、令和2年度が5.5%、3年度8.3%、4年度が7.7%となっております。また、令和4年度につきましては、採用者数に対する離職率というものは、4.3%ということになってございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） あまり低くはない数字ですよ、普通にいう。民間企業でたしか10%、地方自治体なんかの行政だと3%未満と言われてますから、この辺は高い数字だと思いますが、引き続きちょっとお伺いしたいんですが、2021年度、県内35市町村の職員調べによると、メンタルヘルス、心の健康を損なって、職場を1か月以上離れ、長期病気休暇取得者の職員に占める割合で、本市は県内で2番目に高い結果だったようですが、現在、どのように、今、なっているか、教えてください。休職率。休職率は違うか。メンタルヘルス、心の健康を損なった職員の割合。

○議長（阿部かほる） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） メンタルヘルスによります病気休暇の状況でございます。令和4年度におきましては、18人ということでの実績となっております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） それは、改善されているということで見えていいんですか。年々改善されているという方向で見えていいんですか。

○議長（阿部かほる） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） ここ数年におきましては、15人から20人という数字で推移してきてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） それで、今、ずっと質問させていただいたところなんですが、現場で頑張る職員が、このメンタルヘルスで長期病気休暇取得者の方というのは、ある程度たつと、1回復職しますよね。ただ、その中で、また診断書を出すと、継続して病休扱いという形になっていくのかと思うんですが、定員の、部課ごとのそれぞれの定員管理の在り方が、要は、病気で休んでいる人まで人数に入るわけですよね。だから、定員は充足していますと言われるものの、名前だけはあるけれども、職員は来ていないんですよ。そうすると、どうしても、若い職員たち頑張れ頑張れという話というか、責任感強いですから、一生懸命頑張る職員もいらっしゃるわけです。そうすると、そのときに、そういう方が、じゃあ1回復職しなきゃいけないから来ました、制度上で。でも、1日、2日で、また診断書出して休職に入ると、それを原因に離職されている若い職員も、実際いらっしゃると思うんですよ。

だから、僕は、前から言っているんですが、この休職されている方については、しっかり治していただかなきゃいけないですから、各課の定員とは別にすべきなんです。と私は考えているんですが、その辺のところ、どのようにお考えになられていますか。

○議長（阿部かほる） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 病休者が多い状況については、我々も危惧しているところです。また、その仕事をカバーするほかの職員についても、負担増につながるということで、こちらにつきましては、やっぱり業務改善等に基づきまして、職員の負担軽減を図っていかなくちゃいけないと思ってございます。また、採用の中で、病休・育休などを正職員でカバーできる体制についても、今後、検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） この行財政推進計画の中で、この病休の方を含めた定員割れ、実質的な定員割れが起きている今の状況というのは、多分、含まれていないですよ。それが問題なんですよ。

それから、先ほど、総務人事課長おっしゃったように、要は、何とか充足するという話をするんだけど、そうすると、会計年度任用職員という形というのが一番先に思いつくんですけどもね。ただ、その人たちだって、そんなにそんなに、仕事に対する責任というのを過度に持ってやるわけじゃない。要は、その方々を含めて、しっかりと自分たちのやるべき仕事をコントロールする責任者がちゃんとして、そのお手伝いをいただくというのだったら分かります

よ。今の現状は、もう即戦力なんですもん、だって、その人たち。下手したら、その係なり、そこがね、じゃあ、新しい人が行きました。充足されて、人事異動で入りました。そうしたら、全く経験したことのない、未経験の職員だけの世界になってしまう。これは、不安でしかないですよ。

それからもう1点、市長は、子育て含めて、何だ、子供が産み育てられる環境ということで、女性の活躍社会だの、いろいろなことおっしゃっているわけですが、市役所の職員だってそうですよね。そのときに、女性職員が子供もいて、学校のこともしなきゃいけないとか、いろいろなことがあるんだけど、配属された部署が、土日は出なきゃいけない、何だ、出張はしなきゃいけないという部署だったりとかと、そういう、どうも、どうなんだろう、これ、本当に、そういう職員の働き方改革なりを、働きやすい環境をつくりながら、今、やっているんだろうかと疑問に思うような状況もあるんです。

だから、その辺のところの人事配置なり、定員管理という部分では、この計画の中では、今後、どうやっていくのか、もう1回お聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 定員管理計画におきましては、まず、ちょっと先ほど申しあげましたけれども、病休や育休につきましては、今年度、昨年度、今年度につきまして、一定程度、その代替職員となる正職員を採用していく方向で定めております。そういったものと、あと、業務効率化や、やっぱりアウトソーシングによって人を生み出す、限られた財源の中で人を生み出すことが大切だと思っておりますので、そういうもので定員管理計画というものを立ててございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今の総務人事課長がお話したのにちょっと補足という形で、ご説明させていただきます。

やはり、議員おっしゃるところはもっともな部分があると思います。我々のほうでも、まずは現場をしっかり把握しなければならないというところで、6月から7月にかけては、定数ヒアリングというのを各課長からお話をいただく機会があります。その中でしっかり、その職場で、今の現状、どういう状況なのかを把握させていただきたいというところですよ。

やはり、今までは、会計年度任用職員という形で補充をしてきた部分がございますが、今回



の行財政の第5次計画の中では、やはり必要な部分ですね、もちろん、アウトソーシングを進めながら定数を適正に管理していくことはもちろんですが、必要な部分に関しましては、随時、やっぱり見直して、正規職員で補っていく部分が必要であれば、そういう対応もしていかなければならないということなので、我々としては、職員がまず働きやすい環境をつくっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） これ、多分、採用担当職員なら分かっているんでしょうけれども、もう、今、公務員も、役所も、選ばれる時代になってきているんだと思います。最悪、希望する役所に入れなくても、まあどこか引っかかるよと。それから、そうすると、今度は、本市もやっていますが、中途採用で、本市の場合、技術者の採用かな、年間通してやっていますが、応募はゼロのようです。

一方で、本市は、そうやってちゃんと選ばれる役所を目指していかないと、働く方々から。多分、たしか、やっとな塩竈市で技術者として、ああ、これからこの子活躍してもらえるなと思ったら、ほかの市役所を受けて、そちらのほうに転職して行っちゃったとかね。逆のこと起きなきゃいけないんですよ、今。塩竈市に来ていただくようにならなきゃいけないんです。そのところは十分考えないと、公務員だけがいつでも人が集まるという世界ではないですからね、もうね。これは、危機感を持って今すぐ取り組まないと、アウトソーシングだけでは、残念ながら行政は回りません。それを理解する職員がいて、初めて回っていくわけですから。その辺のところはしっかりやっていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） まさにおっしゃるとおりだと思います。同じ問題意識を実は持っております、正職員の数、例えば、行財政改革の中では、よく減らす方向で動き出します。そうすると、役所の皆さん、真面目なので、そちらの方向にどうしても行きます。その数字だけにとらわれてしまって、じゃあそれを補うのは、結果的には会計年度任用職員だったと。でも、単純に言うと、会計年度任用職員でも、もう準公務員、もしくは公務員に近いレベルの給与体系になったりということで、足りないところを補っていったら、結果的には総数でどうなのですかというのが、僕の率直なやっぱり意識でございました。

実は、これも、最近、もう話しているのは、職員定数を減らすとか、今の人数にまずは固執する必要はないんじゃないのと。今の状態で、先ほどおっしゃっていただいた病欠、僕からは、

ちょっと何人いるとかかは、数字は申し上げられませんけれども、やはり、おっしゃっているとおりなんです。かばい、休まれるとかばわなきゃいけないから、かばっている人が、今度、1.5人分なり2人分の仕事をせざるを得ない。そうすると、また同じような繰り返しになる。これはもう現状ですので、この現状に対して、どう我々が考えて取り組むかは、大きな課題だと認識しておりますので、伊藤議員がおっしゃったような定員管理、これについても、とらわれることなく、まずは、まずは、どこが一番適正なんだということを見定めないと駄目だろうと考えていますので、その辺のところも、よく市役所の中で相談して、皆様方に示せるようになれば……、なれるように考えたいと思います。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） ぜひ、市長の優しい言葉が、職員にかけてもらえると、職員もやる気出るかと思しますので、そこら辺よろしくお願ひしたいところですが。

それで、そういう職員が集まる役所、または、希望が多くなるような役所、それから、職員が働いていて、ああ、いいなと思うような役所を目指すのに、今、行財政推進計画にも自治体DXの推進とか、職員の育成とかとあるわけですから、そういった中で、G7の労働省会議でも、デジタル化、グリーン化による産業構造の変化に対応できる人材育成に向けた学び直しの重要性が確認されているわけです。

今、学び直しとしては、リスキリング、リカレント教育、生涯学習に分類されているわけですが、本市としては、この辺どのように捉えて人材育成を考えているか、お知らせください。

○議長（阿部かほる） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 職員の研修方針につきましては、毎年度、研修実施方針を定めながら、階層別に求められる能力など、職員それぞれに合わせた研修を実施しております。

具体的には、市独自研修におきまして、1つ目といたしまして、職員の実務力向上のための、例えば、文書法令だったり、会計実務、契約実務の3分野を重点項目とした段階的な研修を実施してございます。

また、2つ目といたしまして、管理職等のマネジメント力向上のための研修の強化。

そして、3つ目といたしまして、先ほど申し上げました、3年目のフィールドワークや民間との連携による研修などを実施しております。

また、今年度から、会計年度任用職員におきましても、研修を実施しております。

一人一人の職員にノウハウの蓄積をすることにより、市民サービスの向上や業務の効率化を図ってまいるといところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 自治体DXを進めるためには、どうしても人材が必要です。ただ、我が国では、今、100万人以上、その人材が不足すると言われて、世界中でもそうです。そのためにリスキングということで、今いる人材を何とか学び直ししてもらって、その業務に対応できるような職員に育てようというのが今の流れです。これ、塩竈市も大至急やらなきゃいけないんだと、私は思っています。ですから、そういうことを具体的に提示しながら、ぜひ人材育成やっただけだと思いたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思いたい。

それから、リカレント教育を出した理由は、これ、市長も前言っていましたが、なかなか職員採用の段階で、塩竈市の住民のご子息だけを採用することはできない。これはそうですよね。平等性ありますから。ただそのときに、社会人枠という表現されていました。塩竈市は、リカレント教育で、社会に出た方がリカレント教育で、一回会社辞めて、しっかり学び直して、市役所に入ってこういうことやりたいんだという、そういうことに支援をすることによって、社会人枠というところに、塩竈市も望む、塩竈市に在住する人材の獲得というのができるんじゃないかと思っているんですが、この辺のお考えあるかどうか、お聞かせください。

○議長（阿部かほる） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 専門職につきましては、現在も、中途職、中途……、新卒、既卒の職員の採用を継続的に実施してございます。

技術職につきましては、役所に入ってから、資格が取得できるような助成制度の仕組み、こういったものを活用しながら、専門職の育成に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） 多分、今までやってきたような流れの中では、無理だと思います。

だから、その辺のところ、役所の中も、まだ、体制が固まり切れていない。その理由は、多分、自治体DX、塩竈市のDX版、これだって民間委託したようです。だから、資料があるだけです、多分。この資料に魂が入っていないんだと思うんです、僕から見ると。だって、どこからでも拾えるような言葉が並んでいるだけですもん、これ見る限りは。

だから、もう、そういう状態では、例のマイナンバーカードでも、委員会でも申し上げましたが、ああいうマイナンバーカードなんかでのトラブルが発生したときに、いや、これ、リスクリングを受けて、学び直しをして、しっかりそういう知識を身につけた職員がいれば、不安で来る、もう、それとも、そういういろいろなトラブルに巻き込まれた住民、市民の方がいらしたときも、安心して、笑顔でね、まず落ち着いてもらえるようにお話ができるんだと思うんです。今、多分、来たら、担当者はもう、国からよこされた資料どおりの話しかしないと思いますよ。

それではやっぱり、こういう新しい、社会構造が変わっていくときには、今、最も重要なのは、そういうところについていけない年代の方々、最も一番多くいるわけですから、そういう方々に、どう優しく寄り添いながらやっていくかということが重要だと思うんですが、市長は常々、おじいちゃん、おばあちゃんは大事にしながらと言っているのですね、その辺のところのお考え、ちょっと最後に聞きたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） そのために人材育成があるんだと思っています。国の方針なり、流れがあって、それにすぐ即座に応えられる人材がいれば、それは即座に応えられるんだろうと。ただ、新たなものが出てきたときに、やっぱり、ここ三、四年見ていると、言葉だけが先走ってしまっていて、その後追いで、結局、人材を育てなきゃいけません。目の前に、気づいてみたら、市役所の中にDXを理解している職員が何人いるんですかというのが現状です。そういったものも、気づきながらやっていくしか方法はないんですけども、今、私どもとしても、県に、昨年1年間、職員を派遣し、また今年も継続して派遣をさせていただいています。急ごしらえでも、そのような形で人材を育てていかないと、やはり、そのほかにアウトソーシングも当然あると。同じように、そういったことでやらざるを得ないのが今の現状なので、今の現状を高望みすることなく、気づいたときにそういう対応をその時々でしていくのが今の現状なのかなど、率直にそう思います。

○議長（阿部かほる） 伊藤議員。

○9番（伊藤博章） そうやって与えられた中で、ただ、市長の感性を生かして、ぜひ職員の皆さんにも理解してもらいながら、やっぱり市長が応援すれば、そういう発想を持った職員というのは次から次へと出てくるんでしょうから、そういったことを、市長の話す内容も相手に伝わるように、しっかり分かりやすく説明していただきながら、あと、2期目立候補の表明なき

ったようですので、2期目も頑張ってくださいたいということをお願いしていいんでしょうか。  
申し上げて、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 以上で、伊藤博章議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は14時5分といたします。

午後1時53分 休憩

---

午後2時05分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番小高 洋議員。

○14番（小高 洋）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして一般質問を行います、小高でございます。

改選前、最後の一般質問ということになりました。この間、本市を取り巻く状況を踏まえて、大きく4点についてお伺いを申し上げます。多少項目数ありますので、少々早口になるかも分かりませんが、ぜひお聞き取りのほど、お答えをお願いいたします。

初めに、この4年間の市政の総括と、そして、現状の課題についてお伺いをいたします。

本市を取り巻く状況を振り返ってみますと、少子高齢化の進行であったり、あるいは震災からの復興、そして、この間のコロナ禍、あるいは物価の高騰と、様々状況のある中で、暮らし、あるいは、本市の産業においても、大変な苦しみの中にあるということは、これは言うまでもないことかと思えます。

こういった状況が長期間にわたって続く中で、4年前、特に市長選挙におきましては、まさに市政の刷新が求められたと、こういった結果となったのかなとも受け止めております。

1点目といたしまして、こういった状況を踏まえ、本市の経済、そして、暮らしの動向をどのように捉え、そして、必要な支援を行い、結果、どのようになっていったのかと。あるいは、また、市長が掲げられ進めてこられたこと、あるいは、状況があつてのできなかったこともあったかと思えます。こういったところについて、総括的に伺いをいたします。

2問目以降は、自席から伺いたいと思います。よろしくお伺いをいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 14番小高 洋議員の一般質問にお答えを申し上げます。

4年間の市政の総括と現状の課題について、ご質問をいただきました。

まず、経済と暮らしに対する支援の状況と結果についてでございますが、私が市長に就任して以来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、不安定な世界情勢を背景とした急激な円安の進行や物価高騰などが、市民生活に大きな影響を及ぼしてまいりました。

このような状況の中で、市長として、市民の皆様の暮らしや地域経済を守ることを第一に考え、国の交付金などの財源を市民や事業者の皆様に対して、公平、平等に分配することを基本としながら、各種事業を実施してまいったところでございます。

特に、命を守るための感染症対策の徹底のほか、低所得世帯や高齢者、子育て世帯への重点支援、全世帯を対象とした商品券事業や生活応援券事業の実施、様々な事業を通じての事業者支援など、市民の皆様の暮らしと地域経済の下支えになるよう、努力してきたところでございます。

次に、現状の課題についてでございますが、この4年間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応をはじめ、突発的な事案への対応や、7つの重点課題など、山積している諸課題を洗い出し、その方向性の整理に力を入れてきたところでございます。

これらは、いずれも喫緊の課題であります。事業実施に当たりましては、まだ、その道筋についてお示しできていないことが課題であると考えております。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） ご答弁をいただきました。

確かに、先ほどおっしゃられましたとおり、フェーズの急激な変化というところもある中で、大変ご苦労もあったんだろうと推察をいたすわけであります。

そういった中で、私ども市議団といたしましても、これについては、一貫をして、暮らし、そして、産業界の現状等々踏まえた立場に立って、とにかく声なき声を届けながら、いいものはいいと、一方で、ならぬものはならぬと、生意気なことも申し上げてきたかなとも思っております。

引き続きの課題、様々あるかと思いますが、個別具体の部分については、今回も、この機会いただきまして、後ほど伺いはしたいと思っておりますけれども、これまで、自治体の長という立場をもって市民の皆さんと直接触れ合われる、そういった機会も様々おありになったかなと思っております。

そういった触れ合いの中で、市長をはじめ、職員の皆さんも、まさに目の前にある暮らしと、そして営業の実態に触れ、そして、必要な政策等々を検討され、あるいは、そういった中で、もしかすると、国政あるいは県政、こういったところの矛盾も、ある程度、お感じになられたこともあったのかなとも存じております。

そして、先ほどお答えをいただく中で、現状の課題というところでは、やはり、目の前にある様々な局面への対応というところをまずやってきた中で、本当にやりたかったことといたしますか、そういったところについて、整理をしてこられたと。ただ、そこをどのように実施していくか、その道筋について、まだ道半ばであると、お答えがあったかと思えます。

そうした中で、この4年間というところ、まさに一区切りを迎えるわけなんです、その道筋というところ、いまだ示せていないというお答えあったんですが、繰り返しになるかも分かりませんが、そうであるならば、そういったところについて、道筋をどのように示されて、どのように取り組んでいかれるのかというところについて、お答えをいただければと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） その道筋のスケジュールをつくるのもまだ道半ばということが率直なところでございます。やはり全体を俯瞰しながら、例えば、清掃工場がどういう状況なのか、市役所がどういう状況なのか、市立病院が、もしくは学校のこれからについて、そういったものをしっかりと分析させていただきながら、そのスケジュール感については、やはり丁寧にやっていかないといけないだろうと思っています。あと、一番やはり大事なのは、これからの税収なり、人口の減少度合いなり、そういったものをしっかりと考えた上で事業展開を図っていかなきゃいけないわけでございますので、今を生きる人たちの生活を第一に考えるというのは当たり前だと思いますが、その一方で、これから先、どのような順位づけで、持続可能な塩竈市を目指すための調整だったり、順番だったり、もう、少しでも早くお示しできるようにしないとまずいだろうとも考えておりますので、そう簡単にできる話ではございませんけれども、とにかく全体をまずは俯瞰しないと、個々の案件についてはなかなか議論が、個々をきちんと議論した上で全体を俯瞰したり、全体から見て、その一つ一つの案件がどうだったという、その両方ですね、双方向で、しっかり議論ができるような中身になってから、それが結論ではなくて、議会の皆様方にお示ししたり、市民の方々にお知らせをしたりということ、丁寧に段階を踏んでやっていきたいと考えているのが今でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） ご答弁をいただきました。

直面する、まさに目の前の課題というところについては、当然、そこへの対応というものがまずはあるべきだろうとは、当然、思っております。

そういった中で、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、そういった中で、塩竈市の未来をどのように描いていくかというところについては、急がれる反面、拙速であってもいけないというあたりのところで、非常に難しさがあるというところも、一定理解はするところではあるのですが、そういった中で、私どもも、この間、様々な機会を捉えて議論もさせていただきましたけれども、先ほど、伊藤議員のご質問の中にも色々ありましたが、そういった、塩竈市の未来をいかに描いていくかと、あるいは、目の前の現状の課題、こういったものをどのように解決していくのか。そういったところについては、やはり市長のお考え、あるいは市長の思いと、そういったところをいかに具現化していくかという点を踏まえましても、職員の皆さんについて、例えば、その働き方であったり、そういったところというのも、やはりここは、懸命に考えなければいけないところなんだろうと思っております。

そういった中で、先ほど詳しくご質問、ご質疑ございました行財政改革の推進、この点について、私たちとしましては、これまでも、あるいは討論、あるいは質問、様々な機会の中で、行き過ぎた削減、そして行き過ぎたアウトソーシングというものは、一方で、これは、住民サービスの低下につながりかねないということも申し上げてきたとおりであります。

塩竈市に求められる政策と、あるいは庁内での議論というものは当然あるんですが、その前段として、市民の皆さんや、あるいは産業界の置かれている現状をどのようにしっかりと把握していくのかと。そういったものを把握した上で、いかに政策を立案していくのかというところでは、やはり人の力というものは必要なんだろうとも思います。

そして、一方で、頻発する災害、あるいは、まさにコロナ禍というところもありますが、目の前の課題の対応に当たっても、やはり一定の人の力というのは、どうしてもこれは必要になってくると。

しかしながら、先ほどありましたように、山積する様々な課題に直面をする、こういった中で、体調を崩され、休職される方、退職される方、これがやはり相次ぎ出ているということで、これは、私どもも非常に心配をするものであるわけなんですけど、そういった中で、第5次行財政推進改革のこの計画の中で、こういった職員の皆さんの働き方、全力を出す、その



ために、いかに働き方という中でそこを保障していくような政策、こういったものがこの中に含まれているのかどうか、ちょっと私としては疑問に思っているところもありましたので、その辺についてお考えがあれば、ぜひ伺いたしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） この前の計画、令和4年度までの計画の中では、やはり計画どおり定員を減少するような形のプランをつくってきました。ただ、やはり、突発的な事案が発生してきて、新型コロナをはじめ様々な事案が発生してきました。それで、前回の、前の計画のときには、後半、計画の後半については、計画を見直すではありませんけれども、計画を上回る採用をしたという形で乗り切りながら、あとは会計年度任用職員のお力を借りて、何とかそこを突破してきたという現状でございます。

第5次計画におきましては、やはり会計年度任用職員も、ちょっと別々な管理をしてきたものですから、基本的に、会計年度任用職員と正規職員を1つの管理計画の中で、まず全体定数として把握する中でやらせていただいているというところと、大きいところとしては、視点として、やはり働き方改革に配慮した行財政計画にしていくというところを明記しておりますので、そのような点を、先ほどの病気もありますのでね、現状をしっかり把握させていただきながら、それに見合った配置等を考えていきたいと考えています。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） そういったお答えをいただいたわけです。

ただ、一方で、私自身、数にとらわれているのかどうかというところもあるわけなんですけど、今回、お示しいただいた中身を、多少、目を向けますと、例えば、1つ、令和10年までに129名削減を行うというような中身もございました。正職員12名、あるいは会計年度任用職員の117名を、令和4年度から比較して、さらに減らしていくんだというような、具体的な数字の部分もあったかと思っております。

そういう数字の部分から物事を見たときに、先ほどの市長あるいは部長のお答えというところと比較をして、さらなる現場の疲弊ですとか、あるいは行政力の低下、そして、政策立案能力についても、果たして本当に力を発揮していただけるんだろうかというところでの心配は、やはりこれは強いものがあるわけなんですけど、そのあたり、どのように整理をしたらよろしいでしょうか、伺いたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 今、議員おっしゃられた、計画期間中の129名の会計年度任用職員の削減ということなんですけれども、まず、計画中、その削減の目安といいますか、たどり着くべき数字につきましては、類似団体と比較したときに、その平均値辺りに塩竈市が落ち着くために必要な、まずは数字としての削減するということで、出させていただきます。

今回、その129名という数字が少し大きく見える部分につきましては、この計画期中、保育所の民営化ですとか、あるいは社会教育施設の指定管理制度の中で、ある程度の会計年度任用職員ないしは職員の削減ということも盛り込んでいましたので、そのアウトソーシングが進むことによって大きくなっている部分の一面あります。

ただし、こちら、当然、数字の議論となる中で、職員の負担が過大にならないように、それは事業実施に伴いながら、進行管理しながら、そこも確認させていただきながら、進めていければと考えております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） ということのようなんです、そうなりますと、全て、じゃあ、アウトソーシングに置き換えることで、定数を減らしていくと。じゃあ、置き換えられた先で、しっかりと、市民の皆さんに権利として与えられているもの、権利として持っているもの、こういったものが守られるんだろうかという懸念も、やはりそこには、私たちとしては持たざるを得ないということもあります。

あまり具体の部分に入っていくとまたあれなんです、そういった点で、やはり、今すぐここで一定の転換をということでは、まず、なかったわけなんです、そのときそのときのしっかりと実情に合わせるのと同時に、本来あるべき姿、憲法をはじめとした様々な法体系の中で、守るべきもの、住民の皆さんの暮らし、様々ありますので、そういったところを、まさにプライオリティーとしては最優先に考えていただきたいと。そういった中で、計画の見直し等々、その都度、その実情に踏まえて、しっかりとそのあたり、私どもも見ていきたいなとも思っておりますが、そのあたり、ぜひご配慮いただきながら取り組んでいただきたいということで、まず1つ、冒頭、申し上げておきたいと思っております。

続きまして、教育等の分野における児童生徒・保護者に対する支援についてということで、順繰りとお伺いしていきたいと思っております。

初めに、学校給食費についてお伺いをいたします。

この間、少子高齢化が著しいと、こういった本市において、これまでも、出産育児への支援等、政策提起も行わせていただきましたけれども、長年にわたり、これ、何度かお話しもさせていただきましたが、改めて、12月定例会一般質問においても、学校給食費の無償化というものも提起をさせていただきました。

その中であっては、ご答弁として、近隣市町村においても、全部実施あるいは一部実施される自治体が増えてきた中で、率直に言えば、実施はしたいが、財源にやはり1つ大きな難があるということでのご答弁だったかなと、引き続きの検討課題理由ということであったかなと思っております。

また、自治体間格差になってはいけないということで、本来は国が率先して行うべき事業であり、そこについては引き続き要望していきたいというお答えもあったかなと思います。

ただ、一方で、実際に、そうはいいまして、周辺見ていけば、実際に実施をしていく自治体が増えていくと。こういった状況の中で、塩竈市としてどのようにするのかという点について、市民の皆さんにお示ししていく必要もあるのかなと思っております。

そういった中で、まさに、今、注目されているわけなんです、5月30日付で、塩釜学校給食費の無償化を求める会というところで、市民団体の皆さんから、この短時間で、第1次分の集約として、2,074筆というところの署名をもって、小中学校の給食費の無償化、そして、その財源については、同時に国・県に強く要望してほしいということでの要望書、陳情書が、塩竈市と、そして、この議会にも提出をされたわけであります。

まず、このことについて、どのように受け止められたのか。その点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） 小高議員にお答えいたします。

給食費無償化を要望する署名を市としてどのように受け止めているかということのご質問いただきました。

先ほどご紹介ございましたように、本年5月30日に、塩釜学校給食費の無償化を求める会から、2,074筆のご署名をいただいたということは、重く受け止めさせていただいてございますが、市でこれを行うとした場合、新たな財源といたしまして約1億9,000万円を安定的に確保する必要がございますことから、今すぐ無償化に踏み切るとは困難であると認識してござ

います。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 1億9,000万円、確かに大きな財源であります。そういった状況の中で、周辺自治体としては、一つ、実施に踏み切っているという点が1つ。そして、もう一つは、この要望書の中にもありましたとおり、これまでも当然やってこられた、そのことについてもお聞きをしておりますが、その財源について、しっかりと県あるいは国へと要望していくということも、その要望の中には含まれておったわけではありますが、そのあたりについて、今後、何かアクションがあるということであれば、ぜひお聞かせをいただければと思います。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） 無償化について、国や県に対する要望は行っているのかというご質問いただきました。

昨年度、国に対しましては、宮城県市長会からの要望書を通じて、また、県に対しましては、子育て先進県みやぎの実現に向けた要望といたしまして、それぞれ行っているところでございます。

今年度も、引き続き、市長会を通じまして、国・県へ要望してまいります。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。これまでもやってこられたということについてはお聞きをしておりますが、そういった様々な機会を捉えて、ぜひ要望していただきたいということも併せてお願いをしたいなと思っております。

この間の国政上の国会での議論なんか見ていると、あるところで、この給食費に関して一定の議論が行われていたり、そうかと思えば聞こえなくなってみたりということで、様々、市民の方々も注目して見られているところでもありますので、そのあたりについては、引き続きの検討と、かなうようであれば早急な実施というところも含めて、強く求めて、次に移りたいなと思います。

続きまして、学校空調設備の導入状況についてお伺いをいたします。

この間、普通教室、あるいは特別教室というところも含めて、空調設備いわゆるエアコンの導入というものが進められてまいりました。平均気温の上昇に伴う中で、熱中症というもの

がどんどん増えていくと。こういったのが全国的にも増加する傾向にあったわけですが、そうした中で、こうした空調の整備というものについては、国をはじめ、私どもも求めてきたわけなんです。そういった状況の中で整備が進んできたこと、これは、大変喜ばしいことであるなど思っております。

ただ、一方で、特別教室というところの整備については、なかなか進んでこなかったと言うとあれですけども、入っているところ、入っていないところというのが様々あったかなと思っておりますけれども、現在の導入状況について、まず冒頭、お伺いをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） 学校空調設備に係る特別教室への整備状況について、ご質問いただきました。

令和元年度及び令和2年度にかけまして実施いたしました小中学校空調設備整備事業を通じまして、全ての小中学校の図書室と音楽室に、さらに、全ての中学校の理科室に整備してございます。

そのほかといたしましては、保健室をはじめといたします諸管理室につきましては、小学校では16室、中学校では8室に整備してございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。

ごめんなさい、保健室も含めて16室ということであったんですが、整理をしますと、導入しなければ、しなければというか、導入の予定はあるんだけど、いまだ未完了という部分が残されているという受け止めでよろしいのでしょうか。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 先ほどのご答弁で、小中学校には、図書室、音楽室、全てです。それから、中学校につきましては、理科室、全ての教室に整備をしています。それから、保健室につきましても、小中学校全ての保健室には導入をしているところです。

以上です。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） ということは、いわゆる特別教室というところについても、その整備とい

うところでは、ほぼほぼ完了はしているということでもいいですかね。違う。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 特別教室といいますと、例えば、図工室ですとか美術室、それから、ほかに、家庭科室、技術室などございます。そちらについては、全て整備をされているというところではございませんで、徐々に、学校の要望を聞きながら導入を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。なかなか最初の国の予算のつけ方といいますか、そういったところも踏まえてのお答えだったかなと思っておりますので、そのあたりについては、引き続きのご尽力をお願いをしたいなと思っております。

それで、1点、確認といいますかなんですが、この間、様々な地域ごとで見ますと、転入が多いところなんかではクラスが増えるというような実態があった中で、そうしたところで、クラス数が増えれば、実際に通常使われる教室が増えるということでのエアコンの整備と、そこに若干の遅れがあったということも明らかとなりまして、そういったところについて、本格的な暑さが到来する前に整備をということでお願いをして、整備をしていただいたこともあったかなと思っております。

それで、確認の意味でお聞きをしたいのですが、本年度にあつて、今、まさに暑さが本格化、これからしていくところにはあるんですけども、今年度にあつて、こういった事態があるのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（阿部かほる） 小倉教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（小倉知美） 学級数が増えた場合の対応ということで、ご質問いただきました。

学級編制に伴いまして新たに生じました普通教室ですとか、特別教室を中心に、追加整備を行っております。今年度につきましては、6月中をめどに、学校と整備をする時期を調整しながら、相談をしながら、6月をめどに整備をしているところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。一言で言えば、間に合うということよろしいですかね。

ええ、分かりました。ぜひお願いをしたいと思います。

続きまして、不登校対策とその支援についてということでお伺いをいたします。

本市においても大きな課題となっている、こういった不登校、あるいは児童生徒に対する支援というところについてお伺いをしたいと思います。その要因というものについては、一言では語れない、様々な要因というものがあるんだろうと存じておりますけれども、本市にあつては、その分析、分析といえますか、こういった傾向にあつて、どのような対策、支援を取られておられるのか。校内の取組、あるいは校外における取組等、様々なあるかと思えますけれども、改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） それでは、お答えいたします。

まず、不登校は、取り巻く環境によって、誰にでも起こる可能性がございます。また、多様な要因、そして背景により、結果として不登校状態になっているということでありまして、その行為を問題行動と判断してはならないと捉えております。学校、家庭、社会が不登校児童に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことが重要であります。

本市といたしましては、本市の傾向につきましては、新型コロナによる影響がやはり大きく、全国的にも、学校に登校することができない児童生徒が増えました。令和4年度の不登校出現率ですが、宮城県においては、小学校1.46%、中学校6.1%、本市においては、小学校1.6%、中学校6.4%と、県、市とも、前年度から比べて増加しておりまして、ほぼ同じ出現率となっております。

本市の不登校の対策ですけれども、まずは、教育支援センターコラソンの運営です。今年度は、スーパーバイザーを1名追加配置いたしました。スクールソーシャルワーカーと共に、個に応じた適切な支援を行っております。

また、今年度から、各校のスクールカウンセラーを兼務配置することで、学校以外でも相談できる体制を整えております。

また、各校には、サポートルームを設置しております。このサポートルームとコラソンが十分に連携を図るなど、別室登校が可能な児童生徒の居場所づくりや、心のケアを図っております。

さらに、昨年度から継続して、第三中学校では、学び支援教室、通称ほっとルームと言っておりますが、こちらを設置しておりまして、県費負担職員が加配で配置されております。

子供たちが安心して過ごすことができるよう、学びの場を確保してまいります。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。様々な取組について、今、ご紹介をいただいたところであります。

それで、先ほど、不登校ということで、その要因については、本当に様々な要因があるという中で、その不登校というものについて、これは問題行動と捉えてはいけないということでのお話がありました。

まさにそのとおりで思っております、これまで、イメージというもので不登校を見たときに、1つには、いじめだったりとか、そういった人間関係等の要因だとか、あるいは学業に対する不安、あるいは将来に対する不安というものも、これまであったんだろうと思いますが、そうした中で、学校という一つの社会といいますか、その社会の中で、日常を過ごすに当たっての自分に何かしら求められるものに対しての適応、こういったところの難しさに大きな苦しみを抱えるということで、登校ができなくなっているということも大きくあるのかなと思っております。

それで、必ずしも学校に戻ることがゴールではないということで、この間、全国的にも様々な取組が進められているところではありますが、私としては、それは理想だよと言われるかも分かりませんが、その一人一人の子供たちの特性に合わせて、最適な学びの選択肢といいますか、そういったものをどれだけ準備ができるかというところがあるのかなと思っております。

そして、さらに申し上げさせていただくならば、そういった中で、様々な形の下で学びを進めてきた子供たちが、じゃあ、いざ就職をすると、あるいは進学をすると、社会に羽ばたくに当たって、今度は、その社会の側がそういった子供たちを特別視することなく受け入れて、思い切り一人一人が輝ける社会であるということが、まさに、そういった社会をつくっていくことが求められているんだろうとも、私としては思うわけであります。

そのために市というところで何ができるのかと、あるいは何をすべきなのかというところ、様々な、これも研究段階といいますか、まさにその答えがどこにあるんだろうというような状況かなとも思いますけれども、この間、様々な進められてきた取組の中で、1つには、不登校特例校の設置というものも、今、進められてきているのかなと思っております。自治体にお



いては努力義務ということにもなっているようでありますが、総務教育常任委員会でも、調布市あるいは京都市の取組について視察もさせていただきましたけれども、宮城県内においても、仙台市ですとか白石市、あるいは富谷市というところで、今、設置がされたということでお聞きをしております。

それで、特筆すべきその特徴と申しますか、そういったもの、様々、どういった点なのかなというふうにも見てきたんですが、やはり実態に合わせた教育課程の編成ができるということころは、1つ大きなことかなと思っております、学習指導要領あるいは標準時数というものがある意味では一つの縛りとしてある中で、そこへの適応が難しいということになると、通うことそのものが難しくなってしまう。そういった状況を見たときに、一方で、実態に配慮をした教育課程の編成を行うことができるともなっておりますので、先ほど、コラソンの取組、ご紹介をいただいたわけではありますが、さらに一歩進めていただいて、例えば、こういったもの設置をしていくですとか、そういったところについて、研究あるいはご検討いただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったとおり、研究段階でございます。不登校特認校は、白石市、仙台市など、先進事例がございます。市教育委員会といたしましても、先日、視察を行ってまいりました。現在、本市において特例校を設置していくなどの具体的な考えは、現在は、特でない状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 現状ないということではあるんですけれども、確かに、私どもも、実際、見させていただいて、お聞きをすると、なかなか、認可と申しますか、そういったところについて、これまで前例のない部分の中で、難しさは確かにあるというようなこともあったわけです。

それで、この特例校というものが全ての答えになるとは思わないんですけれども、やはり、様々な学びの選択肢、こういったものをいかに準備していけるかというところで、ぜひここについては研究をした上で、ある程度、前向きに取り組んでほしいなと思っておりますけれども、そのあたり、その今後の部分というところについて、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

先ほど、議員から、コラソンのお話をさせていただきました。現在、コラソンの活用状況が、毎日、10名前後のお子さんが活用しておりまして、コラソンと学校、家庭の連携が強化されてきたことで、子供たちが安心して過ごせる、通えるようになったり、自分のペースで学ぼうとするようになったり、これまで以上の効果が現れているところがございます。新年度から学校へ通えるようになった児童生徒も、複数名おります。

こういった取組も強化しながら、そのほかの様々な学びの場の確保について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。まさに、ある意味では答えのない分野でありますので、ぜひそのあたりについてはご研究をいただきながら、ご検討いただければと思います。

続きまして、塩竈市独自の奨学金制度ということで、ご提案させていただくわけなんですが、まず、その前段として、もし分かればということで結構なんですが、本市における、高校を卒業した後の選択肢といいますか、進学状況といいますか、そういったところ、統計的なものが分かれば、お伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 大学の進学率ということでよろしいでしょうか。すみません、高校までの進学状況は、こちらでは押さえることができるのですが、その先となりますと、こちらで押さえることはできません。すみません。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。

その先、県とかそういったところになっていくんだと思っていましたので、なかなか、市としてというのは難しいのかなと思っておったんですが、一般的にお話をさせていただくと、高校より後の進路として、何らかの形で学びを継続するというケースが大分多く、ほとんどになってきているのかなということで受け止めております。

そうした中で、その実態をお聞きすると、一方で、学費が一定かかるということで、自分が

学びたい分野に進むことは諦めるだとか、あるいは奨学金、保護者の方でいえば教育ローン、こういったところでの返済に卒業後に大変苦しんでおられるケースというのも、これは、ある意味では、社会的にも問題になっているということがあります。

それで、本来であれば、こういったものを未来への投資として、学費を引き下げていくというところについて、例えば、そこを国の責任で行っていく、こういったところもあるべきだろうと思うんですが、一方で、ふるさとならではといたしますか、そういう奨学金制度を設ける自治体もあるようです。宮城県でも、仙台市あるいは松島町、石巻市等々、様々制度を持っているところがありまして、そこについては、無利子貸与型になるんですかね。そういう形でやっているよというお話もお聞きをしてきた一方で、さらに一歩進めて、給付型で奨学金制度を設けている自治体も、今、出てきているということでもあります。学力の基準であったり、あるいは家計の基準であったりだとか、様々基準もあると。一方で、10年間の定住ですとか、あとは、該当自治体での就業等々をもって返済を免除するといったような様々な取組が、今、進められているようでありますけれども、どこが果たしていいのかなど、適切なのかというのは様々あるんだと思うんですが、本市にあっても、ぜひ、学びたい学生を支援していく仕組みというのをつくってほしいなと思うんですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 奨学金制度を設ける考えということですが、現在のところは、本市としてはございません。県や民間団体の制度が活用できるよう、漏れなくしっかりと情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） そうもはっきり言われてしまうと、ちょっとつらいところもあるんですが、一方で、シビックプライドということになるんでしょうかね、自分のふるさとに応援してもらったというような思いの中で、その将来図をどのように描くかということもあるかと思いますので、ぜひ、そこを、引き続き、研究、ご検討いただければなと思いたい、思いたいじゃない、思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次のテーマに移りたいと思います。

医療費助成制度についてということで、まず1点目、子ども医療費助成制度について、実は、

これについては、議会に送っていただいて8年ということになりましたけれども、毎議会、あきれられるほどお話をしてきたかなとも思っておりますが、そういった中で、この10月から、いよいよ所得制限も廃止をされ、完全実施の運びとなったということには、これは、改めて感謝を申し上げながら、そうであるならば、この完全実施に向けた進捗といたしますか、特に制度導入の際には一定の切り替わりが発生するかと思いますので、そのあたりの関係について伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） それでは、10月からの制度改正へ向けた進捗状況をお答えさせていただきます。

子ども医療費助成制度を、10月からの制度改正に向けて、今現在、取り組んでいる状況でございます。市民への周知につきましては、広報しおがまや公式LINE等により周知を行っており、今後も、様々な広報媒体を活用し、制度の周知徹底を行ってまいりたいと思っております。

また、国保連合会や塩釜医師会等を通じて、管内医療機関への周知も行っておりますので、医療機関の協力をいただきながら、事業が円滑に進むように、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。

それで、具体の、先ほど周知というところについてはお話伺ったんですが、これまで受けられてこなかった方が実際にそれを改めて受けるとなった際の手続といたしますか、そういったところで何かあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 助成を受けるためには登録申請が必要となりますので、今まで対象になっていられなかった未登録者の方々に対しましては、6月前に、6月末に、この30日なんですけれども、登録勸奨通知を送付いたします。その後、登録の作業をいたしまして、9月下旬くらいには、未登録から登録いただいた方、全ての方に、受給者証を送付する予定としてございます。

また、出生や転入などにより新たに対象となる方に対しましては、随時、窓口で申請を受け

付けたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。ぜひ遅滞なく実施できるように、取組を求めたいと思います。

それで、一方で、その次のところなんです、障がい者、あるいは母子・父子の医療費助成というところについても、この間、改善を求めてまいりました。それで、前段、この間、コロナ禍等々、様々あった中で、この間のこの助成について、その給付状況といいますか、利用状況といいますか、そういったところについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 障害者医療助成につきましては、令和4年度は、約1,160名の受給者に対しまして1億1,700万円の助成を行っております。また、母子・父子家庭医療費助成につきましては、約1,030名の受給者に対しまして914万円の助成を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。

現状、そういったことであるということなんです、例えば、この間のコロナ禍等々あった中で、そういう突発的な事態を受けて、その受給について増えたとか減ったとかと、そういった現象があったのであれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 布施保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（布施由貴子） コロナ禍等での受診状況の変化ということですが、障害者医療また母子・父子に関しては、コロナ禍という中でも、それほど大きな変化はございませんでした。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。

一定の利用がやはり目の前としてあるよということかなと思うんですが、そういった中で、受給手続に対する困難だとか、あるいは一時的に立替えと言うとあれですが、お支払いをし

なければいけないというような中で、そういった受給される方々の世帯について、そこに困難があったということも、これは事実であるかなと思っております。

それで、これらの助成制度について、償還払いということではなくて、言うならば現物給付と。そして、その導入に時間がかかるということであれば、まず、その前段として、申請手続の要らない自動償還払いをとということで求めてきたわけなんですけど、現状、その検討状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 現物給付や自動償還払いの導入の検討状況でございますが、現物給付は、子ども医療費助成で実施しておりまして、窓口負担なしで受診できる制度でございます。これは、県内市町村からの委任を受けて、県が医療機関と協定を結び、さらに国保連合会と契約を結んで実施しているものでございまして、本市単独で導入するのは難しいと考えております。

また、自動償還払いは、レセプト情報を基に自動的に情報を取り込むため、助成申請の提出が不要となりますので、受給者の負担は軽減されます。ただし、その一方で、本市が自動償還を導入する場合は、対象が国民健康保険と後期高齢者医療に加入している方に限られますほか、新たなシステム改修や、医療費の増加の可能性も考えられますことから、これらの課題を整理した上で、導入の検討を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） そうなんです。検討して、取組を進めなきゃいけないと。確かに、この必要はあるようであります。

それで、いろいろとお聞きをしてみますと、全国の都道府県のうち、全部でなくて一部というところを含めて、制度を導入していない自治体というのは6件しかないそうで、東北では宮城県だけなんだそうです。そういった点につきましては、当然、宮城県についても、実施について、私どもも求めていきますし、市としても、ぜひそういったところ、ご意見上げていただければなと思うんですが。

自動償還、確かに、その対象が限られるということもあるんだろうと思うんですが、なかなか、そのことによって増える実務というものも出てきちゃうかなと思っているんですけども、逆に、デジタル化というのであれば、こういったところについて、ぜひ、今後も、引き

続きご検討いただきながら、実態を踏まえた取組というのを進めていただければなと思って  
おります。

最後、地域の環境整備についてということで、お伺いをしたいなと思います。

まず、1点目ではありますが、これまで何度も、ご対処、対処方お願いをしてきたわけなんです  
が、藤倉二丁目、これ従前から課題となっている歩道の急勾配の部分、これまでお伝えを  
してきました。それで、沿線の方々にお話を改めて伺いますと、冬場の転倒というものも引  
き続きあるということだったんですが、ご家族の方で歩行に困難を抱えるというようなご家  
庭もありまして、まさに一刻も早い解決が求められているなと思っておりますが、その進捗  
についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、担当からお答えします。

今、お尋ねにございました、藤倉二丁目地内における市道藤倉庚塚線の西側の歩道部分です  
ね。こちらは、今、議員おっしゃられたように、道路部分が高くなっておりまして、民地部  
分が低いということで、車道に併設する歩道の断面が急になっているという状況でございま  
す。

市といたしましても、これを改善できないかということで、これまで、現地の測量を実施し  
まして、対策の検討を進めております。ただ、その一方、その原因が、車道部の埋設物があ  
りまして、車道側を、高さを調整するのがちょっと難しいと。一方、歩道のみを平らにとい  
うんですかね、にしようとする、そうすると、隣接します民地側への影響を及ぼしてしま  
うという課題が確認されているところです。

現在のところ、これを抜本的に直していこうという策は、まだ持ち合わせていないという  
ところですが、引き続き、困難は伴いますけれども、改善に向けた対応策、こちらを、  
地域の皆さんのご意見なども伺いながら、検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） そうですね、産業建設部長おっしゃいますとおり、勾配ということで考え  
ますと、民地も含めて考えなければいけない、そういった構造になってしまっているという  
ことであります。そういった点につきましては、ぜひ、建て替えの際にといったことでは、  
いつまでたっても進みませんので、ぜひ、沿線の方々のお話なんかも直接お聞きをしながら、

一刻も早い解決をとということで、引き続き、強く求めておきたいと思います。

最後、私道整備事業というところでお伺いをいたします。

それで、先日、一般質問でも志子田議員からも、一定分、このところについてはお伺いあったわけなんですけど、まず、本市における私道整備の中身といいますか、そういったものと、あと活用状況について、前段、お伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 本市における私道の整備に対する支援につきましては、私道等整備補助金というのがございまして、それが、例えば、市道に認定できる道路については、地権者全体の同意は必要になりますが、4分の3の補助をもって、その整備にお役立ていただくと。あと、あるいは、地元管理するもので、2.7メートル範囲というものについては、2分の1の補助という助成制度を行っているところでございます。

あと、近年、その利用実績については、実績がなかなか少なく、過去に使われたのは、平成30年度に1件、あと、毎年の相談件数が5件から、昨年度は1件という状況になっております。

なお、本市では、そういった状況を見まして、令和2年度から、先ほど申し上げましたように、補助率を引き上げて、利用の促進に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。非常に活用が進まないといいますが、難しい現状があるなということで受け止めております。

それで、本市にあっては、様々、歴史的経過といいますか、そういったものもあった中で、私道の多さという表現がいいんですかね、私道が一定あるということだったり、道の狭さだったりですとか、そういった一方で、生活道路として日常の通行が一定あるよというところも、塩竈市として多いのかなと。

ただ、一方で、私道ということであるがために、なかなか整備が進んでこない。そして、路面だけではなくて、側溝等も含めてなかなか整備が進まないということで、場所によっては、周辺地域の冠水被害等も含めて、そういったことにつながってしまっているという実態もあるかなと受け止めております。

そうした中で、先ほど、産業建設部長から、補助率アップというところでのご紹介もあった



んですが、1つにはその費用負担の問題ということもあるんだろうと思うんですが、一方で、複数の地権者がおられると。また、これが代替わりが進むなどして、合意形成そのものに非常に困難がある場合というものもあると。生活道路であって、その沿線の住民の方が実は地権者ではないというような場合で、一体どうしたらいいんだろうということでの、様々、困難もある中で、なかなか、補助率を上げるということだけでは進んでこない分野もあるなどということで見えておりました。

それで、2点ほど、ご提案といいますか、お願いをしたいんですが、1つには、その合意を形成していくというところに当たって、その合意に至るまでの支援というものができないかなど。求められれば、当然、制度の説明とかというのはやられているんだと思うんですが、ある程度、1つのお宅から、こういったことで困っているんだという相談があった際に、それを解決するためにはどのようにすればいいのかということから行って、市で手を入れていく必要もやはりどこかであるのかなと思っているということと、あともう一つは、かつて本市で行われておった、地域の環境整備事業という名前だったかどうかあれなんですけど、そういう形で、一定の基準を持って整備を促進していくというようなことも、今後、やはりこれは必要なのかなと思っているんですが、そのあたりについて、ちょっとお答えがあればいただければと思います。

○議長（阿部かほる） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、お答えします。

まず、前段にありました、地権者の合意を得るまでの支援はどう考えているかということですが。

議員おっしゃるように、やはり全員の同意が必要というのが原則になりますので、それを代表の方なり相談者が取るんですけども、その際、塩竈市には、そういった似たようなケース、いっぱい相談されたケースがありますので、そのときの対応を含めた助言などをさせていただくというのが1つと、あと、場合によっては、司法書士の専門家をご紹介したり、そういったサポートをしていきたいと考えて、今もやっているというのが1つです。

あと、そのほか、住環境整備というような考え方で、市で整備できないのかというお尋ねかと思えます。

まず、一義的に私有財産になりますので、その所有者のまず維持管理が原則というのは、これはちょっと崩せない原則であると考えています。ただ、やはり生活実態として使われてい

るというのもありますので、それ踏まえての現在の整備要綱ということですから、それを積極的に利用していただくようにとは考えてございます。

ただ、一方、令和3年度に民法が改正になりまして、今、法務省で、所有者不明私道への対応ガイドラインというのを新しく作りまして、今まで全員の同意を必ず必要だった現状変更というんですかね。これが、例えば、持分で、持分の過半数で、例えば、簡易なアスファルト舗装とかというのでもできるようになったんですね、法解釈上。ですので、そういったものに対応できるような、私どもの補助要綱の見直しであるとか、あと、あるいは先進事例なんかもいろいろ考えて、使いやすいものになるように考えたいなと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） いや、難しいですね、やっぱりね。私有財産であるということについての理屈は、私も理解をするところではあるんですが、特に一定通行量のあるところなんかだとか、あるいは、大雨なんか降ったときに、その周辺のお宅も含めて冠水被害ですとか、もう道路歩けないぐらいの冠水しているような状況もありますので、そういったところについて、どのように支援をしていくのかというのは、やはりこれは、早急に何がしか検討しなきゃいけないんだろうと思っております。

先ほど、民法の改正によってというようなお話もありましたので、そのあたりをもって、塩竈市として何ができるんだろうと。あるいは、これまでの考え方から一步進めたときに、どういった施策が打てるだろうというところについて、ぜひ、今後の検討ということも強く求めまして、私からの一般質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 以上で、小高 洋議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時59分 休憩

---

午後3時15分 再開

○副議長（山本 進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番西村勝男議員。

○2番（西村勝男）（登壇） 無所属の会、西村勝男と申します。どうぞよろしくお願ひします。

令和5年度6月定例会、一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。最後の質問になりますので、精いっぱい頑張らせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

では、初めに、安全安心なまちづくりについて。

避難道の整備についてお伺ひします。

市内の危険な避難道路箇所についてお伺ひいたします。

地球温暖化に伴い、台風による大雨や集中豪雨、線状降水帯の発生が懸念される中、日本各地で大規模な地震が発生しております。地域を脅かす水害や土砂災害から暮らしと命を守り、被害を最小限に食い止めるため、市内の危険箇所についての把握はどのようになっているのか、お知らせください。

以降の質問につきましては自席で行いますので、どうぞご回答のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 2番西村勝男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

安全安心なまちづくりといたしまして、避難道の整備についてのご質問のうち、市内の危険な避難道路箇所についてでございますが、本市では、塩竈市地域防災計画において、指定避難所等に向かうための地震・津波避難路線を17ルート指定してございます。このうち、指定避難所に向かう避難道路が11ルート、指定避難所に向かう歩行者避難路が5ルート、津波避難ビルから避難する徒歩避難路が1ルートとなっております。

避難路線のほとんどは市道または県道でありますので、道路管理者により定期的にパトロール等が行われており、万が一危険箇所があった場合には、速やかに関係機関へ連絡を行うとともに、対応に当たっております。

なお、現在、北浜地区から第二小学校に向かう歩行者避難路の一部に危険箇所があり、対応中であるとの報告を受けております。

以上です。

○副議長（山本 進） 2番西村勝男議員。

○2番（西村勝男） ご答弁ありがとうございました。

市長からも、最後のほうで、北浜地区から第二小学校への避難道についてお話がありました。昨年12月に続きまして質問させていただきました。昨年の答弁としては、避難道は、経年劣化や地震の影響で、民間の擁壁が変形していると。擁壁が崩壊した際の事故を未然に防ぐため、注意喚起や通行規制を取らせていただき、安全対策を講じておりますと。土地の所有者に対して、対策工事に対する情報提供や、状況改善に向けた指導、助言をしているところということです。現在の状況についてお知らせください。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、私からお答えいたします。

お尋ねのありました北浜保育園の前の階段のところ。あちらにつきましては、令和4年の3月の地震で、ちょっと擁壁にひびが入っているという状態でございます。

私どもとしては、降雨対応の機会などを捉えまして、数回、現場を確認しているところです。結果、今のところ、擁壁の変化に大きな異常は見られないと認識しております。引き続き、注意喚起、通行規制といった安全対策を継続してまいりたいと考えております。

なお、被害状況についてお話ししております土地の所有者の方については、継続して電話連絡をさせていただきまして、引き続き、対策工事に関する情報提供、あるいは状況改善に向けた指導と助言、こちらを継続しているという状況でございますので、今後も引き続き対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。

実は、昨年の6月に、町内会長の名前で、それを改善してくれということで、市に上げさせていただきました。そうしたら、テープで片側を1車線塞いで、その後、テープがぼろぼろになって足に絡んできたりしたものですから、今度はトラロープにさせていただいたということも分かっております。

ただ、今後、異常な天候被害、天候が変わる場合があります。また、北浜保育園の場合は、東日本大震災のときは70人ぐらいの避難所として生活していましたが、生活道路でもあり、第二小学校への通学路、北浜保育園の送迎の道でもあります。万が一にも、万が一にもですよ、災害時に擁壁が崩壊し、死傷者が出た場合は、行政の不作為の責任が問われる可能性はないのかどうか、ちょっと確認させてください。

○副議長（山本 進） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） それでは、お答えいたします。

基本的に、所有者の方の管理責任が、通常、問われますので、仮に地震等とかで崩壊した場合は、所有者の方に管理責任が伴うこととなっています。ただし、我々としましては、現状こういった状況であるということを、常日頃、数回にわたってお知らせしておりますので、そういった状況については、地権者については存じ上げているかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） はい、分かりました。

ただ、最終的に、行政代執行みたいな形で行政側が対応するという事は、あり得ないのかどうか。実際に、あそこを通る方が2人ぐらい来ますと、下で待っていて、交互通行で、ここ1年暮らしています。それも、学校に行く方、保育園に送り迎えする方、生活道路として。このままで、もし何か災害があった場合には大変だと思うんですが、その辺どうお考えか、お知らせください。

○副議長（山本 進） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） お尋ねのありました行政代執行でございますが、まず、それになる前に、地権者から市にちょっと相談していただき、今後の対応を検討してまいりたいと考えていますので、どうぞよろしく願いします。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） はい、分かりました。なかなか、話が進みませんが、また来年の6月、私がいるかどうか分かりませんが、その定例会でもまたそういう話が出たときに、また同じような状態の場合は、いつまでになったら、いつまででできるのかをちゃんと明記していただかないと、市民は安心して暮らせませんし、あそこ通れませんので、どうぞよろしく願いします。

次に移ります。

北浜緑地・護岸工事についてお伺いします。

事業概要としては、津波・高潮から地域住民を守り、人々が海に親しみながら交流できる憩いの空間を創出するための緑地、護岸の整備を進めるということです。実施自治体は、宮城

県。整備内容は、直壁護岸、親水護岸の整備事業が企画され、工事期間としては、防潮堤、護岸工事は、平成27年度、2015年までにはできるのではということで明記されたような気がします。あと、北浜緑地公園については、平成28年度、2016年度までに完成するとされていましたが、この事業概要でよろしいのでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（山本 進） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 北浜緑地・護岸工事整備事業につきまして、お答えいたします。

こちらの工事につきましては、当初の予定から、大分、工期が遅れてきているという状況がございまして、一番最初の計画から、大分、工期が延びてきてしまっておりまして、今も、今現在も、継続されている段階でございます。

やはり、その途中に、地震などの発生ですとか、あと予期しない軟弱地盤といった状況がありましたので、予定の計画を大幅に遅れてきているということで、県からは説明をいただいております。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） 今、ご説明の中で、地震ということもありました。どのような原因で遅れたのか、設計、施工管理ミス、また、さきの3月の地震災害など、自然災害が本当に原因なのか。その辺お伺いします、もう一度。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、私からお答えします。

北浜緑地公園と護岸整備工事ですね。これが遅れた原因ということですよ。

こちらにつきましては、令和3年の10月に、仙台塩釜港湾事務所が開催した説明会におきまして、その調査結果の報告がなされてございます。それによりますと、設計や管理監督の不備ではなくて、極めて軟弱で不安定な地盤のため、土質の形状や地下水、地形の状況など、多種の要因が重なり、想定し得ない地盤強度の低下等が原因であったという説明がなされてございます。

これを踏まえまして、宮城県は、今、応急対策工等行っておりまして、現在、工事、先ほどご紹介あったものがあります。それで、9月末の完成予定とお伺いしているところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） 分かったと言えないんですけども、事前調査が行き届いていなかったのかというような気がしますが、その辺も含めて新浜地区の地盤も見ていただければ、必ず、マンホールがだんだん上に上がってきて、道路が下がり、建物だけが残ってくるという形が見えていたはずですよ。それが県で分からなかったのかなと思うんですけども、その辺はどうお考えですか。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 議員おっしゃるお話も、私ども、塩竈市に住む者としては共感できるところもあるんですけども、ただ、県におきましても、国立研究開発法人港湾空港技術検査所というところに、科学的な分析を頼んで、依頼して、そういった結果になっているので、基本的には、そういった科学的なエビデンスを信じるしかない、私たちは考えております。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） エビデンス、本当に根拠となるものが正確だったのかという部分がちょっと不安なんですけれども、結局、結果として、結果が全て行政の政策施行なり、あれが問われるはずなんです。しかし、このような状態だと、ちょっと大変かなと思っていて、質問させていただきました。あと確認させていただきましたので、ありがとうございます。

ただ、この遅れによって、塩竈市の損失についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） この遅れによる影響を市としてどう考えているんだというお尋ねと存じます。

確かに、議員ご指摘のように、この工事、当初は令和2年完成予定でしたので、実質3年間遅れたということで、近隣の皆様はじめ、塩竈市としても、もっと早くできていればいろいろな活用ができたのかなとも考えてございますが、あと、県においても、説明会の際に、近隣住民の皆様、あるいは塩竈市に対しても、謝罪の意を表しておられますので、県当局においても、やはりそういった、住民生活に影響があったと認識していると考えているところで

ございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） 塩竈市と地域住民、塩竈市民に対して、申し訳なかったという話はされているということなんですか、今の話。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 県としてはそういった態度を表していると確認してございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） なかなか市民全体、5万2,000人が全てそれは分かっているかという、なかなか難しい部分があります。コロナ禍の中で、やっぱり外を散策して、お年寄りが海岸線を悠々歩きながら、子供たちがドッジボールをしながらとか、ボール遊びをしながら、あの公園を散策しているのを見ながら、あ、ここに住んだら最高じゃないかということで、定住促進にもつながったはずですし、あと、地域の区画整理事業で、仮換地された土地も、やはりもっともっと経済活動には役に立っていたのではないかなと思っております。

その辺も含めて、県だから仕方がないという形なのか、なかなか、それではちょっと、私、納得できなかったものですから、今後、何かの形で、そういう説明を本当に市民の方にしていただいて、今後の町の発展のために何か寄与できるような県の体制を表示できればありがたいんですが、その辺はどう思いますか。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） なかなか難しいお尋ねかと存じます。とはいえ、まずは、9月完成に向けてしっかり工事をしていただくという形で、あと、また、別途、先週も、市長とも一緒に、県に、土木部長に、工事の進捗について要望もしてございますので、まずは、きちりと仕事をしていただくということ。あと、それと、今後も、県当局といろいろ協議する場もありますので、そういった場を活用して、塩竈市としてのスタンス、今、お尋ねありました内容も含めて、お話できればなと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） 分かりました。なかなか、本当に、市民一人一人はそう感じていない部分ありますけれども、近くに住む人間としては、あそこがという思いがいっぱいあります。子



供たちが遊ぶのに、山の上に行ったり、利府に行ったり、いろいろな子供、ボール遊びするのに探しながら歩いている状況なので、できればあそこができて、あと、仙石線の高架からも見えます。そうすると、本当に楽しく遊んでいる姿を見ると、あ、ここに定住というか、移住してみたいなと思うような時期がもう3年ぐらい、4年ぐらい経過してしまっているので、そういうのが本当に、損失としては、すごい塩竈市の損失になるのではないかなと思ったものですから、質問させていただきました。どうぞ、県とも協議していただいて、よりよい塩竈市のために努力していただくように、よろしくお願いします。

次に、3番目、路側帯のカラー化についてお伺いします。

学校周辺の状況について、令和4年度通学路合同点検実施後対策一覧というのがありまして、学校全ての周りの安全対策について、警察、あとどこだ、土木、市の土木、学校、あとその他ということで、4者が検討の内容について協議しているようですけれども、その辺の進捗状況についてお知らせください。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 通学路ですが、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市でも、平成24年8月に、各小学校・中学校通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施して、それ以降、毎年1回、9月頃に、合同で点検をしております。

合同点検の結果、何らかの対策が必要であるものに関しましては、標識の設置やカラー舗装化などの対応をしていただいております。この際、当該年度での対応が困難であるとされたものに関しましては、翌年度に対応していただけるよう要望しております。

この点検結果等は、ホームページで公表しております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） よろしく申し上げます。まだまだ不十分な点が見られるようでございます。市内小中学校全てが見られるやつで。

そこで、ちょっとお伺いしますけれども、路側帯のカラー化についてなんです、学校の教育現場で、交通法規については、どのように子供たちに教えていらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

よろしいですか。普通は、歩行者は右側通行ですと、自転車、自動車は左側通行するのが

基本ですということ、これでよろしいのでしょうか。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 交通安全教室等でも、また、各クラス、集会等でも、交通安全指導はしているところです。右側を歩くということであるとか、細い道に関しましては、難しい道路も、この塩竈市の細い坂道ございますが、右側通行であるとか、自転車は左側通行、そういった基本的なところを、学校の教育現場で指導しているところがございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。

第二小学校で、市長も、あと校長先生も、子供たちをお迎えするときに、左側に路側帯がカラー化してあるんですよ。左側通行してくるんです。帰りは右側になるから、それはいいんですけれども。せめて、学校周辺は、両側をカラー化することがベストではないのかなと思ったものですから、子供たちに教えている割には、えっと思った次第です。あと、月見ヶ丘小学校、あの細い道路ですが、右側、行くときは右側を歩いて、普通に交通法規のとおり歩きますけれども、帰りは左側通行になってしまいます。そういう部分で、道路が狭いところ、あと新浜地区の歩道についても、新浜町交番の裏ですかあそこも片側ちょっと小さくなっているんですけれども、やはり両側につけていただくような施策はできないものか、お伺いしたいんですけれども。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、お答えします。

カラー化について、両側できないのかというお尋ねだと思います。

路側帯のカラー化につきましては、平成25年から取り組んでございまして、先ほどお話にあった点検パトロール等で、大体、必要な路線が3.5キロぐらい市内にあると考えてございます。現在、それを2.5キロぐらいまで整備しているという状況でございます。

その整備している間に、例えば、色が薄くなったり、あと、あるいはニーズが増えてきて、なかなか、私どもとしても、もう対応は苦労しているところではあるんですけれども、まずは、両側をするよりも優先する片側ということで、まず、ご理解いただいて、その交通の状況、あるいはその近隣の形状ですね、物理的な問題もあると思いますので、どうぞご理解い

ただければと思います。まずは、片側のカラー舗装化を推進していきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） できない理由が、ちょっと、私、理解できないんですが、両側にあることによって、視覚に訴え、運転手が危険を感じるというか、子供の飛び出しがあるんじゃないかという意識があれば、速度戻しますし、一番効率が高いのかなと思っていました。あと、中央線がないために、どうしても片側に寄ってしまう可能性もありますから、ちょっと本当に真ん中走っててもらわなくてない。

あと、月見ヶ丘小学校ですけれども、その手前の白菊町から大日向に向かう道路も、何もついていないという状況があります。高齢者も子供たちも中学生も通る場所なんですけれども、ああいう場所も、中央線がないために、本当にカーブのすれすれ通ると、もう端っこに車来たりするので、そういう部分も含めて、両側に路側帯のカラー化を目指してやっていくということは考えられないのか、予算の規模でできないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 予算のお話は、正直、あまりしたくないんですけれども、やはりこれ、交通安全対策という、反則金を財源にした事業ということもありますので、それも限りがあるという形です。あと、必要性については私どもも認識してございますので、現場確認しながら、なるべく対応できるように検討していきたいと思います。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） よろしくお願ひします。子供たちに、法規がそのとき時々で変わるようでは、なかなか体にしみついて覚えようとはしなくなってきましたので、第二小学校の子供たちも、帰りは、もう道路いっぱいになって梅宮神社のほうに上がっていくような子供もいらっしやいます。やはりきちっと分けておくといいのかなと思ったものですから、両側につけるような、最終的に努力をしていただいて、子供の安心・安全といいますか、本当にそういうものを主として考えていただいて、次に全てのものを考えていってほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、ごみ処理事業について確認させてください。

事業主体としてどのようにお考えなのか、お知らせください。

塩竈市単独で建設されるのか、東部衛生処理組合への加入なのか、その辺の基本的な考え方の一番の基になるものはどうなっているのか、お聞かせください。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） ごみ処理事業の事業主体についての考え方ということで、ご質問ございました。

ごみ処理施設の整備に関しましては、施設の方向性を定める廃棄物処理施設整備基本構想の策定を、今現在、取り組んでいるところでございます。

本市の主なごみ処理施設のうち、特に老朽化が著しい清掃工場につきましては、今後の安定したごみ処理に支障を来すおそれがあることから、まず、市単独で整備する方針としたものでございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。

次に、ごみ処理方法についてはどのように考えているのか。今までどおり、燃焼といたしますか、直接燃焼方式なのか、廃棄物をごみ発電に向けて使っていくのか。あと、減量化されてつくっていくのか、それで、いろいろ、もろもろ、今、やり方がありますが、中心的な考え方としてどうなっているのか、ちょっと教えてください。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） ごみ処理方法の考え方につきましては、現在、庁内組織の廃棄物処理施設等整備検討委員会で整理しているところでございます。

コスト面や環境への配慮なども含め、それぞれのメリット、デメリット等を十分に勘案しながら、本市にとって最適な処理方式を定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） まだ決まっていないということではよろしいんですか。ただ、いつまで決める予定であるのかだけ教えてください。どうしても、その評価ができないんですよ。いつまでにやるから待っていてくれというんだったら、頑張っている姿を見ても、ああ頑張ってく

下さいと言いますけれども、ずっと頑張っている姿だけ見せていただいても、なかなか評価と申しますか、次に、前に進まないような気がしますけれども、その辺どうお考えなのか、教えてください。

○副議長（山本 進） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） 現在策定しております廃棄物処理施設整備基本構想につきましては、8月いっぱいをめどに取りまとめる予定としております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。8月いっぱい、処理方法が第一歩のステップになるのかなと思います。それで、2,000……、その前にやることあるんだ。頑張ってください。その方法については、エコになったり、あと、二酸化炭素削減につながったりとか、いろいろな部分がありますので。あと、リサイクルの確率も高くなるということもありますので、その辺をよろしくお願いします。

次に、仙台市のごみ処理との違いについてお伺いします。

焼却したハンガーなどの製品プラスチックと、資源ごみプラスチック容器を一括回収する仙台市の取組が、今年4月から始まっております。全域で始まっております。1日当たりの再利用可能な資源量は、前年同月比17%ほど増になっていると。ただ、一方では、ペットボトルも対象と勘違いする件があって、ごみが煩雑になって、選別が大変だという話も聞いていますが、塩竈市でこの仙台市のごみ処理についてどのように捉えているのか、ちょっとお知らせください。

○副議長（山本 進） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 製品プラスチックのリサイクルについてですけれども、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されまして、市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や、リサイクルに必要な措置を講ずるよう努めることとされております。

本市におきましては、今後の製品プラスチックのリサイクルの進め方については、現在、製品プラスチックの回収量の試算や、様々なパターンを想定した処理方法ごとの比較検討を行っているところでございます。

今後につきましては、国の動向や先進的な事例などを踏まえながら、今現在、策定中の基本

構想に併せながら、製品プラスチックのリサイクルの在り方についても整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） はい、分かりました。参考にさせていただいて、塩竈市でも、よりよくごみの排出量が減って、あと、様々なごみが様々な品物に変化するという形での処理のほど、よろしくをお願いします。塩竈市の人口も、2040年、2045年くらいですか、大体3万5,000人減るというお話もあります。ごみの量の計算もされているでしょうし、工場にした場合にはどのぐらいの規模とか、あと、炉にした場合でどのくらいかとかという、含めて、今後、何年か後の塩竈市の姿を見て、先ほど、市長からお話ありましたけれども、先を見据えて考えているということですので、その辺も含めて、今後もそういう部分で検討していただいて、よりよいごみ焼却といえますか、経済的な、本当に、今ですと発電がメインにやっている地域が結構多うございますので、その辺を検討していただければ幸いですので、よろしくをお願いします。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） 次に移ります。

市職員の人事管理についてということで質問させていただきました。先ほどは、伊藤博章議員からも質問があったんですけども、改めてまた質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

職員採用・退職者の状況について。

初めに、市の職員の採用、職員採用者状況についてお伺いします。

就活期の子供を持つ親にとっては、景気に左右されず、安定した雇用と給与、充実した休暇制度や福利厚生など、地方公務員は選ばれる職業でした。しかし、ここに来て、選ばれない職業になりつつあります。令和3年度地方公共団体勤務条件状況調査によると、一般職員、公務員の受験者総数の比較で、2012年、約60万人、2019年には44万人となり、7割強まで減少しています。競争率も、2012年度がピークで8.2倍の競争率、2019年ではボトムで5.6倍の競争率となっています。ある自治体の担当者から聞きますと、内定を出しても、民間企業に流れていく状況が見られると聞いております。

塩竈市では、新規採用者の競争率の推移などありましたら、お知らせください。

○副議長（山本 進） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 本市の採用申込みの状況についてお答えいたします。

令和4年度ですけれども、上級事務におきましては、採用を10名と、10名採用いたしました。これに対しまして、280名の申込みが当初ございました。28倍の倍率となっております。

令和2年度から、多様な考えや経験を持つ人材を幅広く求めるために、全国に所在しておりますSPIテストセンターで受験できるSPI3試験というものを導入することによりまして、全国から多くの方が受験できるようになりまして、よりよい人材の採用が可能になったという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。28倍もの難関を乗り越えてきた皆様方でしょうか、有望な人材がそろっているはずですので、なるべく離職しないような形での教育のほど、よろしくをお願いします。

最近の公務員のイメージ調査では、新型コロナウイルス感染症での担当職員の対応を見て、志望度が変化し、社会貢献度の高さや、地域に密着した仕事ができるということで、上昇していると。つまり、地方公務員になりたいという方が増えてきているというお話でした。ですから、大分、これからもよくなるか、絶対に元に戻るわけではないと思いますけれども、素晴らしい人材が集まってくると確信しております。

次に、離職率についてお伺いします。先ほどの伊藤議員とのちょっとかぶる部分がありますので、よろしくをお願いします。

21年度の一般行政職員の退職者は3万7,073人、離職率も、20代が2.62%、30代が2.06%、40代が1.68%になっております。塩竈市の退職者の割合といたしますか、20代、30代、40代、先ほどもお話ありましたけれども、30代が多いようですから、もう一度、確認の上、よろしくをお願いします。

○副議長（山本 進） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 離職率についてお答えいたします。

直近の離職率、令和4年度につきましては、普通退職者数が13人となっております。率としては2.8%でございます。令和3年度も同程度の率となっております、最も多いのが、今、議員おっしゃった30歳代ということになります。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） 少なく感じます。ただ、民間企業労働者の中で、メンタルヘルス上の理由で、過去1年間、連続して1か月以上休業した離職した方の割合は0.4%ということなので、地方公務員が置かれている職場はいかに厳しい環境なのかということがうかがえますが、それでよろしいでしょうか。例えば、今の状況は、なかなか改善できるのか、できないのか。できれば、本当に少ない人材を離職させないような状況で、皆さんで教育していくことも一番大事じゃないかなと思うんですが、その辺については、どうお考えでしょうか。

○副議長（山本 進） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 離職につきましては、我々も、なるべく辞めていただきたくないということで、研修等を重ねまして、様々な業務に対応できるように、様々な研修を行っているところでございます。

あと、長期病休ということになります。長期病休につきましては、大半がメンタルヘルス不調というのが多くて、令和4年度で、その割合は、全体の4.……、職員数に対しまして4.2%ということになってございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） 今日、こういう質問させてもらう原因は、この頃、マスコミ関係で、村会議員、町会議員、市会議員が、職員に対するハラスメントで新聞紙上をにぎわしております。その中で、果たして私たちは、そんなに、私、大きい声出るものではないんですけども、上から目線とかと言われたことはあるので、皆さんにご迷惑かけているのではないかとということも含めて、そういう相談窓口とかというのは、市役所内にあるのかどうか、お聞かせください。

○副議長（山本 進） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 相談窓口というのは、総務人事課の人材育成係というところが一義的な窓口となります。あと、産業医というのがありますので、そういった産業医の方々にお手伝いいただきながら、メンタルヘルス対策というものをしていきたいと考えてございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。



○2番（西村勝男） その中で、まだ議員の名前は出てきていないということによろしいですか。いやいや、名前で、そういう、いろいろポジションポジションで、そういう方々からのプレッシャーなり、パワハラがあったというような話は、聞こえてくるのかどうか、その辺、お聞かせいただければなと思ったものですから。

全体で1,010件ぐらい、全国では、そういう相談窓口での受付があったという話も聞いていますので、そういう部分で、塩竈市役所内では、そういう相談ということは、あったのかなかったのかだけで結構ですので、お聞かせください。

○副議長（山本 進） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 今のところ、そういうお話は、相談を受けておりません。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） ほっとしました。あ、違うか。

どうしても、我が身につまされるような話だったものですから、どうしても、地位を使って、立場を使つての暴言だったりハラスメントだったりということが話題に乗って、新聞紙上をにぎわした経緯もあったものですから、ちょっと気になりまして、今日は質問させていただきました。ありがとうございます。

大分急いで進んできたものですから、次に移ります。

高齢者支援についてお伺いします。

高齢者のスマホ購入補助金について、お伺いします。

各自治体と申しますか、そんなに多くはないんですけれども、自治体では、マイナンバーの普及や高齢者の活用促進を目的として、スマホの購入に対して補助金を支給しています。情報格差解消、お年寄りだからもう大丈夫だから、いやというものが、何か目に見えてあるようなので、高齢世帯の方には、1世帯につき1万円をとか、3万円をとか、2万円をとかと、各自治体によっては違うんですが、そういう補助をしながら、スマホの購入に向けて指導しているといえますか、PRしているということが載っていましたがけれども、その辺は、塩竈市ではどのようにお考えなのか、お知らせください。

○副議長（山本 進） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 一応、デジタル機器の活用ということなので、私からご答弁をさせて

いただきたいと思えます。

令和4年度の国の調査でも、世帯のスマホの保有率が9割を超えているということで、相当数、高齢者の方も、スマートフォンを所有しているのかなとは思っています。やっぱり県内で、栗原市で、75歳以上の独り暮らしの高齢者の方に、防災情報なんかを入れるということを目的として、スマホの購入の一部を補助しているというお話を伺っているところであります。やっぱりツールとして非常に重要なツールだと思っておりますので、今後、いろいろと調査をさせていただいた上で考えていきたいと思っています。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。

健康アプリみたいなものも入っていて、その日、何歩歩いたかという報告、これ相互交換しながら、その人が、現在、活動しているというか、生活しているというのが分かるような状況にしておかないと、何か月前ですか、北浜の大きなマンションの中で、独りで亡くなっての方がいらっしゃるとか、独り住まいの方なんですけれども、そういうことがないようにするためにも、独り住まいや高齢者の2人住まいの方に対しては、やはりそういうものをPRしながら、防災アプリを入れて、例えば、LINEでの連絡なり、あと、そういう健康のアプリを使っただけの健康体操なり、いろいろなものをやっていただくことも、高齢者にとってはいいのかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

上限最大で3万円ですかね。あと、1万円だったり様々あるようでございますので、よろしく検討していただいて、今、持っていらっしゃらない、情報がなかなか集まらないといいますが、情報格差が生じないような高齢者が出て、安否確認ができるようなシステムをつくっていただければ幸いですので、よろしくをお願いします。

次に、町内会のデジタル化支援についてお伺いします。

先日、新聞で、多賀城市の町内会が、無線通信アプリLINEを使って情報の発信を始めましたというのが載っていました。町内会で公式アカウントをし、活用するのは、県内で初めてと見られ、全国にも例がなく、若い世代の自治会活動への関心を高めているということでした。役員の負担軽減にもつながって、令和の町内会のモデルケースになっておりますというような新聞が載っていましたけれども、これについてどのようにお感じになるか、お聞かせください。

○副議長（山本 進） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 多賀城市の事例につきましては、私も存じておりますが、本市としましての考え方ということになります。

まず、町内会におきまして、いろいろな問題がある高齢化の問題とか、なかなか担い手が現れないという大きい課題があると承知しております。各町内会、今後、我々でも、機会を見まして、いろいろご意見伺いながら、本市のDX推進ビジョンの中でも、高齢者とか、なかなか触って使うのが苦手な方に対して、身近なところにお伺いして、いろいろな教室を開いたりというのも一つのメニューに入れておりますので、そういった中で、少し取組を検討させていただければと考えています。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。町内会単位で、町内会のお年を召した役員だけではなくて、若い方も含めて、見かねて手を出すという方も出てくる可能性もあります。町内会の維持管理する中で、人の入替えが全然ない状態で、85歳になってもまだ町内会長やっていますという方もいらっしゃいますし、やはり、なかなか、600世帯、700世帯考えると、班長が25人いて、まとめるだけで大変なんだという人もいらっしゃいます。そういうところに若い人が入っていただいて、LINEを使って、いろいろな情報交換しながら、町の、その町、町内の活性化に向けて進めていければなと思ったもので、今回、提案させていただきましたので、よろしくをお願いします。

最後になります。駐車場の利活用についてお伺いします。

本町のくるくる広場と宮町の裏坂公用車駐車場について、活用状況について、お知らせできる範囲でお願い申し上げます。

○副議長（山本 進） 千葉管財契約課長。

○総務部管財契約課長（千葉貴幸） 本町くるくる広場と宮町裏坂の公用車駐車場の活用方法というご質問でございました。

まず、2つの駐車場、くるくる広場と宮町の裏坂公用車駐車場につきましては、市が行政目的を有しない普通財産として管理をしております。くるくる広場につきましては、既に公用車駐車場としては使用しておりませんで、イベント開催時の催事スペースや、臨時の駐車場として活用しております。一方、宮町駐車場につきましては、現在も、壺番館庁舎の公用車駐車場として使用しております。ただ、こちらにつきましては、車両台数の適正化をここ3年間図ってまいりまして、直近、令和2年からの3年間で、計12台を減車しているという状

況でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） 駐車場は管財契約課でお持ちになっていて、それをお持ちするの分かるんですけれども、どうしても、観光だとすれば観光客、あと、産業部だとすれば消費者のためにと、市民のほうを向いてどう利活用したらいいのかじゃなくて、内部的にシェアして使って少なくしようとか、やっぱり、いろいろな場所に移して、あそこを何とかすばらしい活用方法を見いだそうとかという部分については、ちょっと弱いような気がしますが、その辺はどうですか。

○副議長（山本 進） 千葉管財契約課長。

○総務部管財契約課長（千葉貴幸） 西村議員おっしゃるとおり、あちらの2つの、本町くるくる広場と宮町駐車場につきましては、中心市街地の貴重な土地として、様々な用途に活用できると認識をしております。

日常業務や災害対応に支障を来すことがないように、引き続き、公用車の集中管理というものを進めていくとともに、工事、北側のり面の工事が終わりました本庁舎の駐車場に対する集約化といったものも踏まえまして、代替駐車場の確保というものも、今後、図りながら、宮町駐車場の機能を段階的に縮小してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。縮小するのは分かりました。

最終的にどう利用されるのか。どう観光客のために、どう消費者のために、どうまちづくりのために利用されるのかは見えていないんですけれども、その辺はどうお考えなのか、お知らせください。

○副議長（山本 進） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、私から。

当該土地、古くは、いわゆる門前町周辺の3拠点整備ということで、裏坂周辺の観光拠点としてイメージが描かれたという、たしか、時代もあると記憶してございます。

我々、観光といいますか、産業建設部の立場からしますれば、やっぱりロケーションがいいというのがありますし、一方で、門前町のにぎわいを復活させようという取組も、今後、具現化していくという形になりますので、まずは、公用車の適正配置で本庁舎に集約すること

が可能になれば、あそこの利活用も多分見えてくると思いますので、あとは、地域の皆さんも含めた議論の中で、どういった利活用がいいのかというのを、一緒になって、多分、検討していくという流れになるかと思います。

以上です。

○副議長（山本 進） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。

そこで一番欠けているのが、いつまでに。10年ぐらいあのままです。あそこ一番観光客が通る場所ですが、セイタカアワダチソウが、秋口になると黄色い花がいっぱい伸びていまして、去年は、土見大介議員から言われて、あそこ全部刈ったような気がしましたけれども。やっぱり観光客に対して一番失礼な場所ではないのかなと。ですから、あそこ整備されて、利用していただいて、いろいろな経済面での効果を上げる工夫をしていただかないと、今後、なかなか、リピーターといいますか、屋上駐車、神社の駐車場に上がるのに、30分、40分待つて上がっていく形になると、なるべく下で間に合うような形でやっていただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、大体、私の質問事項については、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（山本 進） 以上で、西村勝男議員の一般質問を終了いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は16時15分といたします。

午後4時04分 休憩

---

午後4時15分 再開

○副議長（山本 進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番今野恭一議員。

○7番（今野恭一）（登壇） オール塩竈の会の今野恭一でございます。

このたび、一般質問の機会を与えてくださいました先輩並びに同僚議員の皆様には感謝を申し上げます、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスは、2019年12月に中国で初めて報告されて以来、世界的な流行を見せて

おり、ピークを超えて感染症の第5類に分類されたとはいうものの、本市にあってもいまだに感染者が後を絶たず、当局の担当者の方々には、大変ご苦労さまでございます。

また、全国の感染されたの方々には、お見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりましたの方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、それでは、質問に入らせていただきます。

第5次塩竈市長期総合計画には、第1章、安心して産み育てられるまちづくり、そして、第1節には子育て支援の充実とありますが、少子化対策としてはどんなことをなさっておられるか、お伺いいたします。

以下の質問については自席にて行いますので、よろしく願い申し上げます。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 7番今野恭一議員の一般質問にお答えをいたします。

安心して産み育てられるまちづくりについてのご質問のうち、少子化対策についてでございますが、本市独自の少子化対策の目的と効果について、主な取組をご紹介させていただければと存じます。

1つ目につきましては、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業であります。

本事業につきましては、若い世代の定住を図るため、市内へ転入する子育て世代や3世代同居近居世帯への住宅取得を支援するものでございます。令和4年度の事業の実績といたしましては、45件の申請で165人が転入、うち子供が73人となっております。

2つ目、新婚さんいらっしやい事業。

これはちょっと拡大解釈の面もあるかもしれませんが、本事業につきましては、塩竈市に住んでよかったと思えるまちを目指すため、新婚のお二人の門出を祝福するとともに、新たな夫婦生活の経済支援を目的として、結婚祝い金を贈呈するものでございます。令和4年度の事業の実績としましては、143件の申請がございました。

3つ目、“こんにちは赤ちゃん”誕生祝金贈呈事業でございますが、本事業は、本市に生まれた赤ちゃんとご家族を祝福し、お子様の健やかな成長を願い、誕生祝い金を贈呈するものでございます。令和4年度の事業の実績につきましては、202件の申請があったところでございます。

そのほか、待機児童の解消や保育環境のさらなる充実に向けて、保育所の新設や、認定こども園への移行に対する補助など、東部保育所の民営化を円滑に行うための取組なども含めて、

総合的に少子化対策と思われるものについてお答えをさせていただきます。

○副議長（山本 進） 今野議員。

○7番（今野恭一） ただいま市長からは、新婚さんいらっしやい事業について、令和4年度、143件の申請があり、そしてまた、こんにちは赤ちゃん事業については、202件の申請がおありだったというお話をいただきました。大変、アイデアといたしますか、この事業をスタートさせたときには、面白いなど、大変いいところに目をつけたなと感じておりました。そしてまた、このような結果を聞いてみると、おお、もしかして、前年より、前年度より増えているのかなということに期待をしながら、今、ここに立っておりますが、前年度と比較してどうでしたでしょうか。担当の方、よろしく。

○副議長（山本 進） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） それでは、前年度よりどうだったかということでございまして、政策課から、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業についてお答えさせていただきます。

令和4年度、先ほど市長がお話ししたとおり、45件の申請で165人が転入、うち子供が73人ということでお答えさせていただきました。令和3年度と比較いたしますと、申請件数が46件、転入人口が164人、うち子供が69人と、若干ですが、転入人口が増えているという状況でございます。ただ、若干でございますので、政策課といたしましては、今回、この子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業に関しましては、40歳以下の申請者に関しては令和4年度までというところだったんですが、令和5年度から、42歳まで年齢を引き上げて申請を承っております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 今野議員。

○7番（今野恭一） 僅かであるけれども上向いてきているという感じに捉えました。なおさら、これから、なお一層、力を込めて、この事業に取り組んでいただきたいと思っております。施行して本市の人口が増えるのであれば、それにこしたことはございませんので、よろしくお願い申し上げます。

次に、第2節、地域社会による支え合いの充実とありますが、具体的な内容をお知らせ願います。

○副議長（山本 進） 答弁。

今野議員、もうちょっと具体的に質問の要旨、明確に聞いてください。

○7番（今野恭一） 第5次塩竈市長期総合計画と申し上げておりますので、その中で、地域社会による支え合いの充実とあるのですが、その中で、さらに具体的にお尋ねすると、子育て支援に関する事業というのがありました。これについては、どのような進捗で、どのような取組をなさっておられるのか、お聞かせ願います。

○副議長（山本 進） 本多総務部長。（「ちょっと確認して答弁させていただければ。申し訳ございません」の声あり）長期総合計画絡みだからさ。（「ええ、長期総合計画絡みで」の声あり）ああ。（「どの部分を」の声あり）

これ、ちょっと後ほどまた検証して答弁ということで、質問者はよろしいですか。

今野議員。どうぞ、はい。

○7番（今野恭一） もっと具体的に申し上げますと、保育所の待機児童はどうなっていますか。

○副議長（山本 進） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 保育所の待機児童ということなので、私からお答えさせていただきます。

今現在、令和5年の4月1日時点での待機児童に関しましては、5名となっております。年齢別なものを申し上げますと、1歳児が3名、2歳児が1名、3歳児が1名という状況になってございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 今野議員。今野議員に申し上げますけれども、質問は具体的に、当局が答弁できるようにしてください。（「はい、分かりました」の声あり）お願いします。

○7番（今野恭一） 待機児童については、前から、定例会あるたびごとにお伺いしておりますが、なかなかこの待機児童の解消ができておりません。これについては、やはり、その取組がちょっと甘いんじゃないかということを私は感じておりますし、市民からは、そういう声を寄せられております。

それは、何でかという、民間の保育所、つまり社会福祉協議会じゃなくて、社会福祉協議会かな、協議会でいいんだよね、社会福祉協議会の運営する保育所にあっては、もうほぼ100%を超えて受入れをしているのに、なぜ、市が運営している保育所は、待機児童があつて、しかも、入所率にしてみれば100%に到達していないのかと。100%行っていて、入るスペースがないのなら仕方ないと思いますが、やっぱり、市民から見ると、何やってんのというのが声でありますので、そこについてお答え願います。



○副議長（山本 進） 佐藤保育課長。

○福祉子ども未来部保育課長（佐藤聡志） それで、入所率、まだ100%になっていないのにと  
いうことで、ご質問でございます。

今回についてなんですけれども、今回、特に1歳児の申込みが大きく増加して、1歳児が3  
名、あと、2歳児、3歳児が1名ずつという状況になっております。

こちらについて、各保育所、公立保育所なんですけれども、例えば、ゼロ歳児、1歳児につ  
いては、保育所の保育室の大きさが決まっています。ゼロ歳、1歳児、2歳児という形で決  
まっております。今回、1歳児が非常に多くなったところございまして、公立保育所の1  
歳児入れるお子さん、受け入れられるように、ぎりぎりまで受入れしたところだったんです  
が、ハード的な面で受入れし切れなくて、待機児童が出たというのが大きな要因ございま  
す。

ただ、3歳児、4歳児、5歳児などの諸室については、まだ受入れができるような状況でござ  
いましたので、全体では充足率が低くなっているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 今野議員。

○7番（今野恭一） あのね、課長、そのお答えは、私が質問するたびに、もうぶっ壊れたレコ  
ードみたいに、同じことを繰り返しています。これは、市民から見ると、やる気を疑われる  
んですね。そこのところをしかと心得て、仮に部屋が狭いんだったら、広げればいいんじや  
ないですか。そういうこともやらないで、ただ、入所率は100%行っていないのに、待機させ  
る側、待機させられる側の、させられている側の身になって、しかも、その子供は分からな  
いですよ、子供さんは分からない、親元にいるのは一番いいんだから、それは、子供さんは  
何にも感じないかもしれないけれども、しかし、親御さんにしてみれば、仕事に行けるか、  
行けないか。そういうこと。つまり、生活に関わってくるんです。そこのところをしっかりと  
認識していただいて、ぜひともこれを解消して、100%到達するようにしていただければい  
いなと思います。

さて、次に、給食費の無償化についてお伺いいたします。

最近のマスコミの報道によれば、宮城県内の自治体でも、既に、気仙沼市、栗原市、七ヶ宿  
町、大郷町、大衡村が給食費の全額無償化を実施していると聞いております。さらに、富谷  
市、大和町、川崎町、南三陸町が今年度から全額無償にすると報道されております。

私は、以前から、一部の人が給食費の徴収に応じないで、不払いのまま卒業するというのは、不公平であると申し上げてまいりました。子供たちの教育現場で、このようなことがあっていいのでしょうか。お伺いいたします。お答えを願います。

○副議長（山本 進） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） 今野議員にお答えさせていただきます。

給食費の未納状況と未納対策についてということで、ご質問を受けてございます。

令和4年度におけます未納率につきましては、小学校で1.2%、中学校では1.7%ございまして、全体では98%の保護者の方々にお支払いいただいている状況となっております。

未納対策といたしましては、学校ごとに文書や電話による納入交渉を行っておりますが、納入を求めること一辺倒にならず、必要に応じまして就学援助などの支援につなげる意識を持ちながら、対応させていただいております。

ただ、悪質な件、やむを得ないと認められるようなケースが生じた場合は、裁判所宛てに支払いの督促の申立てを行うなど、法的な措置も視野に入れながら対応してまいりたいと考えてございます。よろしくお伺いいたします。

○副議長（山本 進） 今野議員。

○7番（今野恭一） 先ほど、どなたかの質問にお答えになりましたけれども、1億何千万円かの予算が必要になると、だからできないんだと、こういうお話がありました。ちょっと視点が違うんじゃないでしょうか。やっぱり、子供の、子供を育てる、子供を教育する、そういう立場で言うならば、そんな裁判所とか予算とか、そういう問題じゃないでしょう。この場を過ごせばいいというんじゃないと思いますよ、教育部長。そのところをしっかりと認識して、本気になって、これを取り組んでいただきたい。予算が足りなかつたら、議会に出せばいいじゃないの。そうしたら、議員の皆さんと相談しながら、我々は応援しますよ。出しもしないで予算がないなんて、そんなのはあまりにもいい加減だと思いますが、いかがですか。

○副議長（山本 進） 星教育部長。

○教育委員会教育部長（星 和彦） 先ほど、失礼いたしました。

答弁といたしましては、先ほどご答弁させていただきましたように、費用的には年間1億9,000万円ぐらいかかるということで、先ほどご答弁させていただいたとおりでございます。

ただ、市全体的な予算ということもございまして、やはり、財政的な懸念から、すぐに無

償化というのは難しいのかなと考えてございます。

このため、実現には、やはり国の関与が不可欠であると考えてございますので、市長会を通じながら、今後とも国に要望させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（山本 進） 今野議員。

○7番（今野恭一） あのね、市長会を通じていくのもいいけれども、ほかではもうやっているんです。ね。もう既にやっているところが、今さっきお話ししたとおりにあるわけですよ。それで、2億円の予算がひねり出せないのか、塩竈市。と思うんですが、市長、いかが。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 簡単に申し上げれば、1回やると決めたら、これから先ずっと出し続けなきゃいけないという現実があつて、単年度、例えば、1億9,000万円出せたとしても、来年、じゃあ出せるのかといったときに、今の塩竈市の財政状況なり、状況を鑑みれば、それは不安だという前提があります。市長会の中でも、いろいろな市長とお話をさせていただいている中で、今、ご披瀝いただいた、やると言った、全てやっている場合と、全体をやっていない場合と、あるはずなんです。ですから、それぞれの自治体でもやりたいんですよ、みんな。やりたいんですけれども、なかなかやれない現実があつて、それと周りの状況を、今、バランスを見ていると。その中でも、市長会の中で一致しているのは、とにかくこれは国の責任で、何らかの形でもいいからやってほしいということが、今、大勢を占めているのが現状でございますので、知事にも含めて、そういうご依頼をさせていただいている。全国市長会を通じて、そういうお願いも、先日の市長会でも決まって、やらささせていただいているというのが今の現状でございますので、これはご理解いただきたいと思います。

○副議長（山本 進） 今野議員。

○7番（今野恭一） 市長のお答えをお聞きすればなるほどとも思いますが、昔から、子は宝、家庭の宝、まちの宝、国の宝なの。ですから、やっぱり、そうした子供たちを、これから未来に向かって育てていく。それが大事だと思うんですね。それを、例えば、ある町では給食費要らないんだってよ。町が払ってくれるんだよ。塩竈市ではそういうのいないだよ。じゃあ、そっちの町に移転しようかという人もないわけでない。そういう人が出てくれば、当然、人口の減少につながります。税収が減ります。そういうことにつながっていくので、何とか、これを国に陳情するも、要望するも、とにかく実現するまで、教育部長、頑張っ

ください。よろしく申し上げます。

さて、それでは、次に、話題を変えましょう。

佐藤市長、実は、昨日の新聞に掲載されたようですが、この4年間を振り返って、市長としてお感じになられたことをお聞かせ願います。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま、この4年間、市長として感じたことについてのご質問をいただきました。

市長として感じたことにつきましては、就任直後、令和元年10月の台風第19号の災害対応に始まりまして、令和2年の2月からは新型コロナウイルス感染症関連事業の推進、原油や物価高騰対策の実施など、困難な状況の中での対応が続いてまいりましたが、市長としては、市民の皆様の生命、財産や、地域経済を守るため、その局面に応じた対策を、自分なりに誠心誠意行ってまいらせていただきました。

このような状況によりまして、公約に掲げた施策につきましてもなかなか実現できなかった部分もあったのではないかと考えております。

その一方で、7つの重点課題等々、山積している諸課題を改めて洗い出し、真摯に向き合いながら、議論を積み重ねて、その方向性について、少しずつではございますけれども、進めてこられたのではないのかなと思っております。

また、子育て世代を呼び込むための施策の実現や、将来の塩竈を担うお子様方に対する支援のほか、加速する高齢化社会に向けての見守り支援などにも取り組んできたところでございます。

今後も、地域の現状を把握しながら、市制施行100周年に向けた持続可能なまちづくりについて、模索してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（山本 進） 今野議員。

○7番（今野恭一） 市長、就任早々、大変でございましたね。それこそ、一番大変だったのは、新型コロナですね。もう本当に新型コロナの対応には手を焼いたかなと思っておりますし、また、担当された職員の皆さんにも、本当に労をねぎらいたいと思っております。

6月25日の河北新報の報道によれば、選ばれる市長になるよう努力し続けるとありますが、今後の抱負についてお聞かせ願います。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今後の抱負というご質問でございます。

私自身、市長に就任以来、山積する諸課題に、また、特に困難な課題にも逃げずにしっかりと向き合っ、市民や議会の皆様に情報を提供させていただきながら、臆することなく、聖域なき議論に取り組む姿勢を自分の中では貫いてきたつもりでございますが、まだまだ思い描いている行政の在り方を実現するには至っていないと考えております。

1期4年の様々な経験を踏まえながら、コロナ禍で疲弊をした、また、エネルギー高や物価高等、地域を覆う現況の厳しさにどのように対峙するかについては、喫緊の課題でもございますし、山積する長年の懸案事項も数多く、老朽化する清掃工場や市役所、市立病院や、少子化での学校再編など、その解決への道筋をどのようにしていくのか、私としては、18年後の市制施行100周年に向かって、あるべき塩竈市を市民の皆様と共に議論をし、共に悩み、共に歩む、人を思う、まちを思う、寄り添う塩竈市を目指して、塩竈市長選挙へ2期目の挑戦を決意いたしましたところでございます。

議会各位、市民の皆様のご賛同いただけるよう、努力し続けることをお約束し、今後の抱負への回答とさせていただきます。

○副議長（山本 進） 今野議員。

○7番（今野恭一） ただいま、市長からは、大変なご決意を伺いました。市長としての道筋は長く、まだ、トンネルの入り口をくぐったばかりだろうと思っております。

市長におかれましては、本市の山積する課題に向かって、積極果敢に取り組んでいただき、100周年に向かって、未来を担う子供たちに夢と希望を与え、誇りある塩竈市の礎を築いていただきたいと願って、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（山本 進） 今野議員に申し上げます。ご了解求めます。

先ほど、質問の中で、第5次長期総合計画に絡んでの子育て施策についてのご質問ありました。そして、後刻答弁すると、答弁ということをしていましたけれども、先ほど、具体的に、この内容が保育所待機児童ということになりましたので、先ほどの件についてはご了解求めます。よろしいでしょうか。はい。

○7番（今野恭一） 結構です。議長のおっしゃるとおりにお願いします。

○副議長（山本 進） 以上で、今野恭一議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、27日を議会運営委員会開催のため休会とし、

28日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 進） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、27日を議会運営委員会開催のため休会とし、28日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

午後4時44分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月26日

塩竈市議会議長 阿 部 かほる

塩竈市議会副議長 山 本 進

塩竈市議会議員 鎌 田 礼 二

塩竈市議会議員 伊 勢 由 典

令和 5 年 6 月 28 日（水曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 4 日目）

## 議事日程 第4号

令和5年6月28日（水曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 産業建設常任委員会所管事務調査報告

第3 議案第38号ないし第48号（各常任委員会委員長議案審査報告）

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし第3

---

#### 出席議員（17名）

1番	阿部眞喜	議員	2番	西村勝男	議員
3番	阿部かほる	議員	4番	小野幸男	議員
5番	菅原善幸	議員	6番	浅野敏江	議員
7番	今野恭一	議員	8番	山本進	議員
9番	伊藤博章	議員	11番	志子田吉晃	議員
12番	鎌田礼二	議員	13番	伊勢由典	議員
14番	小高洋	議員	15番	辻畑めぐみ	議員
16番	曾我ミヨ	議員	17番	土見大介	議員
18番	志賀勝利	議員			

---

#### 欠席議員（1名）

10番 香取嗣雄 議員

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
病院事業管理者	福原賢治	技監	鈴木昌寿
総務部長	本多裕之	市民生活部長	高橋五智美
福祉子ども未来部長	長峯清文	産業建設部長	草野弘一
上下水道部長	鈴木良夫	市立病院事務部長	鈴木康弘



総務部 政策調整管理監	末 永 量 太	総務部次長兼 総務人事課長	高 橋 数 馬
総務部 政策課長	木 皿 重 之	総務部 財政課長	佐 藤 渉
総務部 総務人事課総務係長	石 川 宏	教育委員会 教育会長	吉 木 修
教育委員会 教育部長	星 和 彦	監査委員	福 田 文 弘

---

事務局出席職員氏名

事務局長	相 澤 和 広	議事調査係長	石 垣 聡
議事調査係主査	工 藤 聡 美	議事調査係主査	梅 森 佑 介

午後1時 開議

○議長（阿部かほる） ただいまから6月定例会4日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の議員は、10番香取嗣雄議員の1名であります。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。

なお、発言の際に、マスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第4号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いを申し上げます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、14番小高 洋議員、15番辻畑めぐみ議員を指名いたします。



日程第2 産業建設常任委員会所管事務調査報告

○議長（阿部かほる） 日程第2、産業建設常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

産業建設常任委員会が行った所管事務調査について、産業建設常任委員長から報告を求めます。1番阿部眞喜議員。

○産業建設常任委員会委員長（阿部眞喜）（登壇） ただいま議題に供されました産業建設常任委員会所管事務調査における調査の経過の概要と結果についてご報告申し上げます。

本委員会では、調査事件「水産業及び魚市場事業に関することについて」、「港湾整備に関することについて」、「商工業及び労働対策について」、「観光の振興について」、調査を行うため、6月1日に塩釜商工会議所に行政視察を行い、商工会議所会頭並びに役員の皆様から現状と課題等について意見等を伺うことで調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

まず、各業界から現状と課題等についていただきました意見等についてご報告いたします。

水産業については、魚市場の水揚げ金額は、マグロの国内の価格高騰の影響で増加したが、

電気料金の高騰や人手不足が慢性的になりつつあり、深刻な問題となっている。また、新型コロナウイルス感染症流行前に実施していたフード見本市を3年間開催していないことから、販売促進活動の不足が現状での大きな課題と認識しており、魚市場と仲卸市場が協力し、現在、再構築が行われている仲卸市場をPRしながら、本市の魅力を的確に発信するとともに、今後のフード見本市の開催に生かしていきたいとのことでありました。

商工業については、建設業では、震災復興需要が落ち着き、復興関連の公共工事の減少で倒産が増加していることや、新型コロナウイルス感染症が法律で定める2類感染症から5類感染症へ引き下げられたことにより、地域の経済活動は活性化しつつあるが、依然として資金繰りが厳しい事業者も多いとのことでありました。

事業者への資金援助などの支援拡充という観点から、ふるさと納税の仕組みを活用し、さらに他地域から税収を得られるよう、先進事例等を参考にしながら研究いただきたいとのご意見がありました。

観光業については、塩釜発着の観光船の利用客が少ないことや、マリゲート塩釜施設内の空き店舗が約10店舗あるため、観光客が少なく活気が感じられないということでありました。

今後については、テナントショップで外国人向けの商品開発を進めるなど、インバウンド需要の増加に対応していく必要があるとのことでありました。

また、観光PR活動については、寿司、そして、生マグロの水揚げ量が日本一という本市観光の大きな魅力が、観光客に十分に情報が行き渡っていないという指摘がありました。おいしいお寿司・お酒があり、近隣には松島もあり、これほど環境が整っている観光地はないことから、良好な条件を生かして、市を挙げてPRしていく必要があるとのことでありました。

さらに、志波彦神社・鹽竈神社の参拝客や市内を散策する観光客のため、旧宮町分庁舎の駐車場を一般に開放いただくことはできないかとの意見がありました。

港湾の整備については、仙台塩釜港塩釜港区の水深の問題や、仙台港区との機能分担について要望を行い続けているものの進捗がないとの意見がありました。港湾を取り巻く環境は大きく変化しており、例えば、クルーズ船の寄港を誘致するという目標を掲げ、一体となって取り組んでどうかとの議論を行っているとのことでありました。塩釜港区をどのような港にしていくかというビジョンを持ち、意欲と情熱を持って動かなければ、港湾管理者の県を動かすことはできない。我々民間も課題解決に向けて努力していきたいということでありました。

海岸通再開発については、これまでの整備の経過や海岸通2番地区に完成した新たな商業施

設である「直会横丁」の今後の展開について説明がありました。

本塩釜駅や鹽竈神社、マリンゲート塩釜などをつなぎ、物語性を持った施設として観光客を迎えていきたい。商業と観光の起点として、大きなポテンシャルを秘めていることから、魅力的なテナントを直会横丁に積極的に誘致していきたいとのことでありました。

これらを踏まえ、当委員会としては、市に対し、次の項目について意見要望を行います。

1. 円安などによる物価高騰が依然として続いており、産業界に大きな影響を与えている。市は、今後も経済動向を見ながら、引き続き、物価高騰対策に取り組まれない。

1. 新型コロナウイルス流行により大幅に減少していた観光需要が戻り始めており、仙台国際空港を発着する国際線も台北便やソウル便に加えて、バンコク便や北京便なども再開される予定である。今後、増加する外国人観光客などを塩竈市に呼び込むための環境整備や誘致活動を民間や県内他自治体と共同で行われたい。

また、本町・西町などを回遊する観光客の利便性向上の観点から、観光客駐車場の確保を行われたい。

1. 仙台塩釜港塩釜港区について、港湾事業は本市の主要産業の一つであると考え、仙台港区の整備に遅れをとっており、改めて岸壁の整備や航路の浚渫が必要と考える。

また、航路の浚渫は、大型漁船の入港にもつながることから水産業にも影響するものである。港湾整備の機運を全市的に高めるとともに、市や本市港湾関係事業者が構成員となっている「仙台国際貿易港整備利用促進協議会」の枠組みを活用しながら、民間一体となって塩釜港区の整備を国及び県に働きかけたい。

以上、各委員から出された意見要望について、市当局におかれましては、その意を十分に体し、今後の事業執行に当たることを強く要望いたします。

以上、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 阿部眞喜

○議長（阿部かほる） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

暫時休憩いたします。北側委員会室において議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員及びオブザーバーの出席をお願いいたします。

午後1時09分 休憩

---

午後1時12分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって産業建設常任委員会所管事務調査報告は終了いたしました。



日程第3 議案第38号ないし第48号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（阿部かほる） 日程第3、議案第38号ないし第48号を議題といたします。

去る、6月16日の会議において、各常任委員会に付託しておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。12番鎌田礼二議員。

○総務教育常任委員会委員長（鎌田礼二）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6月20日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第38号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が導入されることに伴い、生活に困窮する外国人に対する生活保護措置に関する事務で個人番号を利用できるようにするため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 現在、マイナンバーの各種情報のひもづけの誤りや、暗証番号の複数回の入力誤りによる暗証番号ロックの問題など、国民のマイナンバー制度に対する不安が広がっている。市は、不安解消のため、国に対して意見されたい。

次に、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、物価高騰による食材費を補填し、学校給食費を据え置くための学校給食食材購入支援事業費や、自治総合センターから採択された消防団へのコミュニティ助成事業費、県の「学びを通じたみやぎの

共生社会推進事業補助金」を活用した障がい者の生活学習推進事業費が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. コミュニティ助成事業については、申請手続きが難しく感じるとの意見がある。周知、申請のサポートを行っているところであるが、さらに申請手続きについて丁寧な対応をされたい。

1. 学校給食食材購入支援事業については、主食及び牛乳の値上がり分を補填するものであり、副食費、いわゆるおかずについての補填がない。また、令和6年3月までの事業となっているが、財源となる臨時地方創生交付金の有無にとらわれることなく、次年度以降の継続について検討されたい。

次に、議案第44号「工事請負契約の締結について」は、清掃工場の耐震補強工事及び外壁損傷等の改修工事を実施しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号及び議案第46号「あらたに生じた土地の確認について」は、宮城県及び国が施行している貞山通1丁目地先の公有水面埋立てが竣功されたことにより、新たに生じた土地、宮城県施工分7,323.66平米及び国施工分3,466.47平米を確認するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号及び議案第48号「町の区域を変更することについて」は、議案第45号及び第46号で確認を行おうとする本市の区域内に新たに生じた土地を貞山通1丁目に編入しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の対応であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 鎌田礼二

○議長（阿部かほる） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。4番小野幸男議員。

○民生常任委員会委員長（小野幸男）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月21日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告をいたします。

まず、議案第39号「塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例」については、電子署名等に係る

地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機における印鑑登録証明書の交付に当たり、個人番号カードによることのほか、スマートフォンでの申請を可能とするため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 条例の改正については、マイナンバー制度に対する職員一人一人の理解を深め、マイナンバーカードなどの市民の不安や相談に対して、国から示された説明をそのまま伝達するようなことはせず、市民に理解いただき不安の解消につながる対応が可能な体制を構築されたい。

次に、議案第40号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」については、地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備、扶養親族等申請書の記載事項の簡略化、特定小型原動機付自転車の税率区分の移行について、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」については、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等により本市に転入された被災者の国民健康保険税の減免措置を引き続き1年間延長するため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「塩竈市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」については、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）、生活保護システムの改修、保育所等物価高騰対策補助事業、送迎用バス安全装置設置補助事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業などが計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 保育所等物価高騰対策補助事業については、エネルギーや食品価格等の物価高騰の影響

で保育所施設等の事業者は運営が厳しい状況であるため、その社会状況に合わせた支援を継続して行われたい。また、各施設において補助金が有効に活用されたかを検証されたい。

また、補助財源については、国や県に働きかけをされたい。

1. コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）については、町内会における集会所や備品の管理などの在り方を整理・検討されたい。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の対応であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 小野幸男

○議長（阿部かほる） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。1番阿部眞喜議員。

○産業建設常任委員会委員長（阿部眞喜）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月22日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、水産業・水産加工業事業者に対し、売上向上や販路拡大につながる事業等に補助金を交付し、売上げの回復を図る水産業・水産加工業元気アップ支援事業費や、電気料金高騰の影響により、厳しい経営環境にある市内事業者への事業継続を支援するため交付する、高圧電力契約者事業継続支援金、市内観光事業者等への支援のため、観光客に対し市内参加店舗で使用できるクーポン券の配布を行う、塩竈に寄ってけさいん観光プロモーション事業（第4弾）の事業費が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 水産業・水産加工業元気アップ支援事業について、公募の際には交付を希望する事業者に対し、補助事業内容の丁寧な説明を行われたい。また、事業終了後に提出される実績報告書を十分に精査し、各事業者における今後の事業展開を調査した上で検証を行い、今後の市の施策に生かされたい。

1. 高圧電力契約者事業継続支援金については、支給後に事業者から実績報告書の提出を受けるなどにより、事業効果を検証されたい。また、電気料金高騰による市内事業者への影響については、定期的なアンケート調査などにより実態の把握に努め、今後の市の施策に生かされたい。



1. 塩竈に寄ってけさいん観光プロモーション事業（第4弾）については、クーポン券の配布により本市の誘客促進と観光消費拡大を図ろうとするものであるが、昼間だけでなく夜間にも観光客にお越しいただくための参加店舗の拡充や、松島や秋保などの観光客にも本市に訪れていただけるような仕掛けづくり、きめ細かい対応を意識した実施店舗のマップ作成などに取り組むことによって事業を磨き上げ、クーポン券利用率の向上に努められたい。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の対応であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 阿部眞喜

○議長（阿部かほる） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。議案第38号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第39号「塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 久方ぶりにマスクを外させていただきます。よろしくお願いいたします。

日本共産党市議団の伊勢由典でございます。当市議団を代表して、議案38号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」と、議案39号「塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例」について、反対の討論を行います。

まず最初に、議案38号は、生活保護の医療扶助において、令和6年3月からマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認の開始に伴い、個人番号の利用が必要となる。生活に困窮する外国人の生活保護処置のため、塩竈市の条例改正を行うというものでございます。

次に、議案39号は、印鑑条例の一部改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正によって、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機における印鑑登録証明書の交付に当たり、マイナンバーカードのほか、移動端末、スマートフォンですね、からの申請を可能とするものであります。

一方、マイナンバーカードをめぐる、国会の議論では、6月当初の段階でマイナ保険証で

別人のひもづけ交付が7,312件とされ、現在でも精査中であり、連日のように新たな誤りが報道されております。また、医師や歯科医師会で作る宮城県保健協会が、マイナンバーと一体化した健康保険証を対象にした医療機関のアンケート、これは5月25日から6月7日まででございますが、同会員全員に送ったもので、回答99件があったうち、86件がマイナ保険証オンライン資格確認システムを導入。そのうち69件にトラブルがあったと回答し、ほかの人の情報にひもづけされていたのが1割。結局、従来の保険証で対応、紙ですね、従来の保険証で対応したが、対応できないケースが11件で、患者さんに一旦10割負担の事例が生じたアンケートの中で答えております。

こうした事態が生じて、国は2024年に従来の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードを健康保険証にするとしております。

これに対し7割の国民が、保険証廃止、あるいは延期や中止を求めています。

また、各種証明書の交付について、コンビニの証明書発行サービスの誤交付、例えば住民票、戸籍、印鑑登録証明書、これが8自治体27件などが明らかになり、まだまだ氷山の一角とされております。

大手メディアの社説等でも、読売新聞、「保険証廃止見直し、今からでも遅くない」、毎日、「混乱、拙速を廃止し立ち止まるべき」、産経、「マイナンバーカード混乱、普及優先見直し」、そして、あわせて各地方紙にも同様の社説が打ち立てられております。

6月15日の共同通信世論調査でも、マイナンバー医療保険証化に、65歳以上の方は75%先送り、40代から50代の方々も75%先送り、若年層である30代、40代の方も6割が同様の答えを出しております。

議案38号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」と、議案39号「塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例」は、いずれもこの問題噴出しているマイナンバーのシステムを利用したものであり、マイナンバーについては一旦立ち止まって徹底的な検証を行うことを求められるものであります。

このことを申し上げまして、議案38号、39号についての反対の理由といたします。ご清聴のほど、大変ありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。7番今野恭一議員。

○7番（今野恭一） 議案第38号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

の一部を改正する条例」及び議案第39号「塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場で討論を行います。

まず、議案第38号についてであります。この条例案は、生活に困窮する外国人の生活保護受給者が、医療扶助、いわゆる医療機関の受診等を行うに当たり、これまでは医療券という紙書類のやり取りが発生しておりましたところを、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を行うことによって、医療券の発行や送付に係る事務手続を省力化しようとするものであります。

また、医療機関に取りましては、これまで紙の医療券に記載された受給者番号等を診療報酬明細書に手入力する必要があり、記載に相違があった場合は、差し戻された診療報酬明細書を再提出する必要があり、その手続には数か月を要していましたところ、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行った場合は、自動的に受給者番号等が診療報酬明細書に記載されるため、医療機関等の手続の効率化を図る仕組みになっております。そのメリットは十分にあるものと考えられます。

仮に、本条例が否決された場合は、日本人の生活保護受給者には、このようなメリットが享受できているにもかかわらず、外国人の生活保護受給者は享受できないという取扱いとなることから、本議案に賛成すべきものと考えます。

次に、議案第39号についてであります。この条例案は、マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書が取得できるサービスを、今後、マイナンバーカード機能と同等の電子機能を持ったスマートフォンを使っても印鑑登録証明書を取得できるようにするものであります。

これにより、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、対応するスマートフォンで交付を受けられるようになり、市民の利便性の向上が期待できることから、本議案に賛成すべきものと考えます。

反対者は、マイナンバー制度に対する不信などを挙げておられるようですが、そもそもマイナンバーカードに保存されている情報は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真のカードの表面に記載されている情報のみであり、医療情報といったプライバシーの高い情報は保存されておりません。また、医療機関の受付窓口での認証に顔認証が導入されているなど、使い勝手の点でも考慮されたものとなっております。

当局におかれましては、これらのことを市民に対し丁寧に説明し、不安解消に努めていただ

きたいと思います。

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤となるものであり、本市においても市民に対し丁寧な説明を行いながら、引き続き推進し、市民の利便性向上や行政手続の効率化などを進めていくべきものと考えます。

以上のことから、議案第38号及び第39号について賛成いたします。

○議長（阿部かほる） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第38号及び第39号について採決いたします。

議案第38号及び第39号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立多数であります。よって、議案第38号及び第39号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第40号ないし第48号について採決いたします。

議案第40号ないし第48号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。よって、議案第40号ないし第48号については、委員長報告のとおり決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

午後1時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月28日

塩竈市議会議員 阿部 かほる

塩竈市議会議員 小高 洋

塩竈市議会議員 辻畑 めぐみ